

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館

国立公文書館

分類 法務省
平成11年

排架
番号 4 A
18
2130

裏
面
白
紙

22

機密書類第一七四四號

冒頭陳述 三國同盟

太平洋段階第五部第一節

オウエン。カニンガム

一九四〇年九月二十七日、日、獨、伊間に三國同盟が締結されました。檢察側では、これが一九三八年及三九年に右の三ヶ國間に試みられた所謂「防共協定の強化」のための交渉の延長或は復活であり、この協約を包含してゐると主張しました。若し許されるならば世界分割と所謂「新秩序」の建設をめざす侵略國の包含してゐると主張しました。第一に日本政府は「防共協定強化」の交渉を完全に打切つた事。第二に、獨ソ不可侵條約が一九三九年八月二十三日締結され、これが日本において大きな衝撃となり、ために平沼内閣が倒れた事實であります。その結果日獨關係は完全に打ち切られたのであり、ドイツのこの背信に對する日本政府及び軍部の非常

② 1-1

機密文書第一七四四號

冒 頭 陳 述 三 國 同 盟

太平洋段階第五部第一節

オウエン。カニンガム

一九四〇年九月二十七日、日、獨、伊間に三國同盟が締結されました。檢察側では、これか一九三八年及三九年に右の三ヶ國間に試みられた所謂「防共協定の強化」のための交渉の延長或は復活であり、この協約はその本質において世界分割と所謂「新秩序」の建設をめさす侵略國の計畫の最後の發展を包含してゐると主張しました。若し許されるならば我々は、以下の事實を證明したいと思ひます。第一に日本政府は「防共協定強化」の交渉を完全に打切つた事。第二に、獨ソ不可侵條約が一九三九年八月二十三日締結され、これが日本において大きな衝撃となり、ために平沼内閣が倒れた事實であります。その結果日獨關係は完全に打ち切られたのであり、ドイツのこの背信に對する日本政府及び軍部の非常

92 1-1

三國條約締結の交渉は一九四〇年九月に近衛内閣の下に始められたのであり、檢察側の主張せられる如く同年七月ではなかつた事も明かにされるであります。

檢察側は、三國同盟の目的か、所謂「新秩序」の建設、即ち世界から民主主義を消滅せしめ、侵略國による世界諸國の征服にあつたと主張されました。

な憤激と無慮がこの關係破裂の原因でありました。日本と獨伊二ヶ國との關係には檢察側の主張されるやうな連關性はありません。これは決定的に證明されるであります。

右の事實は平沼内閣に次いた阿部、米内内閣が外交方針の根本目標を日本關係の向上においた事實を示す書類を提出することにより確證されるであります。彼等はこの目的達成のため全力を盡したのであり、日獨關係はその間非常に冷淡でありました。合衆國はこの日本の努力に報はず、日本に對する合衆國その他諸國の經濟的壓迫は日米通商條約の期限満了と共に強化されました。

歐洲に於ける一九四〇年五月のドイツの勝利は日本をしてドイツが東亞におけるフランス及びオランダの繼承者の地位に出るのではないかといふ怖れを抱かせました。當時の日獨關係の冷淡さはこれら東亞問題に關して兩國の協力を不可能ならしめました。檢察側では蘭領東印度及び佛領印度支那の問題に關する日獨交渉の記録、特にリッペントロップ佐藤會談の記録を提出し兩國間に協力の存在したことを主張されます。又併し右の事實は反對に日獨間の無協力を示すことが證明されませう。

この罪狀の反響として、次の事實が證明されるであらう。即ち日本政府は、三國同盟を、世界平和維持のため、自衛的、平和的目的を以つて締結したといふ事實であります。日本の終局の目的は、世界各國、殊にアメリカ合衆國と、平等及び相互的尊敬の基礎の上に立つ友好關係を促進することでありました。日本は、この目的達成の第一歩として、當時日本が直面してゐた國際的孤立から脱出して、その外交的地位の退化を防ぐことが必要であると考へました。日本がアングロ・サクソン系諸國に對する接近政策に失敗し、アメリカの壓力増大の結果、完全な國際的孤立に陥る危険をみてとり、日本は、終局の目的、即ち日米國交の調節は、第一に日本の國際的地位を改善する事なくしては、不可能であるといふ決論に達せざるを得なかつたのであります。

多少の危険は覺悟の上で、他の國家と連合してこの目的は達しなければなりません。而して當時の國際情勢では、ドイツとイタリイのみが同盟國として利用し得る國家でありました。日本政府が、侵略的目的

を有せず、又、三國同盟の結果として歐洲戦争に引き込まれぬやう出来るだけの用心をした事實は、その交渉に對する政府の記録によつて證明せられるであります。又、これが今、我々の證明せんとする目的の一部であります。

「新秩序」といふ用語の解釋に關しては、その語が、世界平和確立計畫の一部として、一區域的組織の實現を意味してゐたことが、證據により示されるであります。それは侵略的な性質のものではなく、又現存の條約と義務とに違反するものでもありませんでした。日本及びドイツの指導者が世界制覇又は世界分割をたくらんでゐたといふ主調の事實無根であることを證明する證據が提出されてあります。三國同盟條約に含まれた互助の契約は自動的に效力を發するとする、檢察側の提訴に對しては、さうでなかつたことが證明されるであります。

三國同盟締結から太平洋戦争開始に至るまでの間の、日獨伊の國際關係に關しては、辯護側は、次の事實を指摘して、相互援助の事實の

なかつたことを證明するでありませう。
即ち、

(一) ドイツは日本にドイツの對英戦争に参加することを望みました。
(二) ドイツは、獨逸戦争が開始され、ドイツ軍がモスコーに迫つてゐた時、日本がロシアを攻撃することを望みました。

(三) ドイツは日米戦争を欲しなかつた。日本は單獨に合衆國を攻撃したのであります。

シンガポール問題に關して檢察側の提出された證據の大部分は、ドイツ政府の文書でありまして、これは、この性質上、偏見のたるをまぬがれず、單に、當時のドイツ政府の意圖或は自己流の解釋を示すものであり、本法廷の現今の勢定と檢察側の異議に照して、これは全然無視すべきものであります。

辯護側は、日本が、ドイツからの對英戦争参加の要求を外交的手段により堂に拒否した事實を示す證據を提出するでありませう。このドイツの要求は、三國同盟締結の際のドイツの條約に反するものであり

3-2

ました。

檢察側によつて提出された、ドイツ外務省保管にかゝはる諸會談の記録は正式な政府の記録に非ず、然らずば正確性を缺いてゐるといふ事實又、一九四一年三、四月に松岡外務大臣がベルリンを訪問した時、ドイツの指導者は彼に眞實を語らなかつたといふ事實も、明かに證明されるでありませう。

蘇連邦に對しては日本は三國同盟の條文及精神を遵守し之を友好關係維持に努力したのであります。

日本は對蘇戰參加といふ獨逸再三の要求を斷呼退けました。日本が日本の反對にも拘らず起された獨逸の對蘇攻撃を獨逸の背信行爲と看做し更に、かかる獨逸の行爲の結果三國協定の基礎自体が、無に歸せるものと看做せるを立證する證據を提出せんとするものであります。

檢察側は、日獨協調の例證として、日本の佛印及泰國進駐を指摘して居りますが、此の問題解決に當り、日本が佛本國政府に對する獨逸の壓迫・利用しなかつたが立證されるのであります。

一九四一年（昭和十六年）四月日本が米國と非公式會談を開始した時日獨關係は從來以上の難局に遭遇したのであります。

獨逸は、日本の意圖に疑念を抱き會議の眞の内容の報告を同會議參加許容を要求したのであります。日本は應諾しなかつたのであります。此の點に就いても亦、證據が提出されませう。

日本をして對米戰爭を決心せしめた事情は本段階の別の審議區分に於

て徹底的に究明されるであらう。

日本の既戦決定が獨逸との協議は請ふに及ばず何等の外部的影響は
無關係に、自衛を考慮した結果であり、又、日本がその軍事作戦實施に
當りて此等諸國から何等の援助も期待しなかつた事が立證されるであ
りませう。更に、日本は既戦決定を極重秘匿し、真珠灣攻撃は獨逸にさつて
完全なる秘密であつた事實に於ても證據が提出されるであらう。他
方また獨逸の對米宣戰が三國同盟に關連せざる事、又、獨逸自身一九四
一年（昭和十六年）九月のルーズヴェルト大統領の「無制限攻撃」令以
來事實上米國と交戦状態にあるを考へて居る事を立證するであらう。
且、政治經濟軍事面に於ての聯合國側の緊密な協同は全く反對に、日
本及び此等兩國が實際は、別々の戦争を行つたといふ事實を、單に日本
及獨逸からのみならず聯合國からも有力な證據を得て、提出するであ
らう。

本法廷に於かれては、日獨の對伊關係の結果が此の證據提出に於て、

無視されてゐる事實を認めらるべきであります。伊太利が無能且つ無益の同盟國であり、何れの場合に於ける伊太利の援助も、いかに鼻屑目に評價しても價値はゼロであるといふ事は、歴史によつて既に明らかであります。一九四三年（昭和十八年）に伊太利が降服し、一九四五年（昭和二十年）に獨逸が降服し、更に遅れて、日本が降服した事實は、檢察側がその證據中に幾度となく言及した非個別媾和條約について、之が辯護をも釋明をも不要とするものであります。

私は法廷の許可によりまして以上の簡単な陳述を裏書きする、書類及び證人を提出するものであります。

5-2

證明第一九八號

證明書

氏名	就任の期日	辞任の期日
廣田 弘毅	昭和十二年六月四日	昭和十三年五月二十六日
廣田 弘毅	昭和十三年五月二十六日	昭和十三年九月三十日
廣田 弘毅	昭和十三年九月三十日	昭和十三年十月二十九日
廣田 弘毅	昭和十三年十月二十九日	昭和十四年八月三十日
廣田 弘毅	昭和十四年八月三十日	昭和十四年九月二十五日

石は昭和十二年六月四日より同十四年九月二十五日に至る期間に於ける大日本帝國外務大臣の氏名並びにその就任及び辞任の期日に相違ないことをここに證明する

昭和二十二年五月九日

外務大臣官房人事課長 寺岡 洪平

昭和十二年六月四日
昭和十三年五月二十六日
昭和十三年九月三十日
昭和十三年十月二十九日
昭和十四年八月三十日
(大日本帝國外務大臣)

證明第一九八號

證明書

氏名	就任の期日	辭任の期日
一 廣田 弘毅	昭和十二年六月 四日	昭和十三年五月二十六日
二 宇垣 一成	昭和十三年五月二十六日	昭和十三年九月 三十日
三 近衛文麿 (兼任)	昭和十三年九月 三十日	昭和十三年十月二十九日
四 有田 八郎	昭和十三年十月二十九日	昭和十四年八月 三十日
五 阿部信行 (兼任)	昭和十四年八月 三十日	昭和十四年九月二十五日

石は昭和十二年六月四日より同十四年九月二十五日に至る期間に於ける大日本帝國外務大臣の氏名並びにその就任及び辭任の期日に相違ないことをここに證明する

昭和二十二年五月九日

外務大臣官房人事課長 寺岡 洪平

裏面白紙

22

Def Doc1527B

證明第一九九號

明書

氏名	職務執行開始期日	職務執行終止期日
一 東郷 茂徳	昭和十二年十二月二十四日	昭和十三年十月二十七日
二 大島 浩	昭和十三年十月二十七日	昭和十四年十月二十九日
三 宇佐美 珍彦 (代理)	昭和十四年 十月二十九日	昭和十四年十二月 四日
四 來 三郎	昭和十四年十二月 四日	昭和十六年二月 十四日

右は昭和十二年十二月二十四日より同十六年二月十四日に至る期間に於ける獨逸國駐劄大日本帝國特命全權大使及び同臨時代理大使の氏名並びにその職務執行期間に相違ないことをこゝに證明する

昭和二十二年五月九日

外務大臣官房人事課長 寺岡 洪平

裏面白紙

29

Def Doc 1: 27c

證明第二〇〇號

證明書

氏名	職務執行開始期日	職務執行終止期日
一 堀 田 正 昭	昭和十二年 七月二十五日	昭和十三年 十月三十一日
二 寺 崎 太 郎 (代理)	昭和十三年 十月三十一日	昭和十三年 十一月二十四日
三 坂 本 瑞 男 (代理)	昭和十三年 十一月二十四日	昭和十三年 十二月二十九日
四 白 鳥 肇 夫	昭和十三年 十二月二十九日	昭和十四年 九月 十五日
五 坂 本 瑞 男 (代理)	昭和十四年 九月 十五日	昭和十五年 十一月 二日
六 天 野 英 二	昭和十四年 十一月 二日	昭和十五年 十二月 五日
七 河 原 一 郎 (代理)	昭和十五年 十二月 五日	昭和十五年 十二月 五日
八 堀 切 善 兵 衛	昭和十五年 十二月 五日	昭和十七年 十月三十八日

右は昭和十二年七月二十五日より同十七年十月二十八日に至る期間に於ける伊太利國駐劄大日本帝國特命全權大使及び同臨時代理大使の氏名並びにその職務執行期間に相違ないことをこゝに證明する

昭和二十二年五月九日

外務大臣官房人事課長 寺岡 洪平

裏面白紙

高橋

東京府知事(三)
年報(三) (又町(三) 教)

日本ハ「ソ」ニテガ加シナイ戦争ニ於テモ強伊魯ニ立チ此ノ援助ノ意
 思ヲ公表シ可能ナル範圍ニ於テ其ノ援助ヲナス用アリト明カニ示ス
 然シ乍ラ待知ノ例外の場合ニハ日本ノ右ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイ
 万ガ三ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイハ三ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイ
 日本ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイハ三ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイ
 タタテラハ其ノ援助ヲセシメナイハ三ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイ
 二、此ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイハ三ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイ
 生ズル日本ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイハ三ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイ
 シク決定スルコトヲ要求シタ。大島及魯ノ官知ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイ
 且決定的ニ東京カラ送ラレタ。此ノ訓令ハ何事日本政府ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイ
 ノテハナイト言ハシタ。此ノ訓令ハ何事日本政府ノ如キニテ其ノ援助ヲセシメナイ

月十七日「ベルリン」
 月十七日「一九四三」
 月十七日「一九四三」

高橋

寫
一九三九年六月十七日「ベルリン」新聞
東京宛六月十七日第一九四號

大使宛電

一、大島大使ハ本月十七日「ベルリン」ニテ日本政府ノ同盟開断ニ關スル最近ノ決定ヲ左ノ如ク報告シタ。

日本ハ「ソ」連ガ「那」シナイ戦争ニ於テモ獨伊ニ立チ此ノ援助ノ意ヲ公表シ可也ナル範圍ニ於テ對等の援助ヲテス用テアリト欲ヘル。

然レ作ラザルニ外ニ他ノ聯合ニハ日本ノ右ノ如キニテテラセシメナイ

万ガ三ノ「モ」知テ合スルコトガアリテル。然ルニ合ニハ三ニハ

日本ノ「モ」ニ付テ「ラ」ゲルガアル。尤モ日本ハ「モ」ニ付テ「ラ」

「モ」ラ「モ」カ「ラ」留「メ」ニ依リ「モ」ハ「ナ」イ。從テ日本ハ「モ」ニ

「モ」ラ「モ」カ「ラ」留「メ」ニ依リ「モ」ハ「ナ」イ。從テ日本ハ「モ」ニ

二、此ノ日本ノ決定ハ「モ」ニ依リ「モ」ハ「ナ」イ。從テ日本ハ「モ」ニ

生ズル「モ」トナリ「モ」ノテ「モ」分ハ日本ノ「モ」ニ依リ「モ」ハ「ナ」

シク決定スルコトヲ要求シタ。大島及「モ」ノ「モ」ハ「ナ」イ。從テ日本ハ「モ」ニ

決定的ニ東京カラ送ラレタ「モ」令ハ「モ」及「モ」ノ「モ」ハ「ナ」イ。從テ日本ハ「モ」ニ

ノテハナイト言ハシタ。此ノ「モ」令ハ「モ」及「モ」ノ「モ」ハ「ナ」イ。從テ日本ハ「モ」ニ

裏面白紙

夕、安諾セントスルモノデアル。又新設の地的地所ヲ以テヤウトス
 ルモノテモナイ。且ニ此等ニ依ツテハ三ノ方紛争ノ母日本ノ利益ノ
 所ニ對シ合意スルコトガ出テ來ルトモ、同様に新ベントシタノミテア
 ル。反之日本政府ガ其意ヲ自ラ持テ、同様に新ベントシタノミテア
 可來シ、且ルト管フノテハナイ。且ニ同様に新ベントシタノミテア
 可ノ三ノ條第二項及秘密條項規定ヲ(1)項ノ規定以外ヲ意味スルモノ
 ノハナク之無ノ規定ニ依テ、同様に新ベントシタノミテア、且ニ同
 ノ條項ハ其ノ何れも、同様に新ベントシタノミテア、且ニ同様に新ベ
 ントシタノミテア、且ニ同様に新ベントシタノミテア、且ニ同様に新ベ
 ントシタノミテア、且ニ同様に新ベントシタノミテア、且ニ同様に新ベ
 三、自分ハ世ノ日本政府ノ訓令ノ裁明ヲ「テ」ク、ノ「ト」シテ大長
 ニ、自分ハ世ノ日本政府ノ訓令ノ裁明ヲ「テ」ク、ノ「ト」シテ大長
 フタ。

(1) 日本大長官ヨリ、約ノ署名ニ先テ外交的聯合セニ希スル日本政府ノ
 旨ヲトシテ手交セラルベキ事ニ、
 (2) 日本大長官ヨリ、同様に新ベントシタノミテア、且ニ同様に新ベ
 サレタリ、且ニ同様に新ベントシタノミテア、且ニ同様に新ベ
 ニ付テ、アル。

裏面白紙

甘ノ味自分ハ何ノ點ニ對シ日本政府ハ今ナサレタキ年ニ依レバ舊習
 謀ニ此ル外交的説明ニ完全ニ同意シ且日本側ガ最初提議シタ如キ
 條約ノ適用ヲ極限明瞭ニ「ソ」邊ニ對スルニ對シテ聯合ニノミ限セン
 トスル説明ヲ撤回シタモノト認メラル、旨達ベタ。何ノ點ニ對シテ
 ハ自分ハ極速御ノ提議シタ口頭説明ガ御伊ノ受取シ得ル程度デア
 ルヲ強調シタ。
 大島ハ何ニ對シ自分ノ見解ニ同意シタ。何ニ行テハ日本政府ハ乍
 遺憾依然トシテ口頭説明デハ満足セズ此ノ聲明ニ交換公文ノ形式ラ
 ヘルコトヲ固執シテ居ルト云ベタ。
 自分ハ耳邊テ彼ニ對シ之ハ猶伊ニ取リ絶對ニ支障不モテアルト云ベタ。
 彼々ハ日本ノ存在ノ實地的優勢ヲ充分認ツテ居リ吾等ノ一黨ニ對シ
 本ノ能刀ヲ懸ルスルニ對シテ實地的行動ヲ期待スルモノトナイコトヲ
 云。此ノ點ニ對スル一切ノ細目ハ秘密附屬條約ニ對シテ保留セ
 レテ居リ日本ハ條約自體ニ依ツテハ未ダ何事ノ決定ノ行方ヲ豫ル
 者フモノトハナイ。從テ日本ノ特別ノ提議ハ元來條約ノモノデア
 ル。我々ハ然シ乍ラ若シ耳ノ邊ガ我々ノ提議シタ如キ形式ニ於テ口頭
 ナサレラバ結局ニ於テ受諾スルコトガ出テ来ル、蓋シソレナラバ
 中當義者間ニ當ニ述べラレ且御認セラレタコトヲ言ツテ居ルダ
 ケダカラ

裏面白紙

デアル。然シ乍ラ正式ノ文ヲ以テスル要領公文ニ依リ明瞭ハ全ク違ッ
 タ様式ヲ替ビル。モシ之ヲ行ヘバ我々ハ二ツノ平行的文ヲ持ツコトニ
 ナルダラウ。且一ニ於テ日本ハ援助ヲナス義務ヲ負ヒ同時ニ他ノ文書
 ニ於テ日本ハ存在及近キ將來此ノ援助義務ヲ遂行スル力ガナイコトガ
 確認セラレルテアラウ。之ハ條約ノ目的ヲ其ノ反逆ニヒツクリ返シテ了
 フテアラウ。斯ル交渉公文ヲ秘密ニスルコトガ出テ来ナイコトハ我々テア
 ル。我々ニ日本政府ハ之ヲ秘密院ニ於テ取ハ其ノ能ク、官ノ反逆黨ニシテ利
 用シヤウト言フノデ重秘ヲシテ居ルノテアル。然シ乍ラ多クノ人ガ之ヲ
 知ツタナラバ幾重ナ秘密保持ハ完全ニ不可能デアアル。何故ヤノ宣傳ハ然
 ラバ全ク正當ニ全條約ヲ無價値ノモノトナスデアラウ。日本側ノ立憲カ
 ラシテモ斯ル形式ニ依リ日本ノ弱點ヲ正式ニ暴露スルコトハ到底ナシ
 ナイ所デアラウト。
 不島ハ此ノ所任ヲ替人トシテハ完全ニ正當ト認メタ。彼ハ東京ニ電線
 ヲ掛シ交際公文ニ準スル猶備ノ立憲ヲ曉諭シテ當地ニ於ケル交渉ノ障礙
 定セラレタ日本政府最終訓令ノ意味ヲ明メテ解釋センコトヲ求メタノデ
 アル。

裏面白紙

最近駐羅馬日本大使白鳥が「ベルリン」ニ滞在申テアルノデ自分ハ昨日彼
 、伊太利大使及大島トノ合同會談ヲ行ツタ。其ノ際白鳥ハ彼自身トシアハ
 東京ガ末ダニ日本ノ制限サレタ軍事的能力ニ懸スル交換公文ヲ頑強ニ固執
 シテ居ル事實ヨリシア日本政府ガ同盟全般ニ關シ或ル種ノ「精神的留保」
 ラナシ居ルモノデアルトノ結論ヲ抽出サザルヲ得ナイト旨ヲ相當ハツキ
 リ述べタ。彼ハ從ツテ日本政府ガ彼ニ完全ニ同意スル獨斷ノ立場ヲ考慮
 スルヤニ付懷疑的デアアル。斯ル情勢ニ鑑ミ彼ハ交渉ノ決裂ヲ避ケル爲秘密
 的ニ發動シ右兩國ガ中立ノ場合ニハ日本ノ態度ハ三國ノ協議ニ依リ決セラ
 レル旨ヲ明瞭ニ規定スルコトハ出來ナイカト考ヘツイタ。カクスレバ獨
 伊トシアハ條約ガ米「ソ」ノ以テ紛争ヘノ參加ヲ牽制スルニ大イニ役立ツ
 ト言フ利益ヲ得ルデアラウト、自分ハ此ノ考ヲ最モ強ク到底不可能ナセノト
 シテ斥ケタ。若シ日本ガ斯ル留保ヲナセバ獨伊ハ當然其ノ日本ニ對スル
 援助義務ハ英國取ハ佛國ガ戰爭ニ參加シタ場合ノミ自動的ニ發動スルトノ
 同様ノ留保ヲナサネバナラス。然ラバ條約ハ其ノ本來ノ政治的效果ヲ失
 フデアラウ。完全ニ明瞭ナ、個々ノ戰爭ノ狀況ニ左右サレナイ様ナ留保
 ノミガ「ソ」ニ對シ參戰ヲ牽制スル如キ效果ガアルデアラウ。若シ日本
 ガ斯ル留保ヲ實際決意シナイト言フナラ一切條約ヲ締結シナイコトヲ考慮
 シナケレバナラヌト。

裏面白紙

Def. Doc. 3629

再
持出サレル時ノミ議定スル様訓令スル
訓令
自分ハ貴使ガ東京ニ於ケル話合ノ際ニ於テ自分ノ執ツタ立場ヲ主張スル様
今スル。貴使ニ述べた島ノ個人的提議ニ付テハ日本側カラ貴使ニ對シ

「リツベントロツブ」

裏面白紙

高橋義次

享

暗号電報(秘密暗号法)

伯林 一九三九年(昭和十四年)三月二十日

東京死 一八九八号

大使親展

外務大臣ハ貴下ガ今迄興ヘラレタ情報ニ基キ個別的
話合ヲ續テルニトモ何等異存ハナイガ町向妻ニ関
シ條約 締結ノ問題ヲ今無理ニ催促ニテ
行ニ貴下ニ要請スル

EXT 27
Doc Doc 1313

201-6-12 (3)
外務大臣
(1939年)

「アイツゼフカー」

y. Tabuchi

Doc Doc 1313

高橋發次

享 暗号電報(秘密暗号法)

柏林一九三九年(昭和十四年)三月二十日

東京宛 第一九八号

大 使 親 展
外務大臣ハ貴下ガ今迄興ヘシタ情報ニ基キ個別的
話合ヲ續ケルニトシテ何等モ存ハナイガ町間ニ
シテ條約 締結ノ問題ヲ今無理ニ催促ニテ
補ニ貴下ニ要請スル

「アイツゼフター」

裏面白紙

EXH 2723

Def. Doc. # 1632

22
22-1-12 (4)
牛蒡(根)及び(葉)の抽出物
(牛蒡根抽出物)

高橋發次

同覽前ニ先ツ

外語次官ニ見セルコト

一九三九年(昭和十三年)七月二十日

旧称ニ於テ

「ヴェアマン」(墨名)

1

16-1

17

EXH 2723

Def. Doc. # 1632

27

高橋義次

同寛前ニ先ツ

外務次官ニ見セルコト

一九三九年（昭和十三年）七月二十日

似林ニ於テ

「ヴェアマン」(署名)

1

16-1

17

蘇軍ノ行動ノ理由ニ付テハ日本政府トシテハ臆測ニ類ル外ハナイ。
右行動ハ日本軍ガ支那ニ於ケル戦争ノ結果滿洲國ニ於テモ猶
強力デアルカヲ明ニスル目的ヲ持ツテ居タカモ知レヌ。他ノ一ノ可
能性ハ天津事件ト關係シ英國ニ精神の援助ヲ與ヘヤウトシタト言フ
コトデアル。第三ノ見方ハ蘇聯ガ「モスコ」會談ヲ願シテ蘇聯
ハ歐洲ノ事件ニハ關心ヲ持タズ其ノ眼ハ極東ニ向ケラレテ居ルコト
ヲ示サントシタト言フコトデアル。最近ニ蘇聯ガ新ル方法ニ依リ防
共協定相互間ニ紛争ヲ惹起セントシタト迄主張セラレテ居ル。
此處テ宇佐美氏ハ明ニ目的トシテ居ル點ニ到達シタ。彼ハ先ヅ英佛
蘇交渉ニ關スル我々ノ情報ニ付訊ネタ。私ハ彼ニ西歐諸國ノ「モス
コート」トノ交渉ニ關ル情報ヲ告ケルガソレハ彼ノ情報ト一致スル
モノデアツタ。ソレカラ彼ハ極メテ不満足ニ我々ノ蘇聯ニ對スル觀
念ニ付訊ネタ。彼ハ就中「ニューリス」クロニクル」ノ獨斷ニハ不
満足極メニ關スル交渉ガ行ハレテ居ルトノ記事ヲ指稱シ獨逸要人ノ
「モスコ」一紙遺ノ噂ヲ述ヘタ。

日本大使館參事官ハ明ニ大使カラ情報蒐集ノ爲派遣セラレテ私ヲ今
日訪問シ先ツ滿洲國ト外蒙古トノ國境ニ於ケル最近ノ出來事ヲ極メ
テ詳細ニ説明シタ。右事件ハ地圖上テハ多ク「ハラハ」河ト記サレ
テ居ル地域ヲ越ツタ。同處テハ國境線ニ關スル明確ナ協定ガ無イコ
トハ事實デアルガ事實上此ノ河ガ國境ト認メラレテ居タノデアアル。
本年四月以來先ヅ外蒙兵、ソレニ後カラソ聯兵ガ加ハツテ遼河ノ東
岸ニ進出シテ來タ。同時ニ外蒙若ハソ聯ノ飛行機ガ屢滿洲國上空ニ
現レタ。アル時空ハ一飛行機ハ國內深く侵入シ「チチハル」東方三
十乃至四十料ノ橋ノ上ニ爆彈ヲ投下シタ。外蒙兵及蘇聯兵ハ遂ニ後
義化部隊及駿軍ノ大部隊ヲ以テ東岸ニ現レタ。其ノ結果遂ニ大部隊
ニ依ル本物ノ戦闘ガ行ハレ日本軍ガ優勢ヲ持シタ。乍然戦闘ハ未ダ
全線ニ亘リ停止セラレテ居ナイ。外蒙軍及蘇聯軍ハ數千ノ兵及數百
ノ飛行機ヲ失ツタ。
滿洲國側ニ於テハ日本軍モ參加シタ。我方ノ全損害ハ約千名デアル

一九三九年（昭和十四年）七月十九日

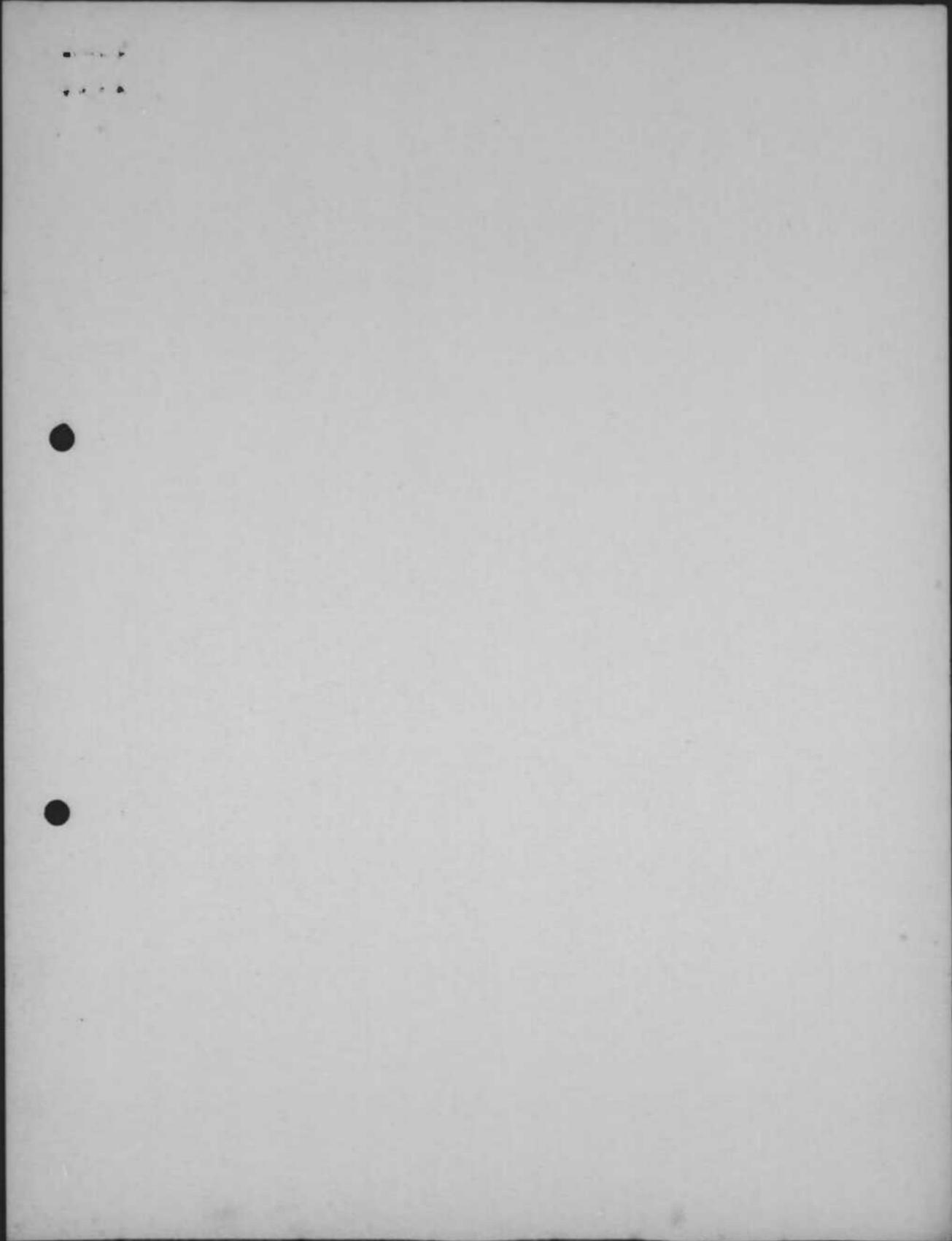
柏林ニ於テ

レト述ベタ。
 後ニ大使館參事官ハ再ヒ獨逸國ノ政治的接近ノ豫ヲ持出シ若シ東京テ經濟的ナ關係ヲ出スコトガ出來レバ締結デアルト述ベタ。日本大使館ハ其ノ趣旨ヲ報告シタ。
 私ハ會談中獨逸國ニ答ヘテ獨逸ノ新聞ガ露國ヲ從來ノ如ク攻撃シナイノハ明カナ事實デソレハ露國ト獨逸トガ關係デアル事實ダケカラ見テモ決シテ「センセーショナル」ナモノテハナイト述ベタ。

「ヴェーアマン」(署名)

私ハ之等ノ報道ハ總テ完全ナ虚報デアルト答ヘタ。我々が露國ト經濟交渉ノ爲メニ行ツテ居ルノハ事實デアル。我々ノ貿易額ハ會テノ互換カラ非常ニ少イ數字ニ逆減少シタ。
 露國内ニハ我々ノ利用出來ルガ澤山アル故我々ノ經濟關係ヲ或ル程度活潑化スルコトハ極メテ自然デアル。ソレハ一部「モスコ」一都柏林ヲ行ハレタ外交的交渉以上ニ出ナイ。宇佐美氏ハソレカラ過去ニ於テ露國ニ與ヘラレタ獨逸ノ「クレディット」ノ巨額ニ付質問シタ。私ハ彼ニ本件ノ要シイコトハ「ヴェーアマン」氏ニ問ケト答ゲタ。

宇佐美氏ハ次テ左ノ通り述ベタ。
 獨逸ト日本トノ間ニモ亦現在經濟交渉ガ行ハレテ居ル。日本ハ獨逸ノ糧食ヲ大量ニ購入スル用意ガアル。我々ノ交渉者ハ獨逸ノ能力ハ偏見サレテ居リ自國ノ需要ノ結果トシテ或ル程ノ糧食ハ供給不能デアルト述ベタ。若シ今日日本ニ對シ拒絕サレタ糧食ガ露國ニ供給サレル様ナコトガアレバソレハ日本内ニ極メテ不愉快ナ印象ヲ惹起スルデアラウ。私ハ宇佐美氏ニ對シ此ノ點モ「ヴェーアマン」氏ニ問イテク



EX 2724
Ref. No. # 1633

Handwritten notes on a slip of paper, including the number '15' and some illegible characters.

ベルリン一九三九年（昭和十四年）七月二十二日
ドイツプロゲルマロ モスコイ
第一五二號
暗電電報（秘密暗電法）

宛
報告第一三二二號ニ答ヘテ

如ク「バルバリー」ハ「シユヌレ」ノ許ニテハレ
ベルリン」テ諒約ニ調印スル全權ヲ有スルト聲明シ
タ、交渉経過ノ一部ヲソレニモ不詞「モスコイ」ニ移入カ否カニツイテ
ハ、會議ノ進行ニ從フコトニシテ保留シヤウ、何レニセヨ當地テハ完全
ニ歩ミ寄りノ精神ヲ進メラレルダラウ、何トナレバ締結ハ然モ出來ルダ
ケ早ク、一般の理由カラ望マシイカラデアル。
「ロシヤ」トノ我々ノ會談ノ純政治的面ニ限シテハ、實報訓令第一三四
號ヲ下ニ指圖シタ待機期間ハ過ギタト我々ハ見做ス、
下ハソレ故ニ實地ヲ再ビ更ニ初イテユキ刻々ニ起ル用件ニ於ケル

EXH. 2724
Ref. # 1633

ベルリン一九三九年（昭和十四年）七月二十二日
ドイツプロゲルマロ モスコイ 第一五二號

暗號電報（秘密暗號）

大宛宛

電報報告第一三二號ニ答ヘテ

貴下ヨリ通告サレタ如ク「バルバリー」ハ「シユヌレ」ノ許ニ理ハレ
賞地ヲ交渉ヲナシ「ベルリン」テ協約ニ調印スル全權ヲ有スルト聲明シ
タ、交渉経過ノ一部ヲソレニモ小詞「モスコイ」ニ移入カ否カニツイテ
ハ、會談ノ進行ニ從フコトニシテ保留シヤウ、何レニセヨ賞地ハ完全
ニ歩ミ寄リノ精神ヲ進メラレルダラウ、何トナレバ締結ハ然モ出來ルダ
ケ早ク、一般的原因カラ望マシイカラデアル。
「ロシヤ」トノ我々ノ會談ノ純政治的而ニ行シテハ、電報訓令第一三四
號ヲ貴下ニ指圖シタ特務期間ハ進ギタト我々ハ見做ス、
貴下ハソレ故ニ賞地ヲ再ビ更ニ初イテユキ刻々ニ進ル用件ニ於ケル

1
Ref. No. #1633

會際ヲソノタメニ利用スル全權ガ與ヘラレル、俄シ無量押シハセヌ方ガ
ヨイ。
若シモ「ロシヤ」側ヨリ日本ニ對スル我々ノ關係ニ立テ入ル機ナコトガ
アツタラ、實下ニトツテ悉ラク次ノコトヲ知ルコトハ興味ガアラウ。
即チ「ベルリン」ノ日本大使ハ昨日再ビ、外蒙ニ於ケル射子令ヒヤ衝突
ハ大シタ意味ヲ有スルモノデナイト云ツタノデアル。

「ワイツゼツカー」

EX 112725
REF ID: A704

高橋義次

ソ連
千九百二十六年四月
(ソ連政府)

獨逸國「ソヴィエト」社會主義共和國
聯邦國不侵略條約

共和國聯邦國ニ締結セラレタル中立條約ノ基本的規定ヨリ出發シ左ノ協定ニ到達セリ

條 一 條

兩國ハ單獨ナシ、又ハ別國ト共同ヌルトテ固ハズ相互間ニ如何ナル武力行動、如何ナル武力的行爲及如何ナル侵略ヲモ爲サザルノ義務ヲ負フ

條 二 條

締約國ノ一方ガ第三國側ノ武力的行爲ノ目標ト爲リタル場合ニ於テハ他方ノ

EX 2725
MIF 100 W 704

高橋義次

獨逸國「ソヴィエト」社會主義共和國
聯邦國不侵略條約

獨逸國政府及

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ
獨逸國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦國ノ平和的專斷ヲ強固ナラシ
ムルノ希望ニ促サレ及千九百二十六年四月獨逸國「ソヴィエト」社會主義
共和國聯邦國ニ締結セラレタル中立條約ノ基本的規定ヨリ出發シ左ノ協定
ニ到達セリ

第一條

兩締約ハ單獨ナルニ又ハ別國ト共同スルトチ間ハズ相互間ニ如何ナル武力
行動、如何ナル武裝的行動及如何ナル停戦ヲモ爲サザルノ義務ヲ負フ

第二條

締約國ノ一方ガ第三國側ノ武力的行動ノ目標ト爲リタル場合ニ於テハ他方ノ

結約口ハ如何ナル形式ニ於テモ右條三目ヲ支持セザルベシ

條 三

兩締約口政府ハ其ノ共同ノ利益ニ關スル固口ニ付相互ニ通報スルノ目的ヲ以テ將來ニ於テモ協議ノ爲不斷ニ相互ノ接觸ヲ保ツベシ

條 四

兩締約口ノ何レノ一方モ直接又ハ間接ニ他方ノ締約口ヲ敵對ニ置トスル如何ナル口家難ニモ參加セザルベシ

條 五

何等カノ固口ニ付締約口間ニ爭論又ハ紛争ノ生ジタル場合ニ於テハ兩締約口ハ互ラ友好的ノ意見交換ノ方法ニ依リ又ハ己ムヲ得ザルトキハ調停委員會ノ設置ニ依リテ紛争又ハ紛争ヲ解決スベシ

條 六

本條約ハ十年ノ期間ヲ以テ締結セラレ右期間満了ノ一年前ニ締約口ノ一方ガ本條約ノ廢止議案ヲ行ハザル限り本條約ノ右期間口ノ自動的ニ更ニ五年

間延長セラレタルモノト看做サルベシ

第 七 條

本條約ハ能ク限り短期間内ニ批准セララルベク批准章ハ「ベルリン」ニ於テ交換セララルベシ
本條約ハ署名ト同時ニ實施セララル

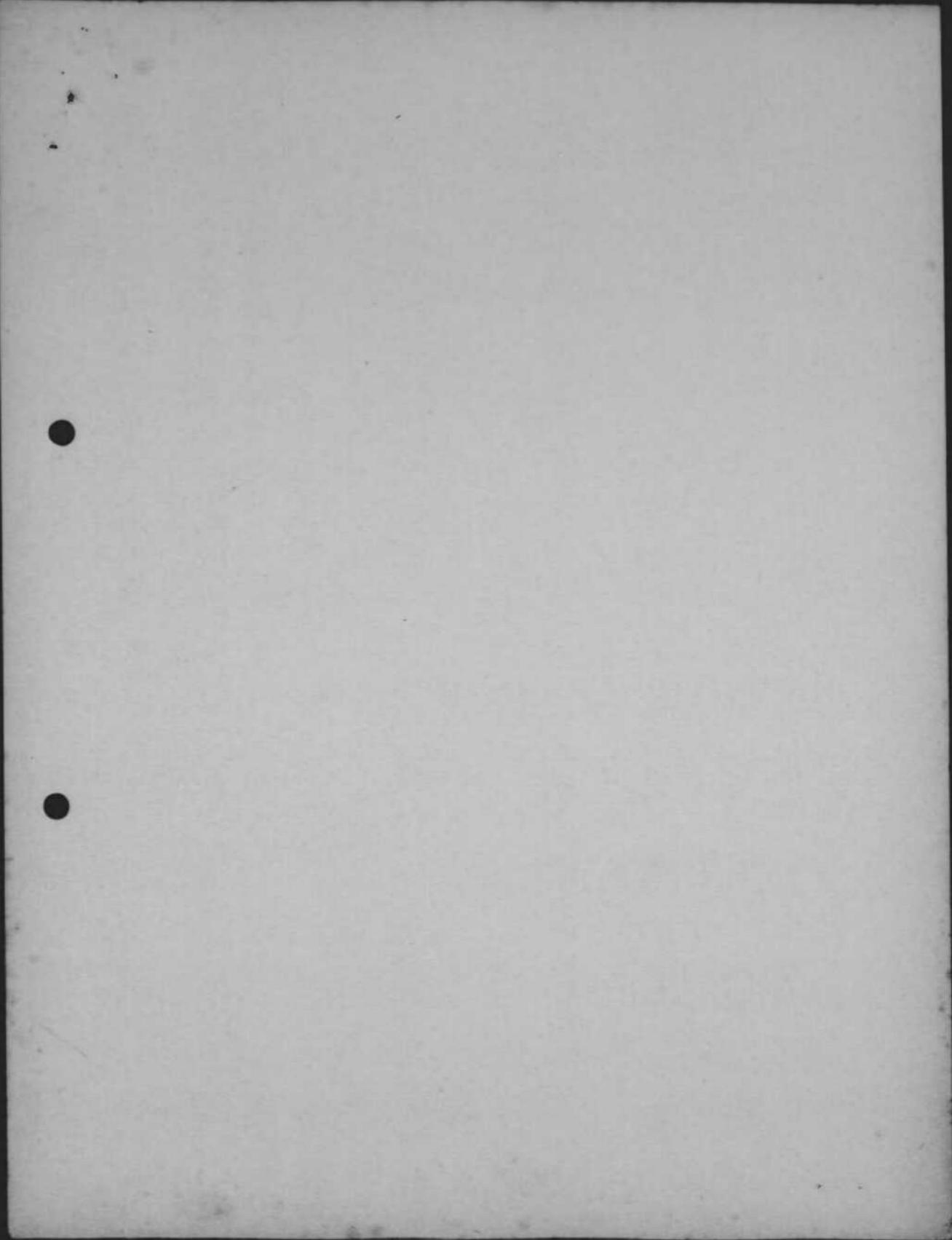
千九百三十九年八月二十三日「モスコ」ニ於テ締造及經商並ニ以テ本條約ニ同意ヲ作成ス

締造政府ノ爲ニ

フオン、リツベントロツプ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ノ爲ニ

エ、ス、モ、ロ、ト、フ



EM 2726

Def. Doc. #1634

高橋義次

高橋

電報 (秘密暗號法)

「ローマ」・「クイリナレ」、一九三九年(昭和十四年) 八月二十三日 一三時三〇分
一九三九年(昭和十四年) 八月二十四日 三時三〇分

八月二十三日ノ傍三六四號

ローマ (電)

軍官トノ間ニ交サレタ余ノ長距離電話ニ關シ、コチア
ヤセ、東京ノ「イタリ」一大使ノ報告ニ基キ左ノ如ク
非常ニ重要ト思料サレルノ「出」ルダケ早ク之ヲ編譯

シテホシイ、ソレニヨリ我々ノ對策ガ無遠ニ且強カニ行ハレ得ルト、大使ノ
報告ハ、昨日(陰)日本陸軍省ニ呼バレタ陸軍武官ノ報告ニ立脚スルモノデ
陸軍法官ハ其處チ次ノヤウナ報導ヲエタ。即チ現在結バレ候トシテキル
「モスコー」ノ不可侵條約ハ日本ニ於イテ「ドイツ」ニ對スル弱イ脅威ヲ喚
ビ起シタコト該協定ハ日獨親善及ビ防共協定ノ精神ニ對スル裏切りヲ意味ス
ルコト、即チ日本ガサモシタ意圖ニツイテ事前ニ通知ヲ受ケナカツタコトデ
アル。大使ハ次ノヤウナコトガソノ結果トシテ可能ダト予想スル(ソノ陰)

EM 2726

Def. Doc. #1634

高橋聖次

22
高橋

電報（秘密暗號法）

「ローマ」の「クイリナーレ」、一九三九年（昭和十四年）八月二十三日、一三時三〇分
一九三九年八月二十三日、一三時三〇分
八月二十三日、一三時三〇分

八月二十三日ノ第三六四號

機密「ヘーヴェル」の「官」トノ間ニ交サレタ余ノ長距離電話ニ關シ、「チア
ノ」伯ハ今夕余ヲ呼ビヨセ、東京ノ「イタリ」大使ノ報告ニ基キ左ノ如ク
余ニ語ツタ。コノ報告ハ非常ニ重要ト思料サレル。出テ早ク之ヲ機密
シテホシイ、ソレニヨリ我々ノ對策ガ急遽ニ且努力ニ行ハレ得ルト、大使ノ
報告ハ、昨日（陰）日本陸軍省ニ呼バレタ陸軍武官ノ報告ニ立脚スルモノデ
陸軍武官ハ其處デ「次」ノ「ヤウ」ナ報告ヲエタ。即チ現在結バレ機トシテキル
「モス」ニ「ノ」不可侵條約ハ日本ニ於イテ「ドイツ」ニ對スル弱イ權限ヲ喚
ビ起シタコト該協定ハ日獨親善及ビ防共協定ノ精神ニ對スル裏切りヲ意味ス
ルコト、此ニ日本ガサ食シタ意圖ニツイテ事前ニ通知ヲ受ケナカツタコトデ
アル。大體ハ次ノヤウナコトガソノ結果トシテ可能ダト予想スルヘソノ陰コ

レガドノ態度、陸軍省ニ於ケル陸軍武官トノ談話ニ基クモノカ、或ヒハ大使
自身ノ意見ニ基クモノカ不問デアル。「チアノ」ハ大使ヲコレニ關連シテ特ニ
冷淡ナル判斷者ヲト云ツタ。

一、現政府ノ瓦解ト新シイ親英内閣、
二、日本ノ外交政策ノ變更

三、「ベルリン」大使及「ローマ」大使ノ召還

關東軍ヲ増強シ「ロシヤ」側ノ兵力増加トノ均衡ヲ圖ル、大使ノ報告ハ續
ケテ、甚シ極點ガコノ日本ノ態度ニ對シテ干渉スル意圖ガアルナラ何等カ
ノ措置ガ採ラレネバナラヌ、日本ノ陸軍ハ今迄ノトコロ「ベルリン」及「
ローマ」カラマダ何等直捷ノ情報ヲ得テキナイト懸念シタト「チアノ」
ハ東京ノ大使ニ直チニ次ノコトヲ日本人ニ傳聞スル様ニ訓令ヲ發シタ。

一、「イタリー」ノ政策ハ決シテ變ハラナカツタ、日本ニ對スル親善ト理解ハ
變ラナイ
二、日本ハ情勢判斷ニ際シテ「ヨーロッパ」ニ於イテ英佛ガ弱クナルコトハ何
レモ日本ニトツテハ確有利ナコトヲ意味スルト云フコトヲ認ヘル可キデア

三、大使ノ召還ハ先例ノナイ處置デアツテ、折角マサニ好調ニ起リ出サウトシテ
キル日本ニ取ツテ決シテ不利トハナラナイ情勢ヲ惡化スルニ役立ツノミデ
アラウ。最後ニ大使ガ日本人ガ今迄ト同様ニ「イタリー」ノ態度ニ對シテ
充分ノ信頼ヲ持ツテヨイト日本人ニ保證スルコトガ望マシイデアラウ。
「チアノ」ハ彼ガ「イタリー」大使ノ報告ヲ非常ニ重視シ「ドイツ」側デ
モ大使、新聞等ニヨツテ日本人ヲ落チ着カセルタメニ凡ユルコトヲナス様
ニ同意スルト述ベテソノ報告ヲ終ツタ

「マツケンゼン」

111

Vertical Japanese text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are small and difficult to read due to the image quality.

Vertical Japanese text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are small and difficult to read due to the image quality.

Ex 2727
Def Doc # 1529

72

高橋

高橋義次

「平和と戦争」ヨリ抜萃 (四八〇、一四八二頁)

「本大使(堀内)との會談に關する國務長官の覺書」

(ワシントン)一九三九年(昭和十四年)八月廿六日

日本大使は自ら希望して來訪した。

22-5-12 (2)
年報(1)及び(2)
(大正十四年)

カ運動及その示威運動は中国人をその様に知らす
カの影響に依るものであると云ふアメリカ要人の見
カ新聞紙にこれまで掲載されたが、大使は其記事

を見た。私が日本政府が此事柄に注意した事及び、日本政府が之を明瞭に
せんとする心掛に對し感謝した。

それから私は彼にこう言つた、大使のこの發定した訪問に關する目的と
意味とをアメリカ新聞紙上で見たのでアメリカ極東局に對し、中國に於
けるアメリカ人及びアメリカの利益を害するやうな中國に於ける日本人
或は日本人勢力に原因する違反行為の例證の表を略記して於くやうに依
頼して於いた、をほこの事件の表は念入りには出來て居ないが讀んで見

高橋

高橋義次

「平和と戦争」ヨリ抜萃 (四八〇―四八二頁)

「本大使(堀内)との會談に關する國務長官の覺書

(ワシントン)一九三九年(昭和十四年)八月廿六日

日本大使は自ら希望して來訪した。

中國に於ける反アメリカ運動及その示威運動は中國人をその様に知らず日本官吏又はその勢力の影響に依るものであると云ふアメリカ要人の見當違ひの意見がアメリカ新聞紙にこれまで掲載されたが、大使は其記事に就て話しをはじめた。大使はその新聞を私に手渡したので私は讀んで見た。私が日本政府が此事柄に注意した事及び、日本政府が之を明確にせんとする心掛に對し感謝した。

それから私は彼にこう言つた、大使のこの設定した訪問に關する目的と意味とをアメリカ新聞紙上で見たのでアメリカ極東局に對し、中國に於けるアメリカ人及びアメリカの利益を害するやうな中國に於ける日本人或は日本人勢力に原因する違反行爲の例證の表を略記して於くやうに依頼して於いた、を以てこの事件の表は念入りには出來て居ないが讀んで見

大使は此のやうに一般的所見を述べ次に私に向つてヨーロッパの情勢について私の知つて居ることとか考へて居ることとかの質問に答つた。私はヨーロッパの情勢は實に變轉極りないと返事をした。毎日、毎日變化して行く現象に就ては現在の處誰も満足な豫測が出来ない事、昨日行はれたヒットラーとベルリン、駐在の英國大使との間の會談に就て今日、今、英國の内閣が検討してゐる事又誰も彼等の決定する事が何であるか誰にも判らない事を返答した。それから私は日本と日本が新外交方針を採る目的に關して大使の言つた言葉に言及して次のやうに大要を語つた。

世界全般、特に極東に對するアメリカ合衆國政策の原則と實踐は世界各國の政府のよく知る所である。

近年日本國當局及び（又は）代理機關は、アメリカ合衆國の原則と政策と正反對を道を通つて居る。それは國際法規及び日米間の條約及び日米兩國及び他の國も加盟して居る條約の原則を無視する道である。

アメリカ合衆國は幾度も幾度も此種の明白な行爲に對し反對し或は抗議の申出を行つた。それらに對し日本政府は條約中の原則、規則、條項を尊

ませうと私は附け加へた。それから私は此處につけてある、「A」と記してある極東局が準備した覺書を明讀した。日本大使は多少驚き當惑して此覺書に就て更にそれ以上何にも云へないやうに見えた。大使は覺書の寫しを一部讀きたいがと言はれた。それでは極東局に出来るならもつと念入りに作成する事を依頼しその寫しの一部を日本大使館宛大使に届けようと言は返答した。

大使は、私は個人として言ひますが日本政府は昨日ドイツ及びイタリと今迄防共協定國であつたがその防共協定に基いてドイツ、イタリと此上一層密接に關係するやうな協定は取り止めざるやう決議しましたと述べた。尙大使はヨーロッパに於ける事情の變化がこの様な方針をハッキリさせたし尙日本政府が何かの端で新しい外交方針を採る事が大切であると考へるに至るのは分りきつた事でありますと、付け加へた。日米兩國間の誤解、意見の相異をとり除けこれ迄の兩國間の親密關係を回復し度いといふ大使自身の希望を先づ述べておいて大使は日本に對する概括的なことを話したいと云ふことをこゝに言つておきたい。日本と中國との關係が調整は正されるやうに變つて來る事を希望すると大使は述べた。

原則、及び道義原理を無視し、武力を用ひて他國につけ込み自國の利益を計擧するやうな政策の無益である事に識して世界各國は今や新しい課題を課せられ教へられる所があるのである。

將來の日米關係は主として日本國のやり方一つにかゝつて居る。アメリカの政策は各國に對して友好と公平なる交際の政策である。此點は變らなない。

日本大使は理解したやうであつた、
それで此會談は終了した。

コーデル、ハル

重して居り、將來も尊重すると幾度も保證した。然し保證し終るや否や直ちに日本當局は重ね重ねにその保證を無視する他の行爲をやつた。

一般的に西洋人とその權益のみならず特にアメリカ人及びその權益を害する日本當局の煽動或はその代理機關による行爲に對し明白な證據を吾はもつて居る。日本人により爲された此等の行爲は米國をも含めて極東アジア特に中國に權益を有する殆どすべての列強國側に日本に對する疑惑心と反對の態度とを起させる結果となつた。

一國が交際して居る相手國の殆どすべてに敵愾心を起させるやうな國の方針には何か間違ひがあると云ふ事は日本に取つても明瞭でなければならぬ。

米國合衆國は世界いづれの國とも親善的關係を希望して居る。米國は日本國をも含む極東の各國と最も友誼的關係を今迄保持して來た。米國の政策は「自存し他にも自存させよ」の方針である。米國は何れの地にも特殊の地位を求めたものではない。然し米國は何所に於ても平等な待遇と安全とのもとに機會の均等を求めるものである。

或國が友好的且つ有益な一般に認められた國際的交際上の原則、法理的

Faint, illegible text, possibly bleed-through or a very faded document. The text is arranged in vertical columns.

22.6.12

5
(11)

Def. Doc. #3060

Exh. NO

ノ 自分
如 儂
ク 我
供 國
述 二
致 行
シ ハ
マ ル
ス 方
式
ニ
從
ヒ
先
ヅ
別
紙
ノ
通
リ
宣
誓
ヲ
爲
シ
タ
ル
上
次

宣 誓 供 述 誓

供 述 者 岩 井 康 隆

荒 木 貞 夫 其 他

對

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

極 東 國 際 軍 事 裁 判 所

裏 面 白 紙

岩畔豪雄口述卷

一九三九年（昭和十四年）五月私が軍務局長時代陸軍次官山
 中將の使者として當時拓務大臣であつた小磯大將を拓務大臣に
 訪問致しました。
 用件は當時日獨伊三同盟締結問題に關し陸相海相間に意見が一致
 しないので之が調停を依頼したのでありました。
 然るに私が拓相を訪問して数日経つてから小磯拓相は其秘書官を山
 次官の許に遣し書面を以て回答して参りました。其内容は小磯が
 三同盟に反對なること及之が故に陸海兩相の調停は出来ぬと云ふ
 ことでした。

裏面白紙

Def. Doc. 43060

昭和二十三年（一九四八年）一月二十八日

於 東京都大塚區
田園調布二丁目七八九

供 述 者 岩 崎 豪 雄

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 會 人 三 文 字 正 平

裏面白紙

Def. Doc. 3060

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欲秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宜
誓
誓

署名捺印
岩
崎
豪
雄

裏面白紙

平沼首相談 昭和十四年八月二十八日 (八月二十九日東京朝日新聞)

不肖癯に大命を拜し内閣意旨の責任に當りて以來、日夜聖旨を奉体して閣僚と協力し、一意専心、時艱を克服して東西の新秩序を建設し、以て理想の目的達成に邁進して参つたのであります。而して外交は建國の真諦に則り、道義を基礎として世界の平和と文化とに寄與するを第一義とし、此の方針の下に對歐政策を考慮し、屢次之を閣下に奏聞し來つたのであります。然るに今回締結せられたる對蘇不可侵條約に依り、歐洲の天地は頓に怪奇なる新情勢を生じたので、我が方は之に備み從來準備し來つた政策は之を打切り、更に別途の政策樹立を必要とするに至りました。是は明かに不肖が屢次奏聞したる所を覆負し、再び再慮を願ひし事ることとなりましたので、轉弱の眞實に戸み、洵に恐懼に堪へませぬ。臣子の分として此の上現職に留りますことは、稟息に裨するの惧がありません。猶ほ國內の体制を整へ、外交の機軸を改め、此の非常時局を突破せんとするに當つては局面を轉換し、人必を一新するを以て刻下の急務と信ずるものであります。以上の理由に依り本日閣下に伏し、謹みて骸を乞ひ奉つた次第であります。

I2728
22-6-12 122

1500 710

-1-

31

裏面白紙

文書成立ニ關スル證明書

(七號 A)

私ハ東京朝日新聞社ノ副社長ノ職ニ在ルモノナル處茲ニ添付セラル日本國ニテ發カレ試有ヨリ成ル
「平沼首相談 昭和十四年八月二十八日」ト稱スル文書ハ昭和十四年八
月二十九日發行ノ東京朝日新聞紙掲載記事ノ前ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月二十三日

於 朝日新聞東京本社

岡 島 芳 二

右署名捺印ハ私ノ所請ニ於テナサレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同所

立會人 朝日新聞東京本社

渡 邊 辰之助

148 3 00 710

32

裏面白紙

高橋義次

歐洲情勢ニ對スル帝國政府聲明

(昭和十四年九月四日)

今次歐洲戰爭勃發ニ際シテハ帝國ハ之ニ介入セス專ラ支那事變ノ解決ニ
邁進セントス。

22-6-12(14)
平漢例文証照
(太平洋戦争)

EX11. 2729
DEF LOC # 246

72
高橋發次

歐洲情勢ニ對スル帝國政府聲明

(昭和十四年九月四日)

今次歐洲戰爭勃發ニ際シテハ帝國ハ之ニ介入セス專ラ支那事變ノ解決ニ
邁進セントス。

EX11.2729
DEF LOC # 246

裏
面
白
紙

DEF LOC # 246

C E R T I F I C A T E

Statement of Source and Authenticity

I, HAYASHI, Kaoru, Chief of the Archives Section, Japanese Foreign Office, hereby certify that the document hereto attached in Japanese consisting of 1 page and entitled "Statement of the Japanese Government, September 4, 1939," is an exact and true copy of an official document of the Japanese Foreign Office.

Certified at Tokyo

on this 16th day of January, 1947.

K. Hayashi
Signature of Official

Witness: Nagaharu Udo

20

DLF .LOC # 2 06-E (4)

20-6-12 (19)
20-6-12 (19)
20-6-12 (19)
20-6-12 (19)

新編 伊文野第二〇六號 一五 (4)

私の歴史的演説の背景

一九三九年一月一日

この演説の背景については次の覚書の中に述べておいた。これは私が東京へ帰つた後ドウーマン、クレズウエル、スミス、ハットンの三名に詳したものである。

對する米國與對日交渉に悪化して行つた。一九一
ほとんどすべての國民の支持を得たのみならず、
べき冬に對日經濟封鎖を断行すべきことを主張し
てゐる。我が政府の現在の立場は合衆國の支那における利益が下して
侵されぬやう努力するといふにまつた。

もし合衆國の經濟封鎖に對して日本側が報復するならば、我が政府
は必ずや何等かの形においてそれに対し更に報復手段を講ずるであら
う。

すでに指摘したごとく、一たび制裁政策にのり出したからには最後

新訂御文書第二〇六號一五 (4)

私の歴史的演説の背景

一九三九年一月十九日

この演説の背景については次の覚書の中に述べておいた。これは私が東京へ帰つた後ドウィマン、クレズウエル、スミス、ハットンの三名に渡したものである。

私の滞米 中日六に對する米國與論は次第に悪化して行つた。一九一一年の條約の廢棄はほとんどすべての國民の支持を得たのみならず、大多數の國民は來るべき冬に對日經濟封鎖を所行すべきことを主張してゐる。我が政府の現在の立場は合衆國の支那における利益が奪はれて侵されぬやう努力するといふにまつた。

もし合衆國の經濟封鎖に對して日本側が報復するならば、我が政府は必ずや何等かの形においてそれに対し更に報復手段を講ずるであらう。

すでに指摘したごとく、一たび制裁政策にのり出したからには最後

裏面白紙

までそれを背負せねばならぬ、またかゝる政争がつひに何等に至る
 かも知れないといふことも十分覺悟せねばならぬ。しかし現在政府の
 態度にもまた一般國民の態度にも弱味があるやうなわけは全然見受
 けられない。大統領も國務長官も共に華東における我々の立場を支持
 しようとは決意してゐる。この秋にはハワイ水域において海軍の演習が
 行はれる豫定である。一時は米艦隊を上海に増派しようといふ言
 すらあつたが、これは私がワシントンを去る直前延期となつた。しか
 しも日米官部が今後には米人及び米國利益に對するその侵害行為を
 糾弾するならば、また彼等が米人及び米國利益を支那から追出さうと
 する施策をこれ以上強化するならば、我が政府は必ずや、不慮の結果
 が生ずるかも知れないことを十分承知の上で、平然たる對策手段に出る
 てあらうし、また政府のかゝる態度は米國國民の大多數の支持を得る
 てあらう。現在では「恐らく見込がないから早くテントをたゝんでお
 となく引上げたけうが利口だ」といふやうな説を口にする者はあま
 りあなくなつた。華東における米國の地位は全世界における米國の地位

を左右する重大な要素であつて、決して他と懸離のない孤立した問題であるとして考へてはならない。

米國官民のこのやうな態度を念頭におくならば、我々は日本官民と區別された意味における日本政府の好意のみに米國が懸るべき時期はすでに過ぎ去つたと結論せざるを得ない。現在まで我々大使館員は何事によらず日本官民を刺戟するおそれある言動はできただけこれをさける方針をとつてきたつもりである。しかし米國官民の所乎たる態度に鑑みるならば、今のうちにこの米國側の現在の態度を慎重な方法で日本官民に傳へ、それによつて「米國はこちらがあくまでがんばれば最後には結局折れて出るだらう」といふ日本人一般の（少くとも私が五月に日本を去つた當時において）はかういふ見方が支那的であつた）氣持をくつがえすやうにしたほうがはるかに効果的であると私は信ずる。

裏面白紙

私は米國が許れて出ようとは考へない。従つてこれからの大使館の務
力はこのことを次第に日本人に感服させるやうな方向にむけられるべ
きである。この點に對する日本人の誤解をそのまゝに許置してかくま
らば、危うこそあれ、何の益もないであらう。しかし勿論大使館側
かゝる努力は眞正に行はれねばならぬ。

今年の夏、國務省當局は日本に對してもう一つ強硬な舉動を遂ること
を謀刺に訂整してゐたが、ドウィマン氏はこれに反對した。私もかゝ
る舉動は何等の利益なく却つて日本軍部を弱減するのみであること、
またかゝることをせずとも合衆國の地位の根柢はすでに完全であると
の理由のもとに同氏の意見を支持した。

しかしその派は日本軍部の正々人並に米國に對する畏縮行為
事實を日本人に隠蔽せしめるために何等かの方法を講じたはらばそれら
ぬと主張した。

これらの畏縮行為は少くとも私の知る限りでは日本の歴史の人々の
間にも一度には知られてゐない。従つてこれらの日本人は日本、日本

裏面白紙

の政策並に所謂「東亞新秩序」に對する合衆國の反對が、遠隔を法衣箱
時と合衆國の海陸兩親支領同との所産であると誤解しがちである。
もし合衆國の支那から排斥しようとする軍部の計案を制止する運籌が
努力ある日本人へ向へば、強固の同官などは恐らく努力があると思ふので
さういふ人のことを冒険にやいていつてゐるのであるが、一によつて起さ
れることが益ましいならば、これらの日本人がまづ何よりも其の官民の
所乎たる感化並にかゝる態度の根柢たる諸事實を認識することが先決的
要である。かゝる諸事に向する誤解が一掃されないかぎり、東亞同の諸
係を良好ならしめるやうな建設的な方策をとることは不可能であらう
勿論、決して軍部を制止するに足る建設的な有效な方策をとることが可能
か否かは懸念であるが、さればといつて、後手傍観して目的を達せずと
きことは許されない。

裏面白紙

吾々の態度に威嚇的なものがあつては絶対にならない。日本人を
 威嚇することは唯彼等の決心を固めさせるのみである。米國政府反
 人民の態度は唯現存の嚴たる事實であつてこれによつて日本の政策
 決定に當つて十分に考慮されるべきものとして示されなくてはならぬ
 それが故私が米日協會に於て東京に歸つて初めてなす演説に於て
 は先づ日本人に米國の眞の氣持及その由つて來る所以を知らしめる
 努力が爲されねばならぬと思つたのであつてこれには大統領及本省
 も同意であつた。私が過去四ヶ月間の米國に於ける觀察を唯報告し
 て居るのみであると言ふ事實は私の語に善説の力を與へるであらう
 したまた私はこれを充分に利用せねばならぬと信ずる。遂になつて予
 る話ばかり利益を有ち得ぬであらう。私の考へでは能ふ限り反直
 的な態度で本省が日本に送らんとして遂に取止めとした公文に載せ
 んとした語句を示す積である。米日協會は殆んど現在吾々に懸され
 た唯一の討論所たらんとしてゐる。私の演説は悉く可成廣く討論
 せられるであらう。そしてもし少くもジャパン、アドヴァタイザ

に掲載されるならば、政府及在野の日本人有力の者の大部分の注
意を喚起するであらう。私が日本政府を差し置いて日本民衆に
働きかけたと謂ふ非難に對しては過去に於て時に日本の高官が
本協會を日本の見解の發表の用に供したことを以て（一九三二年
吾々が日本に到着後最初の正餐に於ける石井子爵の演説を考へよ
私も亦同様の特權を世當に要求し得るとして反論出來るであらう

裏面白紙

演説後アメリカ新聞記者達の中には臆服の反應を表はすに、呆きれ返へつたとか、愕然としたと云つた謙な言葉を以てした。實際には、U、P通信社のトンブソンが一人出席して居つただけであつた。そして、彼は極めて當り障りのない外交儀禮的言葉を予期してゐた他の道中に先んじて、遠く早く等程を報じたのであつたが、時を移さずA・P通信のモリン、及びヒューバニアス氏等も紐育から詳細な記事を送るやうにとの照會電に接し始めたのである。日本側諸紙に表れた反撥も私の予期せる通りで、中には私を非難して傲慢とか不作法とか驚くべき外交的儀禮の缺如せるもの等と述べたものもあつた。一般國民の論調は、私の言にも拘らず、米國民は事實を認識せず、二三の偶然の出来事を取り上げて全面的な荒掠行爲であると解釋してゐるに過ぎぬと云ふに在つた。あまつさへ、米國民は尙も、東亞新秩序の河たるかを理解してないと考へてゐるやうであつた。然し二三の新聞紙特に讀賣の如きは、最初は、私一國の傲慢さを詰評して居つたのであるが、遂には、勇敢にもあからぬにはなかつたが、米國民の見解にも尤もなる點のあり得べきこと並びに夫に對しては慎重檢討のなかるべき旨を報じたのであつた。

右の様な態度は一時的には全くに異端の立場と目されて居るのであるが、夫
にも拘らず我が国が新次教目を妻はしつつあることの證據に外ならない。

・日本滞在十ヶ年・と題する前
・駐日大使ゲル・I氏日記よりの
後 萃

二九四 | 二九七頁

裏面白紙

Def Doc 206E-16)

弁護側文書二〇二

危機の二ヶ月

昭和十四年十一月一日

予の演説の本文は直ぐ米國通信社に渡されたが、日本の新聞に對しては或る知名の日本人から渡したものと忠告があつたにも拘らず度々なかつた。それは此處に異し、微少ながらも予が日本政府を無視したことはやうやく、思慮を用いたことを外務省に知ることが出来た。予は此等事と外務省の岸、三谷と一緒に出席して演説を聞いた。吾は原文の發表は世間の要求に本音が果然二日経つて外務省自ら表して欲しいの申出があつた。予は早速その通りにした。これは小さな事ではあつたであらうが、予は右が日本では大きなものに見え、又その相争に注目された。

No. 1
予は次の二ヶ月が米日國交史上最も危機を胎するものであらうと私は思ふ。即刻具體的の結果を收得し、且又日本は支那に於て合衆國の權益を尊重せんとし、おる。予は此等事と外務省の岸、三谷と一緒に出席して演説を聞いた。吾は原文の發表は世間の要求に本音が果然二日経つて外務省自ら表して欲しいの申出があつた。予は早速その通りにした。これは小さな事ではあつたであらうが、予は右が日本では大きなものに見え、又その相争に注目された。

予は次の二ヶ月が米日國交史上最も危機を胎するものであらうと私は思ふ。即刻具體的の結果を收得し、且又日本は支那に於て合衆國の權益を尊重せんとし、おる。予は此等事と外務省の岸、三谷と一緒に出席して演説を聞いた。吾は原文の發表は世間の要求に本音が果然二日経つて外務省自ら表して欲しいの申出があつた。予は早速その通りにした。これは小さな事ではあつたであらうが、予は右が日本では大きなものに見え、又その相争に注目された。

予は次の二ヶ月が米日國交史上最も危機を胎するものであらうと私は思ふ。即刻具體的の結果を收得し、且又日本は支那に於て合衆國の權益を尊重せんとし、おる。予は此等事と外務省の岸、三谷と一緒に出席して演説を聞いた。吾は原文の發表は世間の要求に本音が果然二日経つて外務省自ら表して欲しいの申出があつた。予は早速その通りにした。これは小さな事ではあつたであらうが、予は右が日本では大きなものに見え、又その相争に注目された。

Def Doc 206E-16)

弁護側文書ニ
危機の二ヶ月

昭和十四年十一月一日

予の演説の本又は直ぐ米國通信社に渡されたが、日本新聞に對しては或る知名の日本人から渡したうと忠告があつたにも拘らず度々なかつた。それは此處に對して微少ながらも予が日本政府を無視したことはやうなことを思慮を用いたことを外務省に知す貰いたかつたからで予は此等事外務省・岸三谷と一語に去席して演説を聴いた吾に話したであつた。予は原文の發表は世間の要求に本せることに置いた。ところが果然二日経つて外務省自体から各地の新聞にも發表して欲しいとの申出があつた。早速その通りにはした。これはわづらば事はあつたであらうか二人は右大が日本には大きなものに見え又その相事には目された。

No. 1
予は次の二ヶ月が米日國交史上最も危機を胎するものであらうと私は思ふ。即刻具體的の結果を收得し且又日本は支那に於る合衆國の權益を尊重せんとしておる。このことを消極的のみならず積極的の手段によつて米國民に示すに非ざれば来るべき冬季、對日通商禁止を齎さんとする壓迫は更に大なるべく米國議會亦此を要求するであらう。予がいう消極的

No. 2

Ref Doc 206E-(6)

手段とは爆薬、侮辱其他米權益更質の干渉の中
止を意味し、積極的手段とは例へば揚子江を外國貿易
易に公開するか如き米國輿論に具體的証據を示
すことを意味する。此の論題は予が遇つて話する人
誰にても語るところで、これからは腹藏なくそうする
積りである。これは骨の髄までは、客觀的事実の表
表である。若し我國が輸出禁止をしたならば或は輸
出禁止をした時は吾人は米日間の國交は益々下り坂に
向うものであることを憤慨しなればならぬ。其時は如何
なる打開の望みも最早千手達れである。此れ未だべき
二月の危機なりと呼ぶ所以である。

前合衆國大使ケルシーの日記、在日十年、
三九八、三九九頁より抜萃

EXH 2730
Def Doc No. 1400 D-3

高橋

高橋次

2
難護例文番一四〇〇D一三

華盛頓國務省「合衆國の對外國係」
昭和六年より昭和十六年に至る日本 四八頁一五一頁より抜萃

七一、九四二、三八八、電報

22-1-12 (18)
年報(昭和六年)
(六年(昭和六年))

一より國務長官宛
十二月十八日午後十時東京發
後十時八分受信

第六八七號十二月十八日午後六時發電第六八六號御來照。

以下は本日、外務大臣に依り讀上げられたる後本職に手交せられたる覺書の譯文に有之。

昭和十四年十二月十八日
一本官は茲に二回に亘り日本と合衆國との國交の現状を打開する問題に關し閣下と商議するの機會を得たり。本日は第三回の官見なり。十一月四日の第一次會見に於ては閣下は日米間國交の現状打開の爲め日本は日本

45-1

高橋 文相

參謀部文書一四〇〇D一三

華盛頓國務省「合衆國の對外國關係」
昭和六年より昭和十六年に至る日本 四八頁一五一頁より抜萃

七一、九四二、三八八、電報

駐日大使（グルー）より國務長官宛

昭和十四年十二月十八日午後十時東京發
（午後十時八分受信）

第六八七號十二月十八日午後六時發電第六八六號御來照。

以下は本日、外務大臣に依り讀上げられたる後本職に手交せられたる電書
の譯文に有之。

昭和十四年十二月十八日

一本官は發に二回に亘り日本と合衆國との國交の現状を打開する問題に關
し閣下と商議するの機會を得たり。本日は第三回の會見なり。十一月四
日の第一次會見に於ては閣下は日米間國交の現状打開の爲め日本は日本

(B) 表(2)項に於けるが如き事件に對し所謂報償の責に任ずべき筋合に無之。然るにも拘らず本官は再び第三回民に對し即時に又公正且適當に實際の損害に應じ見舞金として同情の印として辨償せんとする我國の方針を堅持するものに有之。此一此の點に關し意見の一致を見ざる時は再考の餘地あるべし。B項に於けられたる各項の内上海共同租界の問題に關し閣下が特に重視せらるゝが如く見交くる區方區區問題に於ては本官は近き將來解決せらるべしと通告することを得べし。又同時に蘇州河北方地區開放の問題に於ても調査の見込有之。本官は閣下が又ユニバーサル業煙草會社の山東業煙草輸入問題が一時解決せらるること地方政廳(原文の註)より御聞き及びのこととならべしと存ずるところに有之。

税關、通貨、食鹽經營其他支那に關する一般問題に於ては是等諸問題の利害關係諸國との調査に關する限り事態の變化と將來の影響とに鑑み之等諸問題につき徹底的研究を要すべしと雖も之等諸國の利益に充分なる考慮を拂ひ實際的にして公開なる解決策講ぜられざるべからず。研究は目下當方に於て遂行せられつゝあり。

が外交關係好轉を希望する旨日本自ら直譯米國民に示すが如き方策を講ずべしとの希望を披瀝せられたり。

之等方策は稍極的のものたるのみならず又積極的性質のものたるべし。十一月四日の曾見に於て閣下が示されたる談話表を慎重検討、懸案諸問題の真相は明らかとなり之が解決の方策は公示せられたり。先づ第一に此の方針に基き解決の爲めに講ぜられたる對策遂成の談話を示すを要すべし。

本官は茲に閣下が述べられたる所謂消極的對策なるものに關し次の諸事と實に閣下の御留意を乞はんとするものなり。

(イ) 懸案。最近の事件調査の結果は九月中一回、十月中二回、十一月中皆無なるを示せり。

(ロ) 侮辱事件。最近此の事件の發生を聞かず。

(ハ) 商業利益に關する問題。最近兩三件貴大使館より報告に接せるも慎重事懸調査の後直ちに各領につき妥當公正なる手段を講ずる我が方針なり更に屢々申述べたるが如く日本は去る十二月四日閣下が提示せられたる

ニ本官が述べんとする第二の點は久しく日本軍に於て考究中なりし馬子江航行の問題なり。爾來迄の馬子江下流河區を公開せんこと日本軍の意圖なり。此の地域に於て軍事行動は緩中にして本河の公開は幾多の支障と不便とを齎すべしと雖も軍事上の必要性は漸次緩和せらるゝ見込あり。且又軍事上の不便を忍ばざるべからずと雖も漸進的文部建設の時代開始と共に支那の一部を開放せんこと軍の意圖なり。然し乍ら軍の本(河)航行開放を決するに當り、本地域内幾多軍事建設物保障の要と、上流河區に就ては言及せざるとするも、現時猶ほ南京迄本河支岸に於て軍事作戦進行中なることを考察せざるべからず、それ故軍事上の必要に甚く限定自ら伴ふべし。然し乍ら此の區限も時の経過と共に漸次緩和せらるべし。

本地域經濟生活の切實を防止し本地域再建に悪影響を及ぼすが如きものを豫防する爲の本河の開放は可及的速かに實施せんことを望むところなるも、前述の用意と諸國と協議する要とに依り約二ヶ月を要すべしと認應せらるゝこと問題(原文の意)なり。珠江(四一?)の件亦上記同様

考究中なり。

十一月四日閣下と交談の際本官は日露關係改善の爲めには一方が他方の見解と立場とを的確に了解することの大切なる旨申上げ閣下は之に同意せられたり。我等兩名に關する限り我等は日米關係改善の爲め上述の線に沿ひあらゆることを致し居り又此の方針を緩げんとすものも有之。露の言談に於て閣下は米官界に於る或連の人々の言辭に言及せられ又之等言辭並に新聞紙所説を御慮することの困難なるを語られたり。御承知の如く日本にも亦政府の行動を批判し或は反對する言説を爲すもの有之。國民が之等言説に動かさるゝ時政府は之を制止し得ざるものに有之。特に馬子江再航の問題に關しては或一部に、支那の馬子江閉鎖後之が再航の爲め日本軍は甚大の犠牲を拂ひたるが故に日本に本河を列國に開放する義務なしとの見解を保持するものあり。其の結果上述の如く懸案諸問題調整の方向に急進進し馬子江開放の具體的準備成れる時日露關係好轉の立場より効果甚らざれば政府は實際より攻撃せらるべし。斯る不信の懸念生ぜんか反對の非難攻撃は正に本河再航に關してのみならず、

本官の期待するところなり。通商航海條約の終結が何にも任りて米日關係に最大の暗影を投じたること申す迄もなきところ有之。前同會談の際本官は條約が期限満了により消滅せざるべからざるものなりとせば兩國間の通商を平常の状態を以て繼續せしむべし、然らば兩國人をして不利ならしむるが如き事態何等生ぜざるべしと本官が個人として希望する旨申上げたり。此の事態に應せんが爲めには或種の方策も講ぜざるべからず先づ第一に諸種の形式を採らざるべからず、然し乍ら我等は之等の手段又は略々之に請連せる(他の)事項に時を要するの故(勸策の爲め)を以て遷延すべからず。それ故本官はクリスマス休戦開始前商談に入る意取極めの必要ありと信ずるものに有之、此點に關し閣下の御考慮を乞ふものなり。

グ
ル
ー

他の懸案諸問題解決に就ても起るべく、斯る解決計畫の實行を阻礙ならしむべし。其の結果日本合衆國兩國交は野轉に非ずして却つて虞(反對の方向に向ひ露筋すべからざる點に達まんことを。本官は切に閣下が之等事情を認識せられんことを切望して已まざるものなり。)³⁴
³⁴ 指張内の箇所は電報發送より紛失せるもの、米日大使より昭和十四年十二月二十二日付送信第四三六號を以て送付せられたる電報により加筆せり。
 (發送第七一七一九二/四五八號)
 十一月五日會談中、閣下は消息通信兩對策に言及せられたるが本官は、「卓見を以てせば若し是等消息通信兩策を區に採るを待ば合衆國共體を速かに變遷せしむることを得べく又兩國間の、國交を好轉せしむることを不可能に非ず」との閣下の御見解を憶述す。米日政府が帝國政府が無敵の強國を克服しつゝあり、上述の如く米日關係改善の途を打開せんとする見地を以て我々の努力を傾注しつゝある事實を特に認知せられんこと並に米日政府も同一精神を以て我方に對し御靈力を報られんこと

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several paragraphs and is too light to transcribe accurately.

EXH. 2731

高橋 高橋 義次

「米國の對外關係」一九三一年日本「昭和六年」——一九四一年「昭和十六年」

第二卷一九三頁——一九四頁檢奉

七一、九四二——三九三 日報

駐日大使宛

ワシントン、一九三九年（昭和十四年）

十二月二十日午後七時

マニラ（一九三九年）
（太平洋戦争）

月十八日午後六時、六八七、十二月十八日午後十時
七時、六九二、十二月二十日午前十一時
及び關係電報

國務省は右電報を慎重に研究した。日米外務大臣の首唱に對して、之以上の論議を無用とするやうな定言的な否定を以て答へ、日本政府の努力を挫くが如きは得策でないとする世下の意見に國務省も全く同感である。同時に我々は今更に交渉開始に際する約束するわけには行かない。日本が或る保障を實行する運條約の批准を保留する若へで新しい條約の交渉を行ふことは、條約のない状態よりも更に多くの誤解、不利益を生ずる可能性を生み出す程があるやうに思はれてならない。條約の満了が日米關係に及ぼす影響に關する無難の質問に接

EXH 2731

高橋 高橋 渡次

「米国の對外關係」一九三一年日本（昭和六年）——一九四一年（昭和十六年）

第二卷一九三頁——一九四頁抜萃

七一、九四二——三九三

報

國務長官より「グループ」駐日大使宛

ワシントン、一九三九年（昭和十四年）

十二月二十日午後七時

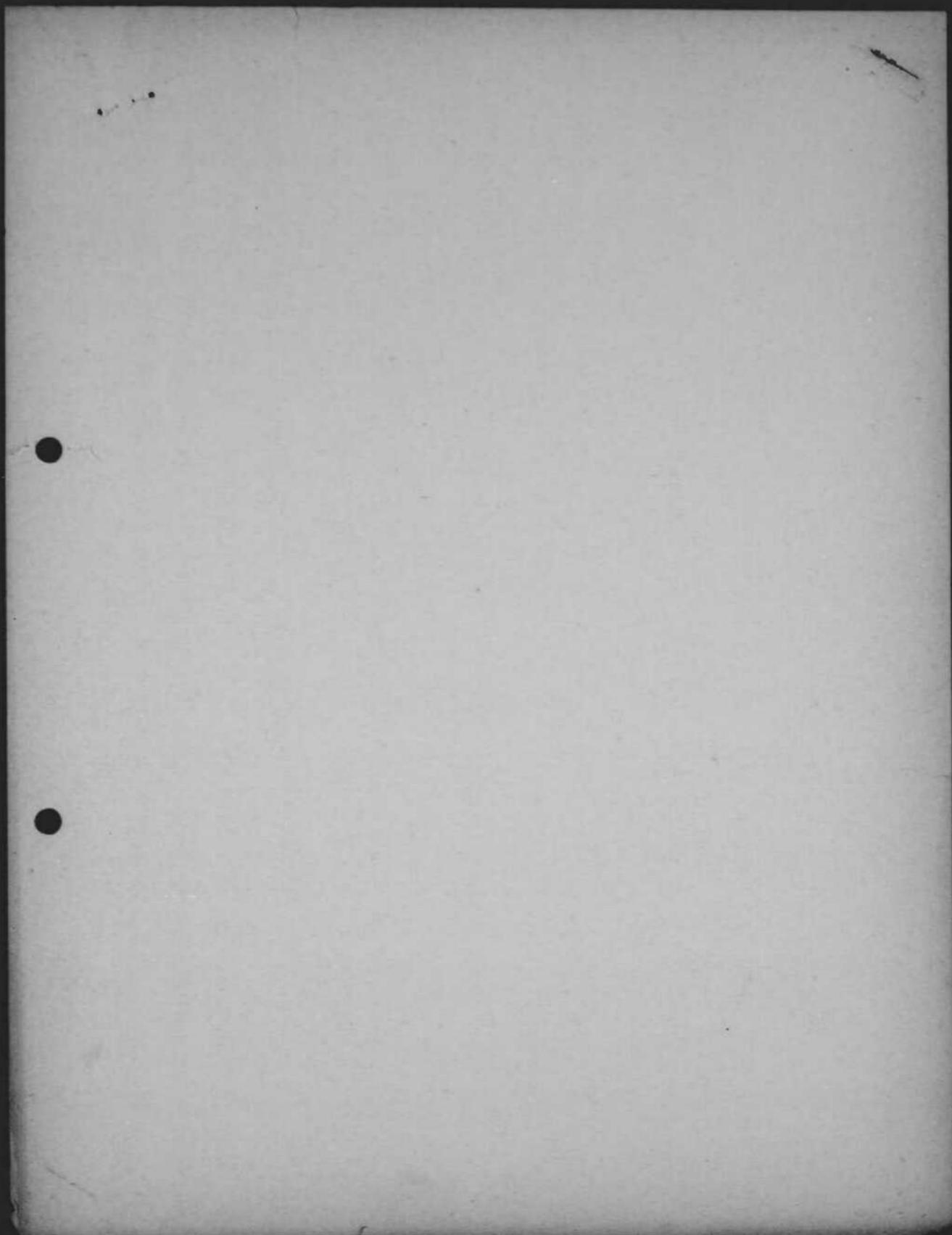
四〇五、發下六八六、十二月十八日午後六時、六八七、十二月十八日午後十時
六九一、十二月十九日午後七時、六九二、十二月二十日午前十一時
及び關係記録

國務省は右種報告を慎重に研究した。日外務大臣の首唱に對して、之以上の論
證を無用とするやうな定言的な否定を以て答へ、日本政府の努力を挫くが如き
は得策でないとする發下の意見に國務省も全く同感である。同時に我々は今直
に交渉開始に應ずるに約束するわけには行かない。日本が或る保障を實行する
迄條約の批准を保留する者へで新しい條約の交渉を行ふことは、條約のない狀
況よりも更に多くの誤解、不利益を生ずる可能性を生み出すことがあるやうに思
はれてならない。條約の終了が日米關係に及ぼす影響に關する無事の質問に於

してあるが、之等の間に對して我々は、通商條約のない事それ自体は通商關係の杜絶を惹起するものでなく、かゝる状態に於ける通商關係は各國に於て勿論國際法上の適法なる原則に從ふ各國内法及び慣習によつて左右されるのであり、國務省の見解によれば一九一一年(明治四十五年)の對日條約の罷了それ自体は日本產品の米國輸入に適用せらるゝ一般國稅又は取扱の上は自動的に何等の變化をももたらすものではなく、又同様に、該條約の罷了が自ら日本に於て米國からの輸入品に適用せらるべき一般國稅又は取扱の上に著しい變化をもたらすことを期待すべき理由はないやうに思はれると答へてあるのである。

日外務大臣の假條約締結の提案については、之に對する我々の態度を今暫く未定のまゝに存しておきたい。我々は此の件を考へよう。しかし貴下に承知してゐてもらいたいのは、今假に我々の考へてある所を云へば研究してみれば現在の状況の下では或は我々の意とするものとなるかも知れぬ。いかなる假條約にせよ、非常に限られた範圍のものでなくてはならず主として貿易ではなく貿易民の専的權利に關係し、若し事態の發展により米國の利益をよりよく守る爲にその措置が必要と考へられるならば、我が政府をして貿易

に對し自由に制限を課することを許すが如き性質のものでなければならぬであらう、といふ事である。國務省は上記に引き續き同日、既に提案せられた條約書の本文を貴下の許に送ることが出来ようと思ふが、貴下は之を利用して口頭を以て外務大臣に傳へてもらひたい。



No. 1

EX11-2732
Reference Doc. 1631

22

橋本義次

22-1-12 (20)
年報別表(外務省)
(公平部(外務省))

自分林義次外務省文書課長ノ職ニ居ル者ニ處、茲ニ添附ニシテ
ク日本誌ニ依リテ書クニ十二頁ヲ成ル新通商條約締結
ノ間ニ第四回東京會談ト題ス書類ハ日本政府(外務省)
保管ニ係ル公文書ノ故ニ正確ニシテ寫シテ寫シテハ
シテ證明ス

文書ノ出所並ニ成ニ關ス證明書

(三)

昭和二十二年五月十五日

於東京

林

義

次

面前三於下局コトナリ

三會人

佐藤武之郎

佐藤

57-1

No. 1

EX11-2732
Defence Doc. 1631

22
清編後次

文書ノ出所証成ニ関スル證明書

自分研股廣ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ニ於テ、茲ニ添附ニシレ
タ日本語ニ依リテ書キテ下ニ頁ヲ成ル新通商條約締結
開スル第四次東京會談ト題シテ書類ハ日本政府（外務省）
任管ニ存ル公文書ノ一枚ニ正體ニシテ具シテ實ニ寫ニシルニ
シテ證明ス

昭和二十三年五月十五日

於東京

林

敬音

林

右署名捺印ハ自今ノ商則ニ於テ為レタリ

同日於同所

三倉人

佐藤武三郎

佐藤

57-1

新通商條約締結に關スル第四次東京會談

昭和四年三月二十日午後五時ヨリ約一時間大臣官邸に於て
先づ「ブルー」大使ハ日米關係打用ニ爲シ日本側ニ爲シタル努力ヲ
トスル旨ヲ述ベ次イテ前會談ニ於テ日本側ノ爲シタル新條約締
結交渉開始ノ提議ニ關シテハ米國政府ハ日本政府ノ參考迄ニ
其ノ立場ヲ明セセル「スチートメント」ヲ用意セル旨ヲ述ベ別添如キ
非公式書物(別添甲號參照)ヲ野村大臣ニ手交セリ右ハ米國
政府ハ「通商上權利及機會均等原則」ヲ通商條約締結
基礎條件ト爲スモ「シテ從テ右原則確立ハ新通商條約締
結ノ先決條件ニ又夫レハ單ニ相手國ノ政策及措置ハ問題
ナルニテニテ相手國ノ勢力下ニ存スルオミテ國ニ於ケル米國人ノ取扱ハ
ニル點モ問題視セラルモ「ナル處目下日本軍ノ占領治下ニ於テハ
種々通商上居位移動等三別ニ制限存在シ米國ノ商業上種
種ニ付ナル均等待遇不可能ナリシ居ルヲ以テ右ハ新條約締
結ニ付スル障礙ナルモノナルコトヲ指摘セルモノナリ

尙同大使ハ右「スチートメント」ニ關聯シテ前次諸大臣米國側ニ付ソ
テ「チ」ヘタル種々ノ條件ハ實行セラルルコトヲ希望スル旨附言セリ次イ
テ同大使ハ暫定協定締結件ニ關シテハ米國政府ハ「同問題」カ茲
暫ク「未決定」儘殘サレル(「ビレット・オーブン」)コトヲ提議スル旨ヲ述
ベ且米國政府見解ハ日米兩國間ニ新通商條約又ハ協定締結
問題ニ關係シ種々考慮スル事須ニ用シ野村大臣ト同大使トノ
間ニ進行中ナリシ事討議ヲ續行スルコトヲ適者ト認ムルモノナリ旨
述ベ(別紙乙號參照)更ニ一九一三年關稅法ノ規定ニ從ヒテ米
國ニ入ル日本船ノ裁貨ニ付シ賦課セラルルモノキ從價(割稅)ニ反

51-2

シテ更ニ何分命令を發セラル迄右賦課ヲセラルベキコトヲ人藏省ハ周稅
 徵收官ニ付シ周稅無ク指令スル日本船ニ付スル差別的噸稅賦
 課ニ關シハ商務省同様措置ヲ執ルベシ旨述ベタリ(別紙丙號參照)
 右ニ付シ野村大臣ハ米國を世條的狀態ニ入ルトモ日本間ノ貿易力「定」
 ナラズル處置ヲ講スルコトハ之ヲ多クスルニ事未通商條約ハ單ニ貿易日勿
 關係ノミニ別スルモノニ非シテ一般關係ニモ影響ヲ持ツモノトシテ兩國
 關係ヲ安ラセシムル見地ヨリ皆是協定締結ニ度ニ米國側ノ再考ヲ促ス旨
 述バル處「グル」大使ハ右ニ米國政府ニ正確ニ取次ヲタキニ極力非公式
 書物ヲ得ル旨迅速ニ答ヲ以テ別添下號ノ書物ヲ後刻送付セリ
 オイテ野村大臣ハ「オトオア」ニ答テリシニ「點」ニ別添米國政府ノ態
 度「實」同セル付「グル」大使ハ右ニ周シテハ返答スルノ地位ニテスル旨
 應酬セリ

最後「グル」大使ハ「先般」吾等「トウ」レ公談ニ言及シ華府ニ於テ日本
 側ノ具體的ナル實地協定案ヲ用意シテ「ト」ハ承知シ居ル旨迅速ニ
 上米日ノ公談ノ結果ヲ米國政府ニ報告スベキ旨述ベタリ
 尚公表振リニ關シ「グル」大使ヨリ日米國交打用為ニ引續テ建設的
 態度ヲ以テ公談ヲ續行シ進展ヲ見ク「ト」云フ程度を表止メ從價一割
 稅及噸稅等ノ點ニ付テハ外部部長表ヲ差控ヘ「レ」キ「ヒ」旨ヲ希望シ野村大臣
 於テ右ヲ應諾セリ

別紙 甲號

「アロメモ」リ「ア」

一米國政府各國ニ付シ米國ノ國際關係ヲ「ナラ」ントスル為ニ基礎條件
 トシテ周知一定ノ諸原則及手續ニ依リ通商條約及協定ノ商議ニ入ル
 意旨「ト」旨ヲ屢次表明セリ

一、米國政府ハ無差別待遇ヲ以テ其通商政策ニ志調

ト者做シ且ツ通商ノ權利平等ニ機會均等ノ原則ヲ

新通商條約及協定締結ニ唯一且ツ望ミレキ基礎條件

ナリト思料シリ世界主要貿易國家ノ通商政策ノ歴史ヲ

通觀スルト通商交渉ニ於テ各國ハ例外ナク遠近紛争

ヲ起シセリ結果被害者第三國ヲレテ對抗措置ヲ採ル

ノ止ナキニテラシム其ノ結果國際通商關係ノ混乱ヲ齎

ラセタニ至レシカ如キ諸原則ヲ採用セリ過去ニ於テ通商ノ

主要ナル制限ハ因茲々率ニ存レル時代ニハ均等待遇

一般の相互的誓約ニ依テ充足ラレルモ近年ノ如ク割

當独占ノ為替管理輸出入制限等ニ依ル貿易調

整手段ハ重要視セラレタル以上其間均等待遇確立

タメ從來一般の保障ヲ補足スベキ新規定ヲ必要トスル

ニ至リタリ則チ割當制限ニ對シ均等待遇ヲ確立セテ之ヲ

ニ高島輸出入國ニ對シ輸出入許可數量總計内ニ

當該輸出入國ニ對スル公正ナル分ヶ存ヲ与ル機會ヲ確定ス

ル明確ナル手續ヲ規定スルコトヲ要スルニ為替管理ニ付キテモ亦

之ニト同様ニ通商及差別待遇實施防止外國為替論確保

ノ為メ手續ヲ確立スル要アリ石ノ如ク近年ノ經驗ニ鑑ミ米國政府ハ

新通商條約及協定締結ノ為メ一國ト商議セントスルニ當リテ其ノ

代價條件トシテ先ツ以テ通商ニ無差別待遇ヲ保障アレ且ツ右

待遇ヲ確保スベキ措置ヲ講セラルルコトヲ要求ス

三、國ト新通商條約及協定交渉ヲ目論ムニ當リ米國政府トシテハ

單相ナク國政府カノ領域内ニ適用シ居ル政策及措置ヲ

検討スルノミナラズ(同)國ヲオミテ國內ニ於テ若ハオミテ國ニ関シ米國人ニ對シ
 アレキ政策及措置ニ付キテモ検討セラル得ズ即チオミテ國ノ領土内ニ於テ右
 相キ國又ハ其ノ先發國カ米國ノ通商上ノ權益ニ及スル實績的且ツ繼續的
 的差別待遇ニ亦明カニ米國ニ執リテ有害ナルモノナレハナリオミテ國ノ意向ニ反
 シオミテ國ニ於テ斯ル差別待遇ノ課セラレタル際ニ於テハソノ差別待
 遇ハ斯ル待遇ヲ爲セル國家又ハ斯ル待遇ノ賦課ヲ惹起セル國家
 官作ノ執置ヲ以テ第一効果的且ツ迅速ニ除去ニ得ル次第ナリ然レニ
 現在日本軍ノ占領スル支那ノ廣大ナル地域ニ亘リ斯ル差別待遇ハ行ハレ居
 而シテソノ差別待遇タルヤ日本政府 指令ニ從フホ先官憲又ハソノ代理機關ニ
 依リ行ハレヨシ是等ノ機關支那各地ニ於テ爲替及通貨管理輸入ニ對スル
 課税並ニ制限独占並ニ航運旅行居住及貿易ノ制限手續ヲ以テ斯ル地
 域ノ經濟生活ニ日本人ノ特殊利益ヲ企圖シツアリ

四右ノ如ク支那ノ廣汎ナル地域ニ亘リ日本政府ノ先官憲ノ他カ事實上米國
 ノ通商權益ニ對シ均等待遇ヲ不可能ナラシムルカヤ措置ヲ講ジ居限リ日
 本ノ新通商條約又ハ協定締結ノ障礙存在ス現行條約ヲ取極及權利
 ヲ全然考慮ニ容ナル際ニ於テモ新通商條約協定締結ニシテ障礙ハ現在
 支那占領地域ニ現行ハツアル差別待遇ノ措置ニ限リ依然除去セラザルヘシ
 五國ト通商調整ニ關スル新條約乃至協定締結問題ヲ考慮スルニ當リテ米國政
 府行政及立法當局ハ共ニ相キ國內及相キ國ノ支配下ニテ地域内ニ於テ米
 國商運及工業ニ對シ相キ國カキツアル待遇ノミナラス當該地域内ノ米國民
 米國運米國投資及米國ノ經濟的文化的活動一般ヲ含メ米國商業
 全般ニ對シ相キ國政府ノ執レル待遇ニ付キ考慮スル要アリ然而
 均等待遇ノ原則カ全地域ニ亘リ適用セラレ且ツ無差別公平待遇ノ原
 則カ是等地域内ニ現行ニ實施セラルルコトヲ要ス

No. 6

Defence Doc. 1631

六米國政府ハ以上ヲ以テ日米兩國間ニ新通商條約又ハ
 協定締結問題ニ關係シ最モ重要視シ居ル事項ヲ提不
 セル處日本政府ニ於テモ亦右問題ノ重要性ヲ認メラレシコ
 トヲ希望シ且フ日本政府ガ其ノ方針ノ實效ヲ示スベキ具
 體的ノ證據ヲ提不セルルニトテ欣幸トナスモノナリ。
 一九三九年十二月二十二日

別紙乙號

オーストラリアメント

日本政府ガ其ノ努力ヲ傾倒シテ日米兩國關係ニ不_レ善_ニキ
 点影響有_レ及ボレ_テアル事能_ハク改善ヲ企圖シ且_フ將
 来ニ亘リ此種努力ヲ繼續セントセラレ_テアルコトハ米國政
 府深ク感銘スルコトナリ

新條約締結ノ商議促進問題ニ關スル貴大臣ノスピー
 チメントニ付キテハ米國政府ハ日本政府ノインテリメシ
 及考慮ニ依_リヒガ爲メ米側ノ立場ニ固スルスピーチ
 ントヲ作成セリ假條約締結ニ關シテハ米國政府ハ茲
 暫ク之ヲ未決定ノ儘ニ殘セルコトヲ致度

米國政府ハ目下ノ處日米兩國間ニ新條約若ハ取
 極_テ締結方ニ關シ貴大臣ト在京米國大使トノ間ニ進
 行中ノ討議ヲ繼續スルコト最モ時宜ニ_テ適スベシトノ見解
 ヲ有ス

一九三九年十二月二十二日

53-2

No. 7

Defence Doc 1631

別紙丙號

米國大藏省ハ近ク米國税関長及関係官書翰
 對シ條約消滅後ニ於テ一九一三年関稅法ニ規定シ
 價一割ノ差別的関稅ノ徵集方ニ関シハ更ニ追加訓
 令ヲ發スル迄ハ日本船舶ニ積載シ上米國ニ輸入ス
 ルハ貨物ニ對シ適用サルル通關ヲ發スベシ
 尙船舶ニ對スル差別的噸稅ニ付キモ商務省ハ前記貨
 物ニ同様措置ヲ講スル旨ノ商務省ノ決定成立
 一九一九年十二月二十二日

別紙丁號

米國政府ニ於テ日米通商條約失效後ト雖モ兩國
 間ノ通商ハ至基ヲ通行ハトシカ爲世要ナル措置ヲ執
 ルニ決定セラレタル由ニ多トスル所ニシテ又右ニ對スル貴大
 使ノ御書カヲ深ク感謝スル次第ナリ
 但通商條約ノ問題ハ單ニ兩國通商關係ノ問
 題ニ止マラス一般ノ國交ニ関スル所大ナル以テ日米
 間ノ無條約狀能ハナリタル時假令通商關係ノ大體
 至常通リ維持セラレト雖モ暫定ノ旨モ何等取極
 ナキ場合ハ兩國間ノ通商ハ明日ヲモ測ラレザル不安
 ノ觀ヲ呈スベク若シテ兩國ノ國交ハ如何ニモ不安
 定ナル印シテ與ルニトナル以テ日米關係改善ノ大局
 的見地ヨリ暫定協定締結方ニ付貴國政府ノ深
 甚ナル御考慮ヲ得ル様致度
 日本側ニハ夙ニ此ノ見地ヨリ研究ノ結果暫定協定

54-1

No. 8

Defence Doc. 1631

ニ付一案ヲ得テ之ヲ在華府境内大使ニ電報トシテトハ
日露ニ昔時局長ヨリフドマンシニ答テ事小官ニ申上レタル
通ナルハ華府ニ於ケル談合ノ都合ニ依リ右由チニ國
務省側ニ提スルニトナリ居ル次第御令口書直アリ
度

54-2

79
第百九

譯設側文替第二〇六號一B(一四)

米内海軍大將新内閣ヲ主筆ス

一九四〇年一月十四日

軍大將方、有田ヲ外務大臣ト、余ノ舊友藤原ヲ商工大

ヲ持ツテ、アストリア親ガ日本ヲ訪レタ時、彼ヲ合メテ知ツタノデアル、
彼ハ我が大使館テ晩餐ヲ共ニシタ事ガアリ、又余モ、海軍大宴會ノ際彼ト
食事ヲ共ニシタ。此ノ宴會ノ後テ彼ハ余ニ對シ、獨乙トノ同盟ニ就テハソ
レ以上ノ憂慮ハ不要テアルト語ツタ。

グルー元合衆國大使ノ日本ニ於ケル十年間ト
週スル日記三一二頁ヨリノ抜萃ト

高橋

辭職劄文書第二〇六號一B (一四)

米内海軍大將新内閣ヲ王辛ス

一九四〇年一月十四日

内閣ハ辭職シ米内海軍大將ガ、有田ヲ外務大臣ト、余ノ舊友藤原ヲ商工大臣トシテ新内閣ヲ組織シタ。

米内ハ昨年春、獨乙トノ軍事同盟ニ反對シタ人デアツタ。余ハ齋藤ノ遺言ヲ持ツテ、アストリア號ガ日本ヲ訪レタ時、彼ヲ治メテ知ツタノテアル。彼ハ我方大使館ヲ晚餐ヲ共ニシタ事ガアリ、又余モ、海軍大宴會ノ際彼ト食事ヲ共ニシタ。此ノ宴會ノ後テ彼ハ余ニ對シ、獨乙トノ同盟ニ就テハソレ以上ノ憂慮ハ不要デアルト語ツタ。

グルー元台衆國大使ノ日本ニ於ケル十年間ト
 題スル日記三一二頁ヨリノ抜萃

裏面白紙

海軍省文書第二〇六號

有田 日本外務省に送る

(15)

昭和十五年一月十八日
有田(海軍省)宛
(海軍省)

として就任するや各國大使を國々に引見した。
條約簽了後「條約商人」の身分に就て協定する
國々民が損傷を蒙ることなきようこれを保護せられ
事實の陳述を報告した。國務省は予の意見を承
知して居る。其後國務省編内が病氣で日本の参事官がホーンベックを訪ね
たが、條約上の事象に關する交渉は東京に於て行はるべきであると参事官
に話した旨電報し來つた。隨つて予は恐らく今に有田から呼ばれるべく、
予としては有田の申條をそのまま華盛頓に電報を打ち返すことが出来るの
みである。これは云はば道筋根をしてゐる如きものであるが、國務省が交
渉を一ヶ所で行はんとするのは賢い遣方だと思つて居る。予は有田に簡單

海軍省文書第二〇六號(15)

有田 日本外務省に在る

昭和十五年一月十八日

有田は野村陸軍大臣の後任として就任するや各国外使を個々に引見した。彼は領内にハル氏を訪ねて條約簽了後「條約商人」の身分に就て協定する機曾令したことを予に語り兩國々民が損傷を蒙ることなきようこれを保護せられたいと希望した。予は單に事實の陳述を報告した。國務省は予の意見を承知して居る。其後國務省編内が病氣で日本の參事官がホーンベックを訪ねたが、條約上の事態に關する交渉は東京に於て行はるべきであると參事官に語した旨電報し來つた。隨つて予は恐らく今に有田から呼ばれるべく、予としては有田の申辭をそのまま華盛頓に電報を打ち返すことが出来るのみである。これは云はば追跡根をしてゐる如きものであるが、國務省が交渉を一ヶ所で行はんとするのは賢い遣方だと思つて居る。予は有田に簡單

33
に且非公式に東京に於ける發表は不幸にも予が野村海軍大將に無條約状態
は生じないだらうとの保證を與へたとの誤信に大衆を導いたことを語つた
然し乍ら今や事態は新蜀によつてはつきりと正しく示されつつあるのであ
る。

前合衆國大使グルーの日記「壬日十年」

二一二一三一三頁より抜萃

56-2

國際情勢と帝國の立場と題する有田外務大臣放送
(六月二十九日)

我が國肇國以來の理想は萬邦をして各々其の所を得しむるに在ります。我外交方針も亦此の理想に基くものでありまして之か爲には時に國運を賭して戦ふことすらも敢て辭せなかつたのであり

22-6-12 (20)
年表別及年表(2)
(太平洋戦争)

は人類の渴仰する所でありまして其の世界各々其の所を得るに非されぬ、永續性なき

ことは言を俟たないのてあります。しかし此の意味に於ける世界平和の確立は人類進歩の現段階に於ては遺憾乍ら一舉にして達成し難いものがあるのてあります。故に、この大理想を實現する爲には地理的、人種的、文化的、經濟的に密接なる關係にある諸民族が共存共榮の分野を作り先つその範域内に於ける平和と秩序とを確立すると共に他の分野との間にも共存共榮の關係を確立することか最も自然な順序であらうと考へるのてあります。而して人類葛藤の原因か概ね斯る自然的建設的體制を顧みよう

我が國肇國以來の理想は萬邦をして各々其の所を得しむるに在ります。我外交方針も亦此の理想に基くものでありまして之か爲には時に顧慮を留して戦ふことすらも敢て辭せなかつたのであります。

國際情勢と帝國の立場と題する有田外務大臣放送

(六月二十九日)

凡そ世界平和の確立は人類の渴仰する所でありまして其の世界平和なるものは、萬邦各々其の所を得るに非ざれば、永續なきことは言を俟たないであります。しかし此の意味に於ける世界平和の確立は人類進歩の現段階に於ては遺憾乍ら一舉にして達成し難いものがあるてあります。故に、この大理想を實現する爲には地理的、人種的、文化的、經濟的に密接なる關係にある諸民族が共存共榮の分野を作り先つその範囲内に於ける平和と秩序とを確立すると共に他の分野との間にも共存共榮の關係を確立することか最も自然な順序であらうと考へるてあります。

而して人類葛藤の原因か概ね斯る自然的建設的體制を顧みよう

裏面白紙

ともせず又去來の不合理不公正に修正を加へようとしないうことに存することは、世界が過去に於て又現在に於て経験して居る實情でありまして今次歐洲戦争の勃發に鑑み特にこの感を探うる次第であります。従つて國際平和を恒久的基礎の上に確立致しする爲には凡ゆる努力を以て斯くの如き過誤を是正せねばならぬのであります。

帝國が東亞新秩序の建設に向つて邁進致して居りますのも以上の精神に基くものであります。従て支那專横政治に關する帝國の態度は從來屢々聲明致しました通り何等支那の存立と相容れないものでないのみならず善隣友好、共存共榮を旨とするものであります。然るに従來帝國のこの大義に立脚せる東亞再建の大業に對し理解を有しないのみならず却て將政權を支持し東亞に於ける平和の建設を妨礙しつゝあるものゝ存しませぬのは極めて遺憾なことでありまして諒てその反省を促し來つたのであります。此の除更に其の反省を促すと共に發露行爲の根絶を期し凡ゆる手段を盡す決意を有するものであります。世上往々武力による現狀の打開を

裏面白紙

理由の如何を問はず否認せんとするものかありますか、帝國か過
去三年に互り兵を支那に動かして居りますのは公正にして永続性
ある平和を招来するか爲に、已むなく發動せる大衆的の武力行使
てありまして、實に破邪顯正の活人剣を張ひ居るものに外ならな
いのであります。

東亞の諸國と南洋諸地方とは地理的にも、歴史的にも、民族的
にもはたまた経済的にも極めて密接なる關係にありまして互に相
需り相扶け有無相通して共存共榮の實を擧げ、以て平和と繁榮と
を増進すへき自然の運命を有するのであります。故に之等の地境
を一活して共存の關係に立つ、一分野と爲し、その安定を固るこ
とか當然の歸結と思はれるのであります。

新くの如く部分的に公正なる平和を建設し、之を衆大成して世
界全般の公正なる平和を建設せんとする考は欧米諸國に於ても存
するのであります。

而して此の思想は夫々の分野に於ける安定勢力を豫想するもの
てありまして斯る勢力を中心と致しまして其の分野内に於ける諸

裏面白紙

民族が共存共栄と安定とを確保すると同時に、各分野は他の分野の政治的文化的及経済的特色を尊重し有無相通し而も互に相侵さず協力することを以て其の内容とするものであります。

今次歐洲戦争が勃發致しまするや、帝國政府は不介入の方針を闡明し、歐洲戦争に介入せざると共に戦禍の東亞方面に波及するを欲せざることをお知らせしましたか、自然帝國としては以米露西が東亞方面の安定に好ましからざる影響を及ぼすか如き事なきを期待するものであります。

今や帝國は東亞新秩序の建設に邁進して居りますると共に、今次歐洲戦争の成行特に南洋を含む東亞の諸地域に及ぼす影響については常に深甚なる注意を拂ひつつあるものであります、此等諸地方に付き齎さることあるべき運命に對しましては東亞の安定勢力たる帝國の使命と責任とに懸かまして重大なる關心を有するものであることを言明して置きます。

裏面白紙

22

淺間丸臨檢事件ニ付英大使へ抗議申入ニ關スル情報部發表

昭和十五年(一月二十二日)

昨二十一日午後房總半島沖ニ於テ行ハレタ英國軍艦ノ我淺間丸臨檢事
件ニ付谷次官ハ二十二日午後十一時「クレイギー」在京英國大使ヲ外
務省ニ相致シ左ノ通り本件ニ關スル帝國政府ノ見解及抗議ヲ申入レ

ハルルヨリ
命シタルヲ以テ
右帝國船ハ零時五十四分北
緯三十四度三十四分。東經百四十度三十一分ノ地點ニ停止セル處右
英國軍艦ハ士官及水兵數名ヲ淺間丸ニ派シ國際法上ノ權利ナリトシ

テ詳細ノ理由ヲ説明セス且ツ同軍艦ノ艦名スラ暗示スル所ナクシテ
乗船獨逸人二十一名ノ引渡ヲ要求セリ淺間丸船長ハ右要求ヲ拒絶シ
タルモ英艦ノ強力ニ依ル前記獨逸人船客ノ抑留措置ヲ防止シ得サリ
シモノナリ。

Ref No # 1645

Ref No. # 1645

22

淺間丸臨検事件ニ付英大使へ抗議申入ニ關スル情報部發表

昭和十五年（一月二十二日）

昨二十一日午後房總半島沖ニ於テ行ハレタ英國軍艦ノ我淺間丸臨検事
 件ニ付谷次官ハ二十二日午後十一時「クレイギー」在京英國大使ヲ外
 務省ニ相致シ左ノ通り本件ニ關スル帝國政府ノ見解及抗議ヲ申入レ
 一、一月二十一日午後零時五十分千葉縣野島崎沖三十五海里ノ地點ニ於
 テ一英國軍艦ハ「ホルル」ヨリ横濱へ歸航ノ途次ニ在リシ帝國船
 舶淺間丸ニ對シ停船ヲ命シタルヲ以テ右帝國船箱ハ零時五十四分北
 緯三十四度三十四分。東經百四十度三十一分ノ地點ニ停止セル處右
 英國軍艦ハ士官及水兵數名ヲ淺間丸ニ派シ國際法上ノ權利ナリトシ
 テ詳細ノ理由ヲ説明セス且ツ同軍艦ノ艦名スラ明示スル所ナクシテ
 乗船獨逸人二十一名ノ引渡ヲ要求セリ淺間丸船長ハ右要求ヲ拒絶シ
 タルモ英艦ノ強力ニ依ル前記獨逸人船客ノ抑留措置ヲ防止シ得サリ
 シモノナリ。

裏面白紙

Ref No # 1645

從來帝國ハ一般ニ承認セラレタル所ニ從ヒ公海ニ於テ交戦國ノ一方
カ引渡ヲ要求シ得ル中立國船舶上ノ交戦國ノ他方ノ國民ハ現ニ軍艦
ニ編入セラレ居ル者ニ限ラルヘントノ原則ヲ執リ來タレルコト既ニ
英國側ニ於テモ充分承知ノ趣ナリ。

右帝國ノ態度ヲ充分承知シ給ルニモ拘ラス帝國ノ近海ニ於テ英國軍
艦カ帝國船舶ニ對シ前項ノ如キ強力處置ヲ執リタルコトハ英國側ノ
帝國ニ對スル重大ナル非友誼的行爲ナリト看做ササルヲ得ス帝國政
府トシテハ本管ヲ極メテ重視スルモノナリ。

帝國政府トシテハ今回英國海軍ノ執リタル處置ハ之ヲ容認シ得サル
所ニシテ右ニ至急英商政府ノ充分ニシテ且根拠アル說明ヲ要求
スルモノナリ。
帝國政府ハ右ノ實セラレタル獨逸人ヲ帝國政府ニ引渡スヘキコトヲ
要求スルノ權利ヲ濫メ茲ニ明白ニ留保シ置クモノナリ。

裏面白紙

flag Hor #1645

四今次英國側處置カ既ニ帝國輿論ニ甚大ナル衝擊ヲ與ヘツツアル事實
ニ鑑ミ斯カル行爲カ今後モ繰返ヘサルルニ於テハ帝國國民ノ對英感
情ハ益々惡化スヘキコト必至ニシテ帝國政府ハ茲ニ日英兩交ノ大局
ヨリ英國側ノ深甚ナル考慮ヲ要請スルモノナリ。

裏面白紙

Ref No #1645

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 浦部 勝馬

林

馨

昭和二十二年五月十九日 於東京

自分林馨ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ三頁ヨリ成ル淺間丸臨檢事件ニ付英大使ヘ抗議申入ニ關スル情報部發表（昭和十五年一月二十二日）ト題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ證明ス

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

（三號）

裏面白紙

Ref Doc 1452

萬橋

有田外務大臣ノ議會ニ於ケル淺間丸事件説明
(昭和十五年二月一日)

以上ヲ以テ私ノ外交ニ關スル演說ヲ終ツタノデア
リマスルカ、此機會ニ於キマシテ只今ノ外交演說中
ニモ一言致シテ置キマシタル淺間丸事件ニ關スル英
國側トノ交渉経緯ノ概要ヲ附加説明致シテ置キタイ

22-6-12(23)
1900) 23-10-12 192
(5年(1900)年)

交戦國ハ中立國商船ニヨリテ
極度ノ制限妨害ヲ加ヘ、之ニ
應檢停船等ノ厄ニ遇イタルモ
何レモ歐洲ニ於ケル出來事デア
リマシテ、歐洲ヨリ遠ク隔離セル東洋方面ニ於テハ
何等此種特異ノ事件カナクシテ今日ニ及ンテ來タノ
テアリマス。

然ルニ今同發生致シマシタル淺間丸事件ハ、太平洋
上ニ於キマシテ中立國タル英國カラ、中立國タル帝
國ノ港ニ向イツツアツタ本邦船隻ニ對スル、交戦國軍艦
ノ強力行使テアルノミナラス、事件ノ發生地カ帝國
ノ近海テアツタコト等ニモ鑑ミマシテ、イタク我國
民ノ憤激ヲ買フニ至ツテアリマシテ、此ノコト
ハ誠ニ當然デアルノテアリマス。政府ニ於キマシテ
此ノ點ヲ特ニ遺憾ト致シマシテ、本事件ニ關スル報
道ヲ接受致シマスルヤ、直チニ各方面ヲシテ事件ノ

Ref Doc 1452

22

高橋

有田外務大臣ノ議會ニ於ケル淺間丸事件説明

(昭和十五年二月一日)

以上ヲ以テ私ノ外交ニ關スル演說ヲ終ツタノデア
リマスルカ、此機會ニ於キマシテ只今ノ外交演說中
ニモ一言致シテ置キマシタル淺間丸事件ニ關スル英
國側トノ交渉關係ノ總要ヲ附加説明致シテ置キタイ
ト存シマス。

歐洲戰爭勃發以來、交戦國ハ中立國商船ニヨリテ
行ハルル通商ニ對シ、極度ノ制限妨害ヲ加ヘ、之ニ
關聯シテ中立國船隻ノ離港停船等ノ厄ニ遇イタルモ
ノ多數アリマスカ、何レモ歐洲ニ於ケル出來事デア
リマシテ、歐洲ヨリ遠ク隔離セル東洋方面ニ於テハ
何等此種特殊ノ事件カナクシテ今日ニ及ンテ來タノ
デアリマス。

然ルニ今同發生致シマシタ淺間丸事件ハ、太平洋
上ニ於キマシテ中立國タル米國カラ、中立國タル帝
國ノ港ニ向イツツアツタ本邦船隻ニ對スル、交戦國軍艦
ノ強力行使デアルノミナラス、事件ノ發生地カ帝國
ノ近海デアツタコト等ニモ鑑ミマシテ、イタク我國
民ノ憤激ヲ買フニ至ツタノデアリマシテ、此ノコト
ハ誠ニ當然デアルノデアリマス。政府ニ於キマシテ
此ノ點ヲ特ニ遺憾ト致シマシテ、本事件ニ關スル報
道ヲ接受致シマスルヤ、直チニ各方面ヲシテ事件ノ

裏面白紙

Ref Doc 1452

2

真相ヲ究明セシムルト共ニ本件ノ善後措置ニ關シ
協議致シマシタル結果、一月二十二日夜「クレイ
キー」英國大使ヲ外務省ニ招致シ、私ニ於テ已ム
ヲ得サル支障カアリマシタノテ、谷外務次官ヲシ
テ、帝國政府ハ本件英國軍艦ノ行爲ヲ非友誼的行
爲テアルト見做ササルヲ得ナイコト、右ニ關シ至
急英國政府ノ充分ニシテ且核議アル説明ヲ要求ス
ルモノナルコト、帝國政府ハ抑留英人ノ引渡シ
ヲ要求スルノ權利ヲ豫メ留保スルコト、並ニ今後
斯カル事件ノ繰返サルコトアラハ、帝國々民ノ對
英感情ハ益々悪化スヘキニ付、英國側ニ於テ右ノ
點ヲ考慮シ善處スヘキコト等ヲ指摘シタル嚴重ナ
抗議ヲ申入レシメルト共ニ、特ニ私ノ傳言トシテ
法律上ノ見解ハ兎モ角、此際英國側カ大局的見地
ヨリ速ニ抑留英人ヲ引渡スコト日英外交ノ爲最
善ノ途ト信スル旨申傳ヘシメタノテアリマシタカ、
更ニ翌二十三日「クレイキー」大使ノ來訪ヲ求メ、
私自身ヨリ本件ニ關スル帝國政府ノ見解ヲ説明ス
ルト共ニ、篤ト事件ノ重大性ヲ指摘シテ置イタノ
テアリマスカ、其ノ後更ニ二十五日、二十七日、
三十日及び三十一日ノ四回ニ亘リ「クレイキー」
大使ト會見シ、本件ヲ凡ユル角度ヨリ検討シ我方
主張ノ貫徹ニ努力シテ悉ツタ次第テアリマス。右
我方ノ嚴重抗議ニ對シ英國政府ハ、二十七日「ク

裏面白紙

Ref Doc 1452

レーギーニ大使ヲ通シテ回答ヲ寄セテ參ゾカノテ
 アリマス。右回答ハ大部分英國領ノ法律上ノ見解
 ヲ述ヘタノテアリマシテ、之ニ對スル帝國政府ノ
 回答ハ近ク交關スル様リテアリマスルカ、英領
 ノ見解ハ我方ノ見解ト對立シテ居ルノテアリマス。
 當地及倫敦ニ於ケル該次ノ交渉ニ於テモ、英國
 政府ハソノ法律上ノ見解ハ任ケル能ハストモ、該處
 ヲ持シテイルノテアリマスカ、他方本件カ我々
 民衆論ヲ刺激シタルコトニ付テハ、特ニ慎重ナル
 考慮ヲ拂ツテイル様子テアリマス。帝國政府ト致
 シマシテモ、法律上ノ議論ト併行シテ、日英外交
 ノ大局ニ立脚シ、主トシテ政治的觀點ヨリ英國領
 ノ反省ヲ求メ、本件ノ迅速ナル解決ヲ計ルヘク能
 蒼努力中ナノテアリマス。

裏面白紙

瀧野丸事件ニ關スル有田外務大臣ノ國會ニ於ケル説明

(昭和十五年二月六日)

瀧野丸ニ關シテハ去ル一日ノ外交演説ニ際加致シマシテ英國側トノ

20-6-12(24)
手交例及証文等
(本件関係)

要旨能明瞭ニ示シテアリマス其ノ後政府ハ本件ノ
以テ計ル目的ヲ以テ公意英例ト交渉ヲ經ケテ行リマシタ
ト申上ケル點ニハ行カナイノテアリマス其後以上重要ナル

一段階ニ到達スルコトヲ出テマシタノ事此ノ國會ニ於テ一應報告申上
ケルハ存シマス。

即ニ申上マシタ事英政府ハ一月二十七日在京「クレイギー」大使
館ニ一月二十二日ノ我方抗議ニ對シテ回答ヲ寄ケテマシタノテアリマス
右回答ニ於テ英國政府ハ今迄ノ如キ事件カ帶國ノ首領附近ニ於テ發生
シ日本國民ノ瀕死ナル懷激ヲ引起スルコトニ對シ大イニ遺憾トス
ル旨ヲ表示シテ行リマシタ尙ホ之上共ニ其ノ法律上ノ見解ヲ論述シテ
ツタノテアリマス。

右英國側回答公文ニ對シ帶國政府ニ於ケマシテハ二月一日附公文ヲ以テ

(R)
100 100 221

満洲丸事件ニ関スル有田外務大臣ノ國會ニ於ケル説明

(昭和十五年二月六日)

満洲丸ニ関シマシテハ去ル一日ノ外交演説ニ際加勢シマシテ英獨側トノ
交渉経緯ノ概要ヲ説明シテ俄イタノテアリマス其ノ後政府ハ本件ノ
解決ヲ計ル目的ヲ以テ急意英獨側ト交渉ヲ断クテ終リマシタ然
果彙然ノ解決ト申スル事ニハ行カナイノテアリマス其ノ解決上重要ナル
一問題ニ到達スルニ至ラザルニ至ル迄ノ國會ニ於テ一顧無事告申上
ケルハ存シマス

1

此ニ申上マシタ終リ英皇陛下ハ一月二十七日在京「クレイギー」大使ヲ
對シ一月二十二日ノ我方抗議ニ對シテ回答ヲ答テシツタノテアリマス
右回答ニ於テ英皇陛下ハ今迄ノ如キ事件カ帝國ノ首都附近ニ於テ發生
シ日奇異ノ事象ナル價値ヲ認めテシマシタコトニ對シ大イニ遺憾トス
ル旨ヲ表示シテ終リマシタ尙ホ之ト共ニ是ノ法律上ノ見解ヲ明述シテ終
ツタノテアリマス

右英皇陛下回答公文ニ對シ帝國政府ニ於テマシテハ二月一日附公文ヲ以テ

68

(R)
1117 DOC 7 221

精
面
白
録

先ツ英政府カ本件カ我軍艦隊ヲ刺戟致シマシタコトニ對シ特ニ慎重ナ
 ル考慮ヲ拂ヒ右回答公文ニ於テ遺憾ノ意思ヲ表明シテ紛ツタコトヲ了承
 致シマシルト共ニ前述英側ノ法律上ノ見解ニ對シ詳細之ヲ論察シ帝國
 政府ハ本件淺間丸事件ニ於ケル英側軍艦ノ行狀ハ國際法上違法ナラスト
 ノ結論ニ到達セサルヲ得サルヲ以テ淺間丸ヨリ拉致セラレタル獨逸人二
 十一名ノ引渡ヲ要望スル旨申送ツタノテアリマス。

本件ニ關スル法律上ノ見解ノ相異ニ付テハ本日午後ニテ公表スル管ノ日
 英兩國公文ニ對テ詳細御承知ヲ願ヒ度イノテアリマスカ、要旨ヲ申上ケ
 マスト、英側側ニ於テハ公海ニ於テ平和的航海ニ従事シテ居ル中立船舶
 ヲリ拉致シ得ル敵國人ノ範圍ニ付テ規定シテ居リマヌル倫敦宣言第四十
 七條ニ獨特ノ解釋ヲ加ヘ且右倫敦宣言ハ調印國ニ依ツテ批准セラレ居
 サルニ依リ何等ノ拘束力ナキモノナルトシ而シテ平和的航海ニ従事ス
 ル中立國船舶ヨリ敵國人ヲ拉致スル實行ハ國際法上獨立セラレタル原則
 ナルト主張シテ居ルノテアリマス。然レ乍ラ帝國政府ノ見解ニ依リマ
 スト倫敦宣言第四十七條ハ英側側見解ノ如クニ解スヘキモノナリコト

2

69

DEF DOC # 221

裝
面
白
紙

LLF DOC # 221

當時ノ關係書類ニ依テ明カテアリ又倫敦宣言ハ批准セラレ居キスト隨テ
 同宣言ヲ海峽ニ於テ其ノ主權ノ合理的ナル調整及妥協ヲ組成スルモノト
 認メラレ多數ノ國ニ於テ其ノ國內法ヲ以テ之ニ遵依シテ居ル事實ニ從テ
 國際法上ノ準則タルハキモノト思フノテアリマス。更ニ若シ英例主權
 ノ如ク同宣言ヲ全然無効テアルトスルモノハ灣口公海ニ於テ平和的航行
 ニ從テスル中立船舶ヨリ微細人ヲ逮捕シ得スル一般原則ニ從ハナク
 レハナクイコトナルヲアリマス。要スルニ英例ノ見解ハ之ヲ學
 說先例ニ照シテ見ルヤ何等我方ヲ屈服セシムルモノカナイト云フノテア
 リマス。政府ハ飽々迄右ノ如ク我方ノ法律上ノ見解ヲ堅持スルモノテア
 リマス。右法律上ノ議論ト併行致シマシテ政治的見地ヨリ迅速ナル解決
 ヲ促シタルヲ考ヘ英例ハ此ノ際ニ抑留獨逸人ノ引渡シニ應スルコト
 カ日英ニ於テ大局上緊要ナル旨ヲ東京及倫敦ニ於テ勸度ニ互リ力説シ、
 英例ノ誠意アル反省ヲ求メ銳意目的ノ貫徹ニ努メマシタ。其ノ結果英
 例ニ於テ其ノ見解ハ之ヲ任ケルコトヲ得ナイカ、抑留獨逸人ニ關シ
 テハ香港到着以來ソノ訓練及經歷ヲ調査シタ所右ノ中或者ハ比較的軍務

3

4

70

横面白紙

二懸ササルモノナルニト判明セタリトノ理由ヲ以テ本件ニ關スル法律上
 ノ權利ハ之ヲ一切切斷スルモノナリトシテ國法ニ解決セシムル英政府ノ願
 望ノ懸持トシテ九名ヲ引渡スヘク、右拘捕人ハ追テ協定セラルヘキ時期
 及場所ニ於テ適當ナル帯官憲ニ引渡ス用意アル旨ヲ二月五日對公文ヲ
 以テ通告セテ存ツルモノアリマス。
 帝政府ニ於テマシテ本件ノ絶對圓滿ナル解決ヲ計ラントスル英政
 府ノ意思ハ之ヲ固ク信スルモノナリトシテ前記引渡員等ハ帝
 政府ノ要求スル一部亦ニ過キマヤカ故到廠之ニ満足スルヲ得ナイノヲ
 アリマス。然レテ右九名ハ之ヲ引取ル所アリマス。前記我見傳
 ニ據キ今後共鑑タテ英政府ニ對シ現存ノ拘留捕獲人ノ引渡方ヲ一議シ
 覺クカシムルモノナリマス。尙將來ニ關シマシテハ政府ハ今後日本船
 舶航行上ノ不安ヲ除去スルニ務ムルカ爲、今般本邦各般會社ニ對シ一般
 ニ交通ノ電報ニ經入ヤラレタル者(其ノ數アル者ヲ含ム)ヲ本邦船
 乘船セシメサル様指令ヲ發スルニトシ右手配ヲ完了致シマシタ。而シ
 テ右措置ニ付テハ英政府ノ注意ヲ喚起シテ置イタノテアリマス。右般ノ

DLF 100 第 221

裏面白紙

次第ヲ將來ニ於テハ淺則丸類似ノ事件ノ發生ハ之ヲ逆ク得ルモノト確信
スルモノデアリマス。

以上ヲ以テ淺則丸事件ニ關スル經過報告ヲ終リマス。

5

72

DEF 100 # 221

裏面白紙

T 140 W 221

C E R T I F I C A T E

Statement of Source and Authenticity

I. Hayashi, Kaoru, Chief of the Archives Section, Japanese Foreign Office, hereby certify that the document hereto attached in Japanese consisting of 5 pages and entitled "an Explanation of the Foreign Minister, Mr. Kichiro Arita, made before the Diet on February 6, 1940 regarding the Asoga Maru Incident." is an exact and true copy of an official document of the Japanese Foreign Office.

Certified at Tokyo,

on this 14th day of January 1947.

Witness : T. Sato

K. Hayashi &
Signature of Official

73

74

裏面白紙

EXH 2733
leaf 1636

高橋 豊次

電報 (秘密暗號法)

秘トシテノミ取り扱ヘ

「ローヤ」一九四〇年(昭和十五年)五月二十七日〇時三〇分
到着 一九四〇年 五月二十八日二時四〇分

五月二十七日ノ第九八八號

七一號電報ニ據イテ

201-6-12 (22)
東京(外)及(内)線 748
(大正) (昭和)

藤大使ハ余ニ次ノ如ク語ツテ、即ハテ彼ハ日
同伴者並ニ滿洲飛行機會社ノ重役及ソノ

他ノ代表者一名前々文書報告ニ依ルト共ニ「ドイツ」政府ノ招待
ヲ喜ンデ受諾シ「イタリ」旅行終了后ニ「ドイツ」へ行クト但シ
近イ將來ニ於ケル事態ノ發展ニヨリ歸國ノ困難カ生ジテ後ガ計畫ヲ
變更スルノチ余機ナクサレナイ限リト云フ懇懇ナ留保ノ下ニ、
彼ハ云ツタ、彼ハ勿論唯私人トシテ「ドイツ」へ赴クコトガ出來ル
何トナレバ日本ニ於ケル「イタリ」側ノ公的訪問ニ對スル返禮ト

EXH 2733

Ref No 1636

高橋

高橋 義次

秘トシテノミ取り扱ヘ

電報 (秘密暗號法)

「ローマ」一九四〇年 (昭和十五年) 五月二十七日〇時三〇分

到着 一九四〇年 五月二十八日二時四〇分

五月二十七日 第九八八號

二十四日 第九七一號電報ニ續イテ

PL VIIニ在リ

今日ノ訪問ニ際シテ佐藤大使ハ余ニ次ノ如ク語ツタ、即ハチ彼ハ日本外務省カラノ四人ノ同伴者並ビニ滿洲飛行機會社ノ重役及ソノ他ノ代表者一名前ハ文書報告ニ依ルト共ニ「ドイツ」政府ノ招待ヲ喜ンデ受諾シ「イタリ」旅行終了后ニ「ドイツ」へ行クト但シ近イ將來ニ於ケル事態ノ發展ニヨリ歸國ノ困難カ生ジテ必カ計畫ヲ變更スルノチ余儀ナクサレナイ限リト云フ懇懇ナ留保ノ下ニ、彼ハ云ツタ、彼ハ勿論唯私人トシテ「ドイツ」へ赴クコトガ出來ル何トナレバ日本ニ於ケル「イタリ」國ノ公的訪問ニ對スル返禮ト

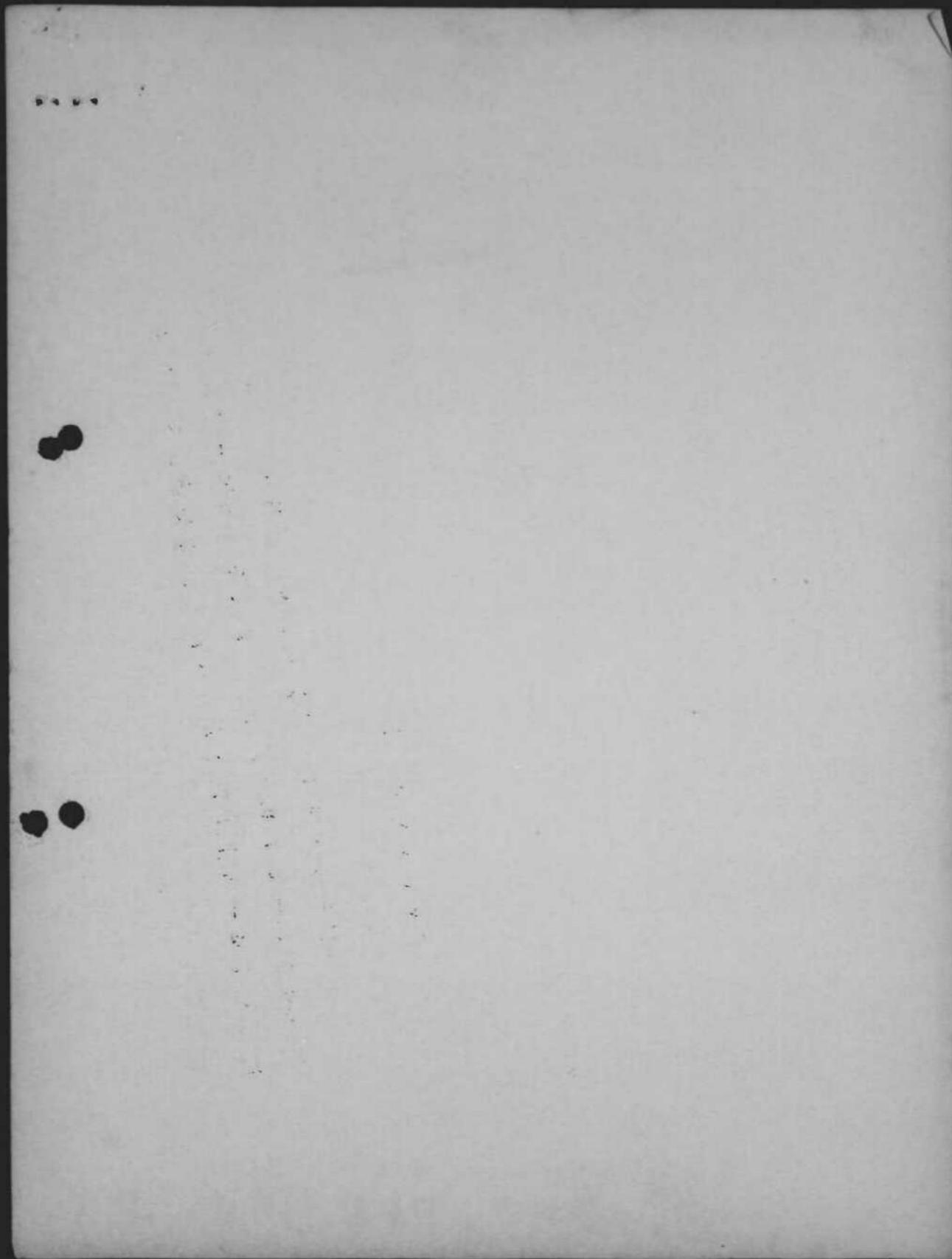
Ref. No. #1636

佐藤ヲ同伴シテキル滿洲飛行機會社ノ重役ハ既ニ「ドイツ」ノ適當
ヲ所、直接ノ連絡ヲトツテキル、五月二十八日ニ「ローマ」ヲ去ル
佐藤ニ對シテハ余ヲ通ジテ當地ノ日本大使館ニヨリ連絡出來ル

「マツケンゼン」

Ref. No. #1636

シテ行ハレテキル彼ノ「イタリー」ニ於ケル公的使命ハ「ウモニス」デ
終リテ告ケルカラ彼ハソレ故ニ「ドイツ」ニ於イテハ儀杖兵ソノ他ヲ伴
フ公的勸迎ガナサレヌ様ニ頼ンダ「ドイツ」側カラ同伴ヲ提供スルト云
フ余ノ申出ニ對シテ彼ハコレヲ感謝シテ取りトゲタ我々ハ彼ガ尊重スベ
キ外國人「モトランジモ」・ド・デイスステインクシオン」トシテ取り扱
ハレル様ニ約束シタ
出發ハ六月十四日以前ニハ實現シナイ何トナレバ佐藤ハ怒ラク通商條約
締結ノ爲メニ「ウモニス」ヨリ「ローマ」ヘ歸ルデアラウカラ「ドイツ」
ニ於ケル滞在ハ五日乃至七日間佐藤ハ「ドイツ」外相ノ知己ヲ得ルコト
並ビニ「ジモネーヤ」以來ノ知人デアアル「ワイスゼツカー」次官ニ會フ
コトヲ望ムデ居ルト綴リシテ云ツタガ彼ハ今日ノ様ナ事態ニ於イテハ外
務大臣ガ彼ヲ引見スルコトガ出來ナイ場合ニ對シテ充分ノ理解ヲ有ス
ルト強調シタ若シ彼ガ万一視察ヲ可能ニシテ實ヘレバ一層感謝スルガコ
レハ蘇テ「ドイツ」側ノ考ヘニ任ヤルトノコト



20-6-1 (33)
東京市立図書館
大正十四年(辛)

77
有格

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

木貞夫其他

宣
誓
供
述
書

供
述
者
東京都世田谷區于川上野毛町一三三二
及川古志郎

明治十六年二月八日生

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

72
有修

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者

東京都世田谷區玉川上野毛町一三三二
及川古志郎

明治十六年二月八日生

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

裏面白紙

一、私ハ明治十六年二月八日新潟縣ニ生レ明治三十三年海軍兵學校入校以來昭和二十年九月豫備役ニナル迄約四十五年間海軍ニ勤務シタ。昭和十五年九月五日第二次近衛内閣ニ於ケル前海相吉田善吾海軍大將ノ後ヲ承ケテ海相ノ任ニツイタ、引續キ昭和十六年七月十八日ヨリ第三次近衛内閣ニ於ケル海相ノ職ニ就キ昭和十六年十月十六日同内閣總辭職迄在任ノ地位ニアツタ。

二、三國同盟ニ就テハ日獨同盟締結ノ際政府部内ニ於テモ種々ノ議論ガアツタガ余トシテ特ニ印象深ク考ヘタノハ同同盟ニ依リ米ノ歐洲戰爭參入ヲ防止シ依テ以テ歐戰ノ世界ニ擴大スルヲ阻止スルコト並ニ支那事變ノ解決及對蘇親善關係ノ確立ノ諸點デアリ又最モ心配シタノハ之ニ依リ英米又ハ蘇トノ間ニ多少ノ摩擦ハ已ムヲ得ナイトシテ之等ノ國ト歐戰ガ生起スル様ナコトニナラス様ニトノ點デアツタ。即チ當時海軍トシテハ飽ク迄モ對英米戰ヲ避ケ日米國交ヲ平常化スル事ト支那事變ノ速カナル解決トヲ熱望シテキタ。併シ一方ニ於テ當時我國ハ國際的ニ孤立セントスル情勢下ニアリ他方ニ於テハ英米

參戰問題ノ自主的決定及日米國交調整ノ二ツハ海軍トシテ最も重大視セル要點デアアルノテ前者ニ就テハ之ヲ特ニ外交文智ニ明カニスルト共ニ歐洲ニ派遣スベキ日獨伊三國條約混合專門委員會軍事委員首席ニハ特ニ陸軍ヨリモ先任ナル野村直邦海軍中將ヲ又海軍次席委員ニハ海軍省軍務局長トシテ其レ迄ノ同盟交渉經過ヲ承知シアリシ阿部勝雄海軍少將ヲ十月十五日任命シ萬全ヲ期シタノデアアル。尙昭和十六年三月松岡外相渡歐ノ際ニハ余ハ日本ガ支那以外ノ諸國特ニ米英トノ戰爭ニ捲込まルル様ヲ話合ヲシナイ様ニ外相ニ嚴重ニ申入ヲ爲シ更ニ藤井茂海軍中佐ヲ其ノ隨員ニ加ハラシメ特ニ上記申入レノ點ニ關シ注意セシメタノデアアル。

又日米國交調整ニ關シテモ余ハ特別ノ努力ヲ拂ツタ。從來松岡外相ガ駐米大使トシテ野村吉三郎海軍大將ニ就任ヲ交渉シテ居ツタガ同大將ハ之ヲ固辭シテ受諾サレナカッタ。然シ日米國交調整ノ爲ニハ米國ヲ深く理解シ且「ルーズベルト」大統領トモ親交厚キ同大將以外ニ適任者無シトノ信念ノ下ニ十月上旬余モ亦海軍次官豊田海軍中

トノ接近ハ至難ト言フ事情ヨリ考ヘテ獨伊蘇ノ結合勢力ヲ背景トスル新政策夫レ自体ハ一應諒承セル處デアルガ、サレバトテ獨伊トノ三國同盟締結ト云フコトハ或ハ對英米戰事發ノ虞モアルガ故ニ之ヲ實行ニ移スニハ最も慎重ナル考慮ヲ要スル案件ト思考シタ。特ニ自動的參戰ノ義務ヲ負フコトニ對シテハ絕對反對ノ態度ヲ堅持シタノデアアル。然ルニ其ノ後ニナツテ松岡外相ノ説明ニ依リ「獨逸ハ現段階ニ於テ帝國ノ歐洲戰參加ヲ要望シナイバカリデナク米國ノ參戰防止ニ就テハ我國ト同様以上熱意ヲ有シ之ノ點我ト協力セントスル充分ナル要望ヲ認メ得タルコト及同盟締結後ト雖モ參戰ノ決定ハ日本ガ自主的ニ行フコト又日蘇關係ニ就テハ極力友好的了解増進ニ努メルコト等ノ確實ナル諒解ニ到達シタト承知シタ。ソコデ最早海軍トシテハ從來反對セル理由ヲ失ツタノミナラズ當時澎湃タリシ樞軸支持ノ輿論ニ抗シテ海軍獨自ノ立場ヲ固執スルコトハ却ツテ熾烈ナル國內對立ヲ惹起スルモノト考ヘ余ハ閣議ニ於テ「現下ノ局面ヲ打開スル爲ニハ海軍トシテハ他ニ名案ヲ待タズ」ト申述ベタ次第デアアル。

ト言フ風ナ質問ガアリ、之ニ對シ杉山總長ヨリ次ノ主旨ノ説明ガアツタ。

「我方ハ佛印側ノ充分ナ了解ノ下ニ南部佛印派兵ヲ平和裡ニ之ヲ行ヒ英米ヲ刺戟スル様ナ事ハ極力避ケル併シ萬一英米側カラ之ガ爲戰ヒラ挑ムガ如キ事アラバ其ノ場合ニハ敢然之ヲ受ケテ立ツ事ヲ覺悟セネバナラヌ」對米英戰ヲ辭セズトハ其ノ覺悟ヲ表明シタモノデアツテ戰爭ノ決意ヲ表明シタモノデハナイ」

四 九月六日ノ御前會議ノ決定ハ大体ニ於テハ檢事カラ提出サレタト言フ五八八號中ノモノト同様デアルト記憶スル。御前會議ハ九月六日前同ト同ジク宮中ニ於テ開カレタ。案ノ説明ハ首相及參謀總長、軍令部總長カラ言上シタ。之ニ續イテ外務大臣ヨリモ説明ガアツタト思フ。此ノ時原樞密院議長ヨリ政府及統帥部ニ對シテ此ノ案ノ書キ方デハ外交ニ努力スルト言フ方針ヨリ前ニ戰爭準備ト言フコトガ記シテアルガ兩者ノ關係如何ト言フ意味ノ質問ガアツタ。之ニ對シ私ヨリ「此ノ案ハ外交ノ手段ヲ通シテ要求ヲ貫徹スルコトガ主デアル」

三 昭和十六年七月二日ノ御前會議ノ決定案ハ證第五八八號ノ通りデアル。是ヨリ先獨蘇戰ダ始マツテカラ此ノ世界ノ情勢ニ對應シテ我國ノ態度ヲ定メル爲六月二十二、三日頃カラ參謀本部、軍令部、陸軍省、海軍省、外務省等ノ間ニ檢討ガ行ハレタ。此ノ原案ハ大体六月二十八日ノ連絡會議ヲ決定サレタモノデアリ、ソシテ日ハ確實ニ覺エナイガ總理大臣、參謀總長、軍令部總長ヨリ陛下ニ内奏セラレタ。同年七月二日宮中ニ於テ御前會議ガ開カレタ。出席者ハ近衛首相、原樞密院議長、杉山參謀次長、堀田參謀次長、永野軍令部總長、近藤軍令部次長、平沼內相、河田藏相、鈴木企畫院總裁、東條陸相、松岡外相及海軍大臣ノ私デアツタ。會議ノ順序ハ先ヅ近衛首相ヨリ此ノ案ノ全体ノ意味ヲ朗讀シ杉山參謀總長、永野軍令部總長カラ要項ノ説明ガアツタ後、原樞密院議長カラ「對米英戰惹起ノ見透如何」

旨答辯シ陛下ヨリ統帥部ノ意見ノ開陳ヲ催促サレタノテ永野軍令部
 總長ハ「統帥部モ政府ト同意見デアリマス」ト奉答申上ゲタ。此ノ
 會議ニ於テ陛下ハ明治天皇ノ御製ヲ朗讀セラレ一同非常ナル感激ニ
 打タレタノデアアル。
 御製ハ「よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわぐら
 む」ト言フノデアアル。

五昭和十六年八月初頭近衛公ヨリ「ルーズベルト」大統領ト直接會談
 ノ意圖ヲ打明ケラレタ時余等ハ之ニ對シテ非常ナ期待ヲ托シタノデ
 アツタ。海軍ハ其ノ爲ニ商船新田丸ヲ徵用シテ萬端ノ準備ヲ整ヘ余
 ハ海軍側隨員トシテ山本五十六大將、岡敬純少將等ヲ派遣シ聯合艦
 隊司令長官ノ後任ニハ古賀峯一海軍大將ヲ据ヘル腹案デアツタ。ソ
 シテ山本大將ノ内諾モ得タノデアツタ。

六十月ニ入ツテモ日米交渉ハ豫期ノ進展ヲ爲サズ、九月六日ノ御前會
 談テ決定サレタ「帝國國策遂行要領」ニ從ツテ日米交渉ニ關スル態
 度ヲ決定セネバナラヌコトトナツタ。勿論海軍トシテハ日米戦争ヲ

極力忌避シタ。ソシテ此ノ海軍部内ノ意向ハ近衛首相ニモ遠達シタ
 右ノ場合ニ於テ其ノ決定ヲ首相ニ一任シタノハ主トシテ次ノ理由ヲ
 考慮シタモノデアアル。

(イ) 國內強硬論者ガ兎角從來ノ海軍ノ態度ヲ軟弱デアルト非難シテ居
 タノハ衆知ノ事實デアアル。ソレテ若シ海軍ガ「對米戰自信ナシ」
 ナル公式表明ヲ行ヘバ當時ノ國內情勢ニ鑑ミ國論ノ分裂、陸海軍
 ノ對立ヲ起シ由々敷キ國內問題ニ發展スル虞ガアツタ。

(ロ) 右ノ結果米英依存ノ重慶政權ニヨリ足許ヲ見透サレ益々其ノ抗戰
 意識ヲ助長シテ支那事變解決ハ絶望的トナル。且日米交渉ノ條件
 益々不利トナリ之ガ爲我國内輿論モ益々惡化シ交渉妥結ノ希望ハ
 絶無トナル虞ガアツタ。

(ハ) 首相モ海軍ト全ク意見ガ同ジデアツタノト此ノ問題ハ全体ノ國力
 ニモ重大ナ關係ガアリ海軍ノミニノ立場ヲ以テ斷定スベキデナイカ
 ラ前項事情ヲモ考慮シ近衛首相ニ對シ本件決定ヲ一任スル旨申出
 タノデアアル。

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザ
ルコトヲ誓フ

宣 誓 書

(署名) 及 川 古志郎

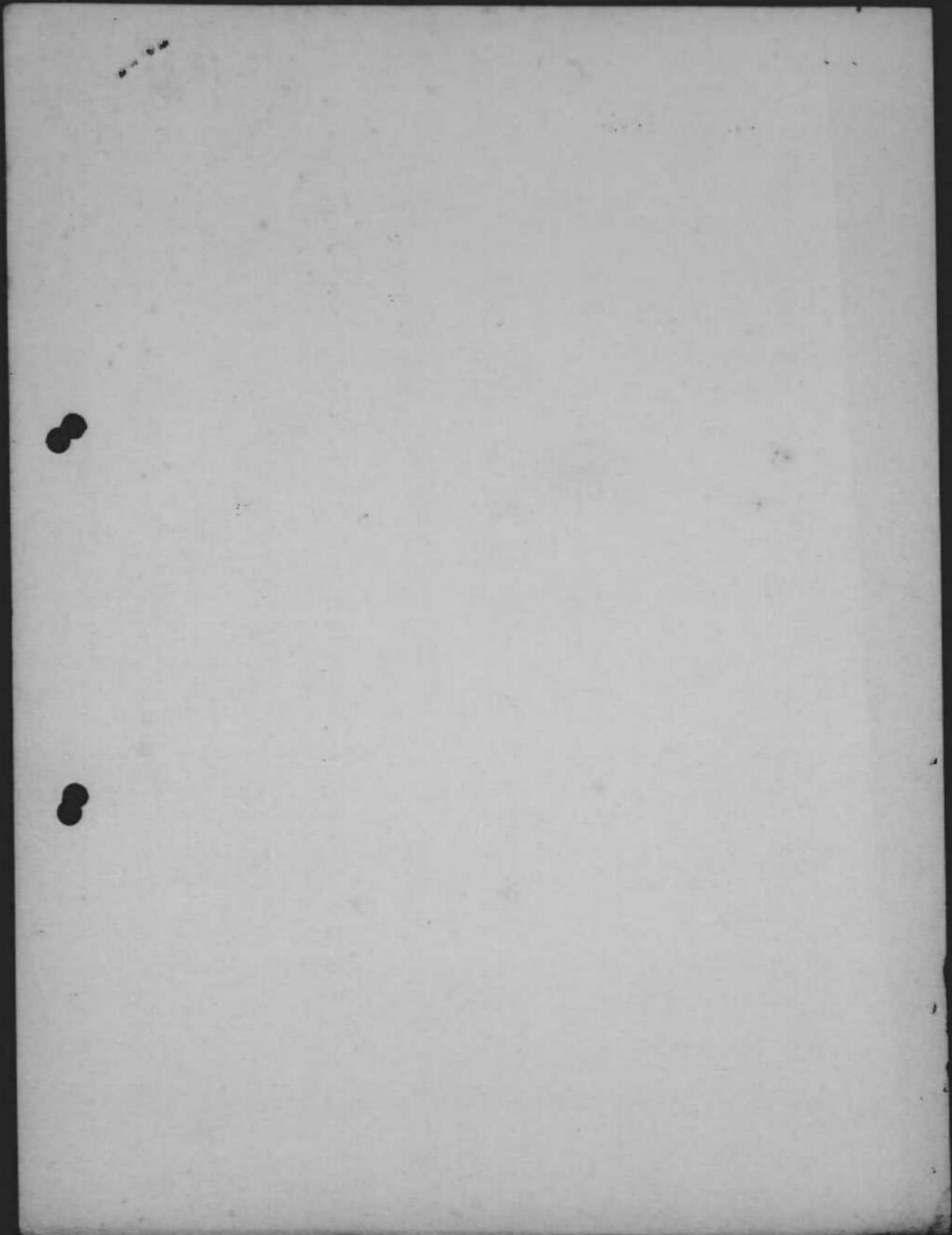
右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シ
マス

同日 於同所

立會人 高橋 義次

供 述 者 及 川 古志郎

昭和二十二年(一九四七年)五月二十三日於東京



No. 1

22-6-12. 39
Def Doc 1547

25

11

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者

松本俊一

82-1

83

No. 2.

Def Doc 1547

私松本俊一ハ宣旨ニ上レテ通陳述スル。

一私ハ明治三十年(八九七年)生、東京都大田區(雪ヶ谷)町ニ居住シテ居ル。

私ハ大正十年(一九二一年)東京帝國大學子法學部卒業後

後外務省ニ入り在「ラッセル」大使館在「アンヘル」領事館

外務省條約局等ニ歴任シテ後、昭和五年(一九三〇年)ヨリ

同八年(一九三三年)迄在佛蘭大使館書記官兼國際聯

盟盟帝事務官トシテ在勤シテ、昭和八年(一九三三年)

條約局才ニ課長、同十年(一九三五年)同局才ニ課長、同十

年(一九三七年)人事課長トシテ外務省才ニ在勤、昭和十五年

三月(一九四〇年)在中國大使館參事官トシテ南京ニ駐在、同

年九月歸朝、上外務省條約局長トナリ、同十七年(一九四三年)

二月外務次官ニ任セラレ、其ノ職ニ在リタ。

私ハ外務省在職中帝國代表團員トシテ出席シタタル國

際會議ハ左ノ通テアル。

大正十一年(一九三二年)「ハーグ」ニ於ケル戰時法規改正委員會

昭和五年(一九三〇年)「ハーグ」ニ於ケル國際法典編纂會議

同年國際航空委員會

昭和六年(一九三一年)「ロジネーヴ」ニ於ケル國際聯盟總會才ニ

同會議

昭和七年(一九三二年)「ロジネーヴ」ニ於ケル國際聯盟總會才ニ

同會議及同臨時總會

昭和八年(一九三三年)倫敦ニ於ケル國際經濟會議

Def Doc 1527

No. 3

二、昭和十五年（一九四〇年）九月、私ハ在中國大使館
 參事官ヲ歸朝シ命セラレ、外務省條約局長ニ
 任命セラレタ。私ハ松岡外務大臣カラ三国條約ニ
 関スル日獨周ノ交渉話ヲ聞キ、之ニ関與スルニトラ
 命セラレタ時ハ、既ニ同外相ト「スターマシ」氏及「オット」
 大使ト、話合ニ基キ、大体ノ條約草案ガ出来テ居タ
 私ハ夏ノ後、九月二十七日、同條約締結ニ至ル迄、細
 部ノ技術的「レダクシヨシ」等ニ関與シタリテ、
 三国條約ノ交渉ハ私ノ知ル限、日本側テハ殆トテ
 岡外相獨リノ手ヲ行ハ、齋藤良衛顧問及私ガ
 技術的方面ニ之ニ參劃シタリ過ギナリ。
 三国條約ノ主ナル目的ハ、當時、松岡外務大臣
 秘匿院裏ニシテ説明シタリト云ヒ、米國ノ牽
 引、其ノ對獨參戰ヲ防止シ、併セテ日米戰ノ危險ヲ
 回避スルニ在リタリ。
 三、三国條約ノ解釈ニ付テハ、先可、外務省見解
 ハ左ノ通デアリ、之ハ即チ日本政府ノ公式ノ解釈ト認メ
 べきデアリ。
 一、才一條及才二條ニ於テ日本ハ歐洲ニ於テ新秩序建設ニ関シ
 獨伊ノ指導的地位ヲ、獨伊ハ大東亞ニ於テ新秩序建設
 ニ関シ日本ノ指導的地位ヲ認メ且、並テ重シクコトヲ約シ
 タリ、即チ本條ノ新秩序ハ之ヲ文ト併セテ讀ムルベキモノテ
 アリ、即チ本條ノ新秩序ハ之ヲ文ト併セテ讀ムルベキモノテ
 此等該民族共ニ存共ニ榮ノ實ヲ得ケルニ足ルベキ秩序
 ノ意味テアリ、又指導的地位トハ右新秩序建設及維持ノ
 主ナル責任者ト云フ意味デアリ、之等ノ條文ハ極ニ政治的

83-1

Ref Doc 1547

No. 4

性質、モテ、其、法律の拘束力、現實、政治的情勢如何
ニ繫ルモノト云フヘキデアアル。

二、第三條ハ三締約國中、一國ガ歐洲戰爭又ハ日支紛争
ニ參加シテ居ナイ一國ヨリ攻撃セラレタ時ハ三國ハ有ラユル
政治的、經濟的、及軍事的、方法、依リ相互ニ援助スヘシト
規定テ之ガ本條約ノ眼目デアアル。

此、援助義務發生ノ原因トナルベキ、攻撃ノ存在ヲ如何
ニシテ決定スルヤニ付テハ三國條約締結當日東京ニ於テ
松岡大臣ト、オソト大使トノ間ニ交換セラレタ文書中、オソ
ト大使ヨリ松岡大臣ニ宛テタ書翰ニ於テ「締約國ガ條約
第三條ノ意義ニ於テ攻撃セラレタリヤ否マハ三締約國間ノ
協議ニ依リ決定セラルベキト」論ト述ラレテ居ル。此、協
議ニ於テ三國ノ意見ガ一致ニカツタ場合ハ日本政府トシテハ當
然各締約國ガ主權國トシテ自主的ニ攻撃ノ存否ヲ認定
スルモノト考ヘテ居タ。猶此、際、協議ハ三締約國政府
間ニ直接行ハルベキモノデア、後述第四條ノ委員會ノ所管
スルトコロヲハナカツタ。

此、條文、閣下當初ノ獨逸側提案ニハ「公然又ハ隱密」形
狀ニ於テ「攻撃」ト云フ文字ガアリ、又「攻撃」アリト認定シタ
時ハ締約國ガ攻撃國ニ對シ宣戰スベキ義務ヲ負フトノ
字句ガツタガ日本側ヨリ要求シテ之ヲ撤回センメテ、デアアル。
日本政府トシテハ三國條約ノ結果歐洲戰爭ニ捲キ込ミレ
度ヲナラツタ、^{攻撃}「攻撃」ノ存否認定ニ當ツテハナルベク制限
的、解釋ヲ採ル考デアツタ。

Key Doc 1547

No. 5

(三) 第四條條約實施、為三國混合專問委員會、設置之規定、日本政府トシテハ右委員會ヲ當初ヨリ精々宣傳シテ政トシテ考ヘテ居ラス、實際的意義ヲ認メテ居ラス、前記トシテ不便發私書大臣宛書翰ニ於テハ、專問委員會、決定各關係各國政府、承認ヲ經テハ、實施セシムルハ、ト記載シ、委員會ニ決定權、ナシトシテ明ニシテ。

(四) 第五條ニ於テハ、以上各條項カ三締約國トソシテ、聯邦ト、間、現存政治的状態ニ影響ヲ及ボスルニ自認シ、本條、獨逸側、要求ニ基キ、獨逸側原案、交通ヲ挿入セシムルニ主トシテ三國條約カ獨逸ノ侵略條約ニ影響ヲ及ボスルヲ明ニ併セテ締約國ノ聯邦ト、友好關係ヲ維持増進シ、政治的意圖ヲ明ニシタズ、前記トシテ、大使發私書大臣宛書翰ニ於テ、獨逸ハ日ノ間、關係ニ関シ、其力及、限リ、友好的ノ了解ヲ増進スルニ努ムベシ、且何時ニテモ右目的、為周旋ノ務ヲ執ルベシト約シテ居ル。

(五) 第六條以下、通例、形式の規定、條約廢棄ニ関スル規定ヲ設ケ、ワタハ、斯レ政治的條約ニ通常ノコトナシ。

(六) 猶本條約ニ昭和四年(一九一九年)八月五日、英(國)ト、日ノ間、同、年、十月十九日、英、佛、日、ノ間、相互援助條約、在、前、如キ、戰爭、場合、單獨、不、協、和、條、項、ヲ、設、ケ、テ、カ、カ、之、ニ、付、テ、ハ、松岡大臣ハ本條約カ戰事ヲ目的トシ、ニ、付、テ、ハ、特、ニ、早、獨、不、協、和、條、項、ヲ、設、ケ、テ、居、テ、イ、ト、說、明、シ、タ、リ。

四、三國條約締結當日東京ニ於テ、松岡大臣ト、ソシテ、大使ト、

Ref Doc 1547

No. 6

間ニ三種類ノ文書ノ交換カ行ハレタ。

(一) 其ノ第一種ハ條約ノ解釋等ニ関シ、松岡大臣ト、スターマ
 及「オット」ト、會談ノ結果ヲ摘要シタモノデ、日本側ハ當初之ヲ
 秘密議定書トスルコトヲ提議シタノデアリ、獨逸側ノ反對
 ニ依リ斯ル形式トナラ、其ノ原案ハ「オット」大使ガ私ニ口授シタモノ
 アル。其ノ内容中日本政府ガ特ニ重視シタノハ、前出ノ條約第
 三條ノ解釋ニ関スル條項デ、日本政府トシテハ之ヲ「攻撃」ノ
 存在ヲ締約國ガ自主的ニ決定スルト言フ見解ヲ徹底セシメ
 モノト解シテ居タ。

(二) 其ノ第二種ハ日英武力紛争ノ際ノ獨逸ノ態度ニ関スルモノ
 デ、當時ノ情勢トシテハ、日英間ノ武力紛争ノ可能性絶無ト
 ハ言ヒ難カワラ、日本トシテハ其ノ場合ニ於テモ條約第三條
 ノ規定ニ拘ハラズ、獨逸ノ援助ヲ期待スル旨ヲ申入レタノデアル、

(三) 其ノ第三種ハ、南洋ニ於テ、日本ノ委任統治下ニ在ル舊獨領
 殖民地ニ関スルモノデアル。委任統治ニ付テハ、國際法上受
 任國ニ對スル領土ノ割譲ト見ルヲ得ナイトナスガ定説デアルノ
 日本トシテハ之等舊獨領島嶼ニ関シ獨逸カ割譲ヲ受ケタ
 フトシテ其領土權ヲ明シテ置キ度イト欲シタ、獨逸トシテハ之
 等島嶼ヲ名目的ナ代償日本ニ讓渡スルコトシテ、本件ヲ政治的ニ
 解決スルト共ニ世界ノ他ノ方面ニ於ケル殖民地恢復ニ要求貫徹
 ノ伏線ニシヤウトシタモノト思ハレル。

(四) 之等ノ交換文書ハ日獨間ノミナラズ、伊太利ニハ獨逸ノ
 希望ニ依リ「通報」セラレナカッタ。
 之等ノ交換文書以外ニ日獨伊間ニハ何等ノ秘密ノ約束等ナカッタ。

(了)

No. 7

Def Doc 1547

昭和二十二年（一九四七年）四月二十三日於東京

供述者

松本俊一



右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ
署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於同所

立會人 牛場信彦



85-1

98

No. 8

Ref loc 1547

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘
セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣誓書

(署名
印)

松本俊一



25-2

官報 號外 昭和十五年九月二十七日

詔 誓

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ
誓々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其
知ラズ人誦ノ讓ルベキ禍患亦將ニ測ルベ
トス朕ハ禍亂ノ設定平和ノ克復ノ一日モ
遅メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其
ノ範圍ヲ同シクスル獨伊兩國トノ提携協力ヲ議セシメ茲ニ三

國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク憐ブ所ナリ
惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ守シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ害
ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遠達ナリ爾臣民
益々國體ノ觀念ヲ明徹ニシ深ク謀リ遠ク慮り協心戮力非常ノ
時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

御名 御璽

昭和十五年九月二十七日

官報 號 外 昭和十五年九月二十七日

詔 書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一宇タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ
 大業ニシテ朕ガ夙夜替々嘗カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其
 ノ變亂底止スル所ヲ知ラズ人誰ノ豫ルベキ禍患亦將ニ瀕ルベ
 カラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ
 速ナランコトニ珍念盡メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其
 ノ意圖ヲ同ジクスル親善兩國トノ提携協力ヲ謀セシメ茲ニ三
 國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク憐ブ所ナリ
 惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ守シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ害
 ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ悠遠ナリ爾臣民
 益々國體ノ混念ヲ明瞭ニシ深ク謀リ道ク慮リ協心戮力非常ノ
 時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

御 名 切 候

昭和十五年九月二十七日

裏面白紙

企	海	農	鐵	通	司	厚	內	大	大	商	文	拓	外	陸	內
監	軍	林	道	信	法	生	務	藏	藏	工	部	務	務	軍	閣
院	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
總	臣	臣	臣	兼	臣	兼	兼	臣	臣	時	臣	兼	兼	臣	臣
裁										代					
										理					
										大					
										臣					
										公					
										爵					
星	及	石	村	鳳	安	河	河	橋	松	東	近				
野	川	黒	田	見	井	田	田	田	商	谿	衛				
直	古	忠	菅		英			邦	洋	英	文				
崎	志	馬	敏	草	二	烈	烈	彦	右	敏	彦				

裏面白紙

證 明 書

自分佐藤朝生ハ内閣官房總務課長ナルトコロ別紙日本文二枚ヨリ
成ル書類ハ日本政府官報昭和十五年九月二十七日發行ノ號外所載
ノ詔書原文ト相違ナキコトヲ證明シマス

昭和二十一年十二月二日於東京

内閣官房總務課長 佐藤朝生

右ハ自分ノ面請ニ於テ署名捺印セラレタルコトヲ證明シマス
同日於同所

立會人 内閣事務官 井川克一

裏面白紙

22

バーナー (27)
原稿 (大正10年)
(大正10年)

辯証文書二〇六一(二七)

それが新態勢である。それが實際上即河なるは例を採ずかは今後に見るべきである。

天皇及び元老の態度らしいものを反映して少くとも英國が戦争に勝つか負けるか明かになるまでは近衛公は恐らく「無茶な人々」を相當に制し餘々にある程度の警戒を以て行動しようとするものと見てよから。

岡本園大使の日記

三二五頁 抄本

22

幕府文書二〇六一(二七)

それが新態勢である。それが實際上即河なる状態を呈すかは今後に見るべきである。

天皇及び元老の態度らしいものを反映して少くとも英國が戦争に勝つか負けるか明かになるまでは近衛公は恐らく「無茶なノ々」を相宮に副泉し餘々にある程度の警戒を以て行動しようとするものと見てよからう。

「日十年」と題する前米國大使の日記

三二五頁抄本

29

裏面白紙

Ex /

英國「ポーランド」國間相互援助協定

千九百三十九年八月二十五日「ロンドン」ニ於テ署名
署名ノ時ヨリ實施

(本協定ノ歐文ハ英國政府發行ノ白登OFFICIAL GAZETTEヨリ之ヲ採リタリ)

Aug 25 '39

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國政府並ニ「
アイルランド」國政府ハ

兩國ガ既ニ交換シタル防禦的性質ノ相互援助保障ヨリ生ズル兩國間ノ
協力ヲ永久的基礎ノ上ニ置カンコトヲ希望シ

之ガ爲協定ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國政府

外務大臣、子爵「ハリファックス」

「ポーランド」國政府

英國駐劄「ポーランド」共和國特命全權大使、伯爵「エドワード、ラチンスキー」

右各全權委員ハ其ノ全權委任狀ヲ交換シ之ガ良好妥當ナルヲ認めタル

後左ノ諸規定ヲ協定セリ

第一條

裏面白紙

一方ノ締約國ガ之ニ對スル「ヨーロッパ」ノ一國ニ依ル侵略ノ結果トシテ該國トノ戰鬥行為ニ從事スルニ至ルトキハ他方ノ締約國ハ自國ノ爲シ得ル一切ノ支持及援助ヲ戰鬥行為ニ從事スル締約國ニ對シ直ニ與フベシ

第二條

(一) 第一條ノ規定ハ「ヨーロッパ」ノ一國ニ依ル行動ニシテ一方ノ締約國ノ獨立ヲ明白ニ直接又ハ間接ニ脅威シ且該締約國ガ其ノ武装軍隊ヲ以テ右行爲ニ對シ抵抗スルコトヲ必妥ナリト認ムルガ如キ性質ヲ有セルモノノ場合ニ於テモ適用セララルベシ

(二) 一方ノ締約國ガ「ヨーロッパ」ノ一國ニ依ル行動ニシテ「ヨーロッパ」ノ他ノ一國ノ獨立又ハ中立ヲ脅威シ之ニ依リ該締約國ノ安全ニ對スル明白ナル脅威ト爲ルガ如キモノノ結果トシテ右ノ一國トノ戰鬥行為ニ從事スルニ至ルトキハ第一條ノ規定ハ「ヨーロッパ」ノ右他ノ關係國ノ權利ヲ害スルコトナクシテ適用セララルベシ

第三條

裏面白紙

「ヨーロッパ」ノ一國ガ經濟的侵入ノ方法又ハ他ノ何等カノ方法ニ依リ一方ノ締約國ノ獨立ヲ密ニ覆サント企ツルトキハ締約國ハ右企ニ對スル抵抗ニ關シ相互ニ支持スベシ右ノ場合ニ於テ「ヨーロッパ」ノ右關係國ガ一方ノ締約國ニ對シ戰闘行爲ヲ開始スルトキハ第一條ノ規定ハ適用セラレベシ

第四條

本協定ニ依リ規定セララルル相互援助ノ約束ノ適用方法ハ締約國ノ海軍、陸軍及空軍ノ權限アル官憲ノ間ニ於テ確定セラレベシ

第五條

戰闘行爲ノ發生シタルトキ直ニ相互的支持及援助ヲ互ニ與フルノ締約國ノ前記約束ヲ害スルコトナクシテ締約國ハ其ノ獨立ヲ脅威スルコトアルベキ如何ナル進展ニ關シテモ及特ニ右約束ノ實施ヲ求ムルノ虞アリタル如何ナル進展ニ關シテモ完全且迅速ナル情報ヲ交換スベシ

第六條

(一) 締約國ハ侵略ニ對スル援助ノ約束ニシテ該國ガ別國ニ對シ既ニ與ヘ

裏面白紙

タルカ又ハ將來與フルコトアルベキモノノ條項ヲ相互ニ通報スベシ
(二) 締約國ノ何レカノ一方ガ本協定ノ實施後右ノ如キ約束ヲ與フルノ意
志アルトキハ他方ノ締約國ハ協定ノ適當ナル機能ヲ確保スル爲右ニ關
シ通報ヲ受クベシ

(三) 締約國ガ將來締結スルコトアルベキ新ナル約束ハ本協定ニ依ル締約
國ノ義務ヲ制限シ又ハ右約束ニ參加セザル締約國ト關係第三國トノ間
ニ間接ニ新ナル義務ヲ生ゼシムルコトナカルベシ

第七條

締約國ガ本協定ノ適用ノ結果トシテ取調行爲ニ從事スルトキハ締約國
ハ相互ノ合意ニ依ルノ外保護條約又ハ平和條約ヲ締結セザルベシ

第八條

- (一) 本協約ハ五年間引續キ效力ヲ有スベシ
- (二) 右期間ノ満了ノ六月前ニ廢棄セラレザル限り本條約ハ效力ヲ持續ス
ベク爾後各締約國ハ廢棄スル旨ノ六月ノ豫告ニ依リ何時ニテモ之ヲ廢
棄スルノ權利ヲ有ス
- (三) 本協定ハ署名ノ時ヨリ實施セララルヘシ

裏面白紙

REF. LOC. 7151

右證據トシテ前記全權委員ハ本協定ニ署名調印セリ

千九百三十九年八月二十五日「ロンドン」ニ於テ英吉利語ヲ以テ本誓
二通ヲ作成ス「ポーランド」語ノ本文ハ次テ締約國間ニ協定セララルベ
ク右ノ場合ニ於テ兩本文ハ共ニ正文タルベシ

ハリファツクス (印)
エドワード、ラチンスキー (印)

DEF. DOC. #150

Ex ✓

佛蘭西共和國大統領、「グレート、ブリテン」、「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下（「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國ニ關シ）竝ニ「トルコ」共和國大統領ハ自國ノ安全ノ爲ニ相互的性質ヲ有スル條約ヲ締結シ且侵略ニ對シ抵抗スル爲相互援助ヲ確保センコトヲ欲シ

左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

佛蘭西共和國大統領
特命全權大使、「コンマンドール、ド、ラ、レジョン、ドノール」
勳章「ルネ、マツシグリ」
「グレート、ブリテン」、「アイルランド」
及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下（「グレート、ブ

條 約

佛蘭西國、英國及「トルコ」國間相互援助條約

千九百三十九年十月十九日「アンカラ」ニ於テ署名

（本條約ノ歐文ハ英國政府發行ノ白書

ヨリ之ヲ採リタリ）

Oct 19 '39

裏面白紙

リテン」及北部「アイルランド」聯合王國ニ關シ）
 特命全權大使「ナイト、コンマンダー、オブ、セント、マイクル、
 エンド、センド、ジョージ」
 「サー、ヒュー、マントガマリー、ナツ
 チブル、ヒュージスン」
 「トルコ」共和國大統領
 「イスタンブール」州選出下院議員、臨時外務大臣、内閣議長「ド
 クトル、レフィットク、サイダム」
 右各全權委員ハ其ノ全權委任狀ヲ交換シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル
 後左ノ諸規定ヲ協定セリ

第一條

「トルコ」國ニ對スル「ヨーロッパ」ノ一國ノ侵略ノ結果トシテ「ト
 ルコ」國ガ右一國トノ戰國行爲ニ從事スル場合ニ於テハ聯合王國、政
 府及佛蘭西國政府ハ「トルコ」國政府ト有效ニ協力シ且之ニ其ノ爲シ
 得ル一切ノ助力及援助ヲ與フベシ

裏面白紙

第二條

(一)「ヨーロッパ」ノ一國ニ依リ爲サレ且聯合王國及佛蘭西國ガ捲込マ
ルベキ戰爭ヲ地中海區域ニ於テ誘發スル侵略行爲ノ場合ニ於テハ「ト
ルコ」國ハ聯合王國及佛蘭西國ト有效ニ協力スベク且之ニ其ノ爲シ得
ル一切ノ助力及援助ヲ與フベシ

(二)「ヨーロッパ」ノ一國ニ依リ爲サレ且「トルコ」國ガ捲込マルベキ
戰爭ヲ地中海區域ニ於テ誘發スル侵略行爲ノ場合ニ於テハ聯合王國及
佛蘭西國ハ「トルコ」國ト有效ニ協力スベク且之ニ其ノ爲シ得ル一切
ノ助力及援助ヲ與フベシ

第三條

聯合王國及佛蘭西國ガ各自ノ千九百三十九年四月十三日ノ宣言ニ依リ
希臘國及「ルーマニア」國ニ與ヘタル保障ガ引續キ效力ヲ有スル限り
「トルコ」國ハ聯合王國及佛蘭西國ガ前記保障ノ何レカノ一方ニ基キ
該國行爲ニ從事スベキ場合ニ於テハ聯合王國及佛蘭西國ト有效ニ協力
スベク且之ニ其ノ爲シ得ル一切ノ助力及援助ヲ與フベシ

裏面白紙

裏面白紙

第四條

第二條及第三條ガ適用セララルコトナクシテ聯合王國及佛蘭西國ガ其
ノ何レカノ一方ニ對シ「ヨーロッパ」ノ一國ノ爲シタル侵略ノ結果ト
シテ右一國トノ職履行爲ニ從事スル場合ニ於テハ締約國ハ即時協議ス
ベシ

尤モ右ノ如キ不測ノ事件ニ於テハ「トルコ」國ハ佛蘭西國及聯合王國
ニ對シ少クトモ好意的中立ヲ遵守スベキコトヲ約ス

第五條

前記第三條ノ規定ヲ容スルコトナクシテ

(一) 締約國中ノ一國ノ政府ガ「ヨーロッパ」ノ一國ニ對シ「ヨーロッパ」

ノ他ノ一國ニ依リ爲サル侵略ニ對シ其ノ獨立若ハ中立ヲ維持スルコ

トニ付援助スルコトヲ其ノ同意ヲ得テ約シタル場合ニ於ケル右侵略又

ハ

(二) 「ヨーロッパ」ノ一國ニ依リ爲サレタル侵略ニ對シテ「ヨーロッパ」

ノ他ノ一國ニ對シ仕向ケラレタルモノナルモ締約國中ノ一國ノ政府ニ

DEF. DOC. #150

於テ自國ノ安全ニ對スル脅威ト爲ルベシト認メタルモノノ場合ニ於テハ締約國ハ有效ト認メラルルコトアルベキ何等カノ共同行動ヲ計畫スル爲即時協議スベシ

第六六 條

本條約ハ何レノ國ニ對シテ仕向ケラレタルモノニ非ズ本條約ハ必要ノ生ズル場合ニ於テ侵略ニ對シ抵抗スル爲相互ノ助力及援助ヲ佛蘭西國聯合王國及「トルコ」國ニ對シ確保センコトヲ目的トスルモノナリ

第七 條

本條約ノ規定ハ「トルコ」國ト他ノ二締約國ノ各トノ間ニ雙務的義務トシテ拘シク拘束力ヲ有ス

第八 條

締約國ガ本條約ノ適用ノ結果トシテ戰國行爲ニ從事スル場合ニ於テハ締約國ハ合意ニ依ルノ外條約又ハ平和條約ヲ締結スルコトナカルヘシ

裏面白紙

第九條

本條約ハ批准セララルベク且批准書ハ成ルベク速ニ「アンカラ」ニ於テ
同時ニ寄託セララルベシ本條約ハ右寄託ノ日ヨリ實施セララルベシ
本條約ハ十五年ノ満期ニ付締結セララル締約國ノ何レモ本條約ヲ終了セ
ムルノ意思ヲ右期間ノ満了ノ六月前ニ他ノ二國ニ通告セザリシトキハ
本條約ハ廢止ノ更新ニ依リ五年ノ新期間ニ付延長セララルベク爾後亦同
シ

右條約トシテ下名ハ本條約ニ署名調印セリ

千九百三十九年十月十九日「アンカラ」ニ於テ本書三通ヲ作成ス

エ ル、マ ッ シ グ リ (印)

エイテ、エム、ナツチブルヒユースン (印)

ドクトル、アール、サイダム (印)

裏面白紙

第一議定書

下巻ノ全權委員ハ各自ノ政府ガ本日附ノ相互援助條約ヲ其ノ署名ノ時ヨリ實施スルコトニ意見一致セルコトヲ確認ス

千九百三十九年十月十九日「アンカラ」ニ於テ本書三通ヲ作成ス

エ ル、マ ツ シ グ リ

エイチ、エム、ナツチブル・ヒュジスシ

ドクトル、アール、サイダム

第一 議定書

聯合王國、佛蘭西國及「トルコ」國間ノ條約ニ署名スルニ當リ下名ノ
 全權委員ハ特ニ正當ノ委任ヲ受ケ左ノ如ク協定セリ
 前記條約ニ基キ「トルコ」國ガ負ヒタル義務ハ「ソヴァイエト」社會
 主義共和國聯邦トノ武装紛争ヘノ引入ヲ目的ト爲シ又ハ結果トシテ
 發ス行動ヲ「トルコ」國ニ對シ強制スルコトヲ得ズ
 本署名議定書ハ聯合王國、佛蘭西國及「トルコ」國ノ間ニ本日附ヲ
 以テ締結セラレタル相互援助條約ノ不可分ノ一部ト看做サルベシ

千九百三十九年十月十九日「アンカラ」ニ於テ本書三通ヲ作成ス

エ ル、マ ツ シ グ リ
 エ イ テ、エ ム、ナ ツ チ ブ ル、ヒ ニ ム シ ス
 ド ク ト ル、ア ー ル、サ イ ダ ム

裏面白紙

2022-8-11, 25
JLH Doc # 401 (33)

(R)

特設圖書録目(一)(三三)
驅逐艦を基地と交換

一九四〇年昭和十五年九月初旬に西半球防務の爲大借置が轉ぜられた、
即ち同月米英兩國間に協定が成立し之に依り英國は米國の老朽驅逐艦
五十隻を譲受け、英國はニニーフアウンドレン、英領ギブソン、
メイカ、聖ルシア、トサニマツド、アンテイゴ

ギブソン、アンテイゴ、
メイカ、聖ルシア、
トサニマツド、
ニニーフアウンドレン

地を租借する權利を獲得したのである。ルイズ
對して、本協定が我々の平和態勢を決して矛盾
するものではない。如何なる國家に對しても脅威とはならず、一國大なる

る危機に直面して大陸を守るための創期的且遠大なる準備行爲」に外
ならぬと報告した。又大統領曰く、「此の安全保障の前途が西半球
に對して有する價值は測り知れないものがある」と。彼は之を以てバ
ナマ運河、中米、南米の北部アテナル列島、カナダ、メキシコ及び我
が東部並にメキシコ沿岸の防禦のために必要不可欠のものとして考へた
のである。同政府は終に、本協定により之等の基地に設けらるる施設

2022-8-11, 25
File No # 401 (33)
(R)

特設函書録(一)(五三)

驅逐艦を基地と交換

一九四〇年昭和十五年九月初旬に西半球防衛の重大措置が講ぜられた、
即ち同月米英兩國間に協定が成立し之に依り英國は米國の老朽駆逐艦
五十隻を譲受け、米國はニニーフアウランド、英領ギブナル、
ルムダ、バハマ、ジヤメイカ、聖ルシア、トマリマド、アンテイゴ
ニア各諸島の海空軍基地を租借する權利を獲得したのである。ルーズ
ベルト大統領は議會に對して、本協定が我々の平和態勢を決定して予盾
するものでなく、如何なる國家に對しても脅威とはならず、一國大に
る危機に直衝して大陸を守るための劇期的且重大なる準備行為に外
ならぬと報告した。又大統領曰く、此の安全保障の前途が西半球
に對して有する價值は測り知れないものがある。彼は之を以てパ
ナマ運河、中米、南米の北緯アテナル列島、カナダ、メキシコ及び我
が東部並にメキシコ沿岸の防禦のために必要不可欠のものとして考へた
のである。同政府は既に、本協定により之等の基地に設けらるる施設

裏面白紙

Ref Doc #401 (33)

は全米共利議により西半球防衛のため利用せらるべき旨を定めた
此の月、米議はこれに賛成上の重大意見を別に請じた。一九三〇年九月十六
日に海陸任務課設法を制定された。米議は有史以來に於いて、平時に於
ける海軍軍費増強を認めたのである。同法は、陸軍に添入せられた者は
米領領土を除き西半球以外の地に勤務せしめられることがない旨の裁定を
含んでゐた。

米領領務省公刊「平和と戦争」八〇乃至八一頁以下

原本不明瞭

裏面白紙

EXH. 2734

DEF
DOC. 155

77

高橋義次

日獨伊三國條約締結ニ關スル「告諭」(檢察側書證 七七七△ヨリ抜録)

日獨伊三國條約ノ締結ニヨリ、僕クモ大詔ヲ頒發ヒラレ、帝國ノ嚮テ所ヲ明ニシ

國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給ヘリ。聖慮廣遠洵恐懼感激ニ堪エザルナリ。

恭シク惟クニ世界ノ平和ヲ保持シ、大東亞ノ安定ヲ確立スルヘ、我ガ我國ノ精

神ニ淵源シ、正ニ不動ノ國是ナリ。昨收歐州戰爭ノ發生ヲ見、世界ノ騷亂奮擧大

ニ起上スルトコロヲ知ラズ。是ニ於テハ遠ニ禍福ヲ默定シ、平和克復ノ方途ヲ請

アリ。適々獨伊兩國ハ帝國ト志向ヲ同ジハスルモノアリ

シ、夫々大東亞及歐州ノ地域ニ於テ計秩序ヲ建設シ、進

万セシヨトヲ期シ、今般三國間ニ條約ノ締結ヲ見ルニ至

リ。今ト帝國ハ愈々決意ヲ新ニシテ、大東亞ノ新秩序建設ニ邁進スルノ秋ナリ。然レ

ドモ帝國ノ所信ヲ貫クニシテ、幾多ノ障害ニ遭遇スルトアルベ

キヲ覺悟ヒザルベカラズ。全國民ハ 聖旨ヲ奉体シ、非常時局ノ克服ノ爲ニ

一體ノ觀念ヲ明徹ニシ、協力戮力如何ナル難關ヲ突破シ、以テ聖慮ヲ安ンジ奉

ランコトヲ期ヒザルベカラズ。是ハ本大臣ノ全國民ニ望ム所ナリ。

昭和十五年九月二十七日

内閣總理大臣 公爵 近衛文磨

F111-2734

DEF
DOC DOC. 1155

27

高橋義次

日獨伊三國條約締結ニ關スル「告諭」(檢察御書證 七七七△ヨリ抜録)

日獨伊三國條約ノ締結ニヨリ、僕クモ大詔ヲ讀發セラレ、帝國ノ爲ヲ所ヲ明ニシ
 國民ノ進ムベキ道ヲ示サヒ給ヘリ。聖慮廣遠洵恐懼感服ニ堪エザルナリ。
 恭シク惟クニ世界ノ平和ヲ保持シ、大東亞ノ安定ヲ確立スルハ、我が國ノ精
 神ニ淵源シ、正ニ不動ノ國是ナリ。昨收歐州戦争ノ發生ヲ見、世界ノ風氣奮揚大
 シ底止スルトコロヲ知ラズ。是ニ於テハ遠ニ禍福ヲ默定シ、平和克復ノ方途ヲ請
 ズルハ、陛下喉緊ノ要務ナリ。適々獨伊兩國ハ帝國ト志向ヲ同ジハスルモノアリ
 因リテ帝國ハ之ト相提携シ、夫々大東亞及歐州ノ地域ニ於テ計秩序ヲ建設シ、進
 シテ世界平和ノ克復ニ協力セシヨトヲ期シ、今彼三國間ニ條約ノ締結ヲ見ルニ至
 レリ。

今ヤ帝國ハ愈々決意ヲ新ニシテ、大東亞ノ新秩序建設ニ邁進スルノ秋ナリ。然レ
 ドモ帝國ノ所信ヲ實ニスルハ前途尙遠遠ニシテ、幾多ノ障害ニ遭遇スルトアルベ
 キヲ覺悟セザルベカラズ。全國民ハ 聖旨ヲ奉体シ、非常時局ノ克復ノ爲ニ
 國體ノ觀念ヲ明徹ニシ、協力戮力如何ナル難關ヲ突破シ、以テ聖慮ヲ安ンジ奉
 ランコトヲ期ヒザルベカラズ。是ハ本大臣ノ全國民ニ望ム所ナリ。

昭和十五年九月二十七日

内閣總理大臣 公爵 近衛文磨

裏面白紙

EXM-2735
slip No # 1578

自分概観圖ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り官署ヲ爲シタル上表ノ如ク
供進致シマス

22
昭和十三年(甲)
五月廿九日(甲)
(大平海軍)

高橋義次

板東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國共

對

荒木貞夫其他

軍醫供進書

供進者 北場 友彦

EX. 2753
slaf Hor # 1578

22

高橋 義次

ク 自 分 標 記 圖 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 於 テ 先 ツ 別 紙 ノ 通 リ 宣 傳 チ 爲 ノ タ ル 上 次 ノ 如
ク 供 給 致 シ マ ス

極 東 國 際 軍 事 叢 刊 所

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

對

荒 木 貞 夫 其 他

宣 傳 供 給 書

撰 述 者 中 場 友 彦

裏 面 白 紙

Ref No # 1575

一 私ノ現在ノ住所ハ小田原市入生田七九番地デアリマス。

二 私ハ一九三四年近衛公使ガ亞米利加合衆國ヘ旅行セラレル候ニ秘書トシテ御使到シマシタ。一九三七年ワラー一九三九年迄ノ第一次近衛内閣、一九四〇年ワラー一九四一年迄ノ第二次及第三次近衛内閣ニ於テハ私ハ内閣總理大臣秘書官トシテ近衛公使ヲ助ケマシタ。一九四一年十月第三歩近衛内閣ガ辭職シタ後モ私ハ個人的秘書役トシテ近衛公使ヲ助ケ發シタノデアリマス。

三 近衛公ノ日米交渉ニ關スル手記ノ成立及其ノ性質ニ就イテ申上ゲマス。一九四一年十月、第三次近衛内閣任職後ニモナク公使ハ今回ノ日米交渉ハ重要ナ專柄デアルカラ記憶ノ新ナル間ニ之ヲ記録ニシテ置キタイト云ハレノ記録ヲ作成スルヤウ之ニ關スル各種ノ材料ヲ私ニ與ヘラレマシタ。ソコデ私ハ之ヲ充分ニ研究シ整理シテ一案ヲ作り御示シマシタ處公使ハ自ら筆ヲ執ツテ充分ニ検討修正セラレテ完成シタノ近衛公手記ノ本文デアリマス。此ノ本文ノ完成シタノハ日米開戦前即チ一九四一年十一月中デアリマシタ。其ノ後ソレニ更ニ別紙一

四 及補遺ハ

五 添テ添加シタノガ近衛公手記ノ全部デアリマス。右ノ別

Ref Doc #1578

一、前記記録ハ右ノ外ニ公爵邸ニ尙二部餘部ガ存シテ居リマシタガ一九四五
 年近衛公爵死去ノ際國際檢察局ガ同邸ニ出張シテ二部トモ之ヲ押收シテ
 持チ歸リマシタ。ソレ故ニ今日デハ近衛家側ニ於テハ此ノ記録ノ原本ハ
 所持シテ居リマセン。

一、近衛公邸ハ戦争ガ二年以上経ツタ時ニ右記録ノ或ル部分ヲ竊ノ或ル部分
 ハ修正シタモノヲ邦文「タイフ」ニ附シ複製サレタコトガアリマス。此
 ノ分ニハ別紙モ附シテモ除イテアリマスガ別紙及複製ノ記事申必要ナ事
 ハ本文中ニ細入レテアリマス。

右紙少及修正ハ近衛公自身ガ自分ノ監督ノ下ニナサレタモノデ其ノ意思
 ニ基イタモノニ相違アリマセン。而シテ之ヲ謄寫版ニ刷シ各方面ニ廻サ

Ref Doc #1578

言フノハ本文ニ参照セラルベキ公文書デアリマス。精選ニ就イテ觀
 望スレバ次ノ通りデアリマス。近衛公爵ハ昭和十六年夏頃ヨリ東京
 晚報人的秘書ノ新居茂樹ニ其ノ日ノ出来事ヲ口授シテ筆録セシメラレマ
 シタ。此ノ日記ノ中、日米交渉ニ關係スル部分ヲ抜萃シテ編纂セラレタ
 ノガ精選デアリマス。

以上本文、別紙及ビ精選ノ三部ヨリ成ル手記ガ完成シタノハ一九四二年
 ノ春デアリマシタ。右記録ノ標題ハ「第二次及第三次近衛内閣ニ於ケル
 日米交渉ノ經過」トシテアリマシタ。

一、右記録ハ日本文「タイフライター」ニテ白紙ニ印刷セラレ凡ソ八、九十
 頁ヨリ成ツタト思ヒマスガ數部複製シ東京都杉並區萩窪ノ近衛公爵邸ニ
 保管サレテアリマシタガ一九四五年九月當時米國爆彈調査團ガ近衛公爵
 ヲ呼ビ出シ取調ベテ實行シタ際其ノ一部ヲ公爵ヨリ調査資料トシテ提出
 致シマシタ。右調査團ニ於テハ其ノ後之ヲ翻譯シ其ノ譯文ガ本文ト相違
 ナキヲ確ムル爲私ニ檢閲ヲ求メマシタ。其ノ譯文ハ自分ガ全部目ヲ逐シ
 其ノ大部分ハ私カ訂正シマシタ。殘リノ部分ハ尙不満足ナ點モアリマス

Leaf No # 1575

ノモノヲ押取シ持テ居リマス。會ツテ朝日新聞ニ送致セラレ又日本報社信託ヨリ發行セラレタモノハ近衛公ガ友人ニ贈與配布セラレタモノノ數則デアリマス。

Leaf No # 1575

レタコトガアリマス。朝日新聞ニ掲載セラレ又日本報社信託ヨリ發行シタモノハ此ノ際寫版刷リノモノヲ印刷ニ同シタモノデアリマス。新聞側文章第一五七九號「日本文五十二枚」ハ右寫版刷リノ一部デアリマス。表紙ニ在ル「日米交渉」ノ題字ハ公使ノ筆蹟ニ相違アリマセン。二ニ近衛公ノ書カレタ「三國同盟ニ關イテ」ノ成立ニ付テ申上ゲマス。之ハ昭和四年即チ一九四五年ノ五月又ハ六月頃ニ公使ガ自ラ筆キ下サレタモノヲ伊藤史君ヤ私ヤ其ノ他二、三ノ者ニ御示シニナツテ意見ヲ求メラレ我々ガ加ヘタ意見ヲ少シハ採用セラレテ之ヲ本紙ニ「タイフ」ササレ更ニ相當料ヲ贈與シテ友人ノ間ニ配布セラレタモノデアリマス。新聞側文章第一五八〇號「日本文十三枚」ハ右「タイフ」ノ一部デアリマシテ近衛家ニ存在シタモノデアリマス。又ラ作ラレル勸告ハ當時世間デハ日獨伊三國同盟ガ米英トノ戰爭原因デアル旨論ズル者モアリマシタノデ事ノ真相ハ必ズシモサレデハナイ事ヲ證證シ反駁スル爲ニ書カレタモノデアリマス。近衛公逝去ノ時國際檢察局ハ公使邸ヨリ前ノモノト同様此ノ寫版刷リ

95-2

Shuf Hor # 1578

良心ニ従ヒ証實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ
附加セザルコトヲ誓フ

宣誓書

立會人
牛場友彦

7

Shuf Hor # 1578

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

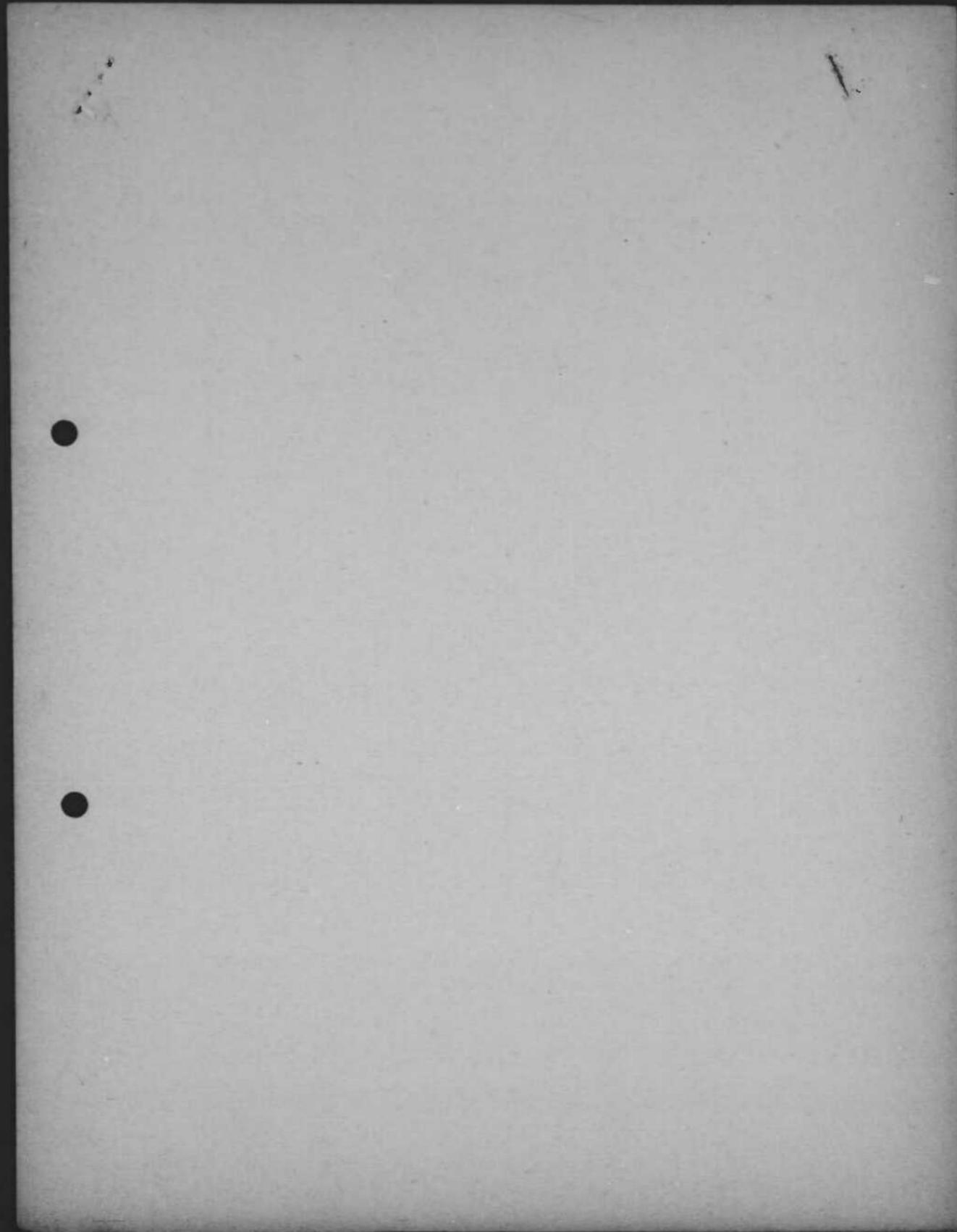
同日於同所

立會人
清瀬一郎

昭和二十二年（一九四七年）四月十五日
於樞東國際軍事裁判所管内
供述者
牛場友彦

96-2

6



22-6-13 2'

EXH. 2735-A

NO. 1

Doc 1580

42-6-13 (21)
年表(1)又(10)級(10)
(10年(10年))

22

高橋 登次
首務

盟
ニ
就
テ

通
社
手
紙

98-1

22-6-13 2'

EXH. 2735-A

No. 1

Def.

Doc 1580

JV

高橋

高橋 義次

三
国
同
盟
ニ
就
テ

通
社
手
記

98-1

No. 2

Def. Doc 1580

独伊ト向ニ軍事同盟ヲ締結スヘシト議ハ昭和十三年夏才一次
 近衛内閣当時大島駐独武官ヲ通ジ独乙側ヨリ提案セラレタリテ
 アル此時ノ同盟ノ対象ハソ聯ヲツケ當時已ニ存在セル日独伊
 防共協定ニ延長トシテ計画セラレタリテアル此同盟締結ノ議ハ
 昭和十四年一月近衛内閣ヨリ平沼内閣ニ引継ガレ同内閣ニ於テハ
 五相會議ヲ開キト七十何回ニ及ビタル議トマラス同年八月ニ至リ
 独乙ハ日本ニ何以テ相談ナク突如此同盟ノ対象ラソ聯ト不可侵
 條約ヲ結ンダ之ガ爲平沼内閣ハ複雑怪ナリナル國際情勢云々
 ノ語ヲ残シテ退陣シガウチソ聯ヲ対象トスルニ因同盟ノ議ハ立消エト
 ナツタリテアル

然ルニ翌昭和十五年春ニ至リ独乙ハ破竹ノ勢ヲ以テ西ヨーロッパ
 ヲ席捲シ英國ノ運命ニ亦頗ル危殆ニ瀕スルヤ再ビ三國軍中
 同盟ノ議ガ猛烈ノ勢ヲ国内ニ擡頭シ来ツタ只去年ノ同盟ハ
 ソ聯ヲ対象トシタルニ對シ今又ハ英米ヲ対象トスル莫クテ根本的
 性質ガ變ルレテアル余ガ昭和十五年七月才次内閣組織ノ大命ヲ
 拜シタル時ハ反英米執ト日独伊三國同盟締結ノ要約ニカ陸軍ヲ
 中心トシテ一部國民ノ間ニ正ニ沸騰長ニ達シタル時デアツタリテアル
 三國同盟ハ昭和十五年九月廿七日ニ締結セラレタリテアル其其前ニ
 独乙外相リッペンストックプノ特使トシテスターモ一公使来リ同公使ハ
 松岡外相ト九月九日十日兩日合見懇談シタ其時ノ会谈
 記録ハ同盟ノ具件目標及成立ノ情ヲ知ル上ニ於テ極メテ重要
 ナルカラ其一部ヲ此ニ掲載スル

98-2

No 3

Def. Doc 1580

一 独乙ハ今次戦争が吾等戦争を發展スルヲ欲セス一日モ遅ニ之ヲ
終結セシムルコトヲ望ム。而シテ特ニ米(國)を参加セザリシコトヲ
憂ヘシム。

二 独乙ハ此際對英本國戦争を關シ日本軍事的援助ヲ求メ。
三 独乙ガ日本ニ對シテ日本がアラユル方高クナリテ米國ヲ牽制シ
其英ノ戰ヲ行セシムル役割ヲ演ズルコトヲ望ム。独乙ハ今ハ米國
ハ英ノ戰ヲ思ハ推スルモ、シカモ高クニシテナリシトスルニナリ。

四 独乙ハ日獨同盟ヲ解或ハ協定ヲ成セシムル何時ニモ危機ノ襲
來シテテ完全且動是の備フコト兩國ニ有利ナリト信ズ。
五 獨乙ハ米國が現存戦争ニ参加スルコト又ハ將來日本ト
事ヲ榊コトトシテ防セシ得ベシ。

六 日獨同盟側ノ決意セル故然タル能ク明快ニシテ誤認セラ
レザル底ニ態度ヲ堅持ト其言ヲ突テ米國ヲ怒ル。吾等ハ知
悉シシムルコトニヨリテノミ強カ且有效ニ米國ヲ抑制シ得
ヌ。

七 獨乙ハ日本が能ク現下情勢ヲ把握シ以テ西半球ヲ兼ルコトヲ
望ム。危險ノ重キ大膽ト現實性トヲ自覚シ以テ米國始メ他ノ
列國ヲシテ掃蕩ノ意測ノ余地ナカシムル如キ日獨伊三国間協定
ヲ締結スルコトニ依リテ之ヲ豫防スル為迅速且決定的ニ行
動ニシコトヲ望ム。

八 獨乙ハ日獨伊三国間協定ヲ成立セシムル後直ニソ聯ニ接近
スル如カス。日獨親善ヲ付獨乙ハ正且ナル仲間人タル用意

99-1

No. 4

Def. Doc 1580

アリ、而シテ再戰接連ノ途ニ趣キザル障害アリト云見エズ、
從テホシキル困難ヲ解決シ得ベキカト思料ス、英國側ノ
宣傳ニ及シ、獨ソ關係ハ良好ニテソ、殊ハ獨乙トノ約束ヲ
滿ルニ據リシツツアリ、

十、秘約(百不適合)ハ最モ危険ノ端ニ為、徹底的再考ニ
アルベキハ勿論ナルモ、併シ、面紙ニハ日英間ノ衝突回避ニ
マシテ、努力ヲ各々サレ、ミナズ、モシ人カノ能クナリ得ル所、ハ
進シテ、兩國國家ノ改善ニモ益カスベシ、

十一、カカ、セノ言ハ直ニサツペントソツア外相ノ言モ、トシテ、
此令謀記録ヲヨリテモ、知ラルル如ク、三國同盟條約締結ニハ
具體的條件ガニツアルニテアル、ホ一ハ、アメリカノ參戰ヲ防止シ、

戰禍ノ擴大ヲ防グコトアル、ホ二ハ、ソノ親善關係ノ確立ヲアル、
第一米國參戰防止

三國同盟條約締結際、賜ハレル詔書ニ、禍亂ノ起定平和ノ道後、
一言ニモテ、フランスニ、輕念極メテ切ナリト仰セラルルハ、即チ
米國ノ參戰ヲ防止シ、必ズ、東亞戰亂ノ擴大ヲ防グコトアル、
此ノ言ハ、然シテ、三國同盟ノ締結、果シテ、米國ノ參戰
ヲ防止スルニ、效果アリヤ、否ヤ、一就キテ、大ニ議論ガ、
締結直前、東亞會議ニ於テ、米國ハ從來日本ガ獨伊側
ニ在リ、阻マレ、爲、日本ニ對シ、壓迫ヲ、自管控ニテ、
日本ハ、會ニ、獨伊側ニ、立ツト、言フ、事、ニ、
國民、言フ、事、ニ、依リ、反復、スル、ト、
却テ、大ニ、硬化ス、ベシ、

No. 5

Def. Doc 1580

日米國交調整ハ一層困難ナリ遂ニ日米戰爭不可避ノ形勢トナルベシトノ説ニ出ス然レシテハ松岡外相ハ日米國交ハ公道ノ経験者トハ言フ早ク譲又ハ親善帝政等ノ態ニ度テ以テ之ハ改善ノ余地ナク却テ彼ノ侮蔑ヲ招キテ惡化ス又テアルモ之ヲ改善シ此レノ惡化ヲ防グニ急務アリトスレバ之レトイフハ如何ニ難シク然レシテハ松岡外相ハ之ヲ強クテ展ナリヨノ毅然タル能ハズ強ク爲シ一國ニ異ナリ國ト提携シ且其ノ中實テ一日モ違ニ中外ニ宣明スルニヨリテ米國ニ對抗スルコトが外交上喫緊ノ事ナリテ然レシ本大臣ハ其ノ指圖直ノ後郷音乃至效果ヲ注視シツ、尙米トノ國交ヲ轉換スル機合ハ之ヲ思達ナクハ獲テアル唯レシテモ一國ハ非出常ニ思フ決心ヲ以テ毅然ト對抗ノ態ヲ明瞭ニ示サズハナラズト論シテアル

此而論レ何レガ如シカリシカ即三國同盟締結が果シテ米國ノ參戰ヲ防グニ莫クノ效果アリヤ否ヤハ永久ノ謎ナレ何トナレハ昭和十六年十一月米國未だ參戰セザルニ米國ノ參戰防止目標トシタル日本自身が進ンテ米國ニ宣戰シテシマツカカミテアルヨリ少クとも同盟締結後約一年有餘米國が參戰シテカツト立チ入り實ハ三國同盟ノ效果ヲツラト云ハレ又ヨリハナシ

現ニ米國ハ十六年四月ヨリ南極サレル日米交渉ニ終テ終始三國同盟ヲ見放ヤニスベク執拗ニ努力シテアル此ヨリ三國同盟が米國ニ取リ厄介ノ代物ナリ此同盟ノ存スル限リ米國ハ容易ニ參戰スルを得ナシ事情ニアツタテ雄辯ニ論議ワテ居ルト思フ

100-1
114

才二 對一 親善關係 確立

三國同盟 其本目標 不可侵條約成立後 親善關係 更ニ日ソ關係 擴大シテ 日ソ兩國 交調整正 國ヲ去來 得ル進ニテ 日独ノ連携 維持シテ 存キニ依リテ 英米ニ對スル 日本ノ地歩ヲ 強固トラス 以テ 支那ヲ 變ノ處理 是實ニストスル フトモデアル

100-2

元來余熱心ナル日米國交調整論者ニシテ 昭和九年自ラ米國ニ赴キ 朝野ノ士ニ親シク懇談シタノモ 何トカシテ 日米同ソノ問題ニ解決莫ク見出シ 以テ 太平洋ノ平和ニ貢獻セシトスル微意ニ外ラナカク 然シテガウチ 違ヒ 其後日米國交ハ 只々變化ノ路ヲ 辿リ 殊ニ支那ヲ 變以來ハ 兩國ノ國交ハ 極度ノ行詰リヲ 呈スルニ至リタカシ 勢トシテ 以上ハ 松岡外相ノ云ヘル如ク 最早孔讓トカ 親善ヲ 希求トカスル態度ノミデハ 國交改善ノ餘地ハ ナク 勿論 日本政府トシテハ カル親善ヲ 希求ニシテ 終始シタラケデハ ナク 丁代ノ外相 殊ニ 有田 野村 兩外相 外交ノ主力ヲ 米國政府トシテ 直接交渉ニ 向リ 日米間 最大ノ問題 支那問題ニ 関スル 解決ニ 到達スル 爲 慘憺 尤 努力ヲ 重ネタムデアル 併シテ ガウチレラノ 努力モ 何等ノ 效ヲ 得テ 最早 米國相キノ 諸君ノ 途ヲ 以テシテハ 目的ヲ 達スルコト 絶望視カレルニ至リタムモ 然カモ 日本ガ 世界ニ 孤立スル 危險ノ 刻々ニ 迫リテ 居タ 茲ニ 於テ 唯一ノ 打開策ハ 米國ヲ 反省セシムル 外ナク 独伊ヲ 欠ケテハ 足ラナイ 之ニ 併テ 加ルコトニ 依リテ 初メ 英米ニ 對シテ 均衡ガ 成リ 立ケ 此 均衡ガ 均衡トシ 初メ 日米ノ 解決モ 可能トシテ 即チ 日独ノ 連

携て最後ノ組ハ対米國交調整ニテ其調整ノ結果より支那
より支那處理ヲアツクハアル

日米國交調整論者ナリシ余ニ面ニ於テ対ソ望ニ或論者デアツ
ク対ソ接近ヲ行ハル余何故ニ曰独リノ連携ニ賛成セタカト云ヘバ上
述如ク當時ノ形勢ニ於テハ一考ニ於テムシロカクスルフトカ米國トノ了
解ニ對シ連携ニ得ベキ唯一ノ途ト考ヘラレタノニナラス他方敬ニ或スベキ
ソ聯ノ危險ハ日本ト独乙ト東面ヨリソ聯ヲ牽制スルフトニ
ヨリテ十分緩和シ得ルト信シタカクアル

独乙ハ松岡スターマト會談録ニモ云ル如ク日ソ國交調整ニ努力
スベキ約束シスターマト特使ニ歸國後大ニ努力スベシト云フテ去ツ

カクテ独乙ハソクトモソ聯外相モ口トフカテ五年十一月伯林
ヲ訪問シテ頃々日ソ連携ノ方向ニ向テ進ムテ居ラハテアル

其證據ニハ當時独乙ヨリソリスペントロツカ腹案ハモカ送ラレ
テ来ラハテアル 即ケ左ノ如シ

日独伊ヲ一カトシソ聯ヲ他カトスル取極ヲ作成シ

一ソ聯ハ戦争防止平和迅速回復ノ意味於テ三國條約
ノ趣旨ニ同調スルフトヲ表明シ

二ソ聯ハ政変ノ新秩序ニ付夫々独伊及日ノ指導的地位ヲ承
認シ三國側ヲ聯ノ領土尊重ヲ約シ

三三國及ソ聯ハ各他カヲ敵トスル國家ヲ援助シ又ハ斯クノ如キ
國家群ニ加ハシカスルフトヲ約ス

右ノ外日独伊ノ何レモ將來ノ勢力範圍トシテ
日本ハ南洋ソ聯ニハイラン印度方面、独乙ハ中央アフリ

Def. Doc. 1580

No. 8

カ、伊太利ニ北部アフリカ、
ヲ悉く奪取スルヲ密に解テ遂ク

此ノ外相案ニ對シテハ政府トシテ同意ノ旨ヲ答ヘリ外相同年十一月
月モロソソノ聯外相ニ之ヲ提テシタルニアル

以上ノ如ク三國同盟ハ將來ソノ聯ヲ同盟側ニ引入ルトスルコト
ヲ前提トシテ締結サレケルニアル然ルニ相五十六年三月松岡外
相ハ柏林ヲ訪問スルニ總統モリ外相モ口ヲ極メテソノ聯ノ不信

異議ヲ語リ前述べソソペンントロソフ腹案ニ就テモモロソフハ原則
トシテ之ニ賛成シテガカ独己トシテ承認スルニテ何價條約交換
條件ヲ提出スルニ云ヒソノ聯ニ對シテハ一度打撃ヲ加ヘテ歐洲禍根ハ

到底除カレヌトシテ前年ノ三國條約締結當時ノ約束トハ打ツテ
棄テテ諸君ソノ松岡氏ハ外相ニ對シテモソノ聯ノ向テ起ラレ

日本トシテハ非道ナリトシテ蒙リ此戰争ハ俄ニ同盟之難キ旨
ヲ述ビ又、歸路ニハモスコウニ立寄リ日國文調整ノ語ヲ進メル考テ

アトトシテソノ對シテ外相ハソノ聯ハ不信ノ國ニ其語ハムゾカシイ
ガドウレトソフトデアクダカラ松岡氏ハ然シテガラモシ語ガ出来タ

トウダレトモ言フコト外相ハ出来タラシレハ結構デアルガ然レテ
在總ラフイダラウキト言フコトアル以上ハ松岡外相歸

朝後ノ報告談話

松岡外相ハ歸路モスコウニ立寄リソノ聯當局ト交渉ノ結果日ソ

中ニ條約ハ松岡ノ豫想ニ及ビ成立シタス島大使ノ電報ヨリハ總統

統ハ頗ル之ヲ意外トシタラシク又ソノ外相ハ同大使ニ自分ハ松岡外

相ニ對シテ程ハソキリト歎ク事ヲ可避フルコトヲ語致シテ置道
イタニ其相キソノ聯トシテ立條約ヲ締結サレタコトハソノ真意

Def. Doc. 1580

No. 9

了解ニ言ハシムル意味ヲ述ベテ居ル

リ外相ノ言フ所ト松岡外相ノ言フ所トハカク喰ヒ違フ所

コレ双方ノ誤解カ故意ノ曲解カハ暫ク指テ置テモ角モ独ソ關係

ソノ後益悪化ノ度ヲ加ヘ来リ四月以降大島大使ノ電報悉ク困難

シルコトヲ暗示スルモノデアツタ。及ニ於テ我政府トシテモ默視

シ得ズ五月二十八日松岡外相ノ名ヲ以テリ外相ニ「現下ノ我國

ヲ廻ル國際情勢及我國內情勢ニ鑑ミ本大臣トシテハ独ニ

政府ガ此際能ク限リソ聯トノ武力衝突ヲ避ケラルル様ヲ希

望ス。ト云フノ事セリ。送テクニ之ニ對シテ外相ノ返答ハ

「今日トアリテハヨ取早独ソ戰ハ不可避ナリ。乍然戰事

トナラバニ三ヶ月ニシテ作戦ハ終結シ得ベキコトヲ確信

ス。此莫自分ヲ信賴セラレタシ又今度ノ戰事デハ日本ノ

偉力ヲ借リル要ナシ。モカモ戰事ノ結果ハ必ズ日本ノ爲ニ

モ有利ナルベシト云フコトデアツタ又独ニ最高軍部

當局者ハ大島大使ニ對シテ「今次作戦ハ現ラク四週間

ニテ終ルベシ戰事ト名ノ付クモノデアク。一ノ敬言察指置

ト見ルベキモノアリト言明シタ

三月二十二日ニ至リ遂ニ独ソ戰火蓋切ラレタ英米公使

ニソ聯援助ヲ聲明シタ。ソ聯ハ開ラカニ英米ノ陣

營ニ入ツタ。日ソノ關係ニハ當分惡化ナシトハ云ヘ三國

同盟ノ前提ニ日独ノ連携ハ最早絶望ナシ。

102-1

Def. Dec. 1580

No. 10

日本ト獨乙トノ交通ハ遮断セラレ三國同盟ハ現實ニ其效用ノ大半ヲ失ツタリデアアル 曩ニ平沼内閣當時ソ聯ヲ對象トスル三國同盟ノ議ヲ進メオカラ突如其相手ノソ聯ト不可侵條約ヲ結ビタルコトヲ獨乙ノ我國ニ對スル第一回ノ裏切行爲トスレバソ聯ヲ味方ニスベク約束シ此約束ヲ前提トシテ三國同盟ヲ結ンテ置キナカラ我國ノ勸告ヲ無視シテソ聯ト開戦セルハ第二回ノ裏切行爲ト云フベキデアアル 隨テ此時日本トシテハ當然三國同盟ノ再檢討ヲナスベキ權利ト至當性ヲ有スル次第デアアル 余ハ當時三國同盟締結ノ理由乃至經過ニ鑑ミ本條約ヲ御破産ニスルコトガ當然ナリデアハナカラウカト軍部大臣トモ懇談シテモトデアワタ 然レテナガラ獨乙軍部ヲ信頼スルコト厚キ我陸軍ハ到底カル説ニ耳ヲ傾ケ様トシナカワタ 殊ニ緒戦ニ於ケル獨乙ノ大戦果ニ層我陸軍ヲミテ其確信ヲ強メシメタ様デアアル 爰ニ於テ余次ノ結論ニ達シタ 即ケ三國同盟ノ再檢討ハ到底我國内事情ガ許サハルノミナラズ昨年締結シタバカリノ同盟ヲ今直ニ廢棄スルカ如キハイカニ相手方ノ裏切行爲ニコルトハ云ヘソレハ裏面ノ話ヲアツテ表面ハ我國ノ國際信義ノ問題トナル 故ニ今三國同盟其物ヲ問題トスルハ適當チナイ然レテナガラ已ニ獨ソ開戦トナワタ以上ハ同盟ノ主タル

102-2

目標ノ一ナル所ノ日獨ソ提携ノ希望ハ完全ニ潰エ去
 ワタシテアリカニル條件ノ下ニ於テ將來三國同盟ヨリ生
 スルコトアルベキ危険即チ對米戰爭ノ危険ニ陥ル如キ
 コトアラバ我國トシテ由々シキ一大事ナル第一ソレデ
 ハ同盟ヲ結ンガ意蓋ガ全ク失ハレル次第ナル故ニコ
 ノ危険ニ對シテハ十分備ヘル所ガナケレバナラヌソレハ
 日米接近ノ外ニハナイ然レモ日米接近ノ可能性ハ
 同盟締結前ニ於テハ絶望視サレタガ當時ニ於テハ
 ムシロ大ニ有欲至視サレタナル何トナレバ歐洲ニ於テ
 英國ノ窮境ヲ救ハントスル米國ハ太平洋ニ於テ日本
 ト事ヲ構フルコトヲ極力回避セントシテ居タカテアル
 現ニ日米交渉ハ其年四月ヨリ始メラレテ居ル余ガ
 三國同盟ニ多少冷却的影響ヲ與フルコトアリトモ日
 米交渉ハ是非成立セシメヌバナラヌト決心シタノハ此爲
 テアラワタシテアル

三國同盟成立事情及其具體的目標ハ右申述ベク
 ル如クナル然ルニ最近我戰局頗不利ナルニ加ヘテ
 獨乙崩壞ト云フ重大事實ニ直面シ一部ニハ三國同盟
 締結ニ對スル責任ヲ云々スルモノアルヤニ聞ク仍チ
 コニ余ノ所見ヲ述ベテ置キタイト思フ

余ハ今以テ三國同盟ノ締結ハ當時ノ國際情勢ノ
 下ニ於テハ止ムヲ得ナイ妥當ノ政策ヲアワタト考ヘテ
 居ル即獨乙トソ聯トハ親善關係ニ了リ歐洲ノ殆全
 部ハ獨乙ノ掌握ニ歸シ英國ハ窮境ニアリ米國ハ未

Def. Doc. 1580

No. 12

タ參戰セズカニ於テ獨乙ト結ビ更ニ獨乙
ヲ介シテソ聯ト結ビ日獨ソノ連携ヲ實現シテ英米ニ
對スル於國ノ地歩ヲ強固ナラシムルコトハ支那事變又
理ニ有效ナルノミナラスコレヨリテ對英米戰ヲモ回避
シ太平洋ノ平和ニ貢獻シ得ルノテアル 隨テ昭和十五
年秋ノ狀勢ノ下ニ於テ獨乙ト結ビシコトハ親英米論者
ノ云フ如ク必ズシモ吾國ニ採リテ危險ナル政策ナリシト
ハ考ヘラレヌ之ヲ強イテ危險ナリト云フハ感情論ナル
感情論ニ非ザレバ獨乙ノ敗退ヲ見テ後カラツケテ理窟
ヲアル トカク我國ノ外交論ニハ感情論カ多クイ 同盟
締結當時ノ反對論モ主トシテ親英米的感情ヨリ
發シタルモノ多ク英米ノ勝利獨乙ノ敗退ヲ科學的根
據ヨリ豫想セル先見ノ明ニ本ヅクモ予ハ十カウク様ヲ
アル 故ニ親英トカ親獨トカ云フ感情ヲ離シテ冷静
ニ日本ノ利害ヲ中心トシテ考ヘル立場ヨリ見レバ是等
ノ反對論ハ十分首肯出来ナカウタ

然シナガラ昭和十五年秋ニ於テ妥當ナリシ政策モ
十六年夏ニハ危險ナル政策トナワタノテアル 何トナレバ
獨ソ戰争ノ勃發ニヨリテ日獨ソ連携ノ望ハ絶タレソ
聯ハ厭應ナシニ英米ノ陣營ニ追込マレテシマワタカラ
テアル 事コトニ至レバ獨乙トノ同盟ニ尚拘死スルコト
ハ我國ニトリテ危險ナル政策ナル 已ニ危險ト感ジ
タル以上ハ速ニ方向轉換ヲ圖ラネバナラヌ 爰ニ於テ日

Def. Doc. 1580

No. 13

米接近ノ必要カ生ジタノデアル 然ルニ陸軍ハ此期ニ及
ンテ尚獨乙トノ同盟ニ執着シ余ノ心血ヲ濫ギタル日米交
渉ニ對シ種々ノ横槍的注文ヲ發シ遂ニ太平洋ノ破
局ヲ齎シタリテアル コレ亦日本ノ利害ヲ冷靜ニ検討シ
タル結果ニ非ハレテ主トシテ親獨的感情ヨリ發シタル
モノト思フ 感情論ガ外交ヲ左右スルコトノイカニ恐ル
ベキカヲ知ルベキデアル

同盟反對論者ハ米國ノ對日態度ハ三國同盟ヲ棄
機トシテ依然強硬トナリ遂ニ日米開戦トナツタ
故ニ日米開戦ノ原因ハ三國同盟ノ締結ニアリト云フ
然レナカラ之ハ法理ニ反シ又事實ニ反スル

法理上カラ云ハバ日本ハ米國ガ獨乙ニ宣戦シタル場合
ニ於テ始メテ米國ニ宣戦スル義務ヲ生ズル 然ルニ昭和十
六年十二月日本ハ米國ガ未ダ獨乙ニ宣戦セサル其前ニ進
ンテ米國ニ對シ宣戦シタリテアル 故ニ宣戦ノ詔書ニモ
三國同盟ト云フ文字ハ全然見出サナイノデアル 即チ
法理上ヨリ云ハバ日米開戦ト三國同盟トノ間ニ何等ノ因
果關係ハナイ

次ニ事實上ニ於テモ其間ニ因果關係ハナイナルホ
ド三國同盟ノ締結ガ英米ノ輿論ヲ一層激化シタコ
トハ事實實デアル 然レシナカラ例ノ通商條約廢棄
ノ如キハ同盟締結前即十五年一月ニ已ニ行ハレテ居リ
又カノ資産凍結令ノ如キハ同盟締結後約十一月ヲ

104-1

No. 14

Def. Doc. 1580

經タル俾印進駐ヲ契機トシテ行ハレタリテアツテ同盟
締結ノ直接ノ反響トモテハ具體的ニ何モ表ハレナカ
ワタノテアル

殊ニ日米國交調整ヲ目的トスル日米交渉が
同盟締結後約半歳ヲ經タル昭和十六年四月
米國ノ提議ニヨリテ開始セラレタト云フ事實ハ三國
同盟ト日米開戦トノ間ニ事ノ實上因果關係ナカ
リシコトヲ物語ルモノデアル

104-2

EXH 2736

REF LOC # 206-G

22

高橋義次
高橋

元 駐日米領大使 ジョゼフ、グルー著

「滯日十年」 ジョゼフ、グルー 抜萃 (二八八—二九四頁)

「辰澤なき」 意見 一九三九年十月十五日

日米協會で行ふ事になつてゐる演説の爲に一日中仕事をした。ニムールハムブレヤの丘にある我々の故郷で消した沈思 黙考の幾週間かの間に、私

22-6-23 (155)
本教団 又は 47, 198
(公平評定)

し、又幸運にも大統領も國務省もこの考へを是認である。極東課が原稿を作り、ワシントンで私が殆ど毎日航海中に修正した。併し現内閣及びそのは明らかに合衆國との國交改善を眞に心配して居

の判かぬ事であらうと云ふ事を今私は知つた。團體及び個人と非公式に會談すればもつと効果が望げられると今では私は確信する。そこで私はアメリカ政府及び國民の中國に於ける日本軍隊の行動に對する念滿を輕視せず、しかし又日本政府を怪しむ。直接に大衆に向ふ爆彈と「詳細な考つけ」とを出來る限り避ける爲に進退谷まつてゐる。

EXH 2736

Doc. LOC # 206-G

高橋 次
高橋 次

元 駐日米大使 ジョセフ、グルー著

「滯日十年」 ジョセフ、グルー 抜萃 (二八八―二九四頁)

「見聞なき」 意見 一九三九年十月十五日

日米協会で行ふ事になつてゐる演説の爲に一日中仕事をした。ニューハムプシヤの丘にある我々の故郷で過した沈思 黙考の幾週間かの間に、私はこの演説をする決心をし、又幸運にも大統領も國務省もこの考へを是認した。これは難しい仕事である。極東課が原稿を作り、ワシントンで私がそれを敷衍し、それから殆ど毎日航海中に修正した。併し現内閣及びその後援者即ち平沼と近衛公は明らかに合衆國との國交改善を眞に心配して居り又幾々が記述したやうな演説を發表して彼等を當惑させる事は、誠に目先の利かぬ事であらうと云ふ事を今私は知つた。團體及び個人と非公式に會談すればもつと効果が懸げられると今では私は確信する。そこで私はアメリカ政府及び國民の中堅に於ける日本軍隊の行動に對する念滿を輕視せず、しかし又日本政府を後押しして、直接に大衆に向ふ爆彈と「詳細な書つけ」とを出來る限り避ける爲に進退谷まつてゐる。

裏面白紙

ワシントン日本の日本大使館が爲す總てこの種の事に就ては我が政府に深く遺憾するであらう。現に必要なきは充分氣配いてゐる。私の演説の調子は重直であらう。現在必要なきは「單刀直入」である。即ち爆發、侮辱、貿易の制限及びアメリカの權利に對する其の他の具體的な干渉を止めざる様に懇請する事である。高い道義は看過されないのであらう。現在の草端は當局はよく均合の取れた演説であると考へて居り私もそう思ふ。幾らか不愉快な反響があるだらうが、演説の中には重直でない事は少しも入つてゐない。それは後に分るであらう。幸運にも政府は私に明らかに賢明な電報を打つて、直稿を不傳策ならしめず日本の趨勢に私が、氣附くかも知れないこと又私が持つてゐる如き個人的な勢力をそれによつて傷つけることはよろしくないであらう事を、提議してゐる。始めに、演説を提案したのは私自身であつたと云へ、この電報は、私に大きな慰藉の感を与へた。

「馬の口から直接に」

(一九三九年十月十九日の日米協會に於ける講演より)
英語に「馬の口から直接に」と云ふ句があります。取り分け、
大抵の馬は、一般にあまり話し好きではたいたい。だから、選ばれた
特定の動物が何故馬であつたのか私は知りません。併しその意味
は充分明白であります。今後幾ヶ月間に日本で私が、云ふ事は盟
刀直入でありそれは日本及び極東に對してアメリカ政府と

裏面白紙

アメリカ國民が持つてゐる或る現今の思想を正確に傳へ證明するでありませう。私はまた故郷に滯在中、大統領及び國務長官と幾度も會談する特典を拝しました。

昨年五月、私がアメリカへ出發する前に、日本人の友達の一人が、其人の考へてゐる日米關係の状態を、アメリカの私の友人達に活してくれと依頼されました。それは大体次の如くであります。

中國に於けるアメリカの權益は日本軍の作戦の結果、色々些細な不便をまつてゐます。

アメリカの利益に對する不都合を避ける爲に日本軍は出来る限りの警戒を拂つてゐます。

中國に於てアメリカの利益に日本人が、與へた損害に關して、合衆國で發表された報告は日本に對してアメリカ國民を激昂させるやう故意に誇張されてゐます。アメリカ人が反對する日本人のこれらの行爲は、大部分風俗の相違、言語の相違及び合衆國が採つた法理主義的態度の結果であります。中國の日本占領地域に於けるアメリカ權益の損害に關する合

裏面白紙

衆議院の態度は大部分、合衆国内の政治状態に依るものであります。近い将来に、中国の占領地域の状態は非常に改善されて、合衆国はもはや不平を云ふ何等の原因もなくなるのであります。以上が、私の日本人の友人の見解でありました。

あ、併し眞實は遙かに違つてゐました。あの儘の事實は、アメリカ政府が正確に知つてゐました。アメリカ国民も同様に知つてゐました。そして、日本合衆国の将来の關係の爲にそれらの事實は、直面されなければなりません。これらの事實を考慮する事によつてのみアメリカ政府及び国民の日本に對する現在の態度を理解する事が出来るのであります。これら事實を考慮し、これら事實を変更する爲の建設的段階を経て始めて、日米關係は改善されるのであります。これらの關係は改善されねばなりません。

この事實は既に全部述べてしまつたから私は今日は我が口にかやうな感情を齎した原因を詳しく述べる事は致しません。今は、如何なる「明細書」も提出する場合ではありません。これらの事實、我々兩國の困難は、兩國政府の考慮を要する事柄であります。實際その幾つかは私が、過去二年間

日本政府と論じて来た事柄であり又、私はこれらの問題は如何に交渉する
事を續けるであります。併しこれら事實と困難の大体の輪郭を貴方が
たは御存知であると信じます。これらの困難の或るものは重大でありま
す。

さて、私の話を聞いて居られる皆さんの多くは

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

次の様に考へて居られるでせう。「二つの面がある。日本
 にもあるが、我々も亦考へるべきは我々の面を持つてゐる。」それほさうでせう。
 然に述べた如く私はアメリカで日本人の意見の種々の角を指示す爲に試
 きを盡しました。併し此所、日本では私はアメリカの意見を示さうと試みま
 せう。双方の意見を注意深く考へる事なしには是を口交を行はざる事は
 出来ません。

私が如何に熱心に試みましむるを言つてゐるかをして上巻を讀んで
 考へる事を絶えず奨励せられて如何に深く思ふでゐるかを知りて頂
 たいのです。ですから私はアメリカの意見に對する疑つかの全く解れる
 念が今日、日本に存在してゐると思ひますから、それらを除去すること
 を試みさせて下さい。

我々同様に對するアメリカの意見の種々は今日其の間に深く普及してゐる一
 つの面である。我々「排日主義」の一面に對してゐると言ふ事がこれ
 らの理由の一つであります。「排日主義」の一面とは何を意味するから、

依りては英官が正統に於ける一ツが有る道徳一として後づけられたものに
 依りては又其分達の主權も既經に奪はれる事を恐るるを以て。其目的を以て上
 帝に訴へて其の意を以て其の力を行はせしむるに或は其後には
 其の力手に訴へるといふは其なる考へとも其しむるにありませう。此の間に
 其の目的を以て其の力を行はせしむるに或は其後には
 其の力手に訴へるといふは其なる考へとも其しむるにありませう。此の間に
 其の目的を以て其の力を行はせしむるに或は其後には
 其の力手に訴へるといふは其なる考へとも其しむるにありませう。此の間に

(9)

原本不明瞭

裏面白紙

戦争の結果が交戦諸國に限定され得るといふ時代は去つてゐるとアメリカ國民は信じます。國家の經濟が農業及び手工業に基礎を置いてゐた時代には國家は廣大な範圍に互つて自給自足しました。主として自分で栽培し或は生産した品物に依つて各國は生活しました。今日の場合にはさうではありません。各國は今日では自國で生産しない品物を盛に外國に仰ぎました、余分に生産した品物の處分を外國に頼つてゐます。商品取引の高度に組織した組織は各國が他國より、より能率的に或は經濟的に大地から抽出する事が出来或は或る品物を製造する事が出来ると云ふ理由によつて發達して來ました。各國は工業の成果及び自然の恵みに依り共通の利益に貢献します。

凡ゆる場所の生活標準を高めるのみでなく單純な獨立自足の經濟の下に唯一人暮らすのが不愉快である様な場所でも二人又は三人の人さへ具合よく生活が出来る様にするのはこの取引の組織であります。進歩した我々の文明の利益のみでなく我々の殆んどすべての存在そのものも亦微妙に平均の取れた錯雜した世界經濟を均衡をとつて持續する事

裏面白紙

に依存するのであります。戦争は人間及び物質から見て交戦者の富を破壊するのみでなく世界経済の立派な秩序を亂します。その爲に國と國との闘争は他の總ての國家に關する事柄であります。たとへ世界経済にのみ關する事であつても我々が秩序ある過程に依つて國際間の紛争を解決し又他にこれを勤める場合法理主義的觀念を通して何か不合理があるでせうか。法律と秩序を基礎とするのでなければ國際關係のこれら種々の概念は如何にして安全である事が出来ませうか。

アメリカ國民は商業の機會均等を信じます。嘗てそれを願はなかつた國は恐らくないでせう。アメリカ法理主義的態度として特色づけられるものの最上の表れとして門戶開放と云ふアメリカの主張が例證されることの日本でさへ——私は敢て申しますが中國以外の地域では門戶開放を主張し又その利益を受けて來たのです。中國では切り詰め弱くされた形式による以外はこの原則が適用出來ないと聞いてゐます。私が今述べた世界經濟の高度に錯綜した組織は國家が自由競争状態の下に自分の好む場所を賣買する能力に對し主張されます。先買權が特定の一ヶ國の國民の利益の爲に主張される地域に此の状態は存在する事は出来ません。

私が今述べた思想は世界的に適應するものである事は、殆ど云ふ必要は
ありません。此所に擧げなければならぬ今一つのよくある誤謬はアメ
リカ政府及び國民は東亞新秩序を理解しないといふ非難であります。尊
敬の念を以て、この概念に就て議論する事をお許し下さい。日本に於て
「東亞新秩序」が何を意味するかが明確に理解されてゐると同様に正確
に、アメリカ政府及び國民はそれを理解してゐます。「東亞新秩序」は、
日本に於ては安全安定及び進歩の秩序として、公式に定義されてゐます。
アメリカ政府及び國民は自分自身の爲のみでなく世界中の凡ゆる國の爲
に安全安定と進歩とを希望します。併し東亞新秩序は中國に於て、アメ
リカが長きに亘つて建設した權利を奪ふ事をも他の事と共に含んでゐる
様に見えます。そしてこの事に對してアメリカ國民は反對するのです。
其所に問題があります。日本の草際が、今日中國に於て、取つてゐる
方法及び彼等の目的であると思はれる事を合衆國民が、次第に烈しく憤
つてゐる事に、貴方がたの多くは恐らく氣附いてゐないのです、かう云

つても私は我が國と日本國民との長い間の交友を、アメリカ國民が忘れてしまつたと云ふ意味だとは一時も考へて頂きたくありません。併しアメリカ人は人道的見地からのみでなくアメリカ人の生命財産に對する直接の脅威はアメリカ人の生命を失ひ、アメリカ市民を不具にする事を伴ふと云ふ見地から中國を廣範圍に互つて懲罰した事を深く憤慨してゐます。合衆國及び日本が、締結した條約及び協定を無視し又日本その他の諸國が締結した條約及び協定を、無視して日本軍が中國でアメリカの權利を犯し、干渉するのを彼等は次第に眞剣に憂慮してゐます。それらの條約及び協定は日本が、自發的に協定し又それらの條約及び協定の條項は、國家の主權及び經濟の機會均等の相關的原則を一一全体の利益の爲に――保護する爲の實際的な取極めを達成した事を、アメリカ國民は知つてゐます。

裏面白紙

經濟の機會均等の原則は、長い間、色々の場合に日本が、明らかに是
 認し、又屢々日本が主張して來たものであります。生活を擾亂されたア
 メリカ國民は、均等の機會を公平な取扱ひの權利等、永い間に獲得した
 權利を奪はれるのみでなく、極東の現在の趨勢が、若し續くならばそれ
 は彼等が秩序ある世界の發展について心から大切に思つてゐる希望を破
 壞するであらうと感じてゐます。中國に於けるアメリカの權益は中國の
 日本當局の政策及び行動に依つて侵害され、或は破壊されてゐます。アメ
 リカの財産は損害を受け或は破壊されつつあります。アメリカ國民は危
 險に曝され、又、侮辱を受けつつあります。今日若し、私が、總ての事
 實を詳しく述べ得る立場にあるならば貴方がたは何の疑問もなく、アメ
 リカの態度の健全さ、充分なる正當性を認められるでせう。何故私が、
 今日云ふを憚るか、恐らく皆さんも理解されるでせう。
 要するに、日本自身の利益の爲に、アジア大陸の廣大な地域を支配し
 、それらの地域に閉鎖經濟組織を適用しようとする努力してゐる事を、
 アメリカ國民は彼等の得た充分信頼すべき證據に依つて信じてゐます。

裏面白紙

今日、日本に對する、アメリカ國民の態度を説明するのは、爆撃、侮辱
行爲、アメリカの權利に對する幾度もの干渉等の結果に加へて、この思
想であります。

私としては、これだけ申し上げたい。日本の、代理者に依つて爲され
た、又爲されつつある。合衆國に害を與へる多くの事は全部不必要であ
る。云ふ事は、私の信念であり又アメリカ政府及び國民の信ずる所であ
ります。極東の眞の安全はアメリカの權利を寧ろも侵害する事無くして
達成されうる事を我々は信じます。

裏面白紙

以上故國に於て、私が最も苦心して研究し、又解剖したアメリカの輿論を正確に説明しようと私は試みました。我々兩國間の傳統的交友は不注意に、或は故意に損はれるにけひまりにも重いものであります。凡ゆる經濟、財政、商業の雙方から事業、旅行、科學、教養及び感情の上から進へて、日本と合衆國が永久に、お互ひに思ひ遣りのある友達でなければならぬと云ふ事は、當然の事と私には思へます。兄弟の間に於けると同様、國と云ふ家族に於ても避け難い論争が起りますが、合衆國は相互扶助の關係を熱心に希望しつゝ、難局に當つて日本を援助しようとする。實質的の同情と、希望を示し、日本の成功に對する賞讃を示して來ました。

今日最も卒直に語つた私の態度を曲解或は、誤解しないやうにして頂きたいのです。

第一私の動機は、我が國に對する愛及び我が國の利益に對する熱心であります。

兩國の眞の利益、基礎的な不變の利益は我々の間の思想及び行動の調和

裏面白紙

を、要求するといふ私の眞摯な確信、及び日本に對する深い愛情も亦、私の動機であります。私があなた方の間で過して来た七年間に、楽しい接觸の中に成長した日本に對する感情を知つて居られる方には必ず私の言葉と行動が、眞の友人のそれである事を認めて下さるでせう。

私がアメリカから歸て来た時、日本の或る新聞が、私は胸中に短刀を隠してゐるか或は、旗を隠してゐるか私に質しました。其の問にお答へします。私は日米の交友關係、の爲に、私の全心を挙げて働きたいと云ふ希望以外は、何物をも、胸中に隠しては居りません。

今日私は或る事實を、卒直に、客觀的に述べました。併し私はまた我々二大國間の古い永く續いた交友の爲に同情ある理解をお願ひするものであります。

この世界に立つて私は現在及び長き將來に、國交の安定を念願するものであります。これが、保持されるならば日本とアメリカ合衆國に利益のみが、齎らされます。

裏面白紙

EX. 2737
by K. C. # 1635

大平洋戦争
（太平洋戦争）

高橋義次

電報（秘密暗號法）

東京、一九三九年（昭和十四年）
到着、一九三九年

十月二十日ノ第六〇七號

十月二十日

四時一二分
一二時四〇分

與ヘテキル日六ノ支那ニ於ケル行動ニヨツテ特ニ困難ニサレテキル、
ソレ故ニ「アメリカ」ノ輿論ハ一發シテ反日ノ態度ヲ持ツテキル、大
使ハ普通ニ見ラレナイ鋭サヲ以テ九ヶ國條約ノ重要ト門戸開放ヘ復歸
ヲ要求シタ、日六ハ支那ニ於ケルコノ門戸開放ヲ、全ク擱置ノナイ形
ニ於イテノミ列國ニ對シテ認メ様トシテキルノデアルト、新聞ハ最初
ノ論評ニ於イテコノ演說ヲ、日六ノ支那政策ニ對スル鋭イ拒絶デア
トシテキル、絶エズ通告サレテキタ「アメリカ」トノ妥協ノ試ミノ第

最近「アメリカ」カラ歸任シタ「グルー」大
臣デシタ演說デアル、大使ハ先ヅ自分ガ日六
ルコトヲ告白シ、彼ノ主要任務ハ日米關係ノ
實行ハ、「アメリカ」ノ利害ニ非常ナ損害ヲ

122-1

136

EXM. 2737

by Ketc # 1635

高橋義次

電報 (秘密暗號法)

東京、一九三九年 (昭和十四年) 十月二十日
到着、一九三九年

十月二十日

四時一二分
一二時四〇分

十月二十日ノ第六〇七號

六日ノ新聞ノ主要題目ハ最近「アメリカ」カラ歸任シタ「グルー」大
 使ノ當地ニ於ケル日米協會デシタ演説デアル、大使ハ先ヅ自分ガ日米
 ノ長イ間ニ亘ル友人デアアルコトヲ告白シ、彼ノ主要任務ハ日米關係ノ
 改善ダト述べタ、コレノ實行ハ、「アメリカ」ノ利害ニ非常ナ損害ヲ
 與ヘテキル日米ノ支那ニ於ケル行動ニヨツテ特ニ困難ニサレテキル、
 ソレ故ニ「アメリカ」ノ輿論ハ一致シテ反日ノ態度ヲ持ツテキル、大
 使ハ普通ニ見ラレナイ鋭サヲ以テ九ヶ國條約ノ尊重ト門戶開放ヘ復歸
 ヲ要求シタ、日米ハ支那ニ於ケルコノ門戶開放ヲ、全ク擯置ノナイ形
 ニ於イテノミ列國ニ對シテ認メ接トシテキルノデアルト、新聞ハ最初
 ノ論評ニ於イテコノ演説ヲ、日本ノ支那政策ニ對スル鋭イ拒絶デア
 トシテキル、紹エズ通告サレテキタ「アメリカ」トノ妥協ノ試ミノ第

122-1

136

Ref No. # 1635

一歩ハコレニヨツテ阿知内閣ニトツテ不測ニ始ツル、コレ以上ノ影響
ガ尋レ々時ニハ直ニ電報ヲ報告スル、

「オット」

122-2

「第二次世界大戦に至るまでの諸事件」の抜萃、
年代記、一九三一年―一九四四年、二五六頁)

九月二十七日、ベルリンに於て調印された日獨伊十ヶ年軍事經濟同盟條
約、(「日獨伊三國政府は、世界万國をして各々その所を得しむるを以
て恒久的平和の先決條件と考へ、三國は相寄り相扶け、大東亞及歐洲地
域の夫々に於てその初期の目的たる新秩序の建設並にこれが維持に力を
盡し以つて當該諸民族相互の繁榮福祉増進を圖らんことを決定せり。)

22-6-13 (2)
年表(別)及(別)取
付(太平洋戦争)

月二十八日、第三頁、日本、
(四頁)

るヘルン事務長官の聲明、
同盟取極めは、合衆國政府の見解では、茲數年來の
事態を本質的に變更するものではない、本同盟の諸聲明は久しきに亘つ
て實存し且つ我が政府が疑々注意を喚起せる關係を全てのものに明らか

高橋義欽

123-1

（「第二次世界大戦に至るまでの諸事件」の抜萃、

年代記、一九三一年—一九四四年、二五六頁）

九月二十七日、ベルリンに於て調印された日獨伊十ヶ年軍事經濟同盟條約、（「日獨伊三國政府は、世界万国をして各々その所を恃しむるを以て恒久的平和の元決要件と考へ、三國は相依り相扶け、大東亞及歐洲地域の夫々に於てその初斯の目的たる新秩序の建設並にこれが維持に力を盡し以つて當該諸民族相互の繁榮福祉増進を圖らんことを決定せり、）

同條 一九四〇年九月二十八日、第三頁、日本

第二卷、總頁數一六四頁）

日獨伊三國同盟に關するヘルン事務長官の聲明、

（「傳へられて居る同盟取極めは、合衆國政府の見解では、茲數年來の專断を本質的に變更するものではない、本同盟の諸聲明は久しきに亘つて實存し且つ我が政府が屢々注意を喚起せる關係を全てのものに明らか

高橋義秋

Doc Doc #1548

123-1

131

Def Doc #1546

にすぎない。斯かる取極めが締結されつゝあつた事は既に周知の
所で、合衆国政府もその政策決定に際しこの事實を充分考慮に入れて來
た。

日本、第二卷、一六九頁、一

123-2

2

高橋

續例文書一七一三

一九四〇年十月七日及一九四〇年十月十四日發行
雜誌「タイム」よりの採奉

海外報道
關係

22-1-13 (3)
新設例文書採奉
(大正昭和改定)

一九日のミュニツヒ會談の二週年記念日は先週過ぎ

反米三國

フアシスト紀念十八年昭和（日本天皇裕仁親王御治世）十五年に相當する西曆一九四〇年九月二十七日の朝ベルリンは綺麗に晴れて靜かに明けを行つた。

X X X X

通信員は官邸の廣い外國使臣引見の間に入室を許された時その部屋にド
ン。ラーモン。セラノ。スーナの居ないことに氣がついた。又外交團

高橋義次

124-1

高橋

辯護例文書一七一三

一九四〇年十月七日及一九四〇年十月十四日發行
雜誌「タイム」よりの抜萃

海外報道
國際關係

インス
ブル
ン
程
石

一九三八年九月二十九日のミュニツヒ會議の二週年記念日は先週過ぎた。

反米三國

フアシスト記念十八年昭和（日本天皇裕仁親王御治世）十五年に相當する西曆一九四〇年九月二十七日の朝ベルリンは綺麗に晴れて靜かに明けて行つた。

×

×

×

×

通信員は官邸の廣い外國使臣引見の間に入室を許された時その部屋にド
ン。ライモン。セラノ。スーナの居ないことに氣がついた。又外交團

Def. Doc. #1713

高橋
義次

序文 「獨乙國政府、伊太利國政府及日本國政府ハ……大東亞及歐洲の地域ニ於テ各其ノ地域ニ於ケル當該民族ノ共存共榮ノ實ヲ擧グルニ足ルベキ新秩序ヲ建設シ且之ヲ維持センコトヲ根本義ト爲シ右地域ニ於テ此ノ趣旨ニ據レル努力ニ付相互ニ提携シ且協力スルコトニ決意セリ

第一條 日本國ハ獨乙國及伊太利國ノ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ關シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス

第二條 獨乙國及伊太利國ハ日本國ノ大東亞ニ於ケル新秩序建設ニ關シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス

第三條 日本國、獨乙國及伊太利國ハ……三締約國中何レカノ一國ガ現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛争ニ參入シ居ラザル一國ニ依テ攻撃セラレタルトキハ三國ハ有ラユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スベキコトヲ約ス

第四條 本條約實施ノ爲各日本國政府、獨乙國政府及伊太利國政府ニ依リ任命セラレベキ委員ヨリ成ル混合專門委員會ハ遲滯ナク開催セラレベキモノトス

のメンバーとしてベルリンに在つて日本を代表しナチ嫌ひのアメリカ婦人を妻にもつ華奢な典雅な來柄三郎のみが居た。アドルフ。ヒットラーの事務室へつゞく扉のすぐ外には長いテーブルが一つ置かれてあつたそして其處に來柄大使がチアノ伯フォン。リツベントロツプ氏と共に腰を下してゐた。彼等の前の机の上には一つの薄い文書の三通の寫しがのせられてあつた。

午後一時十五分丁度、フォン。リツベントロツプ外相は第一の寫しの終りにさらさらと署名し更に第二、第三の寫しにも署名した。之に續いてチアノ伯が署名し、來柄大使がペンを置いた時彼の後の扉が開いて神經營な猫のやうな足取りでアドルフ。ヒットラーが入つて來た。彼はイタリヤ、日本兩使臣と握手を交しチアノ伯の隣へ腰かけた。ヨアヒム。フォン。リツベントロツプは立上りマイクログフォンを遣し日本が樞軸に參加した事を世界に向つて告げ始めた。

「新秩序」この協約は使用語數僅に四一九語で序文と短かい六つの條項から成つてゐる。序文は誇大的であり條文は簡潔、明瞭にして完全であつた。以下抜萃

総勢二億五千萬 アドルフ・ヒットラーがテーブルの表面を睨めつけて
 ある間に一方、ヨアヒム・フォン・リッペントロップは演説を進め、既
 に明々白々の事實を更に明白にして行つた。即この條約は對アメリカ同
 盟なのであつた。彼は其の如く叫んだ
 「只今調印したる條約は地上に於ける最強の三國家間の軍事同盟であり
 ます。……之は可及的速かに世界平和を齎さんとするものであり
 ます。……如何なる國と雖も若し歐洲及び東亞に於ける之等諸國
 題解決の最終局面に又は本三國條約調印國の一に攻撃を加へんとする事
 がひりますならばその國は二億五千萬以上の人口を有する三ヶ國の總集
 中力を相手に取らなければならぬことになるでございませう。」
 爆彈に非ず この條約は米國國務省の屋根を打貫く爆彈でも何でもなか
 ったのである。コーデル・ハル國務長官はもうずつと一九三六年このか
 た日本の反米外交政策を變更させようとする事を断念して了つてゐたが
 今回の條約はこの日本の反アメリカ外交政策強化のための單にもう一個
 の煉瓦に過ぎないと簡単に言つてのけた。

第五條 日本國、獨乙暨及伊太利國ハ前記諸條項ガ締約國ノ各ト「ソ
 ヴィエト」聯邦トノ間ニ現存スル政治的状態ニ何等ノ影響ヲモ及ボサザ
 ルモノナルコトヲ確認ス
 第六條 本條約ハ……十年間有效トス……締約國中ノ一國ノ要
 求ニ基キ締約國ハ本條約ノ更新ニ關シ協議スベシ

松岡外相はアメリカが極軸に對抗して第二次世界戦争に参加する用意が整ふか、参加する事を望むか、又は参加する事が可能になるかさうした事により以前にドイツが勝つといふ事に日本は賭する事が出来ると思はれた。

二週間の論議の後彼は近衛公並に天皇陛下の詔同を獲得した。

(一九四〇年十月七日付タイム紙)

然し何人も此の條約がアメリカに取つては外交上の敗北、即アメリカの歴史始まつて以来初めて敵國の包圍を受けたものであるといふ事を否定する事は出来なかつた。

戦争開始以來ドイツは常に日本を味方に引込まうと試みた。最近アメリカの對英援助はドイツに對する脅威を増加して來てゐる。一ヶ月前からドイツは日本に重い壓力を加へ始めた。ヨアヒム・フォン・リッベントロップの部下で強硬な腕利きの若手一人であるハインリッヒ・フオン・スターマーはモスコに行きジョゼフ・スターリンの部下モロトフに當時進行中の事柄を告げ更に東京へ向つた。東京では彼は「覆面せるドイツの特使」として知られた。彼は殆ど毎日日本の大膽な外務大臣として首相近衛文相の後継であり支柱となつてゐる松岡洋石に會ひに出かけた。

ドイツは單にアメリカを中立國たらしめやうとする努力からばかりでなく英帝國の極東に於ける領域、即シンガポール香港暹羅ニュージラントを威嚇するために、日本を必要とした。

フワシスト同盟が締結されてからまる一週間が先週過ぎた。世界各國の首都が之を消化し反應するだけの時が経つた。その反應は様々であり、ベルリン及びローマに於ける明らかさまな祝祭からロンドンのにがり切つた決意——戦争誘發の原因になるであらうと小波勃々の日本が威脅するにも拘らず敢然ビルマ道路を再開せんとするロンドンの苦々しい決意に至るまでいろいろであつた。現在世界の勢力の均衡のかかつてあるモスコイからは何等報道も無かつた。

海軍が大船に乗り込んだ(三二頁参照)ちつぽけな黄色人種に向つて、「かかれ」の號令をむづむづしながら待つてゐる一方、ワシントン^論は矢張り宥和と行動との中間の迂遠な道を^論試した。アメリカの與は(例の如くに反動が緩漫であつた。)それはまだ指導者達がその手討りになるものを與へなければならぬ状態にあつた爲であつた。國務省はこの選挙前の月に當つてこの反動が如何なるものであるかが懸るまではじつと行動を控え常にも増して慎重な態度を採つた。然しながら、政府が報道するのみなら

ず更に輿論をも造り出す場所である東京では、日本がアメリカに腰を決めさせようとする企圖してゐる事を示す多くの徴候があつた。言又は半官代辯者にしていやしくも口を開いた者は——しかも先週日本は随分にぎやかにしやべつた——誰も彼も日本は事フワシスト同盟をアメリカに對する挑戦であると考へてゐると斷言した。

先づ最初に発表を行つた官僚は演説に長けたと評判のある松岡洋右外相であつた。インターナショナル、ニユース、サーヴェイ、スラリー、スミスとの會見に於て外相は次の如き語つた。

「太平洋沿岸の我々の姉妹國が歐州戦争に加はるやうな事になれば、日本はアメリカと戦ふべく餘儀なくされるであらう。私はアメリカに對し次の如く挑戦するものである。即若しアメリカが自分のみの満足に馴れて盲目的且つ頑迷に太平洋に於ける現状維持を固執するならば我々はアメリカと戦を交へるであらう。何故ならば現状を維持せんよりは枯死する方が勝るからである。」

「然は常にアメリカを自分の第二の故郷と考へて来た。私はアメリカ人を善良且つ禮儀を知る國民であると思つて来た。その故に、今日アメリカ人が地堡で最も非道法的國民であるといふ事を知つて悲しむものである。我々は何等も纏て平和的解決をしなければならぬ。米國が言ふのは誠に聞えがよいのであるが若しアメリカを待つてゐたら我々は幾年も待ちながら枯死し

128-2

なければならぬのである。であるから私はアメリカに向つて言ふのである。今こそ行動の時である。而して日本は機至らば逡巡する處は無いであらう。」

ワシントンがこの會談を侮辱だと非公式に呼んでから二日を経過してやつと松岡外相は自分が言ひ過ぎてしまったらしいと氣がついた日本外務省は松岡外相が非公式に「新湖藝術家」に對して語つたのである。と説明しこの會見に對する「公式」の解釋を作り上げた、

を引續ぎ、香港を支那（即南京に在る日本の領土改定）に返還し、且つ「南領印度諸島をアジアの一國として誕生させる」ことを提案した。日本新聞聯合會理事長（福永星夫）は新聞發行者ホワード宛電文中で若しアメリカが「眞珠灣、グアム及びミッドウェイ諸島に於ける要塞構築を放棄し、府介石援助を断念し、貿易を通常状態に回復すれば、アメリカは危機を回避する事が出来ると示唆した。

先週語られた斯うした言葉や根本的な意見の不一致から戦争が行はれるのである。アメリカ政府は沈黙を守つたが、だまつて居られなかつた。アメリカ人もあつた。上海から歸米したイヴニングポスト・アンド・マシーキュリー紙刊行人コーネリウス・ヴァンダースターは寫つてある「危機」を些かあぶり立て、日本は、五等國であつて、その最大武器は虚勢である、マンハッタンの新聞記者連に語つた。

次の政談演説者は睡たげな目をした首相近衛文磨その人であつた。彼は云つた「若しアメリカが日本、ドイツ及びイタリーの真の意圖を了解する事を拒み、三國間に締結された條約は敵對行爲を表現するものであるとの信念に於て三國に對する挑戦を主張すべからば戦争以外には三國の進むべき道は無いであらう」と。外務省代辯者須磨彌吉郎はアメリカは「自國を戦禍に陥れるかも知れない誤つた方向へ一歩一歩前進してゐる」と断言して近衛の言に賛同した。須磨代表は新聞發行者ロイ・ウイルソン・ホワードが日米關係ヲ改善する爲にアメリカが日本に對し委員を派遣することを提議した。については敬意を表した。このやうな委員會は兩國政府が根本問題に關して同意見である場合に限り効果的なのであり「而しても早や兩國政府は共通の基礎を失つた」と須磨彌吉郎は言つた。

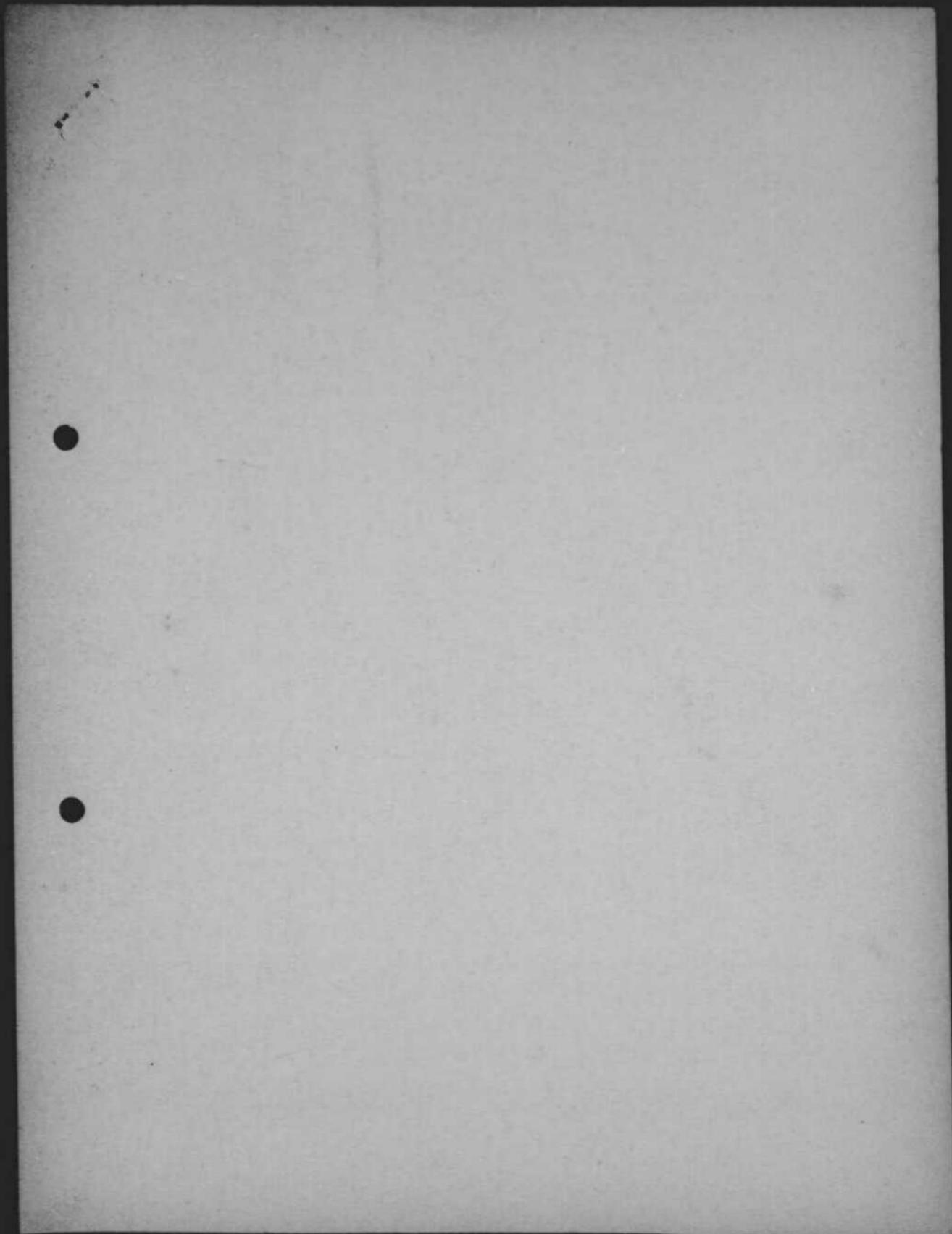
日本の諸新聞は極端な傾向を示した

日、日新聞で國家主義指導者中野正剛は日本が上海及天津の外國人租界

シヤとの間に、締結せんとして活動した。ちつほけを黄色の日本人道はアメリカが驚くか否かを試しに派出した。然しながら、ビルマ道路經由の對支援助に加ふるに極東に於ける海軍との協力を以てするアメリカとイギリスの提携は、却つて日本側に對する敵愾となるかもしれぬ。若しどちら側も驚かすならば、五分五分以上に戦争の可能性がある譯であつた。

松岡洋右は一九〇〇年オレゴン大學法律科を卒業、過去廿年間オレゴン大學同窓會に忠實に會費を納めてゐた。今週彼は、同窓會誌の「母校への報告」の中に、日本の目的につき、慇懃無意味な常套語を弄して感慨深げたる一文を物してゐる。

「日本は大言壯語に拘らず如何なる場合と雖もアメリカと實戦を交す事はないてあらう」と清々我慢のスター氏が云つたので、日本側は彼を彼の新聞事業のみならず東亞最大の保險事業から隔離してしまつた。その週末にはワシントンの古めかしい灰色の邸舎の建物に夜更けても灯がともつてゐた。之は、コーデル・ハル以下が、相談でなければ、少くとも熟考を凝してゐたのであつた。多分は行動への準備として次のやうなことを話し込んでゐたのであらう。若しアメリカが全力を揚げて日本に向ふことを欲しないならば石油輸出禁止を断行することは無益であらう何故ならばさうする事は日本に對して東印度諸島を取るやうにと勸誘する事だからである。然しニュージランドからシンガポールへかけての一連の極東海軍基地について英露と協約することとは熟考に値する。日本がアメリカをシンガポールから遠ざけて置く爲めに、戦争を試みるや否やについて熟考するのが無益でないと同様に、ワシントンが考慮してゐる間に、日本側はシンガポールへ向つて南下しながら（五〇頁参照）領印度支那に於ける利益を引抜き確保して行つた。彼等は支那事變の結末の得られるやうな協定を口



高橋

松岡の年（一九四〇年七月より一九四一年七月）

我々は今新政府の主要目的の第三、即ち、ローマ、ベルリン樞軸との日本の
の繋がりの強化といふ所に來た。我々は、穩健派の極端の或は消極的を反
如何に屢々挫折されて來たかを見てゐる。

ローマ・ベルリン樞軸
（太平洋戦争時）

ロバート・タレーギイ 著

「日本の假面の陰」より抜萃

一〇六頁

高橋

松岡の年（一九四〇年七月より一九四一年七月）

我々は今新政府の主要目的の第三、即ち、ローマ、ベルリン樞軸との日本の強がり、強化といふ所に來た。我々は、總務派の積極的或は消極的を反對のために、この計畫が如何に屢々挫折されて來たかを見てゐる。

ロバート・クレイギー著

「日本の假面の陰」より抜萃

一〇六頁

裏面白紙

EXH. 2738

Def Doc No. 1400-E 3

高橋 高橋 義次

「米蘭對外關係」日本 一九三一年（昭和六年）—一九四一年（昭和十六年）

坂 萃

第七一、九四、一三二、三、電報 第二卷、二九頁—三〇頁

駐日大使（グルー）より國務長官宛

一九三九年（昭和十四年）十月二十三日午後十時東京發信

スウェーデン政府宛

（スウェーデン政府宛）

（スウェーデン政府宛）

十三日午後七時第五四三號 一、外務省の電報に「スウェーデン政府は本

通信員と長時間會見を行つた。之等通信員は、外
務省スウェーデン人として須藤氏の論旨に關する要點を米國駐新綏苑發
信した事とは思ふが國務省は右會見内容の報告を希望すると、考へるの
大要次の如く報告するものである。又、同内容の公式抗議を受けたりや。

EXH. 2738

Def Doc No. 1400-E 3

萬橋 高橋 義次

「米國對外關係」日本 一九三一年（昭和六年）—一九四一年（昭和十六年）

檢本

第二卷 二九頁—三〇頁

七一一、九四、一三二三、電報
駐日大使（グルー）より國務長官宛

一九三九年（昭和十四年）十月二十三日午後十時東京發信

「十月二十三日午後一時一七分受信」

第五四四號 十月二十三日午後七時第五四三號

新任の外務省スボークスマン須藤彌吉郎（元ワシントン在勤參事官）は本

日米關係に關し外國通信員達と長時間會見を行つた。之等通信員は、外

務省スボークスマンとしての須藤氏の論旨に關する要點を米國新聞記者

に傳じた事とは思ふが國務省は右會見内容の報告を希望すると、考へるので

大要次の如く報告するものである。

問 帝國ホテルに於けるグルー大使の演説を公式抗議として扱ふや、或は

又、同上内容の公式抗議を受けたりや。

答 當方としては、之を正式抗議と看做す事なく、又かゝる正式抗議を
受けたる事なし。

問 此の演説に關する日本の見解如何。

答 外交官にとり、自國の感情を的確に相手國に傳達する事は並々ならぬ勇氣を要する事であつて、私はブルイ氏の態度に深い感銘を受けた然し乍ら一彼アメリカ人が東亞の狀勢を正しく理解してゐるとはす大使の言には留意を表しかねる。私一個の體驗によれば、アメリカ國內民衆の間にあつては、東亞の狀勢に關し悲しむべき無知が存在して居たのであつた。最近私はヒュイソン著「外交官の回想錄」を讀んだが、ウイソン氏は、同書に於て米國國民は地理的に極めて惹かれて居る爲、海外の出來事に対する興驗は、看過すべからざる性質のものであると述べて居るが私も氏と同意見である。アメリカの東亞に對する見方は完全に感情に左右されて居る。アメリカ政府も民衆も東亞の現實に充分注意を拂ふべきであり且、その意見は更に建設的實際的であるべきである。

問 來年一月條約期限満了となる結果、當地に於ては、米國は日本の總
の輸入を中絶し日本はアメリカ棉の輸入を中止するといふ觀測が専ら
行はれて居るが、之に對する所見如何

答 米中此の種觀測を屢々耳にした凡ゆる貿易關係の停止といふこと
者へ耳にした。然し乍らかかる貿易停止は對日侵略行爲に等しく、米
國の望むが如き結果を齎す事無きが故に、米人の大多數はこの問題を
輕視する意見に傾きつつあつた。

ウオルターリップマン氏の言の如く自米關係の調整は單に日本のみ
の責任でなくては、米國も亦調整への方途發見に凡ゆる努力を盡すべき
である。

問 子江無制限航行問題論議の爲、日英佛米四國會談開催の噂がある
が如何

答 望なる臆測に過ぎない。フランス、イギリスを引合に出すべきでは
ない。必要とあらば米國と共に論議し得るのである。如何なる場合で

も、揚子江無制限航行問題に軽率に看過されるべきものではないのである。
複寫は上海、北平に空送、上海より重慶に海江無線電信にて申送
依頼あり。
グルー

22-6-13 (19)

高橋義次

日本完全なる樞軸協同者となる。

一九四〇年（昭和十五年）十月一日

九月は日本史上又日米關係上最も重大な時期の一つであつた。近衛内閣成立の瞬間から獨逸、伊太利、日本の間の同盟は、日本の政策の趨向を決定する結果となつたのであるが、條約そのものは豫期せざる迅速にして獨逸特使ヘル、フォン、スターマーにより

大東亜戦争
（大東亜戦争）

たその交渉は秘密の帳につつまれてゐた。勿論億噸たけれども、東京では交渉がそれ程迅速に進展するたけれども、東京では交渉がそれ程迅速に進展するたけれども、東京では交渉がそれ程迅速に進展する

の調印の日の午後五時迄では同條約が伯林ではなく東京で調印される筈だと考へて居たし、又私の同僚の或人達も其締結のその日迄そのやうな同盟の可能性を鼻先でめしらつて軽く見て居た。我々が皆多少とも暗中摸索をして居たにもかかはらず、そのやうな同盟の構想が成立するだらうといふ考へは、新聞論評に基づいて早くも八月三日に我々に上つて報ぜられ、九月二十日に私は、信賴すべき筋によれば、天皇は前日三時に

22-6-13 (9) 2

高橋義次

日本完全なる樞軸協同者となる。

一九四〇年（昭和十五年）十月一日

九月は日本史上又日米關係上最も重大な時期の一つであつた。近衛内閣成立の瞬間から獨逸、伊太利、日本の間の同盟は、日本の政策の趨向に於て可能なる結論となつたのであるが、條約そのものは豫期せざる迅速さで締結された。主として獨逸特使ヘル、フォン、スターマーにより東京に於て進められたその交渉は秘密の帳につつまれてゐた。勿論億萬は盛んに行はれてゐたけれども、東京では交渉がそれ程迅速に進展するだらうと考へた人は殆んどなかつた。米國新聞記者の或る者さへも、その調印の日の午後五時迄では同條約が柏林ではなく東京で調印される筈だと考へて居たし、又私の同僚の或人達も其締結のその日迄そのやうな同盟の可能性を鼻先であしらつて軽く見て居た。我々が皆多少とも暗中摸索をして居たにもかかはらず、そのやうな同盟の構想が成立するだらうといふ考へは、新聞論評に基づいて早くも八月三日に我々によつて報ぜられ、九月二十日に私は、信賴すべき筋によれば、天皇は前日三時に

(イ)の點については恐らく日本は、獨逸のヴィシー政府支配を道じて、佛領印度支那に自由な分野を保證せられ得るし、一方獨逸が和議に於て償付時にその権力を無慈悲に使用し、パタビヤに壓力を加へることも出来るであらう。そして私はこの同盟の最も危険な可能情は、後者にあると思ふ。(ロ)の點について言へば、蔣介石に對する有効な壓力は恐らくソヴィエトロシヤの協力ある場合に限り加へ得るであらう。(ハ)の點に關しては、狀勢が極めて不明瞭である。昨日同僚の一人は、ソヴィエト大使から何の躊躇もなく、この條約の條項については前もつて何等知らなかつたと言はれたが、併し一方、日ソ不可侵條約も結局締結されるのではないかと云ふ憶測も盛んに行はれて居る。

前合衆國大使グルーの日記

「在日十年」よりの抜萃

亘つて行はれた全關係及陸海軍最高主腦部の出席せる御前會議に於て、獨逸との防禦同盟締結に對し我可を與へたと打電した。併し乍らこの情報を確認することも、更に詳しく調べることも出來ず、我々は最後の瞬間まで何等確實に知り得なかつた。該條約は九月二十七日に柏林で調印された。そして二十九日この出來事をあらゆる角度から考へて見たのち、私の考察は次の線に沿つたのである。

明らかにこの同盟の第一の目的は合衆國に對するものである。太平洋方面に於ける米國の懸念を刺戟することによつて該條約の獨逸及伊太利に與へる利益は明瞭であるが、日本が得べき利益はそれ程明瞭ではない事實、若し次の諸點の一つ或は一つ以上に關し秘密條項がないかぎり利益は均衡を失するものと考へられる。即ち、(イ)佛領印度支那又は蘭領東印度に於て、日本による支配又は開發が、支持を受くべきこと、(ロ)重慶に干渉することに依り獨逸が支那事變に對し仲親をすること、(ハ)ソヴィエトロシヤの協力により北方に對する日本の憂慮を解消させること。

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several columns and is too light to transcribe accurately.

日本、福軸側の主要な一員となる
一九四〇年（昭和十五年）十月一日

外務大臣との最近の會見に於て非公式に個人的に私は次の如き意見を表明した。即ち日本が現在の進路を續行すれば岩嶽に直面する事、欧州の

Handwritten notes in Japanese, partially obscured by a white box.

さうとも獨逸と運轉せる日本は單なる紙幣の尾又獨逸は、如何なる約束を結んだ所で日本に有る来もしなければ又與へる積りはなからう。更に

経済的に不安定を一領域を東亞に建設するため、世界貿易經濟の自由な潮流を拒否する結果、此の國將來の財政的状況は全く絶望と思はれる、と。松岡氏は予の所論を論駁はしなかつたが只、凡て以上の事は個人的見解の問題であると述べた。

私の見解によればも一つの重要な事事は、九月に私が私の所謂「綠色」電報をワシントンに送つた事である。恐らくこの電報は予の日本に於ける任務八年間を通じてワシントンに對する最も意味深い電報である。

日本、福納側の主要な一員となる
一九四〇年（昭和十五年）十月一日

外務大臣との最近の會見に於て非公式に個人的に私は次の如き意見を表明した。即ち日本が現在の進路を續行すれば岩礁に直面する事、欧州の戦争が如何なる結果を齎さうとも獨逸と運轉せる日本は單なる紙幣の尾にすぎないであらう事、又獨逸は、如何なる約款を結んだ所で日本に有力な援助を與へる事が出来もしなければ又與へる積りはなからう。更に經濟的に不安定を一領域を東亞に建設するため、世界貿易經濟の自由な潮流を拒否する結果、此の國將來の財政的状態は全く絶望と思はれる、と。松岡氏は予の所論を論議はしなかつたが只、凡て以上の事は個人的見解の問題であると述べた。

私の見解によればも一つの重要な事柄は、九月に私が私の所謂「綠色」電報をワシントンに送つた事である。恐らくこの電報は予の日本に於ける任務八年間を通じてワシントンに對する最も意味深い電報である。

七月の米内内閣瓦礫に到る迄の予の警告は常に「赤色燈」に属するものであつて、緩和を提唱するものではなくて、妥協手段により、また強硬手段を回鑿して建設的外交手段を採ることを提唱して來た事は將來この問題に關する記録により判明するであらう。

米國種族、就中在支權益に對する日本の相次ぐ掠奪行為に對して妥協を認する事は益々困難となつたがしかし公然とこれに對する調議を加えるならば日米關係は難化の一途を辿り、回復の地達ないことを我は知つてゐた。而して振子が全体主義を離れ民主主義に向く可蓋性が少しでもある限り我々の努力はこの方向に向つてなされるべきであると思つた。このやうな努力を放棄する事は敗北主義であると私には思はれた。私は、此の時警告した事柄は其後の事件の發展から判断して、今日訂正したいと思ふ點は河も無いやうに思ふ。尤も結果をみてからこんなことを云うのは容易な譯ではあるが。

外交は時勢と武力の前に内外共に敗北し、全く無能となつた。

前米國大使グルー著 日記「在日十年」 三三三頁三三四頁抜 萃

2
葛 啓

日本ハスツカリ立派ナ樞軸ノ盟邦トナル
一九四〇年十月一日

X
X
X
X
X
X

モシ我々が制裁ヲ加ヘタナラ日本ト合衆國間ノ關係ヲ惡化サセルヤウナ
效果ヲニシタラスデアラウトイフ意見ガ發表サレタ。ナルニ我々が最近開

22-1-13 (19)
多摩川
多摩川
多摩川

レバ徹底的制裁ノ範圍内ニハ必ズシモ含まレナイ或
百然デアルコトガ解ルガシカシテガラ彼ハ合衆國ガ
トシテ知ラレテキル石油ノ如キ重要生産品ノ輸出禁

止ノ禁斷ハ日本政府及國民ニヨリ僞裝不完全ナ制裁ト解サレ恐ラクハ或
ル道ノ超復手度ヲ探シシメルカモ知レナイ否多分ソウナルデアラウトイ
フコトヲ我々ハ念頭ニ置カネバナラス。

Doc, Doc, KCSO

真館

日本ハスツカリ立派ナ樞軸ノ盟邦トナル
一九四〇年十月一日

モシ我々が制裁ヲ加ヘタナラ日本ト合衆國間ノ關係ヲ惡化サセルヤウナ	X
效果ヲ期待スデアラウトイフ意見ガ發表サレタ。ナルニ我々が最近開	X
始シタ國防計畫ヲ見レバ徹底的制裁ノ範圍内ニハ必ズ包含マレナイ或	X
ル種ノ措置ヲトルモ當然デアルトガ解ルガシカシテガラ彼ハ合衆國ガ	X
多量ニ所持セルモノトシテ知ラレテヤル石油ノ却テ重要生産品ノ輸出禁	X
止ノ英斷ハ日本政府及國民ニヨリ遺憾不完全ナ制裁ト解サレ悉クハ或	X
ル種ノ報復手段ヲ採ラシメルカモ知レナイ否多分ソウナルデアラウトイ	X
フコトヲ我々ハ念頭ニ置カネバナラス。	X

裏面白紙

22-1-13 (12)

22

高橋義次

松岡二時間十五分に互り語る

一九四〇年（昭和十五年）十月五日

12-1-13 (12)
午後例夕に次郎
（高橋義次）

Def, Doc, No208-E(4)

余は招かれて本日松岡外相を訪問の上二時間と十五分に互り大體非公式に。例により會談の九割五分は松岡氏が話したがこけるのを止めんとすれば無理に口癖を容れなければ。彼は時折興味ある話門を取上げはするもの、彼の語録には殆んど句切がないので彼の談話を記録する事は困難である。此際の松岡氏の主論は世界の現状は論理的には傳統と機械化時代との衝突より發生せるものであると云ふ事であつた。本會話中激昂した言葉が只の一変發せられた而も其言葉は外相が一体國家は緊急必要の場合には時に獨逸に於けるが如く戦争に依ると云ふ激な事を正當化せんと試みた時に余の口から發せられたものであつた。已に指摘した様に余は獨逸は

22-1-13(12)
22

高橋義次

Def. Doc. No 203-E(41)

松岡二時 閣十五分に互り語る

一九四〇年（昭和十五年）十月五日

裏面白紙

余は招かれて本日松岡外相を訪問の上二時と十五分に互り大體非公式に打解けて語り合つた。例により會談の九割五分は松岡氏が話したがこれは彼が獨りで話し續けるのを止めんとすれば無理に口癖を容れなければならぬからである。彼は時折興味ある話題を取上げはするものの、彼の能辯には殆んど句切がないので彼の談話を記録する事は困難である。此際の松岡氏の主論は世界の現狀は論理的には傳統と機械化時代との衝突より發生せるものであると云ふ事であつた。本會談中激昂した言葉が只の一變發せられた而も其言葉は外相が一体國家は緊急必要の場合には殊に獨逸に於けるが如く戰爭に依ると云ふ様な事を正當化せんと試みた時に余の口から發せられたものであつた。已に指摘した様に余は獨逸は

Ref No # 206 E (41)

其國境内に在る時は幸福な、満足した國であり進歩的で而も繁榮して居た事を個人として克く承知して居るのであるが、獨逸現代の指導者等が己が氣狂ひじみた野心を充たす爲めに弱小な近隣諸國を蹂躙しつつある其行動は單に必要だからと云ふ理由で許さるべきものではない。強ひて斯る行動を爲すことはたいそれた事である。日本に關しては余は其經濟的要求を認める、日米關係が今日の如き忌むべき狀態となつたのは夫れ等の要求の合理的な追求の故ではなく、經濟紛争解決の爲採るべき順序ある手段として折角ハルが考へ及んだ處の合理的にして實際的を方法に據らず却つて武力を使用したからに外ならない。此の時松岡氏は一体アングロ、サクソン諸國は自分等の爲す事は何でも正當であると自惚れて居り、彼等が間違つてゐると云ふことは非妥協的に決して認めないとなした。そこで余は日本は九ヶ國條約を侵犯して居るのたが此類然たる事實を進んで認服せんとする様な日本人が一人でもあるのかと云ふたら松岡氏は自分は此事實を充分に容認する者であると答へて余を驚かした併し彼は國際聯盟でやれと云はれた事に之を政治的に云々する事は到底出

裏面白紙

来ない事かと謝言した。
大臣は永い間公使から離れて居り最後の近衛内閣に於て三度閣僚の地位を拒絶した。併し彼は祖國の悲しむべき情勢を深慮し遂に近衛公を促かし再び出馬せしむる事とした夫れは革命と騒亂とが熾肩に迫つて居る日本を救ふには近衛を措いて他に人なしと思つたからた。近衛は彼が以前總理であつた時の謙に強要な政治家でなく、彼は今日も革命の脅威に暴かれて居る祖國を救ふべく不撓の決意を有し以前の近衛とは全然別人と成つて居る。余は然らば如何なる種類の革命を以れるやと問ひたるに彼は「政治的、経済的及社會的革命」であると答へ此危境は決して去りたるに然らずとの彼の感想を述べた。尋で彼は前外務大臣の優柔不斷さを可なり長々と物語つた。

松岡氏は今や獨伊との同盟も完成したし念頭にないから直ちに仕事に取掛り余が彼に提出した數々の亞米利加制の抗議を解決する爲全力を注がなくてはならぬと語つたが抑も々々彼が外相の地位に歸つたのは日本の外交關係を自ら指導する事が其必須條件であつたのであり而して彼は軍

Ref. Doc # 206 E (41)

Ref Hoc # 206 E 41

部殊に血氣はやる若い將校等に指圖される様な事は許してしないと云ふのである。

會談中外相は日本は他國の利益を東西から驅逐する様な意圖は毛頭ない却つて新秩序發展の爲に彼等の協力を歓迎すると語つた。余は此點に就いて直ちに言葉を挟み余は彼が云つたことと聞いた事を以て欣使に思ふ旨語つた。併し前回の會談に就て云つた様に年譜を重ねて確立されて多くの亞米利加の權益が已に日本から驅逐され現存でもどしどし行はれてゐる。松岡氏は列に依り支那との戦争が結了し蔣介石が打倒されたら直ちに此等の問題は解決するであらうと回答し又米國は對將援助を止めて呉れと例の通り訴へた。余は之に對し又例の通り本問題に關する米國の地位を繰返し述べた。

辭去に際し大臣は米國政府が此上更に對日通商禁止を施さぬ様に主張されまいと余に熱心に申し出て斯様な通商禁止は日本を全く不利益な地位に置くものでないが日本國民を痛く憤激させるであらうと語り尙ほ彼は日米戦争の如き考へる丈けでも恐しいことであると附言した。(斯様な

裏面白紙

Ref No. # 206 E (41)

通商禁止は其長期に至る影響と對照して松岡氏が其直接の結果に關し語る處は蓋し當れりと余は信ずる。

前米國大使ゲル；氏「滿日十年」と題する日記より錄す

頁三四四及三四五

裏面白紙

22-6-13 7
EXH 2739

Def Doc # 1400-B - 3

高橋義次

ワシントン國務省
「一九三一年より一九四一年に至る日米外交」第貳卷からの
抜萃（百七十頁、百七十二頁、百七十三頁）

駐在グルー大使より國務長官宛

東京一九四〇年十月五日午後十時發信
十月五日午後五時三十一分着信

九四八、外務大臣は彼の私邸まで本日午後略式で且つ一人で「お茶」に御出で下さいと私を招待した。彼は二時間と十五分濠々の問題を論じた。私は主として歴史や哲學的のものであつた。顯著な點は今夜と明日別の電報で通知します。談話の初めに松岡氏は英語で話し、而して「三國同盟に就てアメリカ合衆國への報告書」の日本語でかゝれた原文を私に渡した。其翻譯は次の通りである。

「三國同盟に就てアメリカ合衆國への聲明」
最近締結された三國同盟は特定の國を目標としたものではない。日、

22-6-13 7
EXH 2739

Def Doc # 1400-B - 3

高橋義次

ワシントン國務省
「一九三一年より一九四一年に至る日米外交」第貳卷からの
抜萃（百七十頁、百七十二頁、百七十三頁）

日本駐在グルー大使より國務長官宛

東京一九四〇年十月五日午後十時發信
十月五日午後五時三十一分着信

九四八、外務大臣は彼の私邸まで本日午後略式で且つ一人で「お茶」
に御出で下さいと私を招待した。彼は二時間と十五分幾々の問題を論じ
た。私は主として歴史や哲學的のものであつた。顯著な點は今夜と明日、
別の電報で通知します。談話の初めに松岡氏は英語で話し、而して「三
國同盟に就てアメリカ合衆國への報告書」の日本語でかゝれた原文を私
に渡した。其翻譯は次の通りである。

「三國同盟に就てアメリカ合衆國への聲明」
最近締結された三國同盟は特定の國を目標としたものではない。日、

144-1

、伊が同盟すれば他國から攻撃される可能性が減少し、又世界的混亂の擴大が防止され此意味に於て此同盟は世界の平和に貢献する。此同盟によつて日本國は南洋を含む大東亞に新秩序を建設する意圖を一層明白にした。

東亞細亞に於いて新秩序を建設すると云ふ事は日本國が大東亞即ち南洋を含む東亞の各國民と共存共榮的關係を制定するため新しい秩序を建設する事を意味するのである。各國と平等の立場に於て日本國は大東亞の各國と事業、貿易、移民を自由に行へるやうになるであらう。それによつて日本國の人口問題は解決されるであらう。新秩序の建設と云ふ事は大東亞諸地域を搾取するか征服すると云ふ意味ではない又此等の地域に對する他の諸國の貿易及び事業を閉塞すると云ふ意味ではない。日本國は永い間其人口問題を外國への移民、外國との貿易、外國に於ける事業によつて解決しようとして試みた。しかしヨーロッパ、アメリカ洲の諸國は其廣漠な領地への日本移民を追ひ歸へし、而して貿易及び事業を阻害した故日本國の合理的な平和的な努力は水泡に歸した。

相互繁榮を目標として大東亞地域にて人間の自由な活動を制するやう

を不自然な制限を取り止めるやう努力がされて居る。この努力は平和的方法により而して現狀に對しては出來るだけ好ましくない變化を與へず

に成就される事が期待されて居る。

中國に對する日本の政策は右に述べた努力中の重要な一部である。然し若干中國人側に於ける理解の缺乏と英國及びアメリカ合衆國の滿洲不承認の態度、それは蔣介石に滿洲國回復の望を起させたが、それが原因となつて不幸武力衝突が発生した。此衝突は實際は戦争である。それ故日本軍が行動中、中國に存在する列國の權益を冒す事を完全に避ける事は不可能である。それ等の權益が對中國日本軍の戦争遂行に邪魔になる場合特にそうである。従つてもしそれ等の權益に對する影響を終結せしめるには日本と中國間の和平を助長、促進する事が最も望ましいのである。この事實にも拘らず、列國は狀勢の變遷によつて適用されぬやうになつた法律上の論議、條約上の宣言によつて日本國の行動を制止するのみならず列強諸國は日本國に重要な日用物品の輸出制限と言ふやうな方法で日本を壓迫して居る、それと同時に日本國の敵である蔣介石政権には積極的援助を與へて居る。是等の行爲は東洋を出來るだけ長期間混

亂状態におき而して日本の國力を消耗させると云ふ隠された動機から發
生して居る。是等の行爲は平和愛好の爲めでなく又權益擁護を目的とす
るものでもない。私運は考へざるを得ない。日本國は列強諸國の壓迫に
堪へると言ふ事以外には何の目的もなく、弱遠及び伊太利と防禦同盟を
締結した。而して他國を攻撃し始めるやうな計畫は毛頭無い。もしアメ
リカ合衆國が前述の事情、いきさつ及び東亞に於ける新秩序設立に關す
る日本の意圖を理解するならば此三國同盟の締結に續いて日米兩國間の
關係上に何も變化はないであらう。日本國はすべての未決定問題を解決
し、アメリカ合衆國との親交をますます助長、育成する事を決意して居
るのである。

グ
ル
ー

EXH. 2740 22-1-13 8
Def Doc No. 937

高橋義次

昭和十五年（一九四〇年）十月七日

地方長官會議ニ於ケル松岡外務大臣訓示

去ル九月二十七日、日、獨、伊同盟條約ガ締結セラレ、同日畏クモ優握ナ

シテ歴史の出來事ニ關聯シテ國民ノ嚮フ所ノ御垂示

我々皇國臣民ノ恐懼感激ニ堪ヘテ所デアリマス。吾

ク此ノ聖旨ヲ奉体シ率先シテ、管々匪窮ノ誠ヲ盡

其ノ心得方ニ就テハ、同夜、本大臣ノ放送致シマ

ツテ大体明白ニサレタト信スルノデアリマシテ、私カ今更此ノ席ニ於テ喋

々スル必要ハナカラウカト思ヒマス。

然シ乍ラ本條約ヲ直ニ理解スル爲ニハ、本條約ヲ生シタ國際環境ヲ理解ス

ル必要カアルト思ヒマスルノテ、以下吾國カ如何ナル國際環境ノ下ニ於テ

又如何ナル經過ヲ經テ斯クノ如キ結論ニ達シタカ、ト云フコトニ付テ、簡

單ニ申述ヘ各位ノ御參考ニ供シマス。

由來吾カ國ノ隆國以來ノ傳統タル大精神ハ八紘一字即チ道義ヲ世界ニ布キ

昭和十五年十月七日
地方長官會議
松岡外務大臣訓示
（本大臣致意）

EXH 2740 22-1-13

Ref Doc No. 837

高橋義次

昭和十五年（一九四〇年）十月七日

地方長官會議ニ於ケル松岡外務大臣訓示

去ル九月二十七日、日、獨、伊同盟條約が締結セラレ、同日畏クモ優握ナル
 記書ノ發見ガアリマシテ歴史の出來事ニ關聯シテ國民ノ嚮フ所ノ御垂示
 ニナリマシタコトハ、我々皇國臣民ノ恐懼感激ニ堪ヘマ所デアリマス。吾
 々官職ニ在ル者ハ、宜シク此ノ聖旨ヲ奉体シ率先シテ、眷々匪窮ノ誠ヲ盡
 サナケレバナリマセマ。其ノ心得方ニ就テハ、同夜、本大臣ノ放送致シマ
 シタ談話竝ビニ翌二十八日、近衛總理大臣ノ放送サレマシタ所ノ演說ニヨ
 ツテ大体明白ニサレタト信スルノデアリマシテ、私カ今更此ノ席ニ於テ噴
 マスル必要ハナカラウカト思ヒマス。

然シ乍ラ本條約ヲ直ニ理解スル爲ニハ、本條約ヲ生シタ國際環境ヲ理解ス
 ル必要カアルト思ヒマスルノテ、以下吾國カ如何ナル國際環境ノ下ニ於テ
 又如何ナル經過ヲ經テ斯クノ如キ結論ニ達シタカ、ト云フコトニ付テ、簡
 單ニ申述ヘ各位ノ御參考ニ供シマス。

由來吾カ國ノ隆國以來ノ傳統タル大精神ハ八紘一字即チ道義ヲ世界ニ布キ

裏面白紙

爲民ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメルト云フコトテアリマシテ、皇國ノ外交ハ
 其ノ根本ニ於テ、世界ノ隅々マテコノ大精神ヲ透徹セシメ、コノ大理想ヲ
 地上ニ實現セントスル聖業ノ遂行ニ向ツテ、重大ナル役割ヲ演スヘキコト
 勿論テアリマス。今外政上現實ノ問題トシテ、吾國ノ現状ヲ考フレハ、
 日本ノ年々激増スル人口ヲ如何ニシテ養フヘキカ、又歐米二大國ト英國ト
 「アメリカ」トニ比シテ著シク低イ吾國富ノ程度ヲ、如何ニシテ引キ揚ク
 ヘキカ、ト云フヤウナ非常ニ大キナ問題カ眼前ニ横ハツテ起ルノデアリマ
 ス。此等ノ問題ヲ解決スル爲、政府ハ永年海外ニ於ケル運送貿易、移、
 企業ト云フカ如キ方法ニ依リ吾國民ノ海外發展ヲ計ラントシタノデアリ
 マス。然ルニ歐米諸國ハ之ニ對シ日本移民ノ禁止若クハ制限、日本商品ニ
 對スル高關稅率附加等其種々ノ方法ヲ以テ之ヲ妨害シタノデアリ、又現
 ニシツツアルノデアリマス。

滿洲事變ハ日本精神ノ發揚テアリマス。又或ル意味ニ於イテ歐米諸國
 カコノ日本ノ平和的ナ發展ヲ抑壓シタ爲メニ起ツタ爆發テアルト言フコト
 カ出來ルノデアリマス。然ルニ歐米諸國ハ、此ノ滿洲事變ヲ以テ、九ヶ國

裏面白紙

條約及不戰條約ノ違反ナリト言フ法律論ヲ以テ日本ヲ非難シ、吾國ヲシテ
 遂ニ聯盟脫退ノ止ムヲ得サルニ至ラシメ、國際聯盟及ヒ「アメリカ」ハ、
 滿洲國不承認方針ヲ採ルニ至ツタノテアリマス。ソコテ蔣介石ハ、華府會
 議ノ當時、山東ヨリ日本ヲ追ヒ滿洲カラモ日本ノ退却大讓歩ヲ余儀ナクセ
 シノタ様ニ、又第二次ノ「ワシントン」會議テモ開カレタ場合ニハ、滿洲
 ヲ奪國シ得ルカ如キ妄想ヲ以テ、失地回復ノ叫ヲアケ、ソレカ昂シテ今回
 ノ中國事變トナツタト云フコトカ云ヘルノテアリ、從テ中國事變ノ根本原
 因ノ一ツハ、尠クトモ歐米諸國ノ滿洲國不承認ノ態度ニ因ルト云フコトカ
 出來ルノテアリマス。中國事變力起ツテカラ、シカラハ主ナル歐米列強ハ
 日本ニ對シテ、如何ナル態度ヲ以テ臨ンタカ。獨、伊兩國ハ逸早く滿洲國
 ヲ承認シ、中國事變ニ於イテ我方ノ立場ヲ支持シタノテアリマスカ、其
 ノ他ノ列強ハ其ノ在華權益ヲ擁護スルト稱シテ、イチイチ我方國ニ抗議シ
 若クハ國際聯盟ヲシテ吾カ國ヲ非難セシムル等ノ方法ニヨリ、我方方ニ政
 治的重壓ヲ加ヘタ。又現地ニ於イテ、支那人カ此等列強ノ國旗ノ影ヨリ、
 我カ皇軍ヲ狙撃シ、皇軍將卒ヲシテ悲憤ノ淚ニクレサセタコトモアルノテ

アリマス。中國革命ノ理想ニ就キ、曷ニ説明ノ歩ヲ達ムルニ先チ、丁度此ノ邊テ、私ノ豫テヨリ抱懷シテ來ターツノ哲理的觀察トモ申シマセウカソレヲ出來ル丈簡單ニ申述ヘテ、編參考ノ一婢ニ供シ度イト思ヒマス。

實ハ私ハ世界大戰此ノ方、世界ノ動キト東亞ニ於ケル、主トシテ日華ノ關係、日華兩國ノ動キ等ヲ具サニ觀察シテ、疾クニ一ツノ見解ヲ持ツテ來タノテアリマスカ、此ノ見解ハ北華革命ノ勃發ト共ニ益々私ノ腦理ニ固マツテ來タノテアリマス。夫レハ北華革命へ始マツタ今日ノ中國革命ト言フモノハ、十九世紀末迄ノ、或ハ帝王ノ野心カラトカ、或ハ單ニ物質的ノ欲望カラトカ、或ハ傳統的、若クハ突發的ノ感情乃至抗爭カラトカ、又ハ資本主義國ノ間ニ於ケル實行的鬭爭カラトカ、イフ様ナ戰爭トハ、其ノ趣チ根底カラ異ニシテ居ルノテアル。即チ、今回ノ日華紛爭ノ根底ハ、實ニ「イデオロジカル」ノモノテアル。無論夫レ以外ノ種ノモノモ、第二義的、第三義的ニハ或ル原因ヲ爲シテ居ルノテアリマセウカ、何トシテモ其ノ根底ハ大キナ「イデオロギー」ノ爭テアルトイフ事テ、オ互ニハツキリト把握シナケレハナラナイ。コノ事ハ私ハ二、三年來、或ル人達ニ就イテ論サン

トシテ來タノテアリマス。ソレハ我カ皇國ハ餘ク迄、中區ト和衷協力シテ以テ東亞ノ全局ヲ定メ様ト云フ「イデオロギー」ヲ堅持シテ來タノテアリマス。然ルニ中區ト言フヨリカ、寧ロ蔣介石等ハ、日本ニ抵抗シ得ルタケノ武力ナリ區力ヲ作り上ケテ、日本ニ對立シ、此ノ對立ニヨツテ「バランス」ヲトリ、以テ東亞ノ大局ヲ維持セントスル「イデオロギー」ニヨリ、アノ通り非常ナル努力ヲ續シツツ、排日思想ヲ徹底的ニ全中區々民ニ植エ付ケントシタノテアリマス。約言スレハ、協力セントスル目的ト一テアツタケレトモ、我ハ和衷協同ノ「イデオロギー」ヲ持シ、彼ハ對立抗爭ノ「イデオロギー」ヲ以テ之ニ臨ンタノテアリマス。即チ彼ノ「イデオロギー」ヲ實現セントスル道程ニ於テ早クモコノ二ツノ異リタル「イデオロギー」カ正衝突ヲ起シタノテアリマス。其處ニ以テ來テ、英米兩國ハ現狀維持ノ「イデオロギー」ヲ以テ東亞ニ引續キ臨ンテ居リ、又之ニ加フルニ蘇聯ハ現狀打破ト共ニ共產主義ノ「イデオロギー」ヲ以テ東亞ノ擾亂ヲ企圖シタノテアル。現狀打破ト言フ點ハ日本モ同様テアル。資本主義ニ至ツテハ、英米カ其ノ最ナルモ

裏面白紙

ノテアリ、之ヲ否定スル最ナルモノハ蘇聯テアル。又支那ハ一面共產主義
 カ相當深ク喰ヒ込ンテ居ルカト思ヘハ、他面尙資本主義ニ強ク嚙リ付イテ
 居ル様ニモ思ハレル。之ハ一ツニハ主トシテ資本主義ノ本家タル、英、米
 ニ、又此ノ程迄ハ資本主義國タル佛國ニ依存スルノ方針ヲトツタカラテモ
 アラウ。然シ中國ハ御承知ノ如ク蘇聯ニモ依存シテ居ルカ爲ニ、前述ノ様
 ナ赤化ノ傾向ヲ防止スルノ努力ヲ充分ニ爲シ得サル事ニナツタノテアル。即
 チ、以上ノ如キ矛盾ノ現象カ中國ニ現レテ居ルノハ之カ爲テアルト思ハレ
 ル。而シテ他方我日本カ此ノ様ナ點ニ付テ如何歩イテ居ルカト云フ點ニ至
 ツテハ、私ハ言及チ避ケマス。
 以上ノ陳述ハ極メテ簡略テアリマシテ、甚タ盡サナイノテアリマスカソレ
 テモ、私ノ指摘セントスル所ハ之ヲ御了解ヲ得ラル、事ト存シマス。即チ
 現ニ吾人ノ前ニ展開シテ居ルトコロノ東亞ニ於ケル空前ノ危局ヲ醸シテ居
 ル混亂又ハ抗爭ハ、其根底ニ於テ深イ異ツタ「イデオロギー」ノ錯綜シタ
 ル紛亂テアルト言フ事ハ御了解出來ル事ト信シマス。此ノ事ヲハツキリト
 把握セスシテハ、現在ノ中國事變カトレ丈ケノ深サノモノテアリ、何レ丈

ケノ廣サノモノテアリ、而シテトモ生優シイ覺悟ヤ、努力ヤ、奮闘テハ仲々ソノ終局ノ解決ニ達シ得ラルルモノテナイトイフ事カ充分ニ覺レナイト思ヒマス。依テ、イササカ講釋シミシタカ附言的ニ説明致シテ置ク次第テアリマス。楮テココテ現實ニ返ツテ説明ノ歩ヲ進ムルコトニ致シマス中國事變ハ宣戰ノ布告ト云フ形式ハ伴ヒマセヌカ、兎モ角一種ノ戰爭テアル、而カモ相當大規模ノ戰爭テアル。コノ戰爭狀態カ存續スル限り、戰場ニアル列國ノ在支權益ト云フモノカ、影響ヲ受ケルノハ已ムヲ得ヌ所テアリ、殊ニ右在華權益カ、我カ作戰ノ妨害ヲナス據點タル場合ニ於テ、特に左様テアリマス。從ツテ、列國カ、若シ在華權益ニ對スル損害ヲナクシヨウト思フナラハ、一日モ速ニ中國事變ノ終結ヲ冀フヘキテアリマス。事變カ終結サヘスレハ、列國ノ在支權益ハ抗議ヲシナクテモ、自然ニ安全ニナルモノテアリマス。シカルニ或國々ハ重慶政府ニ對シテ、各種ノ便宜ヲ供與シテコレヲ助ケ、其ノ抗戰力ヲ増シ、戰爭ヲ長引カセテ來タノテアリ、又今尙ソノ努力策ヲ續ケテ居ル次第テアリマス。殊ニ香港、佛印、廣州、瀋陽、ビルマ等ノ所謂援蔣「ルート」ニヨリ、トシドシ、武器、彈藥其

ノ他ノ物資ヲ重慶政權ノ勢力範圍ニ送り込ミ、蔣政權ニ、「カンフル」ヲ射チスルコトニヨツテ、我國ニ對スル抵抗力ヲ増強シ、戰爭ノ一日モ長引クヤウニ企圖シテ居ルノデアリマス。

尤モ援蔣「ルート」ノ中、香港及佛印方面ハ去ル六月以來吾國ノ要求ニ依ツテ武器其ノ他ノ援蔣物資ノ輸送ヲ禁止シタノデアリマス。

「ビルマ、ルート」ニ付テモ英國ハ七月十八日ヨリ三ヶ月間武器彈藥等ノ輸送ヲ禁止スルニトヲ約シ、來ル十月十八日其ノ期限カ切レルノデアリマスルカ、其ノ後ニ於テ閉鎖ヲ繼續スルヤ否ヤハ未定デアリマス。

香港及佛印「ルート」カ閉サレタ今日、「ビルマ、ルート」ハ相當數量ノ貨物ヲ輸送シ得ル唯一ノ「ルート」デアツテ、コレヲ一旦閉鎖シタ後、再開スルカ否カハ三國同盟成立後ニ於ケル、英國ノ我方ニ對スル態度ヲ知ル上ニ於テ相當參考トナルモノデアルトシテ、可ナリノ興味ヲ持ツテ、ソノ成行ヲ注視シテイルノデアリマス。又佛印「ルート」ハ前述ノ如ク閉鎖サレタノデアリマスカ、其ノ後ニ於テ、吾カ對支作戰遂行上、此處ニ我カ兵ヲ入レル必要カ生シマシタノテ、交渉ノ結果八月三十日東京ニ於テ、

裏面白紙

本大臣ト「フランス」大使トノ間ハ話シ合カ纏マリ、吾カ軍カ佛印ヲ迂過
 シ、飛行場ヲ利用スル等ノ件ニ付キ合意カ成リ立チ、次テ九月四日、日佛
 兩軍事當局ノ間ニ現地ニ於ケル一種ノ協定カ成立シマシタカ、色々ノ曲折
 ナリテ更ニ、九月二十二日、現地ノ實行協定ハ出來上ツテ、南中國ノ邊境
 ニ駐屯シテ居ツタ吾カ軍ハ區域ヲ超ニテ、佛印領内ニ進駐シ、他方海上カ
 ラモ若干部隊カ海防ニ上陸シマシタカ、此ノ間一、二ノ紛争カ起ツタケ
 テ、吾カ方ト佛印トノ關係ハ其ノ後圓滿ニ推移シ、形勢險惡ノタメ一時引
 キ揚ケニ着手シタ居留民モ總領事ト共ニ歸リ、事態ハ今ヤ平靜ニ歸シタ様
 ナ次第テアリマス。シカシ米英兩國政府ハ、之ニ對シ、日本カ強力ヲ以テ
 佛印ヲ占領テモスルカノ様ニ誤解シタ爲メカ、色々抗議ヲ申シ出テ來ツタ
 ノテアリマスカ、吾方カ佛印ノ領土權ヲ尊重シ、占領スルナトノ意圖ヲ持
 ツテ居ナイコトハ、日佛兩國テ發表シタ共同聲明書ヲ見テモ明瞭テアリマ
 ス。此輩ハ英米大使等ニモ抗議乃至問合セノ度毎ニ明瞭ニシテアツタノテ
 アリマスカ、本件カ進捗スルニツレテ米國カ盾鐵ノ全面的禁輸ヲ行ツタリ
 蔣介石ニ對スル二千五百萬弗ノ新借款ヲ與ヘタリシタコトハ、彼ノ抗議的

裏面白紙

態度ト表裏シテオルヤウニ看取サレマス。
 我カ國カ如何ナル國トモ、求メテ抗爭スル有思ヲ持ツテオナイコトハ申ス
 マテモナイコトデアリマスルカ、併シ伊國ト雖、蔣介石ヲ助ケテ中國事變
 チ長引カセ、東亞ノ和平回復ヲ妨ケントスル者ハ、徹頭徹尾之ヲ排撃シ、
 何處迄モ之ト争ハナケレハナリマセヌ。
 一方、歐洲ニ於テ獨伊兩國ノ英國攻撃ハ益々熾烈トナリ、殊ニ、獨逸空軍
 ノ英國爆撃カ非常ニ猛烈ナモノデアルカ、未タ戰局ヲ決スル迄ニハ至ツテ
 オナイ、從ツテ「アメリカ」ノ對英援助ハ益々盛ントナツテオリマシタ。
 此間著シイ出來事トシテ、八月十七日「カナダ」ト米國トノ間ニ共同防衛
 ノ協定カ成立シ、更ニ九月三日ニハ、英國ハ米國ニ對シ、兩米大陸ノ太西
 洋沿岸ニ於ケル英領ノ必要箇所ヲ、米國海空軍ノ根據地ニ提供スル代償ト
 シテ、米國ヨリ五十隻ノ驅逐艦ヲ譲リ受ケルト云フ様ナ出來事モ起リ、更
 ニ此ノ協力關係ヲ太平洋カラ印度洋乃至南洋ニマテ及フト云フ様ナ形成ニ
 ナリ來リマシタ。米國及濠洲ノ間ニハ、濠洲及「ニュージラランド」ニ、
 米ト「カナダ」ノ間ノ共同防衛ノ如キ取極ヲ延長セシメント目論ンテオル

裏面白紙

ト云フ報道モアリマス。コレハ大体サウナルモノト見ルヘキテアルト思ヒ
マス。

三國同盟ハ實ニ斯クノ如キ環境ノ下ニ於テ結ハレタル條約デアリマシテ
其ノ性質ハ防禦的デアツテ、何處カノ國カ新ニ中國寫變又ハ歐洲戰爭ニ參
入シテ、世界ノ混亂カコレ以上ニ擴大スルコトヲ防クコトカ消極的方面ノ
目的デアリ、積極的方面ニ於テハ、日獨伊三國カ協力シテ、世界ノ各民族
ヲシテ、各其ノ所ヲ得セシムル新秩序ヲ作り、公正ナ基礎ノ上ニ立ツ、永
續的ナ平和ヲ招來スルコトヲ以テ目的トシテ居ルデアリマシテ、實ハ我
國ニ當リテ神武天皇ノ給リマシタル御詔勅中ニ拜セラルル、所謂八紘一
宇大精神、大和民族ノコノ大理念ヲ近代ノ國際條約ニ掲ゲタルハ、之カ初
ノテデアリマス。現ニ混沌タル空前ノ變局ニ臨メル世界ニ於テ、日獨伊三
國民カコノ大理念、コノ大精神ノ下ニ一束ニナツテ團結スルコトハ、實ハ
人類ノ眞ノ希求デアリ、又天ノ命スル所デアルト信シマス。

今猶抵抗ヲ續ケテ居ル蔣政權モ、此ノ強力ナル同盟ノ本質ヲ知ルニ至ラ
ハ、其ノ内ニ、歐米帝國主義ノ第一線防禦陣地ノ役ヲツトメ、多數ノ無辜

裏面白紙

ノ人民ヲ犠牲ニスル愚ヲ懲ケルヨリモ、三國同盟及南京ノ新中華民國政府ト共ニ、大東亞共榮圈ノ建設ニ協力スル方カ、中國民族ノ復活ヲ保證シ、民生ヲ救フ道テアルヲ悟ルニ至ルコトト思ヒマス。

他方三國同盟ノ成立ニヨツテ、列國ニ如何ナル反響ヲ呼ビ起シタカ、若クハ今後呼ビ起サントスルカ、ノ點ニツイテハ、未タ的確ナコトヲ申シ上ケル所マテ行ツテ居リマセン。唯三國同盟ノ偉大ナル力ト云フモノニツイテハ、強イ印象ヲ與ヘテ居ルコトハ確カテアリ、從ツテ中ニハ捨鉢的ナ強硬論モチヨイチヨイアルノテアツテ、警戒ヲ免ルコトハ出來マセン。同時ニ何カ三國ヲ驅ツテ新樣ナ盟約ニ導イタカト云フ點ニツイテ、反省的ノ意見モ漸次力ヲ加ヘツツアル様テアリマス。併シ吾々ハ最惡ノ場合ヲ豫慮シテ準備ヲシナケレハナラナイ。

國際聯盟附退ニ際シテ發シラレマシタル記書ニ畏クモ今上陛下ハ特ニ然リト雖モ國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各務ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト堅固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎ニスルモノニアラス。愈信チ國際ニ

裏面白紙

篤ク大義ヲ守内ニ類遇スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリト言ヒ、更ニ今回
 ノ三國同盟條約締結ニ當リ、下サレマシタル御詔書ニモソノ劈頭ニ於テ大
 義ヲ八紘ニ宣揚シ勅異ヲ一字々ラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕カ
 夙夜眷々精カサル所ナリト御仰セラレタノテアリマス。吾等ハコノ大御
 心ヲ畏ミテ、此上トモ一層奮勵努力、世界至ル所國交ヲ改善シ、眞ノ平和
 ヲ招來セシメヨトニ是等メナケレハナリマセヌ。カ併シ今日ハ世界空前ノ戰
 國時代テアリマシテ、如何ナル異變カ何時、何處ニ更ニ起ルカ分ラナイノ
 テアリマス。又經濟恐慌ハ戰亂時代ノ附物テアリマスカ、例ヘハ吾々カ此
 處ニ大東亞共榮圈ヲ造ルト云ヘハ、是ハ日本カ南洋ヲ含ム大東亞ヲ獨占シ
 テ、英國ヲ排シテ出シ、其ノ正當ナル行動ヲモ排撃スルノテハナイカト疑フ
 モノカ出ルルノテアリマスカ、サウテハナイ。大東亞共榮圈内ニ於テ、今
 日迄歐米カヤツテ來々様ナ、不都合ナル行動施設、例ヘハ通商、企業、交
 通往來等經濟的活動ニ於テモ、苟クモ人間ノ正當ナル行動ニ對スル不自然ナ
 制限ハ總テ之ヲ撤廢シ、吾國モ列國ト平等ノ立場ニ於テ行動スル、ソレモ
 大東亞圈内ニ在ル諸民族自身ノ繁榮ト安定ト、ソシテ各自ノ運命ノ開拓ト

裏面白紙

決定ニ關スル自由ヲ前提トスル相互拘容、福祉ノ途ヲ進ム様ニナリマヌル
事ヲ目標トシテ居ルノテアリマス。

要スルニ、日本ハ此ノ國內ニ於テ、歐米カ行ツテ來々様ニ、國土ヲ併呑
シタリ、其ノ人民ヲ征服シタリ、搾取シヨウトスルノテハナイ。反對ニ原
住民ヲ帝國主義ノ壓迫カラ開放シ、彼等ヲ奴隸トシテ扱フ代リニ、兄弟ト
シテ可愛カリ、彼等ト共存共榮ノ關係ヲ結ンテ行コウト云フノテアリマス
皇國カ斯様ナ政策ニ出テントスルノハ、別ニ他國ニ氣兼ねルトカ、現在ノ
世界ノ狀態ニ顧ミテ之ヲ賢明ナル方策ナリトナスカト云フノテハナイ。唯
神ヲ恐ル、タメテアリマス。吾國ハ神國テアルト云フ意味ハ、一面カラス
レハ、吾國カ神意ニ從テ進メハ、天佑カアリ、是ニ反シテ行劔スレハ、天
罰ヲ受ケルト云フ意味テアリマス。從ツテ吾々カ對外政策ノ進道ニ當ツテ
モ、日本ハ神國テアルト云フ點ニ留意シナケレハナラヌト思ヒマス。
前途ハ實ニ多難テアリマス。差當リ吾々ハ一億ノ人ヲ一ツニ團結シタル
強靱ナ國防國家ヲ造ルト同時ニ、大東亞國內ニ於ケル經濟關係ノ緊密化ニ
向ツテ努力ヲシナケレハナラナイ。

裏面白紙

今日小林商工大臣カ印、特派セラレテ目下交渉中テアルノモ此ノ意味
 テアリ、佛印ニ對シテ特派使節ヲ送ラントシテ居ルノモ同様ノ目的テアリ
 マシテ、將來ハ「タイ」區其ノ他トモ提携ヲ強化シタイト思ツテ居リマス
 尙本條約ニツイテ一言ヲ要スルコトハ、吾カ區ノ對蘇關係ヲ如何ニスル
 カト云フコトテアリマス。

我國ト蘇聯邦トハ從來色々ノ理由テ、關係カ面白クナカツタノテアリマ
 スカ、今日ノ如キ世界革命トモ云フヘキ變局ニ當ツテハ、双方トモ東亞ノ
 一角テイカミ合ツテ居ル時テハナイ。誤解カアレハ解キ、議案カアレハ解
 決シテ、モツト大キナ目標ニ向ツテ協力スヘキ秋テアレト信シマス。蘇聯
 邦テハ、頻リニ、他國ノタメニ火中ノ栗ヲ拾ハヌ、ト云フコトカ言ハレテ
 居ルカ、是ハ何レノ國モ同様テアリマシテ、今日ノ狀勢下ニ於テ日蘇カ相
 争フ位、世界他ノ部分ヲ喜ハセルコトハナイ。コレ位他人ノタメニ火中ノ
 栗ヲ拾フ結果トナルコトハ或ハナカラウカト思ハレルノテアリマス。從ツ
 テ、今回ノ條約第四條ニ、本條約ハ蘇聯邦ト各締約國即チ日、獨、伊ノ何
 レトノ關係ニモ何等影響スル所ハナイト云フコトヲ明カニシテアルノテア

裏面白紙

リマス。然レトモ我國內ニ於テ、將又滿華兩國ニ於テ共產主義ノ興榮スル
 カ如キハ、絕對ニ許サレヨコトテアリ、是ハ益々取締リテ嚴重ニスル必要
 カアルコト勿論テアリマシテ、新体制ノ如キモ我國民ノ組織ヲ密ニシ、社
 會正義ヲ實踐シテ、惡思想ノ本源テアル各種ノ矛盾ヲ克服シ、皇道精神ヲ
 宣揚スルトトモニ、吾國體ニ合セサル、共產主義トカ民主主義トカ云フカ
 如キ思想ヲ根絶スルコトカ、ソノ主タル目的ノ一ツテアリマス。唯今日ノ
 國際狀勢下ニ於テハ、思想ノ問題チ一應ハ國內問題トシ、國ト國トノ關係
 即チ國際關係ハ、之ヲ思想問題ト引致シ別個ナモノトシテ取扱フコトヲ、
 實際ニハ余儀ナクセシラレルノテアリマス。
 コレハ嚴密ナル検討ヲシマスレハ、誠ニ難カシイ事テアリマスルカ、現ニ
 見レカ如キ國際政局ニ於ケル現實ナル動キトシテハ、カヤウニ考ヘ又處理
 シナケレハナラヌト信スルノテアリマス。此點ハ各位ニ於テモ篤ト御觀察
 相成リ、コノ二ツチ區別シテ考ヘテ頂キタイ。
 本條約ニ對テ最後ニ申上ケタイコトハ、此ノ條約カ出來タカラト云ツテ、
 吾國カ歐洲戰爭ニ參加スルトカ、又ハ獨伊以外ノ列強チ直チニ敵ニ廻スト

カ云フ意味ノナイト云フ點テアリマス。歐洲戦争又ハ支那事變ニ加ハツテ
居ラナイ歐カ連シテ日露伊ノ三國何レヲモ攻撃スルコトナク、又列國カ吾
國ノ大東西共榮國建設ノ企圖ヲ妨害シナイナラハ、吾國ハ喜ンテ彼等ト親
善シテ、俱ニ共ニ天與ノ自然ノ恩惠ヲ分クシトスルモノテアリマス。吾等
ニ彼等ト不必要ナル事端ヲ起ス奇思ノ毛頭ナイコトハ申スマテモナイ、謂
レナク艦艇排外運動ヲナスト云フ如キハ嚴ニ避クヘキテアリマス。

序ニ事小ナルカ如キモ、時ニ可ナリ重大ナル結果乃至影響ヲ生スルコト
モアリマスカラ、致言致シマスルカ、吾カ國ノ外事警察ノ外人ニ對スル
態度カ、動モスレハ不必要ニ刺戟的ナルト思ハレルコトカナイテモナイ
ト見ラレル。率直ニ言ヘハ、今日迄是カ爲メ國際關係上損チシテ居ル傾キ
カアリマス。

今日ハ非常時ヲ平常時ノ様ナ具合ニハ行カナイトハ思ヒマスカ、一面カ
ラスレハ、非常時ナレハコソ、尙ノ事一段ト此事ニ就テ慎重ニシテ貫ヒタ
イ。非常時ト想ハレルヤウナ干涉取締ハ可成止メテ頂キタイ。又國民ニ對
シテモ大垂的ニ六國民ノ襟度ヲ以テ、大目的ニ向ツテ、一踏進進スル様ニ

裏面白紙

誘掖ヲ願ヒタイ。今回成立シタル同盟ハ此進路ヲ一層明白ニ示シタト思ヒ
マス。支那事變勃發以來長ラク低迷シテ居ツタ雲霧カ晴レテ、熾々タル皎
皎チハアルカ、前途ニハ明ニ光明ヲ認メタト云フ氣分ナル。諸官ニ於カ
レテモ、何卒以上述ヘマシタル所ヲ國民ニ徹底セシメラレ、大和民族、否
世界全人類ノ運命ノ岐ルル此ノ重大ナ秋ニ於テ、一億一心、全國民ト共ニ
愈々相率オテ精進スルベウニ折角御奉公アランコトヲ熱望致シマス。又ソ
レヲ期待致シマス。

裏面白紙

高橋義次

22
高橋

高橋義次 第二〇六號 E 四七

三國同盟の影の男、松岡

一九四〇（昭和十五年）十一月十八日

22-6-13 (14)

三國同盟の締結に際して我々は徐々に憶測から来るごとく、や各方向から

22-6-13 (14)
松岡の日記
（大正十四年）

思ふ、我々は極めて痛かな筋から、他の關係者が最後

Ex Doc No. 206 E

聞いてある。此のことは宮中に深い關係ある人から直接聞知つたことである
が、天皇は本條約の承認に最も不賛成であつたが、松岡が天皇に樞軸國との
同盟が持たれない限り米露との一戦は避けられぬであらうと彼の捏造せる所
信を述べるに至つて遂に承認の余儀なきに至られたといふ。松岡の其の後の
聲明から見て此の語は本當らしく思はれる。

前大國大使ダールの日記「在日十年」抜 萃 第三五四頁

高橋義次

22-6-13 (14)

三國同盟の影の男、松岡

一九四〇（昭和十五年）十一月十八日

三國同盟の影の男、松岡

三國同盟の締結に際して我々は徐々に意識から来るごとく、や各方面からの好い加減な報道に迷はされたい様に努めねばならなかつた。然し、近衛と松岡が待等として様々乍ら過激論者によつて強固されたといふ最初の語にも拘らず近衛を道伴れにして之をやり逃げたのは松岡自身であつたと言ふことが今は可成り明かであると思ふ。我々は初めて論が筋から、他の關係者が最後まで相話に與らず、それについて殆んど又は全く知らなかつたといふことを聞いてある。此のことは宮中に深い關係ある人から直接聞知つたことであるが、天皇は本條約の承認に最も不賛成であつたが、松岡が天皇に樞軸團との同盟が結ばれない限り米露との一戦は避けられぬであらうと彼の捏造せる所信を述べるに至つて遂に承認の余儀なきに至られたといふ。松岡の其の後の聲明から見て此の事は本當らしく思はれる。

前米大使グールの日記「在日十年」抜 萃 第三五四頁

裏面白紙

22

高橋義次

第七十六回帝國議會ニ於ル近衛總理大臣演説

一九四一年一月二十一日

本日茲ニ第七十六回帝國議會ニ臨ミ、政府ノ所信ヲ披露スルノ機會ヲ得
マシタコトハ、私ニ欣幸トスル所デアリマス。

嘗リマシテハ、待ニ成程ナル勸語ヲ為ハリマシテ、
私ハ諸君ト共ニ、願フニ、皇旨ヲ奉体シテ、一意
ノ非常時局ニ於クル國泰公ニ成クルコトナキヲ期シ
度イト思フノデアリマス。

專要勃發以來幾多ノ艱難辛苦ヲ克服シ、夜或ノ下屬々タル戰果ヲ收メタ
ル皇軍將兵ニ對シテマシテハ、深ク感謝スルト共ニ、護國ノ英靈ニ對シ
マシテハ、衷心ヨリ哀悼ノ意ヲ表スル次第デアリマス。

今ヤ帝國ハ正ニ有史以來ノ非常時局ニ置カレテ居ルノデアリマス。
此ノ際内外ノ情勢ニ鑑ミ、内ハ、國家必力發揮ノ國防國家体制ヲ整備シ

國是遂行ニ遺憾ナキ準備ヲ充實スルノ要アリ、外ハ、大東亞ノ新秩序建
設ヲ促幹トシ、先ツ其ノ重心ヲ支那事變ノ完遂ニ置キ、國際的大變局ヲ

22-6-13.9

E 2741
Ref No #1072

高橋義次
演説ノ要旨ヲ要スル
ニ付テハ、(附)

22

22-6-13-9

2741
Ref No #1072

高橋義次

第七十六回帝國議會ニ於ル近衛總理大臣演説

一九四一年一月二十一日

本日茲ニ第七十六回帝國議會ニ臨ミ、政府ノ所信ヲ披露スルノ機會ヲ待
マシタコトハ、私ノ欣幸トスル所デアリマス。

今朝議會ノ開院式ニ當リマシテハ、特ニ慶賀ナル勸語ヲ賜ハリマシテ、
憲ニ感激ニ堪ヘマセン。私ハ諸君ト共ニ、猶デ 皇旨ヲ奉体シテ、一意
赤誠ヲ盡シ、以テ此ノ非常時局ニ於ケル國家公ニ獻クルコトナキヲ期シ
度イト思フノデアリマス。

事變勃發以來幾多ノ艱難辛苦ヲ克服シ、夜或ノ下ニタタル歳末ヲ收メタ
ル皇軍將兵ニ對シテマシテハ、深ク感謝スルト共ニ、護國ノ兵艦ニ對シ
マシテハ、衷心ヨリ哀悼ノ意ヲ表スル次第デアリマス。

今ヤ帝國ハ正ニ有史以來ノ非常時局ニ臨ミ致シテ石ルノデアリマス。
此ノ際内外ノ情勢ニ鑑ミ、内ハ、國家ニ力發揮ノ國防國家体制ヲ整備シ
國是運行ニ遺憾ナキ算議ヲ充實スルノ長アリ、外ハ、大東亞ノ新秩序建
設ヲ長途トシ、先ヅ其ノ重心ヲ支那事變ノ完遂ニ置キ、國際的大變局ヲ

裏面白紙

Ref. No. #1072

遠慮シテ懐ニ臨ミ適切ナル施策ヲ講ジ、國運ノ一大進展ヲ期スルノ要諦ニ切ナルモノガアルノデアリマス。
之ガ爲政府ハ組織勿基本國策要綱ヲ決定シテ、爾來銳意其ノ實現ニ努カシ來ツテ居ルノデアリマス。

爾ニ締結サレマシタル日獨伊三國條約ノ遠旨ハ、茲クモ當時決裂セラレマシタル大詔ニ昭示シクマドタル所デアリマシテ、帝國ハ本條約ノ締結ニ依リ、世界ノ平和ヲ保持シ大東亞ノ安定ヲ確立スルノ大目的ニ向ツテ進マントスルノデアリマシテ、戦禍ノ擴大ハ固ヨリ之ヲ欲スルモノデハナイノデアリマスガ、帝國ノ所信ヲ貫徹スルハ前途尙遠遠ト謂フベク、幾多ノ障礙ニ遭遇スルコトアルベキヲ豫期スルノ要アルハ固ヨリ、未曾有ノ困難突發ヲモ慮語セネバナラヌ時期ノ到來ヲモ慮想セラルルノデアリマシテ、此ノ際全國民ノ一致ノ發奮努力ヲ切望スル次第デアリマス。
帝國ハ爾ニ更生新支那トノ關係ヲ調整スベキ爲本方針ヲ確明シ、支那ニ對シ東亞新秩序建設ノ任務ヲ分擔センコトヲ提唱タタノデアリマシテ、

裏面白紙

Ref. No. #1072

我が提唱ニ共鳴セル人トニ依リ樹立セラレタル新政府ハ皇軍武威ノ宣揚ニ伴ヒ、着々其ノ歩ヲ進メ、昨年遂ニ、日露支三國同ノ關係ヲ律スベキ締結ム成立ヲ見ルニ至ツタノデアリマス。然シナガラ支那ニハ今尙民族協和ノ大道ヲ覺ラズ、救國ノ大事ヲ抗議ノ一途ニ求ムルノ身ヲ殘存シ、最近英米等ニ於テハ極強政策ヲ更ニ露骨化シ、帝國ヲ牽制セントシツツアルノデアリマシテ、帝國ハ抗戰ヲ事トスル者ハ飽ク迄モ之ヲ容減シ、我ニ共鳴スル者ハ堅ク之ト提携シ、大東亞新秩序建設ノ爲ニ愈々邁進セントスルモノデアリマス。

國體ノ本義ニ基キ庶政ヲ一新シ、以テ國防國家体制ヲ確立スルハ、現下内政ノ急務デアルト信ズルノデアリマス。之ガ爲ニハ先ツ敬神崇祖ノ美風ノ涵養ニ努ムルト共ニ、國體ノ本義ニ遵從スル教育ヲ刷新シ、自我功利ノ思想ヲ排シ、國家奉仕ヲ第一義トスル國民道徳ヲ確立スベキモノト考ヘルノデアリマシテ、之ガ方策ハ固ヨリ政治ノ至道ニ關係ヲ有スルモノデアリマスガ、其ノ根源ハ一ニ教育ノ力ニ俟ツベキコト勿論デアリマスノデ、教育ノ振興ニ就イテハ政府ハ特ニ意ヲ用ヒテ居ルノデアリマス。

裏面白紙

EXH. 2741

1910年7月1072

大正(大平) 13(13) 年(1910) 7月(7月) 10日(10日) (大平) (大平)

國內新体制ノ基礎ヲ爲スベキ國民眞實ノ國民組織確立ニ就イテハ、己ニ
聲明シク所デアリマスガ、茲ニ大政翼賛會ハ設立セラレ大政翼賛運動ハ
展開サレツツアルノデアリマス。

今ヤ内外ノ實情ハ眞ニ一源一心ヲ必要トスル時デアリマス。今日全國民
皆小異ヲ捨テテ大同ニ就キ眞ニ一致シテ大政ヲ翼賛シ奉ラントスル氣運

ニトハ邦家ノ爲河ニ應幸ニ存ズル次第デアリマス。
迄モナク、全國民ガ國體ノ本義ニ基キ、憲法ノ條

域ニ於テ奉公ノ誠ヲ致サントスルモノデアリマシ
語ニ盡キルノデアリマス。大政翼賛運動ガ今後、

急速活潑ニ展開スルニトハ、政府ノ最モ希望スル所デアリマシテ、之ガ
度谷ハ國運ノ消長ニ影響スル所甚大ナルモノアルベク、全國民ノ熱烈ナ

ル協力ヲ期待シテ居ル次第デアリマス。政府ハ試ニ官界新風ヲ確立シ
期シ、先ツ文官制度ノ改正ヲ必要ト認メ又官ノ身ガ保障制度ヲ撤廢シ、

又文官ノ詮衡任用ノ途ヲ廣ムル等諸般ノ改正ヲ行フコトトシ、之ニ關ス
ル勅令モ己ニ公布ヲ見ルニ至ツタノデアリマシテ、其ノ運用ニ就イテハ

EXH. 2741

1972

國內新体制ノ基礎ヲ築スベキ萬民興奮ノ國民組織設立ニ就イテハ、己ニ
聲明シテ所デアリマスガ、變ニ大政翼賛會ハ設立セラレ大政翼賛運動ハ
展開サレツツアルノデアリマス。

今ヤ内外ノ實情ハ眞ニ一徹一心ヲ必要トスル時デアリマス。今日全國民
ガ小異ヲ捨テテ大同ニ就キ眞ニ一致シテ大政ヲ翼賛シ奉ラントスル氣運
ニ相成ツテ参リマシタコトハ邦家ノ爲ニ至極ニ幸ニ存ズル次第デアリマス。

大政翼賛運動ハ、申ス迄モナク、全國民ガ國體ノ本義ニ基キ、憲法ノ條
規ニ遵ヒ、日夜其ノ職域ニ於テ奉公ノ誠ヲ致サントスルモノデアリマシ
テ、正ニ巨道貫徹ノ一語ニ盡キルノデアリマス。大政翼賛運動ガ今後、

急速活潑ニ展開スルコトハ、政府ノ最モ希望スル所デアリマシテ、之ガ
成否ハ國運ノ消長ニ影響スル所甚大ナルモノアルベク、全國民ノ熱烈ナ
ル協力ヲ期待シテ居ル次第デアリマス。政府ハ以テ官界新感ノ確立ヲ

期シ、先ツ文官制度ノ改正ヲ必要ト認メ、文官ノ身ヲ保障制度ヲ撤廢シ、
又文官ノ證銜任用ノ途ヲ廣ムル等諸般ノ改正ヲ行フコトトシ、之ニ關ス
ル勅令モ己ニ公布ヲ見ルニ至ツタノデアリマシテ、其ノ運用ニ就イテハ

裏面白紙

Hy doc # 1072

萬全ヲ圖リ、以テ官界ノ氣風ノ一新ヲ期シテ居ルノデアリマス。更ニ時局即應ノ爲、官廳ノ事務ノ再編成等ニ就キマシテモ、銳意巧ヲ重ネ、必要ナル改新ハ進ンデ之ヲ斷行スル所存デアリマス。

政府ハ日滿支ヲ根幹トシ、大東亞ヲ包容シテ自給自足經濟ノ確立ヲ期ススルト共ニ、官民協力ノ下ニ重要産業ヲ中心トスル綜合的計畫經濟ヲ遂行シ、之ニ依リ生産力ヲ擴充シ以テ軍需ノ充實ノ基礎ヲ固クスルト共ニ國民生活ノ安定ニ資セントスルモデアリマス。之ガ爲ニハ公益優先、職域奉公ノ趣旨ニ基キ、國民精神ヲ指導スルト共ニ經濟新體制ヲ確立シ國民ノ發刺タル創意ニ基ク最高能率ヲ發揮シ依リ生産力ヲ増強セシメ、以テ其ノ總力ヲ發揮スルコトヲ得シメントスル所存デアリマス。

現下經濟情勢ノ變化ニ基キマシテ、一般産業殊ニ中小商工業ニ就イテハ、相當深刻ナル影響ヲ蒙リタルモノ少カラザル狀況デアリマスガ、政府ハ極力其ノ維持育成ニ努ムルト共ニ、其ノ發展ノ已ムヲ待サルモノニ對シテハ、之ニ必要ナル諸般ノ施設ヲ講ジ、以テ國策ノ遂行ニ伴フ國民福祉ヲ少ナカラシムルコトニ就キ銳意努力ヲ重ネテ居ルノデアリマス。

裏面白紙

Leaf Hoc #1072

事變ノ推移ニ伴ヒ主要食糧確保ノ問題ハ極メテ緊要ト相成ツクノデアリ
マスガ、之ガ對策トシテ、生産ノ確保、配給ノ適正及消費ノ改正ニ努メ
ツツアルノデアリマシテ、殊ニ米穀ニ就イテハ國家管理制度ノ實施其ノ
他諸給調整上必要ナル措置ヲ講ジ、國民生活ノ基礎ヲ安定セシメシコト
ヲ期シテ居ル次第デアリマス。尙政府ハ農家生活ノ安定ヲ圖ルト共ニ、
農業生産ノ擴充伸展ヲ期スル爲、肥料其ノ他生産必需資材ノ供給ニ努メ
食糧増産ヲ圖ル等萬遺憾ナキヲ期シテ居ルノデアリマス。
國民生活必需物資ハ時局ノ進展ニ伴ヒ一被ニ潤澤ヲ缺クニ至ツタノデア
リマシテ、政府ニ於テハ活力之ガ供給確保ニ努ムルト共ニ価格政策ヲ
堅持シ、以テ國民生活ノ安定ヲ圖ツテ居ルノデアリマスガ、國民亦克ク
時局ノ重大性ヲ認識シテ、生活ヲ簡素ニシ、志氣ヲ堅持シ、以テ時艱克
服ヲ期セラレシコトヲ望ムモノデアリマス。
以上ハ高度國防國家体制確立ノ爲、極メテ重要ナル施策ニ就テ申述ベク
ノデアリマシテ、今後政府ハ一身ノ力ヲ揮ヒ、之ガ元遂ニ營ラシコトヲ
固ク誓フモノデアリマス、國民亦此ノ曠古ノ非常時局ニ臨ミ、我が雄國

Ref. Doc # 1072

以深ノ輝カシキ國運ノ進展ガ、常ニ侵襲ノ下我ガ祖先ノ忠勇ナル忍苦
奮ニ依リ遂行セラレタルモノナルコトヲ思ヤ起シツツ、魂下ノ難關ヲ突
破前達スルコトニ依リテこそ、締約タル一大光明ノ境地ニ到達シ得ベキ
モノナルコトヲ確信シ、暴國相率キ相信シテ時限克服ノ爲全力ヲ盡スノ
覺悟ヲ堅持セラレ度イト切望スル次第デアリマス。河平政府ノ意ノアル
所ヲ諒トセラレ、政府提出ノ豫算案並ニ法律案ニ就キマシテハ御審議ノ
上退ニ協賛ヲ與ヘラレンコトヲ切望致シマス。

裏面白紙

EXH 2742

Corrected copy of
Def, Doc, No 312

高橋 義次

マニラ
ルーマニア
ハンガリー
(大正十一年)

三國條約締結一周年記念日外務大臣午餐會
ニ於ケル豊田大臣挨拶(九月二十七日)

閣下竝ニ各位、本日ハ三國條約締結一周年記念日ニ當リマスノデ御
一同ト偕ニ承蒙チ表シタイト存ジ御詔キ申上ゲマシタ處、獨逸、伊太
利兩國大使閣下、「ルーマニア」國公使閣下及「ハンガリー」國公使
閣下各位ノ御出席ヲ得マシタコトハ私ノ衷心ヨリ光榮
リマス。

九月二十七日、三國條約ヲ締結セラレマシテカラ
情勢ニハ重大ナル變化ガアツタノデアリマスガ、
此間三國條約ヲ採ルマシタル使命ヲ同履致シマスルニ、先ヅ第一ニ日
本、獨逸、伊太利三國ト理想チ同ジウシ世界新秩序ノ建設ニ進ンデ協
力セントスル諸國家ガ「ハンガリー」國、「ルーマニア」國ヲ初メト
シ續々三國條約ニ參加セラレ條約チ一層強化スルコトナリマシタル
コトハ特ニ重要ナル道義チ有スルモノト考ヘルノデアリマス。
第二ニ、日獨伊三國ハ歐亞及東西ニ於テ夫々世界新秩序建設上巨歩チ

y. Takeuchi

EXH 2742

高橋義次

Corrected copy of
Def, Doc, No 312

三國條約締結一周年記念日外務大臣午餐會
 ニ於ケル豊田大臣挨拶(九月二十七日)

閣下並ニ各位、本日ハ三國條約締結一周年記念日ニ當リマスノデ御
 一同ト僭ニ敬意ヲ表シタイト存ジ御招キ申上ゲマシタ處、獨逸、伊太
 利兩國大使閣下、「ルーマニア」國公使閣下及「ハンガリー」國公使
 閣下代理ヲ初メ閣下各位ノ御出席ヲ得マシタコトハ私ノ衷心ヨリ光榮
 且欣快トスル所デアリマス。

願ヒマスレバ客年九月二十七日、三國條約ヲ締結セラレマシテカラ
 一年ノ間ニ全世界ノ情勢ニハ重大ナル變化ガアツタノデアリマスガ、
 此間三國條約ヲ接シタル使命ヲ同肩以シマスルニ、先ヅ第一ニ日
 本、獨逸、伊太利三國ト理想ヲ同ジウシ世界新秩序ノ建設ニ進ンデ協
 力セントスル諸國家ガ「ハンガリー」國、「ルーマニア」國ヲ初メト
 シ續々三國條約ニ參加セラレ條約ヲ一層強化スルコトナリマシタル
 コトハ特ニ重要ナル道義ヲ有スルモノト考ヘルノデアリマス。

第二ニ、日獨伊三國ハ歐亞及東西ニ於テ天々世界新秩序建設上巨歩ヲ

裏面白紙

y. Takahashi

音々着々ト目的ニ向ヒツツ邁進シテ居ル事實デアリマス。歐洲ニ於ケル獨伊ノ建設的努力竝ニ東亞ニ於ケル日本ノ建設的努力ハ猶ホ前途ニ多大ノ困難ガアリ今後一層ノ努力ヲ要スルノデアリマスルガ三國條約締結以來僅々一ケ年間ニ三國ガ同條約ヲ各々ノ外交ノ基本トシ相提携シテ歩ミ來ツタ足跡ハ世界歴史ノ上ニ大ナル役割ヲ果スモノト確信スル次第デアリマス。

第三ニ、三國條約ハ紛争ノ擴大ヲ防止シ戰禍ノ波及ヲ能フ限リ防止セントスルノ崇高ナル使命ヲ有スル條約デアリマスルガ、過去一年間ニ於テ同條約ガ此點ニ就テモ大ナル役割ヲ演ジタコトヲ私ハ信ジテ疑ハナイノデアリマス。

申ス迄モナク三國條約ニ依リ聲明セラレタル理想ハ人類崇高ノ使命達成ニ在ルノデアリマシテ此ノ理想ニ到達センガ爲ニハ各締約國ノ一致セル協力、信頼竝ニ忍耐ト有事ノ場合ニ處スベキ萬全ノ用意トヲ必要トスルコト勿論デアリマス。條約締結一周年ノ今日ノ記念スベキ日ニ當リ各締約國ハ此ノ點ニ關シ覺悟ヲ新たニスルト共ニ前途ニ如何ナ

裏面白紙

Corrected copy of
Def. Doc. # 312

ル 困難アリトモ之ヲ克服スルノ決意ヲ新ニ致シ度イト考フル次第デア
リマス。
茲ニ杯ヲ舉ゲテ各締約國ノ隆昌及詞下各位ノ御健康ヲ祝シタイト存
ジマス。

裏面白紙

EXH 2743

DLF DOC # 511

高橋義次

第七十七回帝國議會ニ於ケル東郷外務大臣演説

一九四一年十一月十七日

不肖今因閣ラスモ、帝國ノ外交擔當ノ責ヲ負フコトト相成リマシテ、
本日茲ニ帝國政府ノ外交方針ニ付聊カ所見ヲ申述フルノ機會ヲ得マシタ
コトハ私ノ榮モ欣幸トスル所テアリマス。

新秩序ノ爲ノ征戰ニ從事スルコト既ニ四年ヲ閱シ、學國
ツツアルノテアリマス。私ハ先ツ、御威ノ下
海軍將兵ノ武運長久ヲ祈願スルト共ニ幾多ノ章キ
表スルモノテアリマス。

シ、以テ世界人類ノ福祉増進ニ寄與セントスルニ存スルコトハ、更メテ
多言ヲ取セヌ所テアリマス。帝國カ明治維新以來屢々乎トシテ國運ノ伸
張ヲ成シ遂ケマシタノモ、實ニ此ノ大義ニ立脚セル不墮ノ努力ノ賜ニ外
ナリマセヌ。願ミマスルニ過去七十餘年間帝國ハ幾度カ國難ヲ打開シテ
マキリマシタ。就中日露ノ戰役ハ東亞ノ平和ニ對スル障害ヲ排除セント

EXH 2743

DLF LOC 511

高橋義次

第七十七回帝國議會ニ於ケル東郷外務大臣演説

一九四一年十一月十七日

不肖今四門ラスモ、帝國ノ外交經營ノ重寶ヲ負フコトト相成リマシテ、本日茲ニ帝國政府ノ外交方針ニ付即カ所見ヲ申述フルノ機會ヲ得マシタコトハ私ノ甚モ欣幸トスル所テアリマス。

帝國ハ東西新秩序建設ノ爲ノ征戰ニ從事スルコト既ニ四年ヲ閱シ、舉國一致時機ノ克服ニ邁進シツツアルノテアリマス。私ハ先ツ、御慮ノ下ニ前線ニ奮闘スル我陸海軍將兵ノ武選長久ヲ祈願スルト共ニ幾多ノ章キ英靈ニ對シ敬弔ノ意ヲ表スルモノテアリマス。

帝國ノ對外國策ノ基本方針カ東亞ノ天地ニ、正義ニ立脚スル平和ヲ確立シ、以テ世界人類ノ福祉増進ニ寄與セントスルニ存スルコトハ、更メテ多言ヲ厭セス所テアリマス。帝國カ明治維新以來屢々乎トシテ秘選ノ伸張ヲ成シ遂ケマシタノモ、實ニ此ノ大義ニ立脚セル不斷ノ努力ノ賜ニ外ナリマセヌ。願ミマスルニ過去七十餘年間帝國ハ幾度カ困難ヲ打倒シテマキリマシタ。就中日露ノ戰役ハ東亞ノ平和ニ對スル障害ヲ排除セント

裏面白紙

スル皇軍決死ノ大義ヲアリ、蘇聯等軍ハ真意ニ於ケル安守待力トシテ
 ノ歩調ヲ進メテ泰タノテアリマスルカ、今ヤ東西ノ天分ニ、正義ニ基ク
 新秩序ヲ確立シ、以テ世界平和ニ貢獻セントスルノ大業ニ邁進シツツア
 ルノテアリマス。
 幸ニシテ蘇聯軍ハ、時勢ト宜ノ意圖ヲ伺ウシ幾ニ三強條約ノ成立ヲ見
 タノテアリマシテ、四強條約方過去一ヶ年餘ノ期間ニ於テモ、既ニ其ノ使
 命タル東亞及歐州ノ新秩序ノ確立及改善ノ最大防止ニ對シ大ナル貢獻ヲ
 爲シ來リマシタコトハ御承知ノ所リテアリマス。
 蘇州帝國ハ建國以來幾幾愈々固キヲ加ヘ同盟ヲ承認致シマシタ。三十三
 ケ國ノ多キニ達シ、其ノ國際的地位モ日ヲ進ウテ向上シ、歐亞大陸ニ赴
 キツツアリマス。支那ニ於キマシテハ帝國ハ重慶政府ヲ爲スル武裝ヲ
 敢行シツツアルノテアリマス。支那ト中華民族トノ提攜ニ依ル東亞ノ
 安定ヲ確保シ以テ共榮ノ實ヲ擧ケントスルハ支那軍變ニ慮スル帝國ノ根
 本方針テアリマス。帝國ト國民政府トノ間ニハ幾ニ日蘇蘭ノ新關係ヲ確
 スル基本條約ノ成立ヲ見タノテアリマスルカ、帝國政府ハ此ノ上トモ同政

裏面白紙

府ノ強化ニ努カスル決心ナリマス。
 支那事變ノ處理ト共ニ特種ノ重大決心ヲ有スルハ、北方及南洋方面ニ在スルノ
 テアリマス。英ニ對シテ動靜ヲ監視シマスルヤ、特種ハ東西全島ノ平和維持
 持ノ見地ヨリ監視ノ東方ニ波及シ來ルコトヲ防止スル爲、凡右ル努力ヲ
 爲シ來ツタノテアリマスルカ、本年四月締結セラレマシタ日英中立條約
 モ亦右ノ方針ヨリ出テ、北方ノ安全ヲ確保セントスルモノテアリマス。是約
 締結ト遂ニ英トノ間ニ關係ノ發生ヲ免ルニ至リマシタケレトモ、政府ハ
 依然北方ノ安全ヲ確保セムトスルノ態度ヲ堅持シ來レルモノテアリマシ
 テ、畢竟英方ニ於テハ北方ニ於テ、平和擾亂セララルカ如キ事變ノ發生セ
 ラレ、又ハ帝國ノ利益ヲ脅威セラルルカ如キ事變ノ發生スルコトニ對シ
 テハ飽迄之ヲ防止セントスルモノテアリマス。
 南方ニ關シマシテハ帝國政府ハ幾ニ泰、佛印國境紛争ノ調停ヲナシ、又
 佛印トノ間ニ政治的、經濟的緊密關係ヲ設定シ、次テ佛印ヲ繞ル國際情
 勢カ佛印ノ安全ヒイテ東亞ノ靜謐、帝國ノ安全ニ重大ナル脅威ヲ及サン
 トスルノ形勢トナリマスルヤ、之ニ對處センカ爲日、佛印共同防衛ニ關

スル憲法ヲ維持シ、更ニ芳澤大使ヲ同列ニ派遣シマシテ緊密關係ヲ
 維持ニ努メ、又東洋トノ關係ニモ經濟的關係ヲ緊密ニスルト共ニ大槓ヲ交
 換シテ平和關係ヲ修メ堅クシテ居ルノテアリマス。然ルニ第三國對ヨリ
 恰モ帝國カ此種方面ニ侵蝕的意圖ヲ有スルカ如キ惡意ノ宣明カ行ハルル
 ハ實ニ心外トスル所テアリマシテ、私ハ真意ニ位スル聯邦諸國カ能ク
 帝國ノ真意ヲ了得シ、新秩序建設ノ爲帝國ト協力スルニ至ルコトヲ確信
 シテ疑ハサルモノテアリマス。

以上ノ如ク帝國ハ一意支那事變處理ト東亞ニ於ケル新秩序ノ確立ニ最
 ナル努力ヲ傾注シテ居ルノテアリマスルカ、是ニ感ヘマシタ共國防衛ニ
 關スル議定書ニ其キ本任夏我軍力南滿印ニ進駐致シマスルヤ、英米兩
 國ハ右ヲ以テ自國領域ニ對スル脅威トナシ、兩國ニ於ケル我資産ヲ保護
 シ以テ事實上經濟斷交ニ至シキ措置ニ出テ、英國各自治領植民地等々之
 ニ倣ヒ、南印亦之ニ和シタノテアリマスルカ、英米ハ更ニ濠洲南印、重
 慶ヲ誘ツテ、對日包圍ノ態勢ヲモ取ルニ至リマシタ。

斯クノ如クニシテ、帝國ヲ繞ル國際情勢ハ日一日ト緊迫ノ度ヲ加ヘ來ツ

裏面白紙

タノテアリマスルカ、英米ノ我方ニ對スル此種壓迫ハ甚重大テアリマシ
 テ、帝國ノ生存ニモ甚大ナル影響アル次焉テアリマス。
 茲ニ各方面ノ注意ヲ度ヒタイノハ斯ル情勢ナルニモ抑ラス從來帝國政府
 カ太平洋、ヒイテハ世界全層ニ於ル平和ヲ維持シ、發展ノ事業ヲ同進セ
 ントノ崇高ナル勲績ヨリ局面ノ打開ノ爲最善ノ努力ヲ傾注シ來レルコト
 テアリマス。御々支那事變勃發以來、日米關係ハ惡化ノ一途ヲ辿リ遂次
 其勢ヲ加ヘ來リ、之ヲ放縱シテ置キマスナラハ終ノ趨ク所最惡ノ事態ニ
 立至ルコトナキヲ深シ難キ情勢ト相成リマシタ。若シ斯ノ如キ事態トモ
 ナラハ太平洋ヲ齒ル諸國ニ對シテノミナラス、全世界人類ニ大ナル慘禍
 ヲ及ボスモノテアリマシテ誠ニ寒心ニ堪ヘヌ所テアリマス。
 仍テ平和ヲ念トスル帝國ハ此處ニ思フ致シマシテ、本年四月以來米國政
 府トノ間ニ日米關係ノ根本的調整ニ關スル話合ヲ行ヒ來ツタノテアリマ
 スルカ、前内閣ニ於テハ今夏後ニ於ケル情勢ノ逼迫ニモ應ジ、銳意日米
 交渉ノ成立ニ努力致シマシタニモ拘ハラヌ、彼我意見ノ一致ヲ見ルニ至
 ラナカツタノテアリマス。

裏面白紙

現内閣ニ於キマシテモ國際危局ヲ救済シ太平洋ノ平和ヲ維持セムカ爲、
 右日米會談ヲ籌議スルニ決定シ爾來交渉中テアリマス。其ノ内容ニ就テ
 ハ遺憾乍ラ今茲ニ詳細申上クル自由ヲ有シマセヌカ、若シ夫レ米國政府
 カ、帝國政府ト同意、眞ニ世界ノ平和ヲ願念スルトモニ帝國ノ自然的要
 求ト東亞ニ於ケル帝國ノ地位トヲ了解シ、且又東亞ニ於ケル懸念ニ付現
 實ニ即スル考慮ヲ加ヘマスルニ於テハ、本邦交渉ノ妥結モ決シテ不可能
 テハナイト考ヘル次第テアリマス。而モ彼我ノ見解ハ過去半世紀ニ巨ル
 話合ニ依リ概ネ明白トナツテ居リマスルノテ、技術的方面ヨリ見マスル
 モ今後ノ交渉ニ長時間ヲ費スノ要ナキコトハ米國側ニモ明らかテアルト
 信スルノテアリマス。

專断ノ如クテアリマシテ、帝國政府ニ於テハ本交渉ノ成立ニ向ツテ
 最善ノ努力ヲ傾注シテ居ル次第テアリマスルカ、我方ノ協調的態度ニモ
 自ラ限度カアリ、事苟モ帝國ノ生存ヲ脅カシ又ハ大國トシテノ威威ヲ毀
 損スルコトトナルカ如キ場合ニハ、飽迄毅然タル態度ヲ以テ之ヲ排除セ
 ネハナラヌコトハ勿論テアリマシテ、私ト致シマシテハ此點ニ付キマシ

テハ、十分ノ決意ヲ以テ交渉ニ臨ンテヨル次ニテアリマス。
 今ヤ時國ハ未曾有ノ難局ニ遭遇シ、一發固結之方打開ニ邁進スルノ要ア
 ル次第テアリマス。元來軍艦ト外交トハ一途テアリ、内政ト外交ト亦表裏
 ノ關係ニアリテアリマスルカ、官民一致聯家ノ總力ヲ懸ケテ事ニ當ル
 ノ要アルヲ經テスルコト、今日程切實ナルモノハナイノテアリマス。
 以上率直ニ本大臣ノ所見ヲ披瀝致シマシテ、茲ニ一億同胞ノ支拂ト協力
 トヲ切ニ冀望スルモノテアリマス。

裏面白紙

EXH 2744
DLF DOC 1675

高橋義次

高橋義次

辯護側文書第一、六七五號

前中岡(南京)及日本駐劄領乙大使ハイブリツヒ・スターマーの供述書

Handwritten notes in a separate box, including the name 'スターマー' and other illegible characters.

なつた。その身分で、ドイツの電氣部門の二工業會社の重役であつた。私は一九三二年以來ナチス黨員ではあつたが、フリーメーソンであつたので、黨の主腦となれる可能性はなかつた。

一九三五年六月、當時非議大使であつたりツベントロツプが私をドイツ政府の職員に招聘した。リツベントロツプの事務所では事務を始め、間もなく、私は英國在郷軍人代表團を接待した、これはドイツを訪問した此の種の團體の最初のものであつた。約一ヶ月後ドイツ在郷軍人會の、諸外國の同種團體との關係に於ける正式代表に任命された。

私はリツベントロツプの特命を受けた上、ドイツ在郷軍人の諸團體の中

EXH 2744
DET DOC W 1675

高橋義次

高橋義次

辯護側文書第一、六七五號

前中岡(爾京)及日本駐劄乙大使ハインリツヒ・スターマーの供述書

一、背景

私、ハインリツヒ・スターマーは正に宣誓をなし、茲に供述する。私は一八九二年五月三日ドイツハンブルグに生れた。一九一一年九月旗手として陸軍に入り、一九一三年二月將校となつた。大戦後軍務を離れ實業家になつた。その身分で、ドイツの電氣部門の二工業會社の重役であつた。私は一九三二年以來ナチス黨員ではあつたが、フリーメイソンであつたので、黨の主腦となれる可能性はなかつた。

一九三五年六月、當時非議大便であつたリツペントロツプが私をドイツ政府の職員に招聘した。リツペントロツプの事務所では事務を始め、間もなく、私は英國在郷軍人代表團を接待した、これはドイツを訪問した此の種の團體の最初のものであつた。約一ヶ月後ドイツ在郷軍人會の、諸外國の同種團體との調停に於ける正式代表に任命された。

私はリツペントロツプの特命を受けた上、ドイツ在郷軍人の諸團體の中

裏面白紙

中央本部を作つた。そして同國將に英佛兩國の代表と共に仕事を始めた。此の運動の目的は平和を維持するにあり、此の組織はドイツ政府からは最も重要なものと見られてゐた。

次の二年間に私は英、佛、伊、洪其迄ヨーロッパ諸國を訪問し外國の在郷軍人團體の主議者選と緊密に接觸した。一九三六年の後半、ローマに開かれた會合に於て、各團體代表は常務一語を以て在郷軍人の國際的團體を結成すべしとする私の提案を容れ、右團體は「常設國際在郷軍人委員會」と命名された。

一九三七年二月私は第一回の在郷軍人國際會議をベルリンに創立した。これは非常に上首尾の會合となつて行つた。國際在郷軍人委員會の會員はドイツ、オーストリア、英國及蘇聯、フランス、ベルギー、イタリア、ギリシア、チェコスロバキア、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ギリシヤ、ブルガリア、ポーランド其他全部で十五或は十六ヶ國の代表を組織した。

此の事業の任務の爲私はヨーロッパ各國に赴き、その爲多くの大國の

裏面白紙

主腦者遠と緊密な交際を結んだその中には、英國のエドワード八世、ネ
ヴィル・チエムバレン卿、ロバート・ヴァンシタート卿、ダブ・クーバ
ー氏、グリーンウッド氏、サミエル・ホーア卿、米國のジョージ・シー・
マーシャル將軍、スターフ徒督、フランスのサビニ氏、イタリーのドラ
クロア氏が居た。

一九三七年各國政治情勢が非常に變化したので、此の要職は最早や
其の機能を發揮することが出来なかつたが、ヨーロッパ諸國に於ける私
の交友關係は其の夜の私の公務に役に立つたのである。

一九三八年私は大高大使とリッペントロップとの間の連絡係を命ぜら
れ、一九三九年十月大高大使が辞職して日本に歸るまで此の役を勤めた。
一九四〇年十一月私は大使に任ぜられ一九四一年の二月から十月迄再ひ
リッペントロップと大高との連絡係であつた。一九四一年十一月相談な
しに南京に大使として派遣された。一九四三年一月東京に最高使臣とし
て任ぜられた。

二、連絡係としての任務

裏面白紙

リッペンとロップと大島大使との連絡係であつた間の私の職務は主として時々大島大使に曾ひリッペンとロップの考へや希望を説明すべきことであつた。そして大島大使は彼の政府から受ける通信や指令に付て註釋を加へた、そして私に彼の説明をリッペンとロップの許へ届けなければならなかつた。リッペンとロップは屢々ベルリンを離れてゐたのである。其の上、私は大島大使がドイツ内を旅行するとき時に同行しなければならなかつた。又彼やベルリンの日本大使館員と常に交際をしてゐなければならなかつた。私はリッペンとロップと大島大使との重要な會議には出席しなかつた。唯兩者の一時的問題に付話合つた時に一二回出席しただけである。

ドイツに於ては外務大臣と個々の大使との間に詩圖の節約及便宜の爲連絡係をつかふことは通常のことであつた。それで私は或る時はイタリヤ大使館やブルガリア公使館との連絡にも當つた、これは例へばデュルケーム伯が英蘭大使館と接觸してゐたり、フォン・ラウメル氏が私の前日本大使館との連絡係であつたのと同様である。

裏面白紙

私は連絡係としての地位を、一九四一年十月三十二才前後の若い公使館参事官ゴットフリードセンに譲つた。

リッベントロップは最重要な要務を結合ふ時にはすべて大國の大使とは大抵廻りで曾つゝゐた。例へば大島大使、ヘンダーソン英國大使、フランソア・ボンセ佛國大使、アットリコ及アルフイエリ、イタリー大使の場合がそつであつた。イタリーやブラジルの大使の場合がそつであつた。イタリーやブラジルの大使と會ふ場合等は通譯も同席することがあつた。

時としては、大使等は晝夜の別なく隨時召集され、殊に重要事件の直前に於て左邊でありました。私の知つてゐる限りでは、これ等會合は常にリッベントロップと關係大使二人の間に於て行はれました。

三、千九百三十八年一三十九年一昭和十三、十四年一交渉
に參加

如上私の任務に依り私は千九百三十八年一三十九年ベルリンに於て行はれた夕日獨協議援助條約交渉に時折參加しました。千九百三十八年、

裏面白紙

歐洲の情勢は、オーストリア合併の大事件で、ドイツハ相嘗緊張して來ました、それに又一万日本は支那事變ノ結果として困難な立場に立つやうになりました。へこれ等事情は、日露兩戰をして、千九百三十六年一三十七年の防共協定以後日露三ヶ國間に存在せる連絡關係の強化を考慮せしむるに至りました。

千九百三十八年一三十九年交渉の意圖せる條約は純然たる防禦的性質のものであつて、私としても斷言し得る所でありませんが、交渉會談中に軍事上の問題も論議されたとは雖も、三國の何れも戦争とか侵略とか云ふ様なことをば考へてゐませんでした。これ等三國は、夫々自國の國際的地位を強化するために政治的提携を組織する、これが三國の唯一の目的でありました。

この交渉會談をば秘密に行ふではないかとの話があつたが凡て豫備交渉といふものは常に最も秘密にされるものであることは勿論のことであつて、實際關係に於ては秘密といふことは必要であります。

最初の内は交渉は順調に進捗しました、而して防禦協定の草案が千九

裏面白紙

百三十八年（昭和十三年）改期に至つて日獨兩國間に起草作成されました。イタリイは千九百三十九年（昭和十四年）の初めに進んで加入する意志あることを宣言しました。私が記憶してある限りではこの草案は、第三國が侵略を行つた場合に對する日獨伊三國相互協議援助を約する防禦同盟の草案でありました。

併し、千九百三十八年（昭和十三年）の末に待て千九百三十九年（昭和十四年）の初め近衛内閣から平沼内閣に移りました。からは、日本は追々と交渉を遅らせ（來ました）、それでドイツは、日本政府が獨伊兩國と更に一層關係を深くすることに對して眞に考へて居らぬのであるとの印象を受けました。第三條の意味解釋に關して行詰りを見ました。この第三條は、條約加入國の一國が、本條約の加入國にあらざる一國又は一國以上の國家より正當の理由なくして攻撃を受くる目標となつた場合、相互に援助支援を與へることを規定するものであります。日本は、若し獨伊の一方がソ連以外の一國又は一國以上の國家へこれは主として英佛兩國への攻撃を受けたる場合、日本はこの義務責任から事實上免除さ

裏面白紙

れるとの保証書を同盟国から日本に送して入れて欲しいとの申出で
りました。獨逸兩國は協定の漏洩とその政治的効果の誘化を怖れ、日
本に對して保証書と興へることを拒否しました。尤も獨逸兩國は、日本
の善しい立場は充分に理解する而して日本の不可能とする事を日六に求
める意志はないと宣言致しました。

裏面白紙

一九百三十九年（昭和十四年）三月末から後、交渉は引續き行はれま
 した。併し日本政府からの電報は長時間を置いて時たま送られるのみで、
 日本政府は交渉中のこの條約の目的に關し決定的にその意向を變へたも
 のと思はれました。斯く交渉が停頓状態に在つた間にドイツの一般政局
 は益々喫緊して参りました。其處で「リッペントロップ」は千九百三十九
 年四月二十日の「ヒットラー」第五十回誕生日に大島大使及び白鳥兩人の
 出席せるを機會として次の事柄を全く率直に告げました。「即ち自分「リ
 ッペントロップ」は上述の協定締結に關して樂觀的でない、「ドイツ」
 は如何なる事情の下に於ても日本と最も深い親善關係を維持して行きた
 い希望であるから、「ドイツ」は現下の事情にあつては不可侵條約締結
 の目的を以て、「ソ連」に接近せねばならぬ立場に至るかも知れぬことを賣
 下御二人に内々で知らせなければならぬ。併し今日迄の所では未だ何等
 の措置も取つてゐないと「リッペントロップ」は念を押して申しました。
 交渉行詰り打開策を見出さんが爲め、千九百三十九年（昭和十四年）
 五月六日の二ヶ月間に「ベルリン」駐在日本大使館員數名は國務省次官

裏面白紙

デュー、ガウス（ドイツ外務省法律専門者）と数回に亘つて會談を遂げたるも日獨何れの側に於ても成功を見ずに終りました。千九百三十九年（昭和十四年）五月平沼首相はヒットラーとムソリーニに對して或る書信を送りました。私の記憶する限りで申しますと、平沼首相は、この書信中に、自分には諒解を成立させたい意志が充分あることを表述してゐました。併し實際何等の効果もありませんでした。

併し私が日獨政府の何れかが交渉を中止したことを耳にしたのは獨ソ不可侵條約成立後になつてからでありました。即ち千九百三十九年八月末に日本政府はこの獨ソ不可侵條約に對して正式抗議を提出し、日獨伊三國協定交渉の打切りの聲明を發しました。

一國の大使は、自國に利害關係あるが如き事柄ならば凡てその行動、見聞、發見を常に本國政府に通知し置くのが任務ではありますが、政府又外務省には、出先きの大使に對して通知し置くを可とする以上に通知し置くべき義務がないのであります。國際關係にあつては外交、秘密、能力の三省が上述のこの方針手段を必要とするのであります。これは私

裏面白紙

が心得ている通常の慣例であります。が私は、大島大使が敢同私に向つて本國の外務省から一級政局に関する報道が自分の所へは來ない。否、報道幾つかに對してすらも本國から返答が來ないを訴へたことのあるのを記憶してゐます。

日獨間の交渉はベルリンに於て行はれ、イタリヤとの連絡は主としてドイツがこれに當りました。東京駐在ドイツ大使は暫くの間は何の通知も受けてゐませんでした。併しオット大使がこの問題に就いて報道を求めました時に、(この問題を彼が知るやうになつたのは日本の參謀本部を通じてドイツ大使館付武官から聞いたのであります)本國から東京へ電報一通發せられ、單にオット大使に對して交渉の一般進捗を通告したに過ぎませんでした。私の起憶して居ります所では、これは千九百三十九年(昭和十四年)四月のころであつたと思ひます。

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

四日獨逸との打ち切り

一九三九年

一九三九年八月廿三日 獨逸とソヴェートロイの間には不侵略條約が締結された時その交渉は完全に挫折した。

此不侵略條約となつた時、ソの交渉は日本人には秘密にされて居た。是が獨逸の間で同意を見た時に私は大嶋大使の成に行き此事實をオオヤリリツペントロップから命令された。大嶋大使の態度は全く紳士的であつた。然し彼が極度に失望して居つた事は蔽ひ隠せなかつた。彼はその通り私に語つた。

この獨逸、ソ條約は一九三六年の防共協定に附帯の秘密契約に違反して居ると云つて日本政府は強硬に抗議し而して前記の交渉に對し完全打ち切りを宣言した。

獨逸、ソ條約の日獨關係に對する影響は尙それより暗沈であつた。獨逸は日本との親善をますます深めやうとする希望に依然變りはないと云つて日本を自軍備に留め於くやうに努力した。然し獨逸がたいに日本の感情を害した事日獨關係の關係が完全に冷却

する程反獨感情が日本國中に盛り上つた事、獨逸政府には相當
明瞭に分つた。大嶋大使は來西大使と交代した。來西大使も人
氣があつたが、彼は所謂典型的經濟大使であつた。獨逸政府に於
ては世更迭が全力を盡してアメリカ合衆國と協定を試みて居た
日本政府の態度變更の表象である事を充分諒解して居た。

五 東京訪問

私は一九四〇年二月合衆國訪問の途中にあつた獨逸赤十字社の
總裁コブルグ公使に同行して初めて日本を訪問した。私共は
シベリヤ及日本海軍中の旅行をしたのであるが東京には僅か四五
日滞在しただけであつた。一九四〇年五月轉りの旅行の時私共
は日本に立ち寄り東京に約二週間滞留した。それが私の第二回
目の訪問であつた。(コブルグ公使のアメリカ合衆國訪問は一
九三九年の獨逸戰爭中ポーランド及び獨逸に於て活動したアメ
リカ赤十字社に感謝し又アメリカ赤十字社の知名の人々がコブ
ルグ公使を訪問した事に対する答禮の爲めであつて之には政治

194

原本不明瞭

裏面白紙

的の目的は少しも無かつた。

東京滞在中私共は日本外務省及び日本赤十字社を機動的に訪問した。日本海軍由緒室に際し、公爵と私は皇紀二千六百年祭を祝賀する爲め日本皇室等に祝賀の挨拶を申し上げた。

私は海軍大嶋と又かつてベルリンで社交的の機会に二度會つた事のある白鳥に會つた。私の記憶して居る處では二回右の二人に會つて居る。一度は宿務大使館に於ける晩餐の席、二度目は主人公を訪問して居ない或日本人主催の東京での午餐會の時であつた。私共は一帯に話し合つたが政治問題に及ぶものではなかつた。私の知る範圍に於ては、大嶋氏は其當時全く引退して居り實際政治には少しも關係して居なかつた。

コブルグ公爵と同伴して二度訪問したが其間に私はベルリンの外務大臣と事務長官に各々一回づつ電報を發した。其電報で一般政治状態に就て私の印象を簡短に通報した。獨逸へ戻つてから後、それ以外口頭でも文書でも誰にも報告した事はな

原本不明瞭

裏面白紙

かつた。

私の第三回目の日本訪問は一九四〇年であつたそれはリッペン
トロップの指令であつてシベリア經由、九月七日東京に到着し、
一九四〇年十月の初め迄滞在した。東京滞在中私にオット大使と
一總領事本領の於ては外務大臣と三回協定に就て協議した。

六 三度日露の交渉

日本ではオット大使の合衆國の空迫が増加した結果一九四〇年七月
米内内閣が退き近衛内閣が交代した。私共の知る範圍に於ては、
其當時近衛内閣がアメリカ合衆國との關係を改善する觀念を促進
する爲めに居つたといふことは、然しそれと
同時に日本がアメリカ合衆國との交渉を出来るだけ有利にする爲
め日本の政治的立場を強化する見地からドイツと以前に増して密
接な關係を希冀して居つた。従つて松岡外務大臣はベルリンの來
臨大使と東京のオット大使を同じ取組で慎重に交渉を張り始めた
東京のドイツ大使館のオット大使から送つて來る電報及びベルリ
ン大使館のオット大使から送つて來る電報及びベルリン大使館

原本不明瞭

裏面白紙

シに在る來栖大使が口述する情報はドイツ政府から見れば、日本
の態度が全く混亂して居る光景を表はして居つた。ドイツ政府は
遂に日本政府が何を考へて居るか推察し難かつた。
此混亂せる状態に鑑み、又時局の切迫のため、私はリッベント
ロツプ氏から東京行きを命ぜられた。リッベントロツプ氏の命令
の申付け次に掲げる主要な點が包含されて居つた。

(イ) 獨逸に對する日本政府の眞意を露止める事

(ロ) 若し日本が獨逸と新協約を締結する事のある事を示すなら
直ちにオット大使の面前で交渉を始める事

(ハ) 交渉の各條項に關しベルリン政府の意見を必要とする場合に
は交渉を進める前に至急交渉の詳細を報告する事

一九四〇年九月七日東京に到着以來私はリッベントロツプの
指令に従つて極めて慎重に行動した。途中、私が日露に來た
使命に就ては松岡外務大臣以外の日本人に話す事を避けた。私
は一九四〇年九月九日初めてオットと同伴して松岡氏に面

原本不明瞭

裏面白紙

命した。而して此上戦争の擴大するのを避け、アメリカ合衆國
を戦争に引き入れぬやうにし、又出来たら和平をつくる爲め
の土裏を造ると云ふ獨逸の意圖を彼に説明した。私は更に獨逸
が日本をヨーロッパ戦争に引き入れる慮のない事又獨逸は日本
が要請するならば日ソ間の交友關係の増進、支那事變の解決に
貢獻する爲め斡旋盡力する用意がある事を言明した。

原本不明瞭

裏面白紙

辯護側答頭 第一六七五號

松岡ハ全面的ナ贊成ヲ表明シタ。是ニ付キ私ハベルリンニ報告ヲ
ナシ、折返シ、リツベントロヅブヨリ協定締結ノ交渉ヲ開始スル
ヨウ指示ヲ受ケタ。交渉ハ迅速ニ進捗シ一九四〇年九月廿七日ニ
至リ三國協定ノ調印ヲ見タノデアル。

此ノ交渉ヲ通ジテ、私ハ松岡外相ノ人柄ヲ十分察知スルコトガ出
來タ。彼ハ英語ヲ巧ミニ話シ、アメリカヲ教育ヲ受ケタコトヲ非
常ニ自慢ニシテキタ。最初ノ會見ニ於イテ、彼ハ半時間餘リモ彼
ノ生活、経歴、交際又ハ勢力關係及ビ彼自身ガ如何ニ重要視サレ
テキルカヲ語ツテ兩カセ後ニモ屢々私ガ経歴シタコトデアルガ、
蓋ニ私ガドウシタトカ、私ノ云云以ハ私チ乃至ハ私自身ガ云云
トイフヤウナ自己中心的ナ言葉ヲ運送シタ。彼ハ當時ノ日本ノ決
定的段階ニ背キテハ彼ヲオイト他ニ適當ナ政治的指導者ハナイカ
ノ如クニ思ヒ込ンデ居ヌタラウデアリ、翌年後ガ獨逸訪問ノ際ニ
私ト私的會見ヲ試ミタ時ニモ、斯ル印象ハ愈々強メラレタノデア

原本不明瞭

裏面白紙

ル。嘗時大嶋氏ハ官職ニナク、私ノ知ル限リテハ是等ノ交渉
ニ何ラカカリ合ヒハナカツタ。東京滞在中彼ノ古イ友入トシ
テ彼ヲ訪問モシ、交際上ノ口語ヲ致同會ツタコトガアル。然
シ其ノ際トテ、私ハ三日協定ノ交渉ニ關シテ彼ニ打ち明ケタ
コトハナク、マタハ、其件ニツキ彼ニ相談シタコト等ハナカ
ツタ。

原本不明瞭

裏面白紙

七、大島大使補送へ辭任

一九四一年二月ニ大島大使が日本大使トシテ再度赴任セル際ニモ、私ハ「リッペン」トロツプ」及同大使ノ間ニアツテ連絡ニ任ジタ。然シ前同ノ時ト同様私自身兩者ノ會談ニ出席シタコトハ極メテ密デアツタ。

私ト語ツタ際ニ大島大使ハ會テ一度タリトモ日本ノ「シンガポール」若シクハソ連攻露ニ關シ言質ヲ與ヘタコトハナカッタ。同様に「リッペン」トロツプ」トノ會談ニ於テモ大島大使が其ノ様ナ言質ヲ與ヘタトイフコトヲ「リッペン」トロツプ」カラ聞イタコトモナイヨウニ記憶スル。

私ハ大島大使トハ常ニアラユル會ニ巨リ親密ナ交友關係ニアツタニ拘ラズ、彼ハ會テ私ニ軍事計畫或ハ機密事項等ニ就キ打明ケタコトハナカッタ。其上、其露上ノ事項ハ將軍總督連中ノ關係スル事項ニシテ私自身トシテハ與リ知ラヌコトデアツタ。「リッペン」トロツプ」ニシテモ露露上ハ同様デアツタ。

大島大使ハ長年獨逸ニ在リ獨逸語モ悉者デアツタ。人前モ卒直デアツタノデ、一雙的ニ獨逸人カラハカナリ好意ヲ寄セラレテキタ。

裏面白紙

八、ヒットラー、松岡外相會談

一九四一年三月ノ松岡外相獨逸訪問ノ際、私ハ彼ノ到着一日又ハ二日前ニ、其獨逸滞在中ノ接伴役ヲ「リッペントロップ」ヨリ仰セツカリ、獨逸國內ノ旅行ニ際シテハ彼ト行儀ヲ具ニシタ。彼ノ旅行日程作成準備ニ就イテハ私ハ何ラ知セズ、「リッペントロップ」ヨリ命令ヲ受ケタ時ニハ既に儀典長官「ドエルンブルグ」男爵ノ手ニヨリ作成済ミデアツタ。受命後直チニ私ハ特別列車ヲ伯林ヲ發テ、獨逸國境ヲ越テ「マルキニア」ヲ松岡外相ヲ迎ヘタノデアアル。私ハ伯林迄彼ト同當シ、初メテ「リッペントロップ」ニ挨拶ノ爲訪問セル際ニモ立會ツタノデアアル。然シ其後行ハレタ松岡外相ヒットラー、リッペントロップ及「ゲーリング」ノ間ニ於ケル政治的會談ノ際ニハ列席シナカッタ。

オット大使ハ松岡外相ノ伯林滞在ノ後ニ列席スル爲ニ東京ヨリ伯林ニ歸來スルコトヲ許サレタ。彼ハ是等ノ會談中或ルモノニハ出席シタ。

私ハ松岡外相ノ特別ノ希望ニヨツテ、一緒ニ伯林ノ「シーメンヌ・シュツケルト」工場ノ見學ニ行ツタ。彼ガ伯林ヲ發ツテ伊太利ニ向カッタ時ニ

裏面白紙

ハ伊國使館迄同行シ、羅馬ヨリ來後モ、伯林ヨリ「マルキニア」迄再々
同行シタノデアアル。私自身トシテハ、松岡外相トハ政治問題ニ就イテハ全
然語ラナカッタ。

「リッペントロップ」ガイカナル意圖ヲ以テ松岡外相ト會談シタカニ付
イテハ、私ハ當時何等彼トハ語ラナカッタシ、亦彼ヨリ、松岡外相ガ何等
カノ旨意ヲ知ヘタトイフコトモ曾テ聞カナカッタノデアアル。事實、「リッ
ペントロップ」ハ常ニ極メテ引籠リ勝チニシテ、人ト語ル際ニモ、其時々
ノ仕事ニ就イテ絶對ニ必要トコト以外ハ大抵口ニシナカッタノデアアルガ夫
レニモ對シテ當時私ト「リッペントロップ」トノ間柄ハ余リ思ハシクナカッ
タノデアアル。

松岡外相ノ獨逸到着ニ先立ち、私ハ同外相ガイエナル取リ極メ乃至ハ事
項ニ就キ伯林デ協議スルノカ又ハ本件ニ關スル「リッペントロップ」ヘノ
傳達方待望内容乃至意見ニ關シテモ、大島大使ヨリ事前ニ何ラ聞カレテ
キナカッタ。松岡外相ノ伯林滞在期間ヲ延ジテ、私ハ色々ノ午餐會ノ席上
ニ於テ大島大使ニ會ツタニ過ギナカッタ、私ニハ松岡外相ガ大島大使ニ左

裏面白紙

右サレテキタトハ信ゼラレナイシ、且兩者ノ性格ノ相違ガ甚シイノデ其ノ
事柄モ余リ緊密デナイノデハナイカトイフ氣ガシタ。松岡外相ハ大島大使
ニ對イテハ私ニ全ク一言モシナカッタノデアアル。

九、獨逸外務省保管諸記録

「ヒットラー」 「リッペントロップ」 及ビ著名外務政治家若クハ大使ノ
間ニ行ハレタ會談ニ就イテハ一切速記録ヲ取ラナイトイフガ獨逸外務省ノ
慣例デアッタ。タダ後ニナツテ、「ヒットラー」 又ハ「リッペントロップ」
乃至ハ列席ノ通譯官主トシテ「シュミット」 國務相等ノ口授セルママニ非
公式ナ記録ガ作製サレルダケデアッタ。是等諸記録ハ非公式ナモノタル性
質上、是等會談ノ参加者タル外國人士ニ手交サレタコトモナケレバ、承認
ノ旨、夫等ノモノニ提出サレタコトモナイ。

國內的ニ使用サレル場合ニ於テモ、斯カル記録ハ一種ノ備忘錄程度ノモ
ト看做サレルニ過ギズ、證據資料ト看做サレルコトハ決シテナカッタ。
會テ私ハ舊外務使臣連ノ歓迎會ニ出席シタコトガアルガ、其席上通譯官ト
シテ臨席ナル「シュミット」 國務相ガ二十分以上モカ、レル演說中僅カ單

裏面白紙

語ヲ五ツ六ツ書キ留メタニ過ギズ、其ノ上テ夫ヲ翻譯シ始メタノヲ意ヘテ
キル。彼ハ記憶力ガ伴々發達シカッタノデアルガ、ソレデモ時折ハ「リッ
ベントロツプ」トノ間デ、何カ實際ニ語ラレタカニ疑キ意見ノ齟齬ヲ來ス
コトガアッタ。

「リッペン」ト「ロツプ」ハ外務使臣連ガ、外務省以外ノ科逸高官ト直
接交渉スルノ非常ニ稀ッタ。私ハ教度ノ機會ニ於テ、出來ル丈丁重ニ語
外務使臣ノ此ノ憤然ヲ即止スルヨウ「リッペン」ト「ロツプ」ニ命セラレタノ
ヲ記憶シテホル。「リッペン」ト「ロツプ」ノ新ル卒直ナ希望ニ依リ、滿鐵ニ
アツテハ、外務大使館（日本大使館ヲ含メテ）及ビ公使館ト外務省以外ノ
科逸高官トノ間ニハイカナル種類ノ公的関係モ存在シナカッタノデアル

辯護側文書第一六七五號

十、スターマー大使中國ニ派遣サル

一九四一年（昭和十六年）私ハ中華民國（南京）駐劄大使ニ任命サレ、
一九四一年十月十八日「ボルズ」參事官ヲ伴ヒ「ドイツ」ヲ出發シ南米、

裏面白紙

日本ヲ經テ南京ニ渡ツタ。

私ノ乗船ガ太平洋上ヲ航海中、私ハ日米戦争ガ勃發シタコトヲ聞イタ。
私ノドイツ出發迄、私ノ知ツテキル限り、ドイツ政府ハ日米關係ガソレ程
迄ニ緊迫シテトハ露知ラナカツタ。

十一、スターマー大使東京ニ轉任トナル

一九四二年（昭和十七年）十二月、私ハ東京駐在ドイツ大使ニ任命サレ
一九四三年一月二十八日東京ニ着任シタ。私ノドイツ大使トシテ日本ニ
在中私ハ首先外務大臣、其他日本外務省ノ諸官トハ個人的ニ非常ニ懇懇ナ
間柄デマツタ。殊シ獨日間ノ政治的協力ハ緊密デハナク、三國條約ニ依リ
創設サレタ委員會等モ何等實效ヲ伴ハヌ公式的ナ見セカケ以上ノ何物デモ
ナカツタ。二、三度ソノ會合ニ出席シテガ其ノ際私ハ新聞デデモヤガテ見
出サレル邊ナ言葉以外ハ一語ダツテ聞キハシナカツタ。

私ハ軍事ニ就テハ關係シテキナイカ、私ノ知ル限り、ドイツト日本ノ間
ニハ軍事的協力モ作戦的協力モ存在シナカツタ。其ノ主ナル理由ハ私ノ信
シテ居ル様ニ「ドイツ」ガ「ソヴェット」連邦ヲ相手ニ國家ノ興廢ヲ賭シ

裏面白紙

テ國争シニキタノニ、一方日本ハ對米戰爭ニ全カヲ注ギ、對ソ戰爭ニハ中立ヲ守ツテキタカラダ。更ニ二國ハ非常ニ遠ク離レ、私的通信ノ殆ンド不可能ナ無細實信電話ヲ除イテハ何等定期的通信機關ガ存在シテキナカツタ

十二、大島大使ノ態度

移カ大島大使ト對談シ、交渉シ或ハ會議スル際、何時モ彼ハ我々ノ論議シテキル如何ナル論争問題ニ就イテモ個人的立場ニ立ツテ積極的ニ意見ヲ述ベルコトヲセズ事前ニ訓令ヲ受ケテキナイ限リ其ノ問題ヲ本國政府ニ提出シテソノ決定ヲ委託シ終ル迄自己ノ判断ヲ下スノヲ差控エタ。

我々ノ討論ニ對シテハ私見トカ個人的示唆等ハ何ノ意義モ持タナカツタラウ。ト云フノハ外交上意味ヲ持ツモノハ政府ノ云ツテ居ルコトデアリ、個人ノ言テハナイカラデアル。

情報ヲ照査スルコトニ依リ、我々ハ殆ンド何時モ大島大使或ハ他ノ大使カラ公式通牒ヲ受領スル以前ニ日本政府ノ態度ヲ承知シテキタ。

日本ニ於テ行動ガ採ラレ、時、我々ハ大島大使ヤソノ前任者或ハ後任者ト同時ニ或ハ彼ヨリモ早クソノ事ヲ知ツタ。本營ニ新シイ事柄ヲ大使カラ

裏面白紙

知ラサレル事ハ稀デアツタ。彼カラソレヲ聞クト云フコトハ、單ニ他ノ報
道筋カラ既ニ入手シタモノガ誤リデ、イカドウカヲ確メルコトカ或ハソレ
ヲ正式ナエノトスルニ過ギナカツタ。

十三、オット將軍ノ大使任命ヲ經ル諸狀勢

東京ニ部ニ河年カ定任シテキタ「ヴァイダークソン」大使ハソノ氣候ニ抗
シ得ズ氣味又々喘息ヲ息ヒ、數回ニ直リ轉任ヲ懇請シテ居タ。一九三四年
（昭和九年）三月以來東京ニ在リ一九三五年駐在武官トナツタ「オット」ハ大
使トナルニ至リ非特ニ興味ヲ持ツテキタ。「ケーテル」將軍並ニ在日指
導者ヲ懇請ト懇請シテ彼ト共ニ仕ヲシテキタ「ヒルマン」氏ノ助力
ニ依リ、一九三八年（昭和十三年）頭初ニ東京駐劄大使ニ任命サレタ
一、一九三八年二月ニ外務大臣トナツタ「リッツベントロツフ」ハ之ニ對シナカ
ツタリ御ツテ、彼國ニ互ツテ「オット」大使ヲ全面的ニ信任スルコトヲ保
證シタ。日本トノ關係ヲ強化シヤウト云フ觀念ガ持チ上ツテ來タ時、「オ
ット」ハ一九三八年（昭和十三年）ノ夏「ベルリン」露朝ヲ命ゼラレ、彼

裏面白紙

モ出席シテ新方針ガ「ヒットラー」及「リッペントロップ」トノ間ニ相
 サレタ。此ノ場合ニ「ヒットラー」ハ彼ヲソレ以前ニハ將校ノ故ヲ以テナ
 ルコトノ出来ナカツタ員ニ入レタ。此ハ將校ハ員トナルコトヲ禁ゼラ
 レテキタノアル。東京駐劄大使ハ、政壇ヲ握ツテキル政友友好係ヲ
 維持シ、政治状態ノ變化ヲ檢分シ、此ノ方針ニ沿ツテ外務省ニ報告スルト
 云フコトガ期待サレテキタ。

十四、效果的協力ノ不足

私ノ居ル間「ドイツ」ニ於テハ、「イギリス」及「フランス」トノ間ニ、
 出来ルダケヨリ緊密ナ紐帶ヲ形成スル方向ニ最大ノ勢力ガ拂ハレタ。ヨリ
 多クノ事業、資金、宣傳、人員ガソノ線ニ沿ツテ用ヒラレタ。英協合ヤ
 獨協會ハソレニ匹敵スル日協會ヨリモ常ニモツト重要ナモノト考ヘラ
 レテ居タ。一九三九年（昭和十四年）第一次日商議ノ失敗ノ後、日本ガ
 一九四〇年（昭和十五年）七月ニ再ビ日本ノ利カラ新外交交渉ヲ取上ゲル
 迄、一年以上ノ間獨、日ハ如何ナル協約ヲモ提案シナカツタ。

私ニハドウ見テモ、日本ガ何等カノ方法テ「ドイツ」ノ戦争遂行ヲ支援

裏面白紙

シタ形ガアルトハ思ヘナイ。日ノ連合戦争ハナク、實際ハ「ドイツ」ノ戦争ト日本ノソレトノ二ツノ戦争ガアツタ。之ハ兩國ノ間ニ無線電信ト時々潜水艇ノ訪問ガアツタ外何等ノ關係モナカッタ爲ニ連合艦隊府モナケレハ共同作戦ノ計劃モ完成サレズ、若シクハ提案サレモサレナカッタ。實ニ西明シテキタ。列ヘバ歐洲及「アフリカ」地域ノ「アイゼンハウワー」ヤ「モンゴメリ」太平洋及印度地域ノ「マツカーサー」ヤ「マウントバツテン」等ノ各將軍ノ俊秀ナ共同作戦等ニ比較スベクモナカッタノデアル其ノ上日本人ハ太平洋戦争ニ就テ獨自ノ考ヲ持チ列ヘバ米國製品ヲソ連ニ送ルルノ中止スル爲ニ決シテ真劍ナ努力ヲシテカッタ。

更ニ日本人ノ「盟邦」ト云フ概ハ他國人ノソレトハ異ツテキタ。私ガ中
 國ニキタ時日本ノ公式聲明書中デサヘ「ドイツ」人ハ盟邦人デナク「友好
 的中立人」ト註ヲ附サレテキタ。

辯論文書第一六七五號

結 論

私が口、獨、伊協定の交渉に從事してゐた時

防禦同盟を作りそれに依つて一般に國際政局を極化することに依つてさし
迫つた政治的孤立を避け、戦争を防止することは一九三八年及一九三九年
に於ける一般的な考へ方であつた。一九四〇年既にドイツが戦争にはい
つた後には此の考へ方は米國の参戦を阻止することに依つて戦争の擴大を避
け、平和への階段を設けるに當つた。私は世界を支配するといふ計畫に
就ては如何なる方面からも何ごととも聞いたことはなかつた。日、獨、伊
の三國がその國際的義務に依つて世界を支配しようとして居たといふ主張
は餘計なものではないことである。

前に述べた通り、ドイツは米國を西半球に於ける優勢な國家であると考へ
且つその責務とその高度に發達した産業を重視し米國の戦争参加を阻止す
る爲に出来るだけの手段を盡したのである。

裏面白紙

英露に對しては我々が勃發迄は眞の敵意はなく、ドイツは英國と 久の理
に到望しよと多年希望して居た。 英露にスコットランドに對しては
廣く行き達つた愛情があつた。 ドイツは英露諸國の中、カナダ、オー
ストラリア及ニュージーランドの各政府が英露及工業の發達を援助進進し
た所の大きな可能性と眞摯な方法を認め、これら諸國と友好關係を維持し
ようと望んだのである。

中露との友好關係はドイツに於ては常に傳統的であつた。 それ故ドイツ
は中露及日本兩國にとつ特に不利に進展してゐたと思はれた、日露戦争の
開戦者を勤めることに非常に熱心を持つたのである。 一九三八年當時の
在露ドイツ大使トラウトマン氏は了解が成立するやう助力を試み又一九四
〇年十一月に私はベルリンに於て陳介中國大使と交渉したのである。 一
九四一年に西京駐在大使として中國に行かねばならなかつた時私の西京在
任中に中國の統一が完成されるといふことが常に私の密かな願ひであつた
し、時にはそれは遠いことではない様に思つた。 政治的観望からでは
インドには常にドイツは非常に熱心を持つてゐた。

裏面白紙

たぐ、經濟發展を促進させること希望されたのみならず印度の事變及言語に對する大いなる關心があつたのである。

シヤム王國は一アジア國家として考へられ且その地理的位置及王國の組織の要はその獨立を維持されなければならぬと氏は述べた。

フィリッピン共和國に對しては、ドイツはこの國民の自由を非難に好意を寄せて居た。ドイツとフィリッピン共和國間の關係が大いに擴大されて居た。

ドイツに於ける多くの入々と又私自身も一九三九年八月以來、ドイツとソヴェット聯邦との間に恒久的な運命が運成せられ、又全く一變した政局の下に於てはこれら二國の新しく共通に持つてゐる十九世紀の傳統的友好が新たにされることを心から願つて居たのであつた。

一九四一年六月二十二日、伊、露を通じて通過した時に私はラヂオに依りドイツがロシヤを攻撃したことを聞いた。これは私にとつて政治的生涯中最惡の不意な出来事であつて、私は今やドイツの運命がままつたのを知つたのである。私はヨーロッパの二大國家が戦争を遂げて共に平和に生活す道を発見出来なかつ

裏面白紙

たことを慰も不幸であると忌つた。

著 名 ハイナリツピロスターマー

一九四七年 月 日に於て左記立雪人の面前に於てハイナリツピロスターマーに於り署名されたり

裏面白紙

EXH. 2744-A

Def Doo 1714

高橋義次

譯文卷第一七四號

スターマー大使訊問書

スターマー大使に對する訊問

一、閣下が大島大使との會談交渉或は會談の際に大島大使は日本が戦争を継続するか、或は戦争に參加するか言うことを是認するような言葉を何時か與へたでしょうか。

答 い、え大島大使がそう言ふ言葉を與へたことはありません

二、大島大使は何か問題になつた事に關してこれを支持するような態度に出たことが何時かありましたか。又同大使の行動、談話、意見は本國政府からの指圖を受けたものでりましたか。

答 私共の仕事に關して會談の際には大島大使は本國政府からの指圖によつて話をされたような印象を私は受けました。

三、閣下は大島大使が最近日本で御會いになつたことがありませんか。またそれは耐交上ですか公式にすか、陸軍のことに就いて大島大使は自分の計畫を述べましたか、それから又ドイツに對する軍事的の使

裏面白紙

命とか、それから兵備長としての事とか。

答 私は日本では昭和十五年に社交上大島大使に会いましたが、大島

大使は將來の對露とか政治のこなごなは一つも話しませんでした。

昭和十四年に大使がベルリンを去る時にも將來に關して大使の意見

を言うものは私には何も話しませんでした

四、大島大使はベルリンに居た時に大使の私以外に公式或はその他何

かの處に聞いてみましたか、大島大使が自分の職務或は責任の範圍を

超えたことがありましたか、大島大使が自分の職務の知つてゐる範圍のことで

答 い、え私の知つてゐる限りそう言うことはありません。又私はい

つても大島大使が自分の職務には責任を超えたと言ふ印象を受けたり

ことはありません

五、ドイツでは大使と言ふものは國の元首或は時の政府の代表者と言

はれるのですか。

答 國の元首を代表します。我々は結果を得る等の政治的手段よりも

とつた行動から生ずる關係の方に關心を寄つております。大使は

裏面白紙

六、貴下の知つてゐる範圍で大島大使は外交上先例となつてゐる外交上の慣習或は手續の埒外に出てやれと言ふ指圖を受けてゐましたか。

又貴下は日本大島大使との外交上の新舊に當つて儀典局長と云うやうような役に當つてゐたのですか。又貴下は大島大使との交渉の際外交上の習慣によらずやめるようにと云ふことを大島大使或はリッツベントロツプから求められたことがありますか

答 私は大島大使が外交上の習慣によらずにやめるようにと言ふ範圍を受けたり思つたことはありません。又私は大島大使や日本大使館との外交折衝に對する儀典局長の役に當つたものではありません然し私はその方面のことについてはドイツの儀典局長のドルシベルグ君と親めて密接な關係に於て仕事をしました。それから大島大使にしてもリッツベントロツプにしても私共の交渉中外交上の習慣によらずにやめるように求められたことは未だ會てありません

裏面白紙

七、貴下の語つてゐる範圍で、日本とドイツとの共同の仕事で條約にも定められず、或は外交上の元帥により成立せる條約にも定められぬものがありませんか。

答、私の知つて居る範圍では、日本とドイツの間に條約にも定められず、或は先相習行によらずに行はれた共同の仕事と云うものはありません。

八、大島大使と貴下やリッペントロツプとの交渉は全部他の國の外交官がドイツとの間に行つた普通の手続によつたものですか。

答、大島大使と私やリッペントロツプとの交渉は、私が口添した他の國の大使達の交渉と同等なる所はありませんでした。

九、大島大使はドイツ或は日本の以次の利益と自分の利益に反して自分の外交官としての仕事以外の事に携わつたことがありませんか。
答、いいえ私の知つてゐる限りそう言ふことはありません。

一〇、大島大使は日本の政黨政治に關係があると云つたことがありませんか。

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

か、又、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて
て、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて
は、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて
は、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて
は、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて

一、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて
は、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて
は、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて
は、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて
は、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて

た、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて
は、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて
は、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて
は、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて
は、大隈が六三六になるか六三六になるかと言ふことについて

問、政變があるといつてもドイツでは之に對して不表を感じましたか。

答、そうです、我々はいつとも嫌疑を懐つてゐました。政變がドイツに如何なる影響を及ぼすものか知りようがありませんでした。

問、關係が變ると行しく進退を要する必要がありましたか。

答、ありません。東京では大體如何いふも對關係と進退をとらなければなりません。

問、美下と大島大使との關係から見て美下は大使が日本のある政黨に入つてゐたと言ふことが出来ませんか。大島大使は政黨政治と全く無關係でしたか。

答、私は大島大使が日本の政黨に關係があつたとは思いません。大島大使は政黨政治と全く無關係してゐたやうでした。

一、二、大島大使の公式の行動はすべて通譯電報、訓令通りの日本政府の方針に差いたものでしたか。或は大使は公式の交渉に自分の個人の見解を加えたものでしたか。

原本不明瞭

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

答、大島大使の公式の行動はすべて政府の方針に基いたものでした。そうとしか思はれませんでした。

問、大使は自分の意見を述べたのでしようかまた、その地位からそう言うことが出来たのでしょうか。

答、大使がその意見を述べたのは、政府の命令を待つて言うとか説明を加えると言うものでした。大使は自分だけで意思の出来ぬ質問を受けた時には政府に意見を述べ説明を求めたりを求めてきました。そう言うことは至々ありました。

問、外務大臣と大使との意見が衝突してゐる場合はどうなりましたか。外交上の手続では如何の意見で誰が決定するのですか。

答、外務大臣と、大使との意見の衝突のなる場合には、外交上の手続では外務大臣の意見が決定を與えることは明らかであります。

答 同 答

一三、大使と言ふものはどの範圍まで、國の元首を代表すると見做されますか。國際法上又國家間の習慣上、免除及特權はどの範圍に於て認められるのですか、ドイツではどうですか。

特に大使は國の元首を個人的に代表するものと見做されます。大使は公式の場合には特別の榮譽をうけます。又國際法及國家間の慣習に従つて免除及特權を認められます。

こう言う大使の特權は大使個人に關係のあるもので、他の大使館員には關係ありません。

こう言う原則は、開戦の際に於て連合國の大使に對する場合に、ドイツに於ては堅く守られてゐたのですか。この處置について説明して下さい。

この原則は開戦の際に於て連合國の大使に對して、ドイツに於てはいつも堅く守られました。外務省から特別の役人が各大使の世話に當るやうに命ぜられたと記憶致します。特別列車が仕立てられ護衛隊がつけられて大使館員全部を乗結所に送ることになつて

裏面白紙

一四、

ゐました。普通集結所は第一流のホテルであつて、こゝでその大使館員達は各國にあるドイツ大使館員が揃うまで待機しました。そして大使及大使館員の交換が行はれその責任はドイツ國境まではドイツ側でとりました。

一例をあげればドイツを支那重慶政府との外交關係が絶たれた折大使及大使館員は、その宿舍にそのまま残つて食糧、ガソリン等の配給に關しては特典を與えられました。これは大使が今まで駐劄してゐた國の中に在る限りは價例上定つたことでありませう。

そしてこの國を離れると特殊の外國人と見なされるのであります。例へば昭和十四年九月ワルソー包圍の際、占領以前に於てさえ、外交團が退去出来る爲だけに二十四時間の停戦が特別に認められたのであります。

大島大使は眞珠灣攻撃に先立つ日米交渉に就いて通報を受けておりましたか。貴下の知つてゐる範圍では大島大使は通報の無いことに對して政府に抗議をしたことがありませんか。大島大使はずつ

裏面白紙

答

と通報を受けてゐましたか、又ある交渉だけについて通報を受けてゐたのですか。
それは知りませんが、私はそうではないと信じます。その譯は、大使は政府からの通報がどうもよくないと言うことを私に何回も話されたことがあります、それについて不満を洩らしてゐたからです。どうも大使はいつも政府が必要と思うことだけについて、通報を受けてゐたと私には思われました。

裏面白紙

辯護文書第一七一四號

起訴狀訴因第五に基づく訊問及び答

一、問、貴方と大島大使との交渉、會談、協議中に大島は先づ本國政府の指
圖を受けずに公式に又は非公式に日獨關係に觸れる議論又は問題を自
分の方から持ち出しましたか。

答、私の知つてゐる限りそういふ事はありませんでした。
二、問、日本の組織機構及政府手續とは別個の日本政府内の或團體が發案し
た運動、政策又は計畫の發起人として大島が音頭をとつたり或は主役
を演じましたか。

答、大島に會つた時に大島が大使としての資格即ち日本政府の代表者と
しての資格以外で語つたとの印象は私は全然受けませんでした。

三、問、後に日本政府の外交政策となつた日本の計畫又は政府の政策を大島
が吹き込みましたか。

答、いゝえ、大島は常に日本政府の指圖通りに語つていました、日本政
府は獨逸に對する方針を數回變更しました。

裏面白紙

四、問、貴方が大島と交渉のあつた期間中に外交關係の通常の機關とは別個の黨派、團體又は組織の計畫を大島は援助したり或は何等かの方法で助長しましたか。

答、そりいふ印象は全然受けませんでした。

五、問、日本政府が提議した政策又は計畫綱領を大島は何等かの形で起草しましたか。それとも大島の交渉は全部東京から出た事柄に基づいていましたか。或はベルリンの政府機關を通じていましたか。

答、大島の交渉は常に東京から来る命令か又はベルリン政府の希望に基づいていました。

問、外交機關を通じて日本政府が發案もせず助長もせず、促進もしなかつた計畫、政策又は協定の實行に大島は關與しましたか。

答、そんなことを聞いたことはありません。

問、貴方がこの問題に關係のあつた數年間を通じて日本の獨逸に對する外交方針にはつきりした一貫性がありましたか。

答、日本に對する獨逸の方針に變りはありませんでしたが、獨逸に關す

裏面白紙

る限り日本の方針は數回に亘つて變更を見ました。政府の考えは、近衛、廣田（昭和十三年夏）平治、有田（昭和十四年一月）近衛、松岡（昭和十五年七月）ではその點に關して甚だしく違つていました。

問、大島が大使として在任中外交問題を擔當した日本の九人の外務大臣の中の一人と他の八人よりも密接な關係があつたと貴方に思はせる會談又は交渉を貴方は大島と行つたことがありますか。

答、いゝえ、或る外務大臣と特に親しくしているると大島がいうのを聞いたことは全然ありません、非常に長い間日本にいなかつたために多分大島は外務大臣を個人的には知らなかつたてしよう。

問、日獨伊協定の目的は全世界を軍事的、政治的、經濟的に支配して各國が各自の國內に於て特別の支配權を持つたことにあつたと告訴されていきます。三國間の國交の眞意を貴方から説明して下さいませんか。答、日獨伊の三國が國交を通じて世界を支配しようとしたという説は馬鹿げています。私が日獨伊協定の交渉に携はつていた頃、恐るべき政治的孤立を避け防禦同盟を結ぶことによつて戦争を防ぎ且つは一般國

裏面白紙

除政局を強化しようとするのか昭和十三年、昭和十四年に於ける一般の考でありました。昭和十五年には、独逸は已に戦争をしていまして、台糸國を参戦させないようにして、戦争の擴大を避け平和の基礎を築こうと考えていました。私は世界征服の計畫については全然何れの方面からも一言も聞いたことはありません。

裏面白紙

辯護文書 第一七一四號

スターマー大使に對する訊問並びに返答

この段階に關する檢察側の首領陳述に差づく 日獨伊共同談話

一、一九四〇年九月三國同盟締結以前に松岡以外の日本の政治家が貴下及びオットー大使との交渉にどの程度参加しましたか。

答、松岡だけが参加して、他の日本の政治家は参加しませんでした。

二、貴下と松岡との交渉中、松岡は三國同盟の内容、文面及意圖に關して他の日本の政治家と協議相談するために會議又は會談を中断したことがありますか。

答、いえ、え、交渉中松岡は他人に電話をかけたことさえありませんでした。

三、檢察側は第七頁第二項に於てこう述べています、「日支紛争及日獨關係に關する獨逸の政策變更後間もなく當時の獨逸外相フオン・リッペンントロップは全世界を目標にした日獨軍事同盟を提議した。」この陳述は本當ですか、若し本當でなかつたなら説明して下さい。

Def Doc # 1714

答、私の知つてゐる限りでは、リッペンロツプは日本との政治的關係を強化する考のもとに日本との新協定を提議しました。私は交渉が始まつた後に着任して防務同盟の準備にとりかゝるよう指圖を受けました。全世界を目標にした日獨軍事同盟の計畫について私はリッペンロツプ又は他の如何なる方面からも、ひとことの暗示さへも聞いたことはありません。

四、被告大島及白鳥は三國同盟の計畫にムツソリニーをひき入れるためにローマに派遣されたこと陳述にありますが、この陳述は本當ですか。若し本當でなかつたら、どの程度リッペンロツプとヒットラーはこの問題に關して前以つてムツソリニーと協議相談したか説明して下さい。

裏面白紙

答、私の知つてゐる範囲では大島及口島が三島同盟の計略にムツソリネーを

ひき入れるためにローマに派遣されたというのは本質ではありません。獨逸政府はかゝる目的の爲めに外國の使臣を使ふことも出来ませんでしたし又使ひもしなかつたでしやう。

伊一九三八年九月のミューニッヒ會談中、ヒットラー及リッペントロップはムツソリネーと已に三島同盟のことを話しあひムツソリネーが原則的に同意した事實を私は明かに知つてゐます。

五、流産に際した三島協定に關してベルリン及ローマに派遣された伊使節の使命について貴方は何か考へられましたか。

答、否、

六、チアノ伯の日記には、白鳥及大島は伊使節の命令に從うことと拒絶したと書いてあります。チアノ日記に就つては貴方の正譯に對する貴方の考へは如何ですか。

答、私はチアノ日記の抄録版を讀んだにすぎませんが歴史的な文書だとは思ひません。

裏面白紙

謂へば彼は伊太洲がギリシヤを攻滅するのに反響したと申していますが
當時チアノはこの新聞を大いに感動しこれを自筆にしていた旨を私はイ
タリヤ大使館から聞きました。アルパニアに於てイタリヤが敗北した事
に彼は自分の意見を述べたに過ぎません。

七、同じ新聞が保留條件無しに締結されなければ困難すると大使が主張した
といふことが告げられてゐます。

平方はかゝる事情を御存知でしたか。

答 彼はそんなことは聞いていたことはいりませんが、若し本意だとすると日
本政府が知つてゐる筈です。若し本意だつたらさつと私も聞いていた
と思ひます。

八、私がそんな事を一度聞いたのは唯一つの筋からでありました。
それは日本の新聞及主要人物を以てかして日本の排米感情を燃らすことにつ
とめたと告げられてゐます。これが本意かどうか確べて下さい。

裏面白紙

若し六黨でなかつたら、合衆國を管めようとする為の指導者の態度を説明して下さい。

答

私は知りません。私は個人的にはこの方面とは全然興がありませんでした。ゲツベルスが個人的にフランクリン・D・ルーズベルトを攻撃しようとしたが、ヒットラーはリッペントロップと精鋭の上級部の元首を個人的に攻撃することを一切放棄したことを私は記憶しているだけです。

九、日獨同盟交渉が一九四〇年六月十九日來栖によつて再開されたと告
訴されています。この陳述を實際の状況に照し合せて説明して下
さい

答、來栖は獨逸政府に、東京の新政府は以前より緊密な獨逸との聯携を
望んでいる旨を告げたにすぎません。彼は交渉を始めたものではあり
ません、そうでなければ私を東京に派遣する必要はなかつたと思ひ
ます。何となれば事態は非常に渾沌としていて、ベルリンからでは
雲を掴むようなものでした。私の知っている限り、彼は、東京に於け
る交渉中、彼は自國政府からほんの僅かしか事情を知らされてゐな
かつたやうです。

一〇、一九四〇年七月十八日佐藤大使及び來栖は賈下及びリッペントロツ
プとの會談において日獨關係に關して協議したと訴されています
この協議の性質と範圍とを説明して下さい。

答、會談は行いませんでした。畿證的訪問で普通の談話を行つたに過ぎ
ません、その際私は双方とも未解決の政治問題に言及するのを避け

裏面白紙

ようとしていたとの印象を受けました。私は、当時歐洲を旅行していた河合、日本公使が列席していたのを憶えています。

一一、この會談中、どの程度に、佛蘭西及び和蘭の東亞植民地が議題になりましたか。

答、記憶しません。

一二、太平洋諸島に於ける獨逸の關心について、日本の政治家はどの程度に懸念を表現しましたか。

答、一一の問と同じです。

一三、松岡の任命は獨逸に對する日本の外交政策にどの程度の効果を齎しましたか。

答、總理大臣近衛、外務大臣松岡のこの新内閣より我々の受けた印象は同内閣が獨逸により一層接近しようとしてゐるなと云ふことでありました。余が日本に到着した時、政府は既に獨逸及び伊太利との同盟條約の準備をしてゐた事を發見しました。

一四、貴下がりツベントロツプと大島との間の連絡員であつた面中、日本

政府の如何なる人々が日本の外交政策を決定したかといふ事に関し
ての獨逸内での印象は如何でありましたか。

答、我々は誰か一人の大立物が日本の外交政策を決定してゐた様な印象
を受けませんでした。我々にとつては、種々の政治家は單に種々の
グループ又は數グループの代表者でありそのグループのあるものは
獨逸に對して、又あるものは合衆國及び英國に對して友誼的であつ
たと云ふに過ぎませんでした。

一五、貴下が三國同盟の交渉の爲に東京に到着された當時貴下は、日本及
び合衆國が太平洋に於て交戦する様になるだらうといふ事を考へ
になりましたか。(一九頁)

答、否。私は合衆國の戦争参加を防止し度いと思つて居りました。

一六、檢察側は、二千万のドイツ系のアメリカ人は合衆國に於て有力な地
位を占めるものであると考へられてゐると云ふ事を述べて居ります
これに關し、貴下が松岡に云はれた事を述べて下さいませんか。

答、松岡が私に獨逸系のアメリカ人の勢力に就いて質問した時に、私は彼に私としては、他の大勢のアメリカ人よりも彼等の方が、良いアメリカ市民だと、信ずる旨を語り、シカゴに於けるこの種類の私の経験を話しました。

裏面白紙

裏面白紙

一七、貫下は 三國同盟の條項に就いて、その成立の前或は後に東京に

於て、近衛首相又は他の閣僚と討議されましたか。

答 否、近衛首相とも余の會つた他の閣僚ともしませんでした。唯、調

印後、正式晝餐又は晩餐の席上その問題が批評されました。

一八、東京になくベルリンに於いて、同盟條約が調印された事情を説明

して下さい。

答 覚えて居りません。在東京獨逸大使館は、交渉終了數日前に獨逸反

び伊太は、ベルリンに於て、同盟が、調印される事を望んでゐる

旨の海軍電報を受取つて居ます。

一九、この問題に關する松岡の考へを説明して下さい。

答 最初は彼も、幾分不本意の様子でありましたが、直ぐに同意しまし

た。私に、リツベントロツプが、その理合はせの意味で彼を九月二

十七日にベルリンに招待をしたのだと信じます。

二〇、
+ + + + + + + + + +
+ + + + + + + + + +
+ + + + + + + + + +
+ + + + + + + + + +
+ + + + + + + + + +
+ + + + + + + + + +
+ + + + + + + + + +
+ + + + + + + + + +
+ + + + + + + + + +

二一、ソ聯の三國同盟参加は可能であると考へられておりましたか。説明して下さい。

答 私には直接かう云ふ事を打ち聞けられた事はありませんでしたが、獨逸及び日本は、ソ聯が後に参加する事を望んでおたと信じます。兎に角、兩政府共、ソ聯を恐らせることを非常に避けたがつておりました。

二二、日本駐在獨逸大使は一九四一年一月三十一日に大使館附陸軍武官との二日間の調査の結果を獨逸政府に報告し、その中で日本のシンガポール攻撃成功の見込は有望であると推斷すると云つた」と云ふ事が陳述されて居ります。この行動はベルリンからの命令により又は、オット大使の發意によるものでしたか。

答 余はこの行動はオット大使の發意によるものと信じます。何故ならば、若しも、ベルリンが、斯かる調査を依頼したならば、その電報は、獨逸外務省の慣例に従つて、例へば一九四一年九月二十七日附電報第一二九號獨逸番號第一一九號中と云ふ風に呼ばれなければな

りません。

二三、一九四一年松岡外務大臣獨逸到着の際、彼は貴下に彼がリッペン
トロツプと討議したいと望んでゐた主要國際問題に就いて報告しま
したか。

答 否。

二四、貴下は、彼の使命の目的を何時か話されましたか。

答 私は、彼がベルリンを出發して後、間もなく、彼は、ソ聯と不可侵
條約締結が希望であつた事を聞きました。

二五、貴下の知つて居られる限りに於て、大島大使は訪問前か訪問中に
彼の旅行の目的を知らされましたか。

答 存じません。大島は私には話しませんでしたから。

二六 貴下は、曾て日本のシンガポール攻撃の得策性に關しての大島大
使とリッペントロツプとの會談を知つて居られましたか。

答 日本のシンガポール攻撃に言及したリッペントロツプと大島との會
談に私は一度も居合はせませんでした。

裏面白紙

二七、さういふ會談が行はれた様でしたか。説明して下さい。

答 私はそれは信じません。といふわけは、私が大島を知つてゐる限りでは、彼は常に非常に慎重であつたからです。

二八、ベルリンに於て松岡がシンガポール攻撃並びに經濟軍事提擡を論議した時、彼の意見及表現は政府を代表するといふよりも寧ろ純然たる非公式のしかも、個人的なものであつた事は了解されて居ましたか。

答 私はベルリンでは、松岡の意見は純然たる非公式な而も個人的意見であつた事を了解してゐたと信じます。何故ならば、日本では、内閣が度々變り、而も、松岡が彼自身さういふ印象を與へ度いと思つてゐた如く、強力な人間といふものは、日本の天皇主義政体の下では不可能であることを知つてゐたからであります。

裏面白紙

裏面白紙

二九、一九四一年五月二十四日東京駐在獨乙大使館附武官は、獨乙外交情報局に宛てて、日本は、合衆國が戦争に参加した場合にはその條約義務を承認する旨を報告したと云ふ事が陳述されてゐます（三〇頁）この陳述は事實に基いてゐますか。

答 存じません。さういふ事は聞いた事がありません。
三〇、三國同盟が一九四〇年九月二十七日に締結された時、松岡は質問に答へて、戦争の場合における不單獨協和協定を行ふため、三國間に交渉が行はれてゐると聲明した。と云ふ事が告訴されてゐます。貴下はその當時、發せられた斯かる聲明を知つて居られますか。

答 松岡と、不單獨協和條項、に就いて語つた事は覚えて居りません。
三一、貴下が獨乙を去られる時迄に、政府の當局者は日米間の交渉の状況を知らされて居りましたか、この状況を説明して下さい。
答 一九四一年私がまだ獨乙にゐた時、獨乙政府の當事者は一九四一年の始めより、十月私が獨乙を去る迄の間、日米交渉状況の確實な報告が得られないと云ふので非常に神經過敏になつてゐました。

我々は信懸の出来ない情報又は、噂を間接的に聞いてみただけでし
た。

三二、一九四二年一月十八日に日本、獨乙及び伊太利、軍隊は、一九四
〇年九月二十七日の三國同盟の精神を遵奉して、軍事協定を締結し
三國間に於て合同作戦を計畫してゐたといふ事が述べられてゐます
斯かる事懸が三國同盟成立當時企圖されましたか。

答 三國同盟の調印の時にはさういふ行動又は事懸は企圖されませんで
した。

裏面白紙

昭和十六年三月二十五日印刷
同日發行

ラジオ新聞社第一二七輯（六一一頁）

編輯人 社団法人日本放送協會松田儀一郎（廻河區西幸町一丁目二番地）

發行兼印刷人 株式会社日本放送出版協會和國町一丁目一丁目交又點際テキストビル

發行所 株式会社日本放送出版協會
内外時局を語る

白鳥 敬夫

今日は内も外も、歴史あつて以来の重大時期であります。日本は未曾有の困難に直面してあると云はれます。世界は正に長期大動亂の渦中に突入しつつあるのであります。

日本に非常時の聲を聞いてから最早や十年になります。その中最近の三年半と云ふもの、我々は開闢以來の大戦争を支那でやつ

裏面白紙

て参つたのであります。その間に國內の情勢も大變に變つて來ました。十萬からの貧い人往を出して居ります。親を失ひ、兄弟を失ひ子を失つた方々は幾十萬の多きに達するわけでありませう。國民の生活も大分窮屈になつて参りました。色々と不便があり困窮があります。國民として、一日も速かに平和安穩の時代を迎へたいと希望しないものはありません。併し乍ら、この非常時は之れは日本だけの原因で起つたものではない、支那戦争も東洋だけの理由、日本と支那とだけの關係から勃發した戦争ではないのであります。實は世界共通の已むに已まれぬ深い原因と必然性と共に基くものでありますから、日本だけで、この非常時を解消して當時に戻すわけには参らないのであります。

どうしても、之は世界全體として問題が解決されなければ到底治まらないのであります。昨春秋、日本とドイツ、イタリヤとが軍事同盟を結んだのも、さうした關係があるからであります。同

裏面白紙

盟の出来た結果は、日本と英米との間が益々悪くなつて参つたことは事實であります。アジアの戦争とヨーロッパの戦争とが、之によつて深く相互の埒間性をはつきりさせて来たことも認めなければなりません。併し乍ら、之は強ち三國同盟の結果であるとは申せないのであります。滿洲事變以來、新たに支那戦争の勃発を通じて、日本と英米とは、専毎に利害が衝突し、意見が一致しなかつたのであります。彼等との妥協により、彼等との協力に依つて、支那事變を固く治め、東亞の新秩序を建設するといふことは、到底その望みがないことが分つたので、日本は遂にドイツと云ひ、イタリヤと云ひ、我々と完全に利害が一致し考へが一致する國々と手を握つたのであります。であるから、イギリスやアメリカとの關係が悪くなつたと云ふことは三國同盟の結果ではなくしてむしろその原因であつたのであります。同盟などと餘計なものを作らから、外交の關係がむつかしくなつたと云ふ者があるさうであ

りますが、之は本来顛倒の議論であることを特に申上げて置き度いのであります。

かやうに致しまして、今日の世界は完全に二つの陣営に分れて参りました。政治的にも経済的にも、また思想の上でも、全く相容れない新舊の二つの勢力の対立抗争といふことが、目前の世界大動亂であります。一方は英、米、佛、蘭といふやうな、過去に於てこの地球上の目ぼしい地方を大部分獨占して仕舞ひ、殊に我々の同胞である所のアジアの後進民族を擧げ之を搾取して、今日の彼等の富と勢力とを築いた國々であります。他方は日、獨、伊の如く民族は優秀であり、勤勉にして正直、勇敢にして團結心に富んで居りますが、ただ英米佛などに比べて立ち後れたが爲めにその領土が狭く、物資は足らず、國民の生計も立ち難い、如何にもして、この天理人道を無視し、正義と公平に反した今日の「世界」を建て直さうと云ふ大勇猛心を奮ひ起した國々であります。かう

いふ全く立場の異つた物の考へ方の違つた國々の間の衝突であり
ますから、之はなかなか一朝一夕にして平和の恢復を見ることは
困難であります。

例へば支那事變に致しましても四年近くに亘つて未だ解決しな
いのは、ほんとの相手が支那ではなくつて、支那の四億五千萬の
民衆を利用し搾取し、支那をいつまでも半植民地状態に残して置
かうと云ふ、日本と全く考へが違ひ行き方の違つた英米のやうな
國が背後にあるからであることは、今日は誰れも知らぬものはな
い。これまでは彼々は獨力でかういふ勢力と戦つて来た。彼等の
様な物質主義、弱肉強食主義の國民には、日本の天皇とは如何な
る御存在であらせられるか、八紘一宇の理想は如何なるものであ
るか、日文の共存共榮とは如何なる意味か、かういふことは分り
もせず、また分らうともせず、ただ日本は支那といふ弱い國をい
ぢめる悪者である、侵略者であると云つて来たのであります。單

裏面白紙

に悪口ばかりではなく、實際に於ても事變中、英米は随分支那を助け日本の邪説をして来たことは、我々日本國民の骨身に必みて忘れることの出来ない所でありまして、彼等が背後にゐる限り支那事變はいやでも非常な長期戦とならざるを得なかつたのであります。處がヨーロッパ戦争の始まると共に、局面は一變して参りました。なるほど英米は今迄あれだけ日本に敵意を表して参つたのでありますから、行掛り上、依然支那を助けると言つて居り、日本に對しては經濟上益々壓迫を加へて來て居りますが、併し口では何と云はうとも最早や實際に彼等は支那の事に多くかまつて居られなくなつた。支那を有効に助けることが出来なくなつた。今や彼等から見ても、主戰場はヨーロッパに移つて仕舞つたのである。まして、自然、支那戦争は段々影が薄くなつて参りました。英米といふ主役と申すか舞臺監督と申すか、さういふ着共があらはで忙しくなつたのでありますから、こちらの舞臺が閑になるのは

249

裏面白紙

當然であります。かういふ風に事變の張本人が居なくなつて見れば、後は日本と支那と、もともとアジアの兄弟同志であるから、話合ひはらかな筈であります。今の處、蔣介石初めまだ夢が醒めないで、世界の様子が一變して來たことも知らず日支事變の性質が變つて來たことも分らず、依然として英米にたより日本に抵抗を續けて居りますが、今に彼等もほんとのことが分つて參りませう。私は支那事變だけは間もなく一應片附くであらうと考へるし、また日本としては早く片附けなければならぬと存するのであります。

併し乍ら、一時遠方に行つてゐる鬼はちき又アジアに歸つて參るであらうと云ふことを忘れてはなりません。我々の「鬼の居ぬ間の洗濯」もあまりゆつくりは出來ないのです。たとへ(？)ヨロッパで負けたとしても、なかなかそれだけで引込んでしまふ鬼ではない。英米の勢力がヨロッパから締め出されると、今度

裏面白紙

は彼等に取つてアジアが、今までよりも一層大事なものになつて
 来る。彼等はこれまでよりも、一段とアジアに勢力を集中して参
 ります。日本が、大東亞共榮國を作ると云ふことは、之は直接彼
 等の領分が侵されると考へるのでありますから、イギリス、アメ
 リカは之に對して支那の問題よりはもつと強く日本に反對するの
 であります。さうであるならば、彼等がヨーロッパで勝てば勿論
 のこと、負けてもそれだけでは日本の立場は必ずしも樂にはなら
 ぬ。我々のアジア獨立、アジア解放の望は、今後は愈々大なる
 努力と犠牲とを必要とするものであることを覺悟しなければなら
 ない。

又ドイツと對しましても、イギリスをヨーロッパで破つた。英
 本土を占領したといふだけでは決して安心出來ないと思ひます。
 戦争はそれでお終ひにはならぬものと見なければならぬ。イギ
 リスは必ずその海軍力をまとめてアジア方面の植民地やカナダ、

裏面白紙

濠洲に據つて抵抗を續けると思はれまするし又アメリカも今はまだ軍備が出来てゐない上に、國論も一致してゐない様であるから直ちに参戦はすまいが、彼の國の再軍備が出来上つたならば公然戦争には入ると見なければならぬ。ルーズヴェルト大統領などは昨今はまるで自分が戦争をやつてゐるやうな口吻でありますからアメリカの参戦は必然と云はなければならぬ。實は今日でも名は何と呼ぼうとアメリカは事實上戦争してゐるのであります。さうすると、この戦争は全世界に亘る恐ろしく長期の戦争になりませう。十年も二十年も續くことが考へられます。日本も無論其の中に捲き込まれる、之は三國條約で明かに決つてゐるのであります。これは見やうに依つては支那戦争が擴大して世界戦争になつたとも云へませうし、又東西の戦争が一つに融り込んだとも見ることが出来ると思ふのであります、何れにしても、日本が此の世界戦争を袖手傍觀することが出来ないのは明かであります。

この情勢を見て取つて、昨今國內には少なからず、恐慌を來してゐる向もあるやうであります。又何うかして、この勢を嘔ひ止めようと努力する人々もあるさうであります。併し乍らそれは畢竟無益でありませう、人類の思想が大轉換を遂げるためには、常に長期の戦亂時代を経過して參つてゐるのであります。人力を以て之を堰き止めることは出來るものではありません、時は歴史の必然であります。

我々日本國民としては、この長期世界戦争に際して、往々にあつてたり心配したり、又歴史に逆行するやうな行方考へたりしない、何よりも先づ、國內を固め、長期戦を立派に戦ひ抜く覺悟を決めなければなりません。支那事案の三年半で覆分困難も増して來て居るのに、この上また十年も二十年も戦争されて堪るか、冗談もよい加減にするがよいといふお叱りを受けるかも知れない。勿論私も戦争が一日も早く終むことを希望する段になれ

裏面白紙

は人後に落ちるものではない。併し乍ら、それが今日の大勢であり不可能であるのなら我々としては之に備へなければならぬ。支那事變を戦つて来た通りの方法では、やつて行けないことは明らかである、この際我々は根本的に出直さなければならぬ。新體制と云ひ、臣道實踐と云ひ、國防國家と云ふものは實は、この容易ならぬ世界の情勢に對應する爲めにこそ、その必要があるものでありませう。

由來日本は世にも有り難い國柄であります。現人神にまします上御一人を大御魂と仰ぎ奉つて、國民は何れも庶の業がりに依つて結ばれたる兄弟家族であります。國難に遭遇すればする程感々その結束を固くするのが、他國に例を見ない日本國民の特質であり大きな強味であります。個人が機微的に集つて、天賦人權の自由平等だのと、てんでに勝手な振舞ひをする民主主義の國とは大いに違ふのであります。今後如何に長期に亘る試練にさらされ

裏面白紙

まして、日本では内部から破壊を来すが如き懸念は絶對にない
のでありますから、先づこれほど安心なことはないわけでありま
す。

又我々は地の利を得て居りますから、兵器の變遷した今日でも
戦禍が日本本土に及ぶといふことは、先づ考へられないのであり
ます。日本と境を接する國としては支那はあの通りであり、ロシ
アとは、今後は緩々關係は良くなつて行きませう、その方の心配
は無いと確信致します。して見れば日本としては今日海面だけを
見詰めて居ればよろしいのでせう。太平洋は廣いのであります。
我々は我が無敵海軍に信頼して餘り取越苦勞はせぬがよろしい。
老人子供を都會から移すなどいふのは誠に徒らな人騒がせて、百
害あつて一理ないことであります。

十年二十年の長期戦と申しますと、火花を散らしての武力戦よ
りもむしろ經濟戦、思想戦が主になつて参ります。即戦即決の短

距離競走に對して之はマラソン競走であります。我々の心算へも従つて變つて來なければならぬ。ゆつたりと、神慮を太く構へなければならぬ。これまでのやうに戦時だ、一時だ、何もかも一二年の辛抱だと云ふやうな氣持では長距離戦はやれません。さうではなくて、之が常態だ、いや戦争をやりながら之れから段々糧内は良くなるのだ、良くしなければならぬと云ふやうな、餘裕のある態度が望ましいと思ひます。それが又、此度の戦争の性格であります。新秩序建設の爲の戦争でありますから、戦ひながら建設をやつて行くのであります。戦争が済む迄には、内も外もあらゆる新秩序が出來ると云ふことであれば、これは理想的であります。

国防國家の建設といふことも、この長期戦（？）に臨むための國內體（？）制を整へることが主眼でありまして、目前は生産力擴充を第一の急務と致しますが、之も矢張り國民の心算へが大切

であります。國民がよく今日の國際情勢を認識し、日本の立場を
 了解し、總力戦の本質を把握して、之れは一つ奮發しなければな
 らない、我儘は云つておられないと心から目醒めるのでなければ
 生産擴充は困難であります。政府が何もかも法律づく、権力づく
 で、強制してやつても決してよい結果は得られない。何よりも人
 間の本能、人間の天性といふものを活かさなければならぬ。た
 だ、戦時戦時と云つて、不必要に國民の心を暗くさせ、何等前途
 に希望を持たせぬやうなやり方は、つとめて避けなければならぬ
 だが、マラソン競争であり、前途は遠いのであるから、あまりせ
 かせかしてはいけない。由來日本の國民性は朗（？）らかであり
 陽性であるべき者であります。大和民族の歴史に於て最大の國難
 は、天照（？）大神様が天の岩戸にお隠れになり天下が眞暗にな
 った時であります。その際八百萬の神々は何をなさつたでせう
 決して、ただ泣いたり悲しんだりはしなかつた。岩戸の前に集つ

て、高天原も揺りとどろくばかりに踊り興じ笑ひざわめいたでは
ありませぬか。之れが困難に處する日本民族特有の態度であると
思ひます。

御々日本の非常時といふものは初めにも申した通り、人間の智
識でははかり得ない高い深い原因から起つたのであります。神洲
事變も、支那戦争も、謂はば天意であつて、誰れの始めたことで
も誰れの責任でもない。我々の爲すべきことはその天意を正しく
汲み取ることでありませぬ。今日、日本國民は、彼等に非常時の困
苦を認して彼等を試さうとする神々の深い意圖を誤りなく讀んで
ゐると思ひます。誰れ云ふとなく、支那事變の解決は八紘一宇の
皇謨に即して行はれなければならぬと云ふのが今日輿論となつて
ゐます。また國內の新體制は、一意國民の臣道實踐を可能ならし
めることを以て、眼目とすべしといはれて居ります。日本の内外
非常時が斯くの如き方法を以て解決さ（？）るべきものであると

裏面白紙

いふことに拘せずして國論が一致いたしましたのは、誠に素晴らしい事實であります。これは、日本民族が有史以來の難局に當面して、よく國體の本義を想ひ民族使命に目醒めたことを語るものであります。この自覺に基き、この精神を貫くならば、百の内憂も千の外患も少しも恐れる必要はないと存じます。

今までは、何と言つても支那相手の戦争であるといふ氣分で、國民もまた眞剣にはなり切つてゐなかつた。それと多年、英米流の道へ方に染まつて居り、個人主義、物質主義の悪思想が抜けなかつたから、戦時體制に色々と缺陷があり、國民は不安を唱へ、牛馬は餓死し、ある物も出て来ないといふ有様でありましたが、いよいよ世界的の長期大動亂の渦中に日本もいや應なしに巻き込まれるとなれば、國民の覺悟も自ら進んでありませうし、國體觀も一段と徹底して來ることでありませうから、我々は今後に大なる期待を持ち得ることを確信致すのであります。

日本にこの持久戦、總力戦の體制が出来さへすれば、國難の突
 破は勿論、國家の前途は洋々たるものであると思ひます。今日の
 戦争は世界の舊體制の行詰まりが、根本の原因でありますから、
 その行詰まった舊體制が敗退することが自然でありまして、新舊
 の兩勢力が、大なる犠牲を拂ひ死力を盡して戦つた後に、再び舊
 體制が勝つて、一切の犠牲も苦勞も水泡に歸するといふことは、
 これは人類社會の進化の理法から申しても到底考へられないこと
 でありまして、日本としては、舊體制に未練を残し、これと共に
 没落するといふ重大なる過ちを犯さない限り、決して將來に不安
 はないと存じます。

裏面白紙

證 明 書

別紙白鳥徹夫氏論文「内外時局を語る」ハ本協會ニ於テ保管シ居ル「ラ
ジオ」誌續編第一二七輯（昭和十六年四月一日）日本放送出版協會發行
當協會編輯ノ第六一一一頁ニ掲載セラレアルモノノ寫ニ相違アリキコト
ヲ證明ス

昭和二十一年九月十六日

社団法人 日本放送協會

261

裏面白紙

ADDITION TO
OF DOC # 301

昭和十六年四月一日發行「ラジオ講演講座」第一二七輯（當協會編
輯、株式會社日本放送出版協會發行）第六一一一頁ニ掲載セラレタル
白鳥敏夫氏ノ「内外時局を語る」ト題スル論文ハ同年三月一日所謂「
與亞奉公日」ニ於ケル同氏ノ放送セル講演ト同一内容ノモノナルコト
ヲ證ス

昭和二十一年九月二十三日

社団法人 日本放送協會

262

證明書

白鳥 豊

裏面白紙

EX 2745

Def. Doc. No. 1770

22
高橋義次

九月十四日會見後重光外務大臣ノ希望ニ依リ
送り來リシ獨逸大使接受ノ本國政府電報寫

イヤー (1913年)
不設文 (1913年)
(大正四年)

「ヒットラー」總統、在知大島大使「リツベ
談要領 (嚴秘)

リ大島大使ニ對シ七月二十日事件ノ背景ニ付
「ヒ」總統ハ單ニ一部分ノ自由主義的將校カ本件ニ
關與セルニ過ギザリシト述ベタリ。此ノ「グループ」ハ全部掃蕩
セラルベシ。獨軍隊自身カ此ノ計畫セラレタル「クイター」ヲ
挫折シ嚴ニ其ノ肅正ニ當リツツアリ。從ツテ全体トシテ右ハ獨逸
戦力ヲ著シク強化スル結果ヲ齎スベシ。
ニ「ヒ」總統ハ全戦線ニ亘ル戦況ノ概観ヲ次ノ如ク説明セリ。

263-1

EXH 2745

Def. Doc. No. 1770

22
高橋義次

九月十四日會見後重光外務大臣ノ希望ニ依リ
送り來リシ獨逸大使接受ノ本國政府電報寫

一九四四年九月四日「ヒットラー」總統、在知大島大使へ「リッベ
ン」獨逸外相陪席へ會談要領（嚴秘）

「最初ニ「ヒ」總統ヨリ大島大使ニ對シ七月二十日事件ノ背景ニ付
説明セリ。「ヒ」總統ハ單ニ一少部分ノ自由主義的將校カ本件ニ
關與セルニ過ギザリシト述ベタリ。此ノ「グループ」ハ全部掃蕩
セラルベシ。獨軍隊自身カ此ノ計畫セラレタル「クイーター」ヲ
挫折シ嚴ニ其ノ肅正ニ當リツツアリ。從ツテ全体トシテ右ハ獨逸
戦力ヲ著シク強化スル結果ヲ齎スベシ。

ニ「ヒ」總統ハ全戦線ニ亘ル戦況ノ概観ヲ次ノ如ク説明セリ。

263-1

(イ) 獨逸ノ東部戰線ハ全体トシテ安定セリ。魏城ノ喪失ハ獨逸ノ交通及補給手段ノ著シキ改善ニ依リ得ハレタリ。

(ロ) 西部戰線ニ於テ獨逸最高司令部ハ「アバランシユ」ノ突破後、新ニ中心基地ヲ形成シ新攻分ヲ準備スル目的ヲ以テ獨逸隊ノ引揚ヲ行ヒタリ。双糸的攻勢ノ爲メノ探偵ハ隨テナク果ヘララルル事トナルベシ。少攻優秀師團ノ繰返ハ速ニ進行中ナリ。大西洋岸ノ一時的減失ハ新獨逸潜水艇ノ爲ニハ左程重要性ヲ有セス何トナレバ現在保有ノ行動半径ヲ有スル此レ等潜水艇ハ池ノ邊ヨリ容易ニ行動シ得レバナリ。

(ハ) 獨逸ノ原料情況ハ安全ナリ。獨逸ハ二年又ハ三年間ノ充分ノ餘力ヲ有シ居レリ。

263-2

大島大使ハ獨逸單獨和平ニ關スル日本政府ノ提案ヲ「ヒ」總統ニ通報セリ。「ヒ」總統ハ右ニ關スル獨逸ノ見解ヲ次ノ如ク述べタリ。

(イ) 吾人ハ蘇聯カ獨逸ト諒解ヲ遂グル用意アリトノ何等ノ兆候ニモ接セズ。吾人ハ「スターリン」ハ彼カ戰爭ヲ成功裡ニ續クル事不可能ナルカ或ハ少ク共彼ノ軍隊カ獨逸ヲ敗北セシムルニ充分ナラスト確信スルニ至リテ初メテ、獨逸ト諒解ヲ遂グルニ努ムベシト信ズ。

(ロ) 若シ(イ)ノ事實起ランカ茲ニ新ナル政治情勢カ作ラルル事トナルベシ。

(ハ) 獨逸政府ハ日本政府ノ提案ヲ深く多トスルモノナリ。然レ共上

264-1

1911. 11. 17

記ノ如キ説明ニ依リ獨逸政府ハ若シ日本政府カ本件ニ關シ豫
 ニ聞スル無ユル手段ヲ善持ヘラレルナラバ感謝スベシ。
 大島大使ノ獨逸ノ對露戰爭目的ハ變化セリヤトノ疑問ニ對シ、
 「ヒ」總統ハ獨逸ガ「ドン」河ニ在リタル時、「スターリン」
 ハ和平交渉ヲ求メタル事無ク、而シテ右ト同一ノ事カ現在ノ狀
 況ニ在ル獨逸ニ付テモ云ハルベシト返答セリ。

264-2

2746 Doc. P. 4047

22-6-19 3 (10)

11

伯林一九三九年八月廿八日國務卿 フォンライセック氏ニ對する覚書

大島大使ハ日本ノ新總理大臣ノ人格ニ因ン余ニ次ノ如ク報シテ来ス。

所部大將ハ軍令ナシテ軍人トシテ自ヲ越シテ經歷ヲ有リキル。彼ハ砲兵科出身アリ且テ大島ト共ニ本國海軍ニ奉職シテキリテアツタ。更ニ所部氏ハ相尋長期ニ亘リ「ホルン」ノ「HORSE」ノ大尉トシテ陸軍ノ砲兵聯隊ニ所属シテキリコトガアリ。又伯林テ大使館ノ附陸軍武官トシテ活躍シテコトモアリ。

大島ハ所部大將ト個人的ニ親交ガアリ。彼ハ所部ノ前總理大臣平沼男ニ比シ總理大臣トシテ遙カニ通ジテアルト有リキル。他ニコレ迄ニ與テテラレタ閣僚即チ陸軍大臣磯谷ノイソガヒ及ビ海軍大臣吉田ニ就テ同大使ハ更ニ情報ヲ入手スル苦テアリ。入テ次ノ之ヲ余ニ通報シテロカレルモノト思フ。

大島ハ更ニ余ニ日本ノ新聞紙カ彼ノ看ルトコロデハ次ノ如ク冷静ヲ取り戻シテ「アル」旨ヲ告ケ且ツ其ノ新聞記事ヲアマリ悲觀的ニトラヌヤウ余ニ乞フテアツタ。彼ハ從前通り全カヲ與テテ日獨關係ノ維持改善ニ努メテキル。

スターマー / 署名
一三六〇八八

265
60r

裏面白紙

22

東京具鴨拘置所における
松岡洋石 訊問調書

一九四六年三月七日（解腰側書登六一三一△(2)）
問 一九四一年三月あなたがおアロのスタンインハルト大使と行つた
會見もしもは訪問はどんなものでしたか。

Handwritten notes in a box:
1941年3月7日
松岡洋石
訊問調書

が大使館に私を完全な招待した時のことだと
てからいもあろん私が本に書いた通り二人だ
の國の大統領は米國切つての大再突打でした。

D. f. Doc. # 613-A(1-5)

Def. Doc. # 613-A(1)

「ね、いもあろん笑ひながらですがね、さて大統領ね、一遍だけ日本と
衝突を打つて見も氣はありませんか。もし大統領が日本を信頼でき
ないと言ふならせめて私を一退だけでも信頼して、日本と直接交渉
するほうに支那側に向つてもちへませんか。私はもう一度支那と公
平な折衝をしたかと思つております。そこをいふことをワシントン
に傳へてくれればよきに願ひました。」

266-1

280

東京具鴨拘置所における
松岡洋石 訊問調書

一九四六年三月七日（辯護側書證六一三一A(1)）

Def. Doc. # 613-A(1-5)

Def. Doc. # 613-A(1)

一九四一年三月七日（辯護側書證六一三一A(1)）
問 一九四一年三月七日あなたがモスコイのスタンインハルト大使と行った
會談もしもは訪問はどんなものでしたか。
答 それはスタンインハルトが大使館に私を邀せられた時のことだ
思ひます。邀食が済んでから「もちろん私が本に書いた通り二人だ
けの話ですが」あなたのお國の大統領は米國切つての大博打でした
ね。「もちろん笑ひながらですがね」さて大統領は「一遍だけ日本と
博打を打つて見る氣はありませんか」もし大統領が日本を信頼でき
ないと云ふならせめて私を一週だけでも信頼して「日本と直接交渉
する」ように支那側と言つても「いいえ」私はまだ一度支那と公
平な折衝をしたに思つてゐます。と「どういふことをワシントンに
伝えてくれるように頼みました」

問 答は彼に頼みました。が三ヶ月の間彼は拒絶しつづけました。しかし私の考へではワシントンに行くには彼が最適任だと思つてゐたので、それを主張しました。

問 一九四一年の七月にあなたが解任された時もまだ彼はあちらにゐましたか。

答 みました。

問 何故あなたは野村提督がこうした問題を處理するに最適任の人物だと考へましたか。

一九四六年三月十二日（解任側書證第六一三A(5)）

問 では野村提督はあなたが外相在任中に大使として合衆國に行つたのですか。

答 私は彼に頼みました。が三ヶ月の間彼は拒絶しつづけました。しかし私の考へではワシントンに行くには彼が最適任だと思つてゐたので、それを主張しました。

問 一九四一年の七月にあなたが解任された時もまだ彼はあちらにゐましたか。

答 みました。

問 何故あなたは野村提督がこうした問題を處理するに最適任の人物だと考へましたか。

一九四六年三月十一日（解任側書證第六一三A(2)）

問 ではベルリンで行はれた會見では總統とマオン・リッペンとロッツの間になんか點で意見が一致しましたか。

答 ベルリンでは私がはじめヒトラーを訪問したとき、彼はすべにシンガポール問題の口を切りました。そこで私は歐談と盛澤と積りで日本はドイツと同盟する前にシンガポールをとりきると言ひました。しかしそれは歐談だと言ひました。結局私はその問題を實際に言ひましたが、それは一事務柄の意味を申上げるのですが、日本がシンガポールをとるかどうにか、また何時日本がシンガポールをとるか、はいふことは日本のろが決定すべきであると言つたのです。するとヒトラーは、私がどう言つたのは、それが大東亞内の問題でドイツには關係がないと、ヒトラーは意味を見てとりました。そこでヒトラーは質問を打切つて、その問題には重ねてふれませんでした。フォン・リッペンとロッツはその際ヒトラーやその僚人々の前では何も言ひませんでした。

答ありました。

問 答その約中のどこかかまたは秘密の了解事項にあつたと思ひますか。

問 さうです。さてこの條項はこの問題を決定するのに協議が必要であり、また同様にその権利をもつておりました。

答 たとへば日本が即座に参戦することです。そこで私は参戦するかしないかを決定するのは協議の上日本の意志によつてのみ決定することになつてゐると諒解してゐると言ひました。しかもドイツとイタリヤと

一九四六年三月十四日(續) (辯護側書證第六一三—A(5))

問 その議論は、どんなものだったか、内容だけでも話していただけますか。

答 當然なりました。

この條項は樞密院會議で大いに問題になりましたか。

答 助を行ふものである。

一九四六年三月十四日(辯護側書證第六一三—A(4))

答 彼の和やかな人格です。

問 彼がアメリカに多額の友人を持つてゐること、アメリカで評判がよいとあかたが考へたこと、またその頃アメリカへ送るのに最適任だとあ

なたが考へたこと、またその頃アメリカへ送るのに最適任だとあ

(東京興鳴陸軍ニ於ケル松原洋右ノ歐詞ヨリノ抜萃)
千九百四十六年(昭和二十一年)三月五日
(十四頁)

22-1-12 (38011)
手紙(昭和21年3月5日)
(大分県大分市)

リ締結サレタマシタネ
コツテデハナイノデスガ、右同盟ヲ締結スル
令ガ出タノデス。

問 貴方ハ自身デ陛下ノ前へ出テ同盟ニ賛成スルヤウニ論ジタノデスネ

答 私ハ説明シマシタ。

問 貴方ハソレニ反対スルト言ツタノデスカ ソレトモ賛成スルト言ツ

答 タノデスカ

問 賛成デス 三國條約ノ序言ニ日本古來ノ傳統的理念ガ含まレテ居マス

答 然レ其ノ理念ハ日本ノ皇帝ガ指導勢力トナルコトデスネ

問 必ズシモソウデアリマセン 各國民ヲシテ自ラノ位置ニ立テソノ

運命ヲ切斷イテ行ク權利ヲ得セシメルコトデス ソレハ「ユニバー

サル」ニパーサル コソコウデアラ「又ハ「普遍的平和」デス

(東京巢鴨監獄ニ於ケル松原洋右ノ訊問ヨリノ抜萃)
千九百四十六年(昭和二十一年)三月五日

(十四頁)

問 三國同盟モ勅令ニヨリ締結サレタシクシタネ

答 ソウデス。勅令ニヨツテデハナイノデスガ、右同盟ヲ締結スル

コトニ決ツタ時ニ勅令ガ出タノデス。

問 貴方ハ自身デ陛下ノ前へ出テ同盟ニ賛成スルヤウニ論ジタノデスネ

答 私ハ説明シマシタ。

問 貴方ハソレニ反對スルト言ツタノデスカ ソレトモ賛成スルト言ツ

タノデスカ

答 賛成デス 三國條約ノ序言ニ日本古來ノ傳統的の理念ガ含まレテ居マス

ルニ「普遍的の平和」デス

問 然シ其ノ理念ハ日本ノ皇帝ガ指導勢力トナルコトデスネ

答 必ズシモソウデハアリマセン。各國民ヲシテ自ラノ位置ニ立テソノ

運命ヲ切關イテ行ク權利ヲ得セシメルコトデス ソレハ「ユニバー

問 換言スレバ貴方が今私ニ了經サセ度イコトハ貴方が申サレタ事ハ
 單ニ各國ト協力スルトイウ一般のナ言辭ダツタトイウコトデスネ
 貴方ハソノ事ヲグルー氏ニモ言ツタノデスネ、貴方ハ貴國政府ガ
 獨乙政府ト一層密接ナ合作ニ入ルコトヲ言フコトヲ特ニ
 申ツトニ聲明シナカツタノデスネ
 貴方ハ當時ノ駐獨日本大使來酒氏ニ此ノオツト少將即チ大使トノ
 事ヲ知ラセマシタカ
 答 イエ、知ラセマセン
 問 此ノ事ハ使館ノ御話ノ直ニヒツトラ一政府ノ特別密使、スターマー
 ト云フ人が東京ニ到着シテ貴方ヲ訪ネマシタカ
 答 ソレハ大分後ノコトデシタ 同氏ハ九月上旬ニ私ヲ訪ネテ來タト思
 ヒマス 日附ハハツキリシマセカ上旬デシタ
 (三頁)
 答 貴方が今何ノコトヲ言ツテ御出デニナルカ分リマシタ私ガ就任シマ
 シテ聞モナク其後何時デシタカ 獨乙ニ對スル凡ニル問題ヲオツト

サルココンコウデイアレーヲ意味シマス
 千九百四十六年三月六日
 (二頁)
 問 貴方ハ當省ニ就任後駐日獨乙大使オツト氏ト會談シ獨乙トノ一層
 密接ナ協力ヲ圖ルニ又ハ歡迎シマシタカ
 答 ソレハオツト少將シヤナカツタデスカ
 問 ソウデス 彼ハ大使デシタ
 答 彼ハ私ノ私宅ヲ訪問シマシタ外務大臣ガ就任スルト全大公使ト會
 見スルノガ當デシタ
 問 ソレハ分ツテ居マス 然シ貴方ハ其ノ時オツト大使一貴國政府ニ
 代リ獨乙トノ一層密接ナ合作ヲ歡迎スル旨申シマシタヤ、貴方ハ
 ソレヲ彼ニ申シマシタカ
 答 エ、必ズシモ一層密接ナ協力トカ合作トカ言ツタノデハアリマ
 セン。私ハグルー氏外ニモ同様ナコトヲ言ヒマシタ

問 スターマーが當地へ到着シタ時 九月初メニ貴方ヲ訪問シマシタカ
 答 ソウデス
 問 獨乙大使ハ既ニヨチラニ居ツタノデスネ オット少將ハ
 答 スターマーハ唯全權公使デアツタ丈デコレト言ツテ立置ハアリマセ
 ンデシタ
 問 彼ハ何ノ使命ヲ貴方ニ說明シマシタカ
 答 オット少將ガ彼ヲ私ノ宅ニ同伴シマシタ 私ハ彼ガ何シナ風ニ言ツ
 タカハツキリ記憶シマセンガ彼ハ日本ノ一般狀勢並ニ條約ヲ結ブコ
 トガ出来ルカドウカヲ見ニ來マシタ ソシテ私ハ着席スル様ニ言ヒ
 私ノ質問ヲ始メマシタ
 問 スターマーハ如何ナル種類ノ條約ヲ締結シヤウトシタノデスカ
 答 彼ハソレニ對シテ餘リハツキリハシテ居マセンデシタ。何か日本ト
 密接ナ關係トカ
 問 スターマートノ最初ノ會話ヲモット詳細ニ話シテ呉レマセンカ

問

ト日本トノ間ノ關係ヲ改善シ遣リ直スコトソシテ中立條約カ不可侵
 條約ニ結ブコトヲ切望シテ居ルコト日本トソ聯トノ間ニハ二ツノ條
 約ガ提案サレテ居リマシタ 不可侵條約ト今一ツ新シイ案デス ソ
 シテ此等ノ案ハ當時既ニ取上ゲラレテ居リマシタ私ハ其ノ何レカ締
 結シタイト望ンデ居リマシタ ソレハ要スルニ日本ガソ聯トノ親善
 關係ヲ望ンダカラデス 獨乙ハソ聯ト日本ノ間ヲ幹旋シソウスル爲
 即チ成就セシメル爲ニ日本ヲ援助スルコトガ出來ルカト申シマス
 スターマーハ出來ルト申シマシタ
 ソシテ色々ナコトヲ話シマシタ 話ノ中ニスターマーハ獨乙ハ又日
 本ガ支那ノ問題モ早ク片附ケル事ヲ望ムト申シマシタ私ハ日本ガ支那
 ノ問題ヲ片附ケルコトハ大イニ望ンデキルト云ヒマシタ。ソシテコ
 レが大體話ノ重ナ點デシタ私ハ近衛首相、陸軍大臣並ニ海軍大臣ニ
 報告シマシタソシテソレ以來彼等ハ此ノ線ニ沿ツテ話ヲ續ケル様ニ
 申シマシタ

此ノ三國同盟ヲ必要トシタ根本理由ヲ話シテ下サイ何故貴方ハ此ノ

答

オ話シマセウ 勿論我々ハ一、二時間話シマシタガ今詳細ハ思ヒ出
 セマセン

問

貴方ハ斯様ナ同盟ヲ結ブコトヲ熱望シテ居ラレタノデスネ
 イヤ、何モ特ニ、ソレハ獨乙ノ返答次第ダツタノデス、先ヅ私ハス
 ターマー氏ニアメリカヲ考ヘテ居ルカソレカラ獨乙トアメリカノ關
 係ヲ望ムマシタ 私ハ獨乙ハアメリカトノドシナ衝突モ避ケ度イノ
 デスネト申シマシタ。私ハ御待チ下サイ此ノ御言葉ハ何方カラ出テ
 居ルノデスカト申シマシタ スターマーハ躊躇ナク此ノ言葉ハ直接
 獨乙ハ務大臣リツベントロツプヨリ出テ居ルノダト申シマシタソ
 コデ私ハ質問ヲ續ケマシタ第一ノ質問ハ戰後ノアメリカトノ關係ヲ
 獨乙ハドウ考ヘテ居ルカトイフコトデシタ。彼ハ
 獨乙ハアメリカト親善關係ヲ望ンデ居ル ソシテ獨乙ガアメリカヲ
 攻撃スル等トハ馬鹿ゲタコトダ 薩カ「馬鹿ゲタコトダ」ト言ツタト
 思ヒマスソシテ戰後獨乙トアメリカトノ間ノ關係ノ改善並ニ平和ナ
 目的ノ追及ガ獨乙ニハ必要ナノダト答ヘマシタ私ハ結響デスネト申
 シマシタソシテソレカラ私ハ此ノコトヲ申シマシタ即チ日本ハソ聯

答

條約ヲ結ンダノデスカ

ソレハ非常ニハツキリ判ツテ居リマス色々理由モアリマスガ第一ニ
 私ハソレガ濶洩シテ獨乙ニ暗示ヲ與ヘヌ様ニ誰ニモ打明ケタコトハ
 無イノデスカガ私ガ青年時代カラ懸念シテ居リマシタノデ先ヅ第一ニ
 是非トモ獨乙ガ獨乙系ノアメリカ學生ヲアメリカニ於ケル反日宣傳
 ヲ爲ス様ニ指圖スルコトヲ防止シヤウトシタノデ私ノ貴國ニ於ケ
 ル幼學時代カラ私ハ懸念シテ居ツタノデスカ全米國ニ亘リ幾ツカノ
 結社ヲ有スル獨乙系ノアメリカ人ハ獨乙カラノ一指令ニヨリ使用サレルコ
 ト此ノ獨乙系ノアメリカ人ハ獨乙カラノ一指令ニヨリ使用サレルコ
 トガ出交タノデ私ガ懸念タノハ之レナノデスカ スクテ一度獨乙ニ
 時到レバ此ノ獨乙系ノアメリカ學生ハ米日戰爭ヲ企圖スル宣傳ヲ行
 ウデヤウソシテ一旦ソレガ始マレバ最早之レヲ防グ方法ガ無イトイ
 フ結論ニ立到ツタノデ私我々ハ之レニ對シテハ無力デアツタデセウ
 之レハ私ガ若イ時貴國ニ居リマシタ間中惡夢ノ様ニ私ノ腦裏ニコビ

B

リ附イテ展リマシタ ソシテアメリカト日本トノ凡ニル關係ヲ考察
 スルトテ斯クシタコトノ可能性ヲ信ジテ疑ヒマセンデシタ ソラデ
 私ハヒツトライト親密ニナルコトニヨリ私ハ之ヲ防止スルコトガ出
 來ルカモ知レヌ 之レガ肝心ナ點デ私ハ餘リニモ之レヲ恐レテド
 ヲシテモ明スコトガ出來テカツタノデスカ
 第二ニ私ハ歐洲戰爭ノ範圍ヲ制限シテ東亞ニ擴大スルノヲ阻止シヤ
 ウトシマシタ 是レガ第二ノ理由デスカ ソシテ第三ハ獨乙ト親密ニ
 ナルニトニヨリアメリカ並ニアメリカニ影響サルルコト大ナル英國
 ト遠方シテ戰爭ヲ終結セザル様ニ獨乙ニ影響ヲ與ヘルコトガ出
 來ルカモ知レヌ又第四ハ私ノ究極ノ目的ハ最初カラアメリカニ近ヅ
 クコトニアツタノデ私然レソウスル爲ニハ或ル程度ノ強イ立場ヲ持
 タネバナラヌソシテ威嚇ト或ル程度ノ力ヲ以テ貴國ニ近ヅク要ガア
 リマシタ其他種々ナ理由カラデスカ
 尙御話致シ度イコトハ九月ノ半ヨスギテ私ハ殆ンド話ガ駄目ニナリ
 サウニナツタコトガアリマス私ハオツト少將並ニスターマー氏ト兼
 同對談シマシタ ソシテ話ハ正ニ決裂ノ所ヘ來マシタ

問 此ノ三國同盟ニ關シ獨乙ヲ如何ニ考ヘテ居リマシタカ獨乙ノ目的トスルニトハ何デアリマシタカ、彼等ハ貴方ニ何故今日本ト此ノ條約ヲ締ビ交イノカ説明シマシタカ

答 イエ、判然トハ申シマセシ 彼等ハ日本ト一層親密ニ成リ度イト言ツタノデス

問 シテ外務大臣トシテ貴方ハヒットラー政府ノ綱ニ於ケル此ノ突然ノ切望ノ理由ヲ訊キ質サナカツタノデスカ

答 イエ、私ハアアイツタ質問ハシマシタカ其ノ返答デ満足シマシタ此ノ條約ガ戰爭ノ擴大ヲ防止スルコトデ満足シマシタ

問 貴方ハ伯林ヲ訪問シタリシタネ ソシテリッペントロツプ及ヒットラート話ヲシタデシタネ ソレハ此ノ條約ノ締結後デシタカ

答 ソウデス ソレハ大體コンナ風デシタ アノ條約ヲ結ンダ日私ハ電話デ、フォン、リッペントロツプ並ニチアノ伯ト話ヲシマシタ 彼等兩人ハ私ニ彼等ヲ訪問スル様招キマシタ私ハ都合ガツケバ御

問 邪魔州來マセウト申シマシタソシテ後ニ歐洲ハ出掛ケテ行ツタノデス、然シソノコトハ改メテ一適當ナトロロデ説明シマセウ

問 貴方ハ最初ハリッペンヘ行ツタノデスカソシテモモスコヘ行ツタ

答 私ハモスコヘ過シマシタ ソレデ一日滞在シテスターリン氏ニ敬重ヲ表シ伯林ヘ行キマシタ

問 伯林ガ貴方ハ大島ニ話シマシタカ

答 難談ヲシマシタガ用事デハアリマセン

問 貴方ノ役所ニコンナ人ガイマシタカ詳シク申シマスト外務次官ノ大橋トイツ人デス

答 居マシタ

問 若シ貴方ノ旅行中ハ橋ガ貴方ガ先ヅモスコヘ往來スルコトニ付獨乙政府ガ不滿意ニ思フカドウカ測ル爲ニ獨乙大使ヲ訪問シタト言ツタラ彼ハ間違デスカソレトモ嘘ヲ吐イテ居ルノデスカ

答 サア、判リマセシネ

オシ、リツベントロツブニモ彼ノ斡旋ヲ依頼シマシタ 勿論私ガ
 東京へ歸ル途申交渉スルトシテデス 彼ガ此ノ問題ヲ取上ゲル義
 務ノアルコトハ當然ノコトニ過ギマセン ソレハ日本政府ニヨリ
 ソレヲ共ニ取上ケラレタ居ツタノデス ソヨデフオン、リツベン
 トロツブハ申シマシタソシテコトハモヨイデハアリマセン
 カ、ソシテハ出来マセン情勢ガ許シマセン 彼ハ又ソレハ非
 常ニ困難デス ソレヲ締結スル機運ガアルカモ知レマセンガソウ
 シタラソレヲ提ヘルトシマセウ 勿論ソレシタラ機會ガアレバノ
 コトデスト彼ハ申シマシタ

問 答

貴方が指圖シテオデハアリマセンカ
 イエ、ソレヲ明カニスル爲少ク言葉ヲ挿シテモヨイデセウカ
 其ノ時私ガ外務大臣トシテ獨乙並ニ伊太利政府ノ首腦者及併セテ
 關係國ノ事情ヲ知リタイト言ツタノハソレガ事實デモ一實際ソレ
 ハ事實ニハ相違ナイデスガ然シ私ノ目的ガソレ丈ケナラバ私ハ歐
 洲へ出テ行方ヲカツタデセウソレハ私ガ出来レバ不可侵又ハ
 中立協定ヲ結ビテソレヲ私ノ考ヲ隱蔽デモシ度イトイウ積リテヤ
 ツタコトデス

ソレトデス ソレハ最初カラ私ノ考デシタガ私ハ世界ガソレニ注
 目スルニトテ選ケカツタノデス ソレデ私ハ一種ノ爲裝トシテ
 伯林トロツブニ表スル必要ガアツタ事デス ソレデ敬意ヲ表シ
 一リンニ表シテモ表スル必要ガアツタ事デス 歸途、確カ伯林出立ノ前夜
 マシタガ別ニ何モ言ヒマセンデシタ 歸途、確カ伯林出立ノ前夜
 ト思ヒマス フオン、リツベントロツブト對談中私ハ日本ハ不可
 侵協定又ハ中立協定ヲ交渉中ダト懸シマシタ ソシテ我々ハ又フ

問 答 問 答 問 答 問 答

若シ成切シタラ「アメリカハ平和ノ鍵ノ一環ヲ増シタコトヲ歡迎スベキダト申シマシタ

三國同盟ノ締結一討スル日本ト合衆國トノ關係ニ觸レタ「アメリカ大使ノ忠告ハドンナモノデシタカ

彼ハ私ガ兩國間ノ平和ノ増進並ニ維持ヲ切望シテ居ルコトヲ知ツテ居リマシタ、ソシテ私ガモスコイチ去ル二、三日前デシタガ私ハ彼ニ私ノ言葉ヲ大統領並ニ「ハル」氏ニ打電方取直シマシタ

貴方ハ獨乙ガ「ロシヤ」ニ宣戰後ドノ位外務大臣ノ職ニ止マリマシタカ

第二次近衛内閣ハ十七日ニ倒レタシタネ、其ノ日迄デス

何ノ十七日デスカ

七月十七日デス、十六日カ十七日デス御承知ノ通り私ハ其ノ時既に病氣デシタ

私ハ役所ヘハ行キマセンデシタ

貴方ハ獨乙政府ニ貴國政府ハ「ソ」論ヲ攻撃スル積リノナイコトヲ

問 答

ソノコトニ彼ハ好感ヲ持ツテ居マシタカ

好感ヲ持ツテ居ツタカドウカ私ハ知りマセンガ之レハ私ノ想像デスガ「フォン・リッペン」トロツプ「ハ私ニハソレガ出來ナイト考ヘタノデス、デスカラ「勿論。。。。ト言ツタノデス、斯クテ私ハ伯林ヲ去リマシタ

當時伯林ニ居リマシタ「スターマー氏」ハ國境迄私ヲ送ツテ呉レマシタ、私ハスターマー氏ニ私ガ伯林ヲ去ツタラ「フォン・リッペン」トロツプ「ニ私ノ出立ヲ一汽車支送バスカモ知レマセン、ソシテ私ガ若イ時居ツタコトノアル「レニングラード」ヘ行ツテ宛ニ角交渉ヲスル積リデスト言ツテ下サイト申シマシタ、ソウシテ我々ハ別レマシタ、ソシテ私ハソシタニ評シクデハアリマセンガ、アメリカ大使ニモ同ジコトヲ申シマシタ、彼ハ私ヲ大使館ニ訪ネテ來マシタ

スタインハート氏デス、私ハ此ノ中立協定又ハ不可侵協定ヲ結バウト思ウト申シマシタ、彼モ貴方ハ目下「ソ」論ト何モスルコトハ出來ナイソレハ非常ニ困難ダト申シマシタ、私ハ私モソウ思ヒマスガ

問 答 問 答 問 答

案デス。一、重大ナアノ連絡會談ニ際シ貴方ハ疲勞ノ旨ヲ述べ二週間待ツテ矣レト言ヒマシタ

答 三國同盟ニハ細目ハ於ンドナカツタノヲ忘レナイデ下サイ、所デ此ノ草案ハアンナニ澤山ノ細目ヤ近衛公使ガ大統領ト「ホノルル」デ會談スルトカ「ホノルル」デ艦隊ノ交談等大キナ問題及ビアンナニ澤山ノ重要ナル細目ヲ含ンデ居マシタ

問 マアオ待テ下サイ、貴方ハヨク消息ニ通ジテ居テ「スターマー」ニ會フズツト前ニ既ニ綿密ニ三國同盟ノ目的ヤ意圖ヲ研究シテ居ツタノデスネ

答 イ、ニ

問 貴方ガコンナ短期間ノ後ニソレヲ調印シタトスルト貴方ハ其ノ全裏面ニヨリ通曉シテ居ツタ譯デスネ

答 ソンナコトハアリマセン

問 アノ重大ナ事件ニ於テ貴方ハ九月上旬ニ其ノ人ニ會ヒ二十七日ニ同盟ヲ結ンダト言ツテ居ルジャアリマセンカ、ソレニモ拘ラズ此ノ合

問 答 問 答 問 答

告ゲマシタカ

答 ソウデス、私ハ覺書ヲ渡シマシタ同ジ覺書ヲ「ロシヤ」大使宛乙、伊太利大使ニ同シ日ニ渡シマシタ、ソレハ七月上旬デシタ

問 貴方ハ「スターマー」氏ニ始メテ千九百四十年九月上旬ニ會ツタ、ソシテ同月二十七日迄ニ彼ノ政府ト三國同盟ヲ結ンダト言ヒマシタガ其ノ時二週間待ツテ呉レトハ言ハナカツタノデスネ

答 イエ、二週間デハアリマセン「スターマー」ハ只私ノ問ニ答ハマシタ

問 非常ニ急ヲ要スル事件ガ尋常ニ違ンデモ三國同盟ノ案ナコトヲ準備スル細カイ仕事ニハ相當ノ時ヲ必要トシマス

答 ソウデス

問 所デ貴方ハ當所デ「スターマー」ニ始メテ九月上旬ニ會ツタ、ソシテ伯林ニ於ケル貴方ノ代表ノ米爾ニ九月二十七日ニ三國同盟條約ニ調印スル豫指令シタト言ヒマシタ、然シ貴方ガ「モスコ」カラルル夜貴方ガ出席シタ例ノ件ノ履行ヲ督促サレタ「合衆國」カラノ提

答
ツトラール、或ハ「ナチ」ノ侵略戦争計畫ニ協力スル氣デアツタト話
論サセルコトニナルトハ考ヘマセンデシタカ
問 答
イエ、私ハソナ風ニハ考ヘマセンデシタ
貴方ハ貴方ノ外務省ノ一員並ニ日本ノ外務大臣トシテノ經驗カラ當
時歐洲ニ起ツタ凡ユル事ヲ知リツ、アノ時猶乙、伊太利ト日本ガ同
盟ヲ結ンデソレガ貴方ノ常時切望シテ居ラレタ合衆國トノ協定實現
テ可能ナラシメル親睦状態ニ貢献シ得ルト思ツタノデスカ
ソウデス、私ハコンナ風ニソレヲ考ヘタノデス、日本ノ立場ヲ多
少強化スル三國條約ヲ結ブコトニヨリソシテ日本ノ國家的威信ヲ維
持シソシテ合衆國ニ我々ノ誠實眞實ナル誠ヲ示シテ太平洋ニ於ケル
了解ニ至リ本邦ノ支那問題ノ協定ヲ獲得シ度イト考ヘタノデス、コ
レガ私ガ考ヘ出シタ方法ナノデス、又私ハコウ考ヘタノデス、此ノ
三國條約ノ締結ヲ當分少シハ感情ヲ尋ウデセウガ我々ノ誠意並ニ友
誼ヲ示セバ徐々ニ道ハ開ケルトソシテ後ニ三國條約ヲ結ンデモ「ハル」
氏並ニ大統領ハ胸襟ヲ開イテ感ジテ快レマシタシアノ件ヲ交渉セラ

答
三國同盟ノ日昨ハ實際ハ太平洋地域ニ於ケル合衆國ノ勢力ヲ無ニス
ル爲ダツタノデセウ、ソレモ貴方ハ考ヘテ御居デダツタノデセウ
答 イイ、エ、獨乙ト英國ヲ中立サセヤウトシタノデス
千九百四十六年三月七日
問 貴方ガ引續ガレタ時猶乙、合衆國ノ困難ハドンナ状態ダツタト御考
ヘデスカ、貴方ノ概観的ナ御見トシテ
答 「アメリカ」ハ英國ニ同情シテ武器ヲ供給シテ援助シテ居リマシタ
然シアノ時私ハ「アメリカ」ガ直接戦争ニ参加スルトハ思ヒマセンデ
シタ、ソシテ獨乙ハ「アメリカ」ト衝突シマイト全力ヲ盡シテ居リ
マシタ之レガ私ノ當時ノ概観的觀察デシタ
問 貴方ハ然シ貴國政府ノ最初ノ公式行動ノ一ツデアツタ同盟ノ性質上
三國同盟締結トイウーソレガ當然「アメリカ」ヲシテ貴方ハ「ヒ

衆國ノ提案ガ貴方ニ申達サレテモ貴方ハ二週間待ツテ是レト歡迎シ
タデハアリマセンカ
答 エ、私ハソレヲ由々シイ間越ダト思ツタノデス
三國同盟ノ日昨ハ實際ハ太平洋地域ニ於ケル合衆國ノ勢力ヲ無ニス
ル爲ダツタノデセウ、ソレモ貴方ハ考ヘテ御居デダツタノデセウ
答 イイ、エ、獨乙ト英國ヲ中立サセヤウトシタノデス
千九百四十六年三月七日
問 貴方ガ引續ガレタ時猶乙、合衆國ノ困難ハドンナ状態ダツタト御考
ヘデスカ、貴方ノ概観的ナ御見トシテ
答 「アメリカ」ハ英國ニ同情シテ武器ヲ供給シテ援助シテ居リマシタ
然シアノ時私ハ「アメリカ」ガ直接戦争ニ参加スルトハ思ヒマセンデ
シタ、ソシテ獨乙ハ「アメリカ」ト衝突シマイト全力ヲ盡シテ居リ
マシタ之レガ私ノ當時ノ概観的觀察デシタ
問 貴方ハ然シ貴國政府ノ最初ノ公式行動ノ一ツデアツタ同盟ノ性質上
三國同盟締結トイウーソレガ當然「アメリカ」ヲシテ貴方ハ「ヒ

問 答 問

レタノハ貴万モ知ツテノ通りアス、デスカラソレハ全然空想デモナ
 カツタノデス
 六月二十二日ニ獨乙政府ハ「ロシヤ」ニ宣戦ヲ布告シタノデシタネ
 ソノ頃デシタ
 コレニ依リマス「獨乙ハ千九百四十一年六月二十二日「ロシヤ」
 ニ侵入シタ」同様ニ「イタリヤ」ハ六月二十二日又ハ二十三日ニ、
 「ロシヤ」ニ宣戦ヲ布告シマシタ、貴万ハ記憶ガアリマスカ
 正確ナ日附ハ憶エテ居リマセン、然シト覺エテ居リマスガソレヨ
 リ前デシタガ私ハ「オット」ニ便チ通ジテダツタト思ヒマスガ伯林
 へ傳言シテ「ヒツトラ」ニ「ロシヤ」ト戰争スルコトヲ懐ム議言ツ
 テヤリマンタ、私ハ戰争ニ反對ダツタノデス、私ハ其ノ言葉ノ中デ
 秘エテ居ルトコロガアリマス、私ハ「ナボレオンス」ヲ誤解チ犯シマ
 シタ、先ノコトハ諒解ノ限リデハ無イト思ヒマス「ト申シマシタ、
 ソシテ爾乙ガ「ロシヤ」ト戰フコトニ強硬ニ反對シマシタ、ソレニ
 就テ申シタイノデスガ御承知ノ通り私ガ東京ニ歸リ陛下並ニ首相ニ

問 答 問 答 問

私ノ歐洲旅行ニツキ報告シテ「ソ」ト獨乙ノ間ノ關係ハ危殆トイ
 ハザルヲ得マセン、私ハ未ダソレハ恐ラク相方ノコケオドシテ結局
 自軍ニハナルマイト考ヘテ居マスガ然シソレデモ危険ダト申シマシ
 タ、然シ私ハ行事モ致テセヌ様ニソシテ獨乙ノ事情ヲ論ゼヌ様ニ氣
 チ附ケテ居リマシタ、ソシテ三國條約ハ彼々チ戰争ニ參加サセルベ
 ク豫備ナクスル様ノコトハアリマセンデシタ
 ソレデ貴國政府ハ七月八日ニ合衆國政府ニ政府ハ「ロシヤ」ト戰フ
 コトハ考慮シテ居ラヌ旨ヲ告ゲタノデスネ
 ソウデス
 之レニ依リマス「ト七月八日ニアノ通知ハ爲サレタノデスネ
 七月三日ダツタト思ヒマス、私ハ同ジコトヲ「ロシヤ」獨乙、並ニ
 伊太利大使館ニ通知シマシタ
 何故アノ内閣ハ失敗シマシタカ
 知りマセン
 貴方ハ近衛氏外二人ノ重ナ閣僚ト共ニ台閣ニ列シタアノ内閣ノ抑々

ノハ彼ハ彼ノ覺奮ノ中デ一度ソウ言ツテ居ルノデスガ然シ私ハ近衛
ニ致回、若シ私ガドウニモ交遊ニ付テ邪處デアルナラ、ソウイウ風
ニ考ヘルナラ私ハ彼ニ迷惑ヲ與ケヌ爲何時デモ辭職スル旨申シタコ
トデス、ソシテ我々ハ寧ろ非常ニ親密ナ間柄ダツタノデス、ソシテ
私ハ個人的ニ近衛ニ何時ナリトモ彼ガ適當ト思フ時ニ辭職スル義ニ
言ウテ矣レ、バ私ハ直チニソウスル旨話シマシタ

問 答 問 答

初メヨリ居ラレタ三、四人ノ一人デ他ノ關係ノ詮衡チ貴方ガタノ間
デ討議シタノデスカラ貴方ハ内閣ニ關シテ全体的ニ又首相ト關係ガア
リマシタ、ソレデ何故内閣ガ天敗シタカナ判断スル地位ニアル重要
ナ人物ダツタノデセウ

答 我ハ其ノ時ソシテモノデハアリマセンデシタ、内閣ノ一員ダツタア
ノ平沼ノコトヲ見テ下サイ、近衛ハ私ニ相談チシタコトハアリマセン
ソシテ後刻アツサリ断リテ言フノデシタ、彼ハ斯ウシタコトヲ自由ニ
ニヤツテ居ツタ方デス

問 近衛内閣又ハ政府瓦解シ急速ナ改造ガ行ハレ貴方ハ内閣ヨリ退出チ
嘆ツタ唯一人ノ關係ダツタデセウ

答 イ、エ、故人アリマス
卒直ニ御導ネシマスガ、當時ノ近衛内閣ノ瓦解ハ貴方並ニ貴方ノ外
交政策ト首相トシテノ近衛公トノ間ノ意見ノ不一致ガ原因ダツタノ

デスカ
答 彼ハソノ覺奮ノ中デソウイッテイマスガ違ヒマス、御承知願ヒ辰イ

問

答 問 答

問

私ハ或ル書類ノ中カラ讀ンデ見ヤウト思ヒマスガ其當リ私ハコレガ
 ドンナ書類デアルカ云ヒタクアリマセン、之レヲ讀ム目的ハ其ノ當
 時ノ事情ガ外記上ハドシナモノデアツタカヲ貴方ニザツト知ラセ
 シ度イノデス、ソレデ私ハ特末ニ當ツテ若シクハ貴方ガソレヲ認メ
 ラレルカドウカノ重大ナ點ニ到達シタ時貴方ニ御意キシマセウ、公
 同ガ東京カラ不在中彼ノ反對者等ニ親アングロサクソン派ハ三國條
 約ノ締結以來等閑ニ附サレ且惡化セシ合衆國並ニ英國ト日本トノ關
 係ヲ改善シヤウトシタ、ドウデスカ貴方ノ御意見デハ三國條約ノ締
 結以來日本、合衆國ノ關係ハ惡クナツテ居ツタト御考ヘデスカ
 エ、私ガ申上ゲタ通り彼等ハ何カ感情ヲ害シテ居ツタデセウ、デス
 グ爾後私ハ兩國間ノ近接化ニ努力シマシタ
 貴方ハ獨逸代表カラロシヤニ對シテ戰爭スル後日本政府ニ要請スルコ
 トヲ促サレタコトガアリマスカ
 イ、エ

デハ日本ガロシヤニ對シテ戰爭スルトイツタコトヲ要請シテ居ルコ

問 答

トヲ證明スル伯林東京間ノ急電トイツタは實ノ證據無クアツテモ
 貴方ハソレヲ間違カ、偽デアルト申サレマスカ
 虚偽デス勿論大使ノ大島ハ日本ハドウスルカトイウ電報ヲヨコシマ
 シタ、ソレデ我々ハ熱議ノ結果戰爭不参加ヲ決定シマシタ
 先ツ讀ミマセウ、日本政府ハ松岡氏ヲ通ジテ對シテ攻撃スル意圖
 ナキ旨ヲ返答シタ、實際二三ノ血氣ニハヤル個人ヲ陰イテハ日本デ
 ハ何人モロシヤニ對シテ戰爭スルコトヲ欲シナカッタ
 新聞並ニ輿論ハソレモ千九百三十九年十月ノアノ獨レ廻ツタ時ソノ不
 可侵條約ノ後デ獨乙ガ突知ソ聯ヲ攻撃セルコトニヨリ全ク當惑シ混
 亂シテ居ツタ、日本政府自體ハ正ニソ聯ト中立條約ヲ結ンダバカリ
 デアツタ、彼等ハロシヤト何モ紛糾モナカッタソシテ日本ハ新ル
 事ヲスル丈ノ準備ガ出來テ居ラヌト考ヘテ居ツタ、刻ヘ政府ハ支那
 同類デ合衆國ト協定シ度イト望ンデ居ツタガソレハ日本ガロシヤヲ
 攻撃スルヤウナコトガアレバ不可能ナコトデアツタ、貴方ハソウイ
 ウ返事ヲシタ後エガゾリマスカ若シソウイウ要求ガ貴方ニサレタコ

答 私ハ獨乙ハソ聯ト非常ニ親密デ友好關係ニアツテ韓旋スルコトガ出
 來ルト思ヒマシタ、ドウカ仕舞迄言ハシテ下サイ私ガ伯林ニ着イタ
 時フオン・リツベントロツブニ此ノ件ニ付韓旋ノ勢ヲ執ツテ呉レル
 カドウカト言ツタノハ私デシタ、ソコデ彼ハ情況ヲ説明シ始メマシ
 タ、ソシテ事情斯クノ如クダカラ獨乙トシテハソウスルコトハ不可
 能ダト結ビマシタ

問 貴方ハ日本ノ國際關係主斯ル時機ニロシヤト斯ル協定ヲ結ブコトカ
 ドウシテソシテニ焦眉ノ問題デ必要ナモノダト考ヘタノデスカ
 エ、ソレハ私ノプログラムデシタソシテ中立條約又ハ不可侵條約
 ノ締結後御承知ノ通りニツノ草案ガアリマシタソレデ私ハソ聯トノ
 關係ヲ調整シタ後合衆國ヘ行キ大統領並ニハル氏ト太平洋及支那國
 間ニツキ話ス積リデシタ

問 ソレデ貴方ハ此ノ不可侵協定ハ合衆國ト支那國間ヲ交渉スル前ニ必
 要ノ措置ダト考ヘタノデスカ

答 トガ無イナラバ貴方ハソシテ返事ヲシタ答ガナイコトハ判ツテイマ
 スガ

問 イ、エ大島ガ日本ハドウスルカヲ謂ベヤウト電報シテ云々時ニカ
 其ノ電報ノ中ニヒツトラハ日本ガ對俄スカドウカハ日本自存ノ目
 題ダト言ツタコト被ハ日本ニ何レノ道ヲ採ベトモ言マスコトヲ
 言ツテ居ツタト思ヒマス、斯クノ如ク獨乙ハ私ガ昨日言ツタ事ニ日
 本ノ援助ニ疑ヲ察シ居ツタノデス

問 千九百四十六年三月十一日

問 櫻岡同サン、アノ時貴方ハロシヤトノ不可侵條約又ハ中立條約カ貴
 國政府ニドウシテソシテニ言大デアルト御考ヘニナリマシタカ
 終 ソレハ最初カラ私ノプログラムダツタノデス、ソレトノ關係ヲ良ク
 スルコトハ永年ノ私ノ所望ダツタノデス

問 ドウシテアノ時貴方ガソウシタ條約ヲ皆ブ爲ニ三日同盟ノ強力ナ仲
 間ニ韓旋ノ勢ヲ執ツテ貴ハネバナラヌ程ソレガ大切ダツタノデスカ

答 期間ニ特ブコトニ成功シタノデスガソレ何ト設限ナサルノデスカ
私ハスターリンニ會ヒタイト云ヘマシタ、ソレ以外此ノ條約ヲ結ブ
方法ガアルトハ思ヒマセンシタ、私ハモロトフ氏ト二三回會談シ
マシタガ希望デシタ最後ニスターリン氏ハ私ト會フコトニナツテ居
マシタ私ハ卒直ニ彼ト所シマシタソシテ私ハ彼ニ私ノ政見ハ一時ノ
間ニ合セイモノデナイコト彼ハ諒ラク私ガソレト日本ノ間ノ關係ヲ
深メ改善スルコトニ努メテ來タコトヘイヤ寧ロ、ロシヤト日本ノ間
ト言フベキデセウ何故カト言ヘバ彼十年前ニハソレト言フモノハナ
カツタカラデス一私ガ三十年以上其ノ政見ヲ變イテ來タコトニ注意
ヲ促シマシタ、彼此ノスターリンハソレヲ知ツテ居リマシタ

問 〓 總統ト日本外務大臣ガ及及外務大臣マイスナー 立會ノ上千九百
四十一年四月四日伯林ニ於テ討論セル件ニ關シ 貴方ハソレヲ
思ヒ出セマスカ千九百四十一年四月伯林ニ於テ貴方ハ德、英、外
務大臣及マイスナー氏トカ言ウ國會議員ト討論シマシタ

答 ソウデス

問 何故デスカ

答 ソレハ支那トノ友好的解決ヘモソレガ一肌説イデ呉レ、バト思ツタ
ノデス、ソシテ日私ガ上ダタニ私ノ伯林並ニローマ訪問ハ各
公ニ僑裝ノ意味ガアツタノデスソシテ私ガ東京ヲ立ツテ以來ノホン
トノ義リハソレト中立條約又ハ不可侵條ヲ結ブコトニアツタノデス
ヨロシイ、スルト之ハ貴國政府及對乙、伊太利並ニ他ノ國ニヨツテ
結バレテ居ツタ反國際共產黨條約ノ原素ト矛盾スルコトニハナリマ
センカ

問 答 イ、エ、私ハソウハ思ヒマセン兎ニ角反國際共產黨條約ハ當時ニ
死傷ダツタノデス

問 答 貴方ハソレナニ長イ期間ソレヲソレニ國ニ感ジテオ出デデシ
タノデ貴方ノ御物ル御リ電報デフオン。リツベトロツブニ此ノ協定
ヲ結ブコトヲ奨励シテ欲シイト促シタノデス

問 答 デスガ特貴方ハ此ノ協定ヲ貴方ノ御物ル御リ獨乙ノ利益ナリ短イ

答 問

エビズムヲ援助シタノハ遺憾デアル。貴方ハ貴方ガ法王又ハカイデ
 イナル、ゲスバリト討議シタコトヲ彼等ニ報告シテカラ會話ヲシタ
 記憶ガアリマスウ

私ハカイデイナル、ゲスバリトハ討議ハシマセンソレデ彼トノ話ニ
 付イテ話ス理白ガアリマセン然シ法王トノ話ハ、勿論私ハ慎重ニヒ
 ヲトラニ私ハ法王ニ私自身ヲ投ゲ出シ平和ニ對スル彼ノ援助ヲ求
 メタト話シマシタ英同トアメリカガ支那ノボルシエビズムヲ援助シ
 タ等トハ言ハヌ籍リチ然シ私ハ法王ニ私ハ平和ヲ増進シ維持スル
 爲ニアメリカト日本ノ間ノ平和ヲ維持スル爲ニカトリックノ勢力
 ヲ用ヒラレンコトヲ御座スルト申シマシタ

貴方ハ千九百四十一年四月四日ニヒツトラ、フオンリツベントロ
 ツプ及マイスナニソレヲ話シマシタカ

エ、私ハソレヲソナニ編ニ話シタカドウカ忌ヒ出セマセンガ法王
 ヲ訪問シタ目的ヲモツト話シマシタソシテ同様カトリックノ勢力ヲ

答

エビズムヲ援助シタノハ遺憾デアル。貴方ハ貴方ガ法王又ハカイデ
 イナル、ゲスバリト討議シタコトヲ彼等ニ報告シテカラ會話ヲシタ
 記憶ガアリマスウ

答 問

精確ナ日取又ハマイスナニ大田トハ善ノコトカ知りマセン、私ハロ
 ーマニ立ツ前ニ別辭ヲ述ベ伯林ヲ去ル前辭辭ヲ述ベル爲儀儀ノトコ
 ロヘ行キマシタ

コレハ上記ノ人達ト貴方自身カ出テクル會話ナノデス貴方ノ記憶ヲ
 熟タニスル爲ニマセウ。松岡ハ更ニ話シタ。私ハ等ニカイデイナ
 ルゲスバリノ人格ニ優ミ平和ノ爲ニ努力スル勇氣ヲ述メマシタ。刻
 ヘ彼ハ法王ニ合衆國特ニアメリカ大統領ガ歐州及支那ニ於ケル影響
 ヲ引カセルデアラウコトヲ信ジサセヤウト努力シテ居ツタアメリ
 カ及ビ大統領ガ正シイカ正シクナイカハ同國デナク彼等ハ彼等ノ政
 策ニ對シ一定ノ理由ヲ持ツテ居タソナ理由如何ニ知ラズ又正シカ
 ロイガ別進ツテ居ヤウガ我々ハ事實ヲ述ベル要ガアル支那ニ對シテ
 ハ法王ニ日本ハ支那又ハ支那自体ト關ツテ居ルノデハナク唯單ニ支
 那並ニ全東亞ニ蔓延シヤウトシテ居ルボルシエビズムト關ツテ居ル
 ノダトイウロトヲ信ジサセヤウトシタ。アメリカ並ニ英國ガボルシ

答 同
 勿論彼ハ贊成デシタ、ソレハ既ニ通國當初カラ御承知ノ様ニ首知ト私ノ聞テ了解シ合ツタ
 コトデス

答 同
 此ノ旅行ニ關シ何カ彼ハ注意スルコトガアリマシタカ
 彼ハソレニ付カレコレ言ウコトヲ好ミマセンデシタガ私ノ歐洲訪問
 ハ暫度ダツタノデスソレデ私ハ彼ニ唯ロシヤト三國條約又ハ不可侵
 協定ヲ特ビソノ他ソノ諸ト日本ノ國ノ關係ヲ改善スベキ私ノ企圖ニ於
 ケル寧ろ偽裝ノ伯林、ローマ訪問ヲシヤウト思ツテ居ルト申シマ
 タ

答 同
 今貴方ハ三國條約ト言ヒマシタネソレハ誤リデスカ
 誤リデシタ、私ハ中立條約ノコトヲ言ウ意リデシタ、私ハ時々アノ
 ニツノ協定ヲロニスルノガスラ、ト出テマセン、然シ我々ハ我モ
 スコー大使トモロトフ氏トノ間デ討論中ノニツノ草案ヲ持ツテ居
 タノデス、ソレデ私ガイツモンノニツニ言及スルノデス
 此ノロシヤト、中立條約ヲ指ブニツキ首相ノ態度ハドンナ思デシタカ
 答 同
 勿論彼ハ贊成デシタ、ソレハ既ニ通國當初カラ御承知ノ様ニ首知ト私ノ聞テ了解シ合ツタ
 コトデス

同
 貴方ハ貴方ノ出發ヲ彼ト討論シマシタカ

同
 松岡君サン私ハ我々ガ此ノ午後取上ゲル問題ヲ貴方ニ大体説明スル
 爲ニ三日同僚ニ對スル貴方ノ關係、特ニ貴方ガ千九百四十一年三月
 ニ獨乙及モスコイヲ訪問シタコトニ關レテイト思ヒマス

答
 承知シマシタ

同
 松岡方ハ首相、近衛氏カラ貴方ノ伯林、モスコイ旅行ニ關シ何カ指
 圖ヲ受ケマシタカ

同
 貴方ハ貴方ノ出發ヲ彼ト討論シマシタカ

同
 千九百四十六年三月十二日

同
 松岡君サン私ハ我々ガ此ノ午後取上ゲル問題ヲ貴方ニ大体説明スル
 爲ニ三日同僚ニ對スル貴方ノ關係、特ニ貴方ガ千九百四十一年三月
 ニ獨乙及モスコイヲ訪問シタコトニ關レテイト思ヒマス

答
 承知シマシタ

同
 松岡方ハ首相、近衛氏カラ貴方ノ伯林、モスコイ旅行ニ關シ何カ指
 圖ヲ受ケマシタカ

同
 貴方ハ貴方ノ出發ヲ彼ト討論シマシタカ

同
 貴方ハ何故辭職シタノデスカ
 近衛ガ私ニ辭職スル後居ンダノデス既ニ御話申上ゲタ儀ニ私ハ辭職
 シヤウトシテ居タノデスソノ事ハ私ノ背後デ活躍スルモノガアツタ
 カラデス

同
 貴方ハ何故辭職シタノデスカ
 近衛ガ私ニ辭職スル後居ンダノデス既ニ御話申上ゲタ儀ニ私ハ辭職
 シヤウトシテ居タノデスソノ事ハ私ノ背後デ活躍スルモノガアツタ
 カラデス

7

Handwritten text in a cursive script, likely Japanese, covering the majority of the page. The text is arranged in several vertical columns, typical of traditional East Asian writing. The ink is dark and the paper shows signs of age, including some foxing and a small tear at the top left corner.

高橋義次

辯護文書六一三―A―一三

松岡洋右顧問書拔萃

東京 巢鴨 刑務所

一九四六（昭和二十一）年三月十二日

問。 さく、野村（海軍）大將は賈下の外相在任中に大使として渡米したので
すか。

答。 私の懇請に對して彼は三ヶ月の間固辭して受けませんでした。私は彼
こそワシントンに出向くべき最上の人物だと思つたので、あくまで説得
したのです。

問。 一九四一（昭和十六）年七月に賈下が辭任した時彼は未だ米國に居たの
ですか。

答。 さうです。

問。 何故かういふ問題を處理するには野村大將が最適の人物だと考へたので
すか。

答。 私は彼が民主主義者の味方であることを知つて居り、又海軍關係に友人

問 答 問 答 問 答

當然問題となりました。

その審議の経過を、大体だけでも話して下さい。

例へば日本は即時参戦するかといふ點です。私は、我々は協議の結果参戦するかしないかの決定は獨り日本にのみあり、又ドイツ、イタリイ兩國も同様の権利を有するものと了解してゐると述べました。

尚ほ、だが本議は之を決定するために協議を行ふべしとその言葉通りに言つてゐないか。

それはどこか諒解の文面中か或は秘密の了解の中にあると思ふ。

さういふ了解があつたのですか。

さうです。

（十六十七頁）

問 答 問

個人としての彼の優しさにありました。

一九四六（昭和二十一年）三月十四日

では、第三條「ドイツ國・イタリイ國及び日本は前記方針に於て相互に協力することを約す。更に締約國の何れか一國が現在歐洲戦争又は日支事變に參與し居らざる國の攻撃を受けたる時は、三國は政治・經濟及び軍事上のあらゆる手段を以て相互に援助すべきことを約す。」本條は樞密院でかなり問題となつたものではありませんか。

が多くその方の受けも非常によかつたので、私は彼こそ兩國間の平和を改善維持すべき最上の人物だと考へたのです。數年前、御承知のやうに、私が滿鐵に居た頃、當時海軍省にゐた野村大將に或時ワシントン駐劄の日本大使にならなにかと勤めたことがありますが彼は之を受けませんでした。その上彼は若い頃から私の一番親しい友人でした。

貴下が彼こそ當時遣外使臣として最適なりと考へなりと考へたところの、米國に友人が多く又米國で非常に尊敬を受けたる所以は何處にあつたのですか。

286-2

